

第二次稲城市保健福祉総合計画

ともに生き、ともにつくる まちづくり



稲 城 市



©K.Okawara・Jet Inoue

第二次稲城市保健福祉総合計画

第二次稲城市保健福祉総合計画の策定にあたって

「ともに生き、ともにつくる まちづくり」をめざして



本市では、「緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城」を将来都市像と定め、豊かな自然環境と歴史や伝統を大切にし、調和の図られたまちづくりを進めてまいりました。

また、平成23年には、これからの10年のまちづくりの方向性として「ともにつろう 笑顔あふれる 元気なまち」を掲げ、時代の潮流や本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえつつ、多様化する市民ニーズに応えるための指針として第四次稲城市長期総合計画を策定いたしました。

保健福祉分野については、平成18年に稲城市保健福祉総合計画を策定し、「ともに生きる まちづくり」を基本理念として、様々な保健福祉施策を展開・推進してまいりました。

一方、この間、国の政策として地方分権、地域主権改革が行われ、保健福祉分野においても、「義務付け・枠付け」の見直しや権限移譲が進められようとしており、地域の保健福祉を推進していく上で、市の果たす役割がますます重要なものとなります。

さらに、稲城市保健福祉総合計画が平成23年度に計画期間の終了を迎えるなか、保健福祉分野の新たな課題として、自助、共助、公助が調和し、安心して暮らせる地域づくりの推進、地域包括ケアシステムの実現、障害者のための新たな総合的な福祉法制への対応、保育サービスの充実、健康施策の一体的推進などへの取り組みが求められています。

このたび策定した第二次稲城市保健福祉総合計画は第四次稲城市長期総合計画に即した、保健福祉分野における総合計画となるものであり、新たな基本理念である「ともに生き、ともにつくる まちづくり」の実現に向けて市民の皆様と、ともに手を携え、保健福祉施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました第二次稲城市保健福祉総合計画策定委員会の皆様、アンケート調査等にご協力くださいました市民の皆様並びに関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成24年3月

稲城市長 **高橋 勝浩**

第1部 基本理念

第1章	計画策定の背景	3
第2章	計画の概要	5
第3章	稲城市の概況	7
第4章	稲城市の特色的な事業	18
第5章	計画の基本理念	21
第6章	基本的考え方	22
第7章	計画の目標	23
第8章	計画の推進	24
第9章	計画体系図	25

第2部 基本計画

第Ⅰ編	地域で支え・自立生活を支援する地域福祉	29
第Ⅱ編	高齢者保健福祉分野	69
第Ⅲ編	障害者福祉分野	113
第Ⅳ編	子育て支援分野	149
第Ⅴ編	保健医療分野	201

資料編

1.	用語解説	243
2.	検討経過	250
3.	策定委員会設置要綱	254
4.	策定委員会委員名簿	256
5.	保健福祉マップ	257



第 1 部

基本理念

第1章 計画策定の背景

「措置から契約へ」「利用者自身の選択と決定へ」という社会福祉改革の流れのなかで、社会福祉法が制定され利用者本位、在宅福祉重視、地域での自立支援、サービス供給体制の多元化などが進められています。

このようにサービス利用者が自ら選択し決定する福祉へと大きく転換するなかで、行政はサービス利用者の自己決定や自立を支える役割を期待されています。平成17年の「障害者自立支援法」の制定、同じく平成17年の介護保険法改正などの制度改革に共通する特徴は、住み慣れた地域での在宅生活の維持を目指し、地域での生活支援を充実するという地域福祉志向を強めていることにあります。「障害者自立支援法」については、利用者負担がサービス利用の抑制につながるなどの批判から、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定が予定されていますが、いずれにしても生活の場でその人の尊厳を守る、そして継続性のある生活を維持していくという方向が重視されつつあります。

本市では、平成18年に「稲城市保健福祉総合計画」を策定し「ともに生きるまちづくり」を推進してきました。住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して暮らせるまちづくりの実現を目指してきましたが、少子高齢化が進み世帯構成が変化し、家族による問題解決力の低下、地域における支え合いの脆弱化などを背景に、経済的には必ずしも困窮していませんが、社会的にさまざまな障害や生活の困難を抱える人たちが増えています。

現行の制度サービスが十分に機能せず、多様な生活課題に対応できていない現状もあり、安心した地域生活を送るためには、これまで以上に地域での生活を重視したサービスを考えていく必要があります。

厚生労働省もこうした状況に対し、平成20年に「これからの地域福祉のあり方に関する研究報告」をまとめ、「公的な福祉サービスの充実整備を図るとともに、地域における身近な生活課題に対応する、新しい地域での支え合いを進める」ことを提案しています。実際、全国各地で地域コミュニティやNPOなどの非営利団体による地域の共助への取り組みが盛んとなっており、こうした「新たな支え合い」による活動は「新しい公共」として行政を補完する役割を期待されています。

一方、地域主権改革が進められることにより、市町村への国や都からの権限移譲が見込まれます。これからの市町村は福祉サービスの管理者としての役割を担うことが求められており、地域主権改革の動向を見極めながら組織体制の拡充に向けた準備を進めていく必要があります。

そのためには、市民サービスの向上の視点に立って各分野を横断する連携が効果的に進む仕組みをつくるなど、総合行政の展開に向けた創意工夫に努めていく必要があります。

こうした保健福祉を取り巻く環境や福祉ニーズの変化を踏まえ、新たな課題に取り組むため平成 23 年度で計画期間が終了となる「稲城市保健福祉総合計画」を見直し、ここに「第二次稲城市保健福祉総合計画」を策定します。

見直しにあたっては、制度による公的なサービスと、地域の生活課題に対応するための市民の力による支え合い、助け合い活動がバランスよく展開された地域の保健福祉の向上を目指しています。

平成 23 年に策定された本市の最上位の計画である「第四次稲城市長期総合計画」が目指す「ともにつくろう 笑顔あふれる 元気なまち」の実現にむけて保健福祉部門を中心とした施策と方向を明らかにします。

第2章 計画の概要

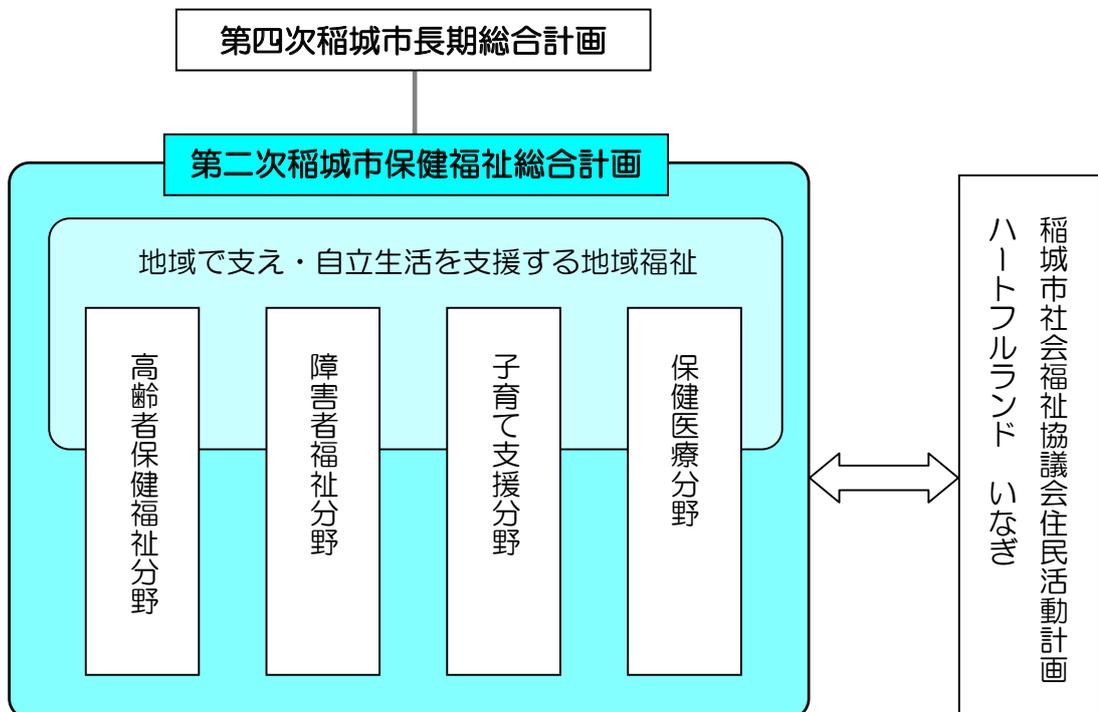
1 計画の構成

本計画は2部から構成され、第1部は計画全体に関する内容であり、第2部では「地域で支え・自立生活を支援する地域福祉」のもと、高齢者、障害者、子育て支援、保健医療の各分野を掲載しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、市の基本構想である「第四次稲城市長期総合計画」に即した、保健福祉に関する総合的な計画です。保健福祉の各施策を高齢者保健福祉分野、障害者福祉分野、子育て支援分野、保健医療分野に分け、これらすべてを包含する地域で支え・自立生活を支援する地域福祉に分けています。

「第二次稲城市保健福祉総合計画」は以下のように構成されています。



国や都がそれぞれ策定した関連計画や、市が策定した個別計画との整合性を保つとともに、多様な福祉活動を基盤に市民が主体的に策定した稲城市社会福祉協議会の住民活動計画「ハートフルランド いなぎ」と連携を図ります。

- ◆ 「第Ⅰ編 地域で支え・自立生活を支援する地域福祉」は、「社会福祉法」第 107 条に基づく市町村地域福祉計画にあたります。
- ◆ 「第Ⅱ編 高齢者保健福祉分野」は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画にあたります。また、別途策定する「第 5 期介護保険事業計画」と整合・連携を図ります。
- ◆ 「第Ⅲ編 障害者福祉分野」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画にあたります。また、別途策定する「第 3 期障害福祉計画」と整合・連携を図ります。
- ◆ 「第Ⅳ編 子育て支援分野」は、既に策定した平成 22 年度からの「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」と整合・連携を図ります。
- ◆ 「第Ⅴ編 保健医療分野」は、「健康日本 21」における地方計画にあたります。また、「母子保健計画」との整合・連携を図るとともに、「健康増進法」および「食育基本法」を踏まえた取り組みを明らかにするとともに、医療を含んだ計画とします。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 6 年間とします。

なお、上記期間中においても、保健福祉を取り巻く社会情勢の変化により必要が生じれば、それに応じて部分的変更、見直しを行うこととします。

計画期間と関連計画

初年度	平成 24 年度	25	26	27	28	29	
平成 23 年度～	第四次稲城市長期総合計画						～32 年度
平成 24 年度～	第二次稲城市保健福祉総合計画						
平成 19 年度～	第三次稲城市母子保健計画						
平成 24 年度～	第 5 期稲城市介護保険事業計画						
平成 24 年度～	第 3 期稲城市障害福祉計画						
平成 22 年度～	稲城市次世代育成支援行動計画 (後期行動計画)						
平成 24 年度～	ハートフルランドいなぎ						

第3章 稲城市の概況 ～第一次計画策定後を中心として～

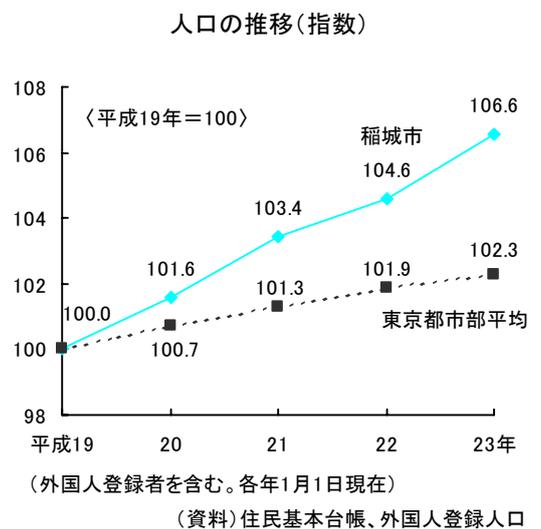
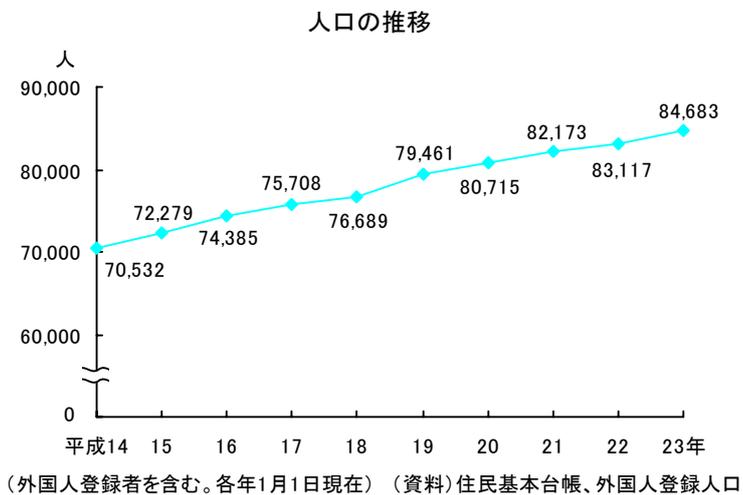
第一次計画策定後の5年間における地域の変化をみると、人口は伸びていますが、今後の出生数については少子化を反映して、これまでのような出生数を見込むことが難しいことが予想されます。また、高齢者人口については着実に増加することが見込まれます。

1 人口の動向

(1) 人口の推移

本市の人口は、多摩ニュータウン地区等の住宅開発に伴って依然として増加が続いており、平成23年1月1日現在の人口は、住民基本台帳83,575人、外国人登録者数1,108人の合計84,683人となっています。

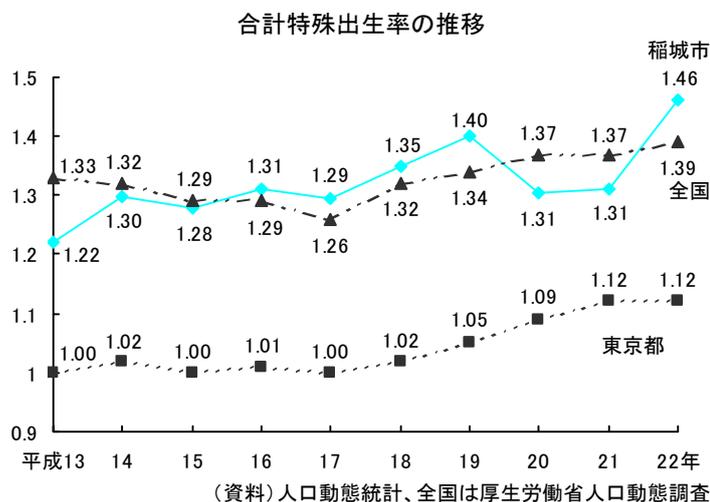
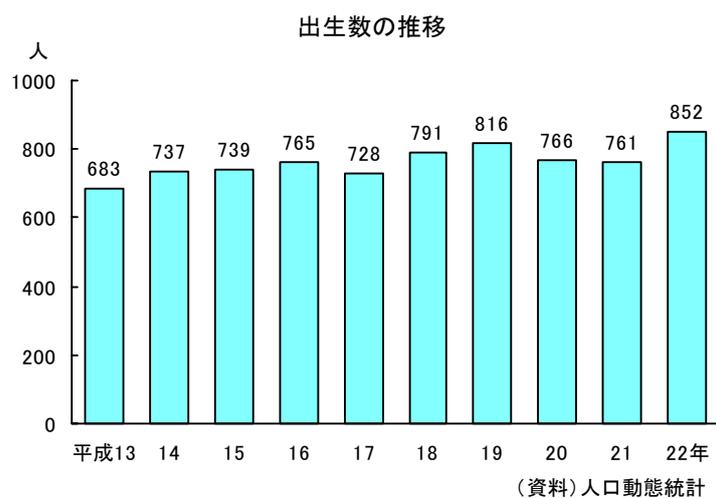
人口の推移は、平成19年を100とした指数で東京都市部平均と比較すると、平成23年本市が106.6、東京都市部平均が102.3であり、本市の人口増加率が高いことがわかります。



(2) 出生数と出生率の推移

人口の増加に伴い、出生数は増加基調が続いていましたが、平成20年、21年は減少で推移しています。しかし、平成22年には852人と、ふたたび増加に転じています。

合計特殊出生率^{*}については、平成19年までは東京都および全国を上回る増加基調が続いていましたが、平成20年には減少となっています。しかし平成22年には、ふたたび増加に転じています。

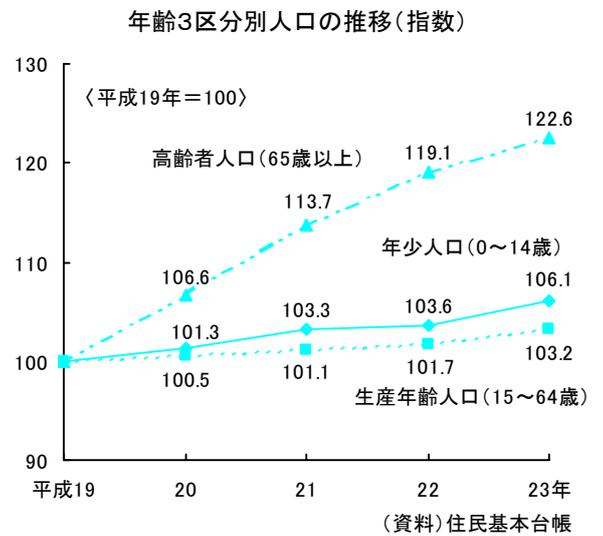
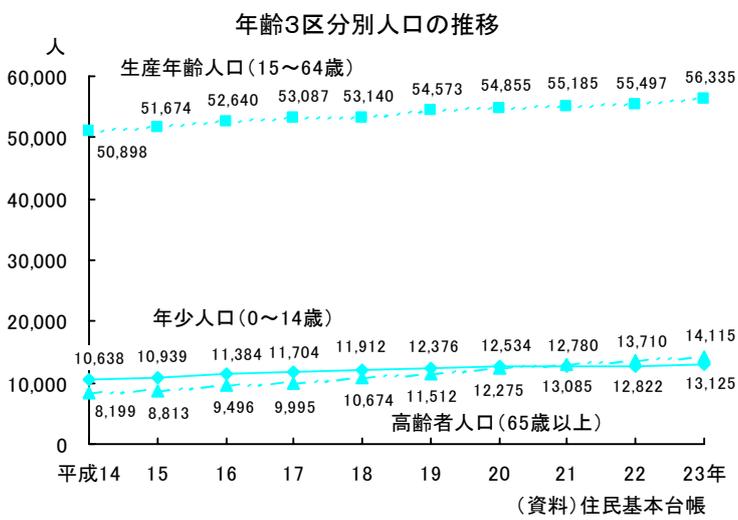


(3) 年齢構成の推移

人口を3区分別構成で見ると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)および高齢者人口(65歳以上)いずれも増加が続いています。

人口推移と同じく、平成19年を100とした指数で比較すると、平成23年の年少人口106.1、生産年齢人口103.2、高齢者人口122.6であり、高齢者人口の伸びが最も高くなっています。

本市の平成23年の年齢3区分別構成比は、年少人口15.7%、生産年齢人口67.4%、高齢者人口16.9%となっていますが、これを東京都と比較すると年少人口比率は大きく上回り、生産年齢人口比率は同程度、高齢者人口比率は大きく下回ります。



年齢3区分別人口の構成比

(平成23年1月1日現在)

単位: %

	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
稲城市	15.7	67.4	16.9
東京都	11.9	67.6	20.5

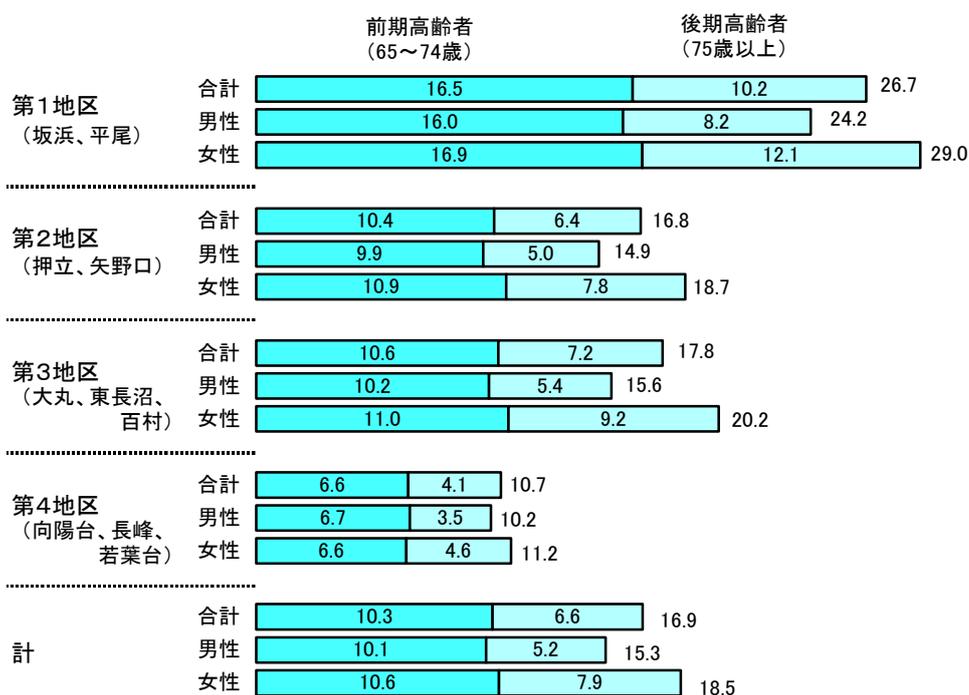
(資料)住民基本台帳

(4) 地区別高齢化の状況

本市では地域住民の日常生活圏として4圏域を設定しています。

その圏域ごとの高齢化の状況をみると、第1地区（坂浜、平尾）のみ高齢化率が高く、26.7%となっています。他の地区はいずれも20%以下であり、第4地区（向陽台、長峰、若葉台）は10.7%にとどまっています。前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）の構成比では、男女、いずれの地区も前期高齢者が後期高齢者を上回ります。

地区別の高齢化率

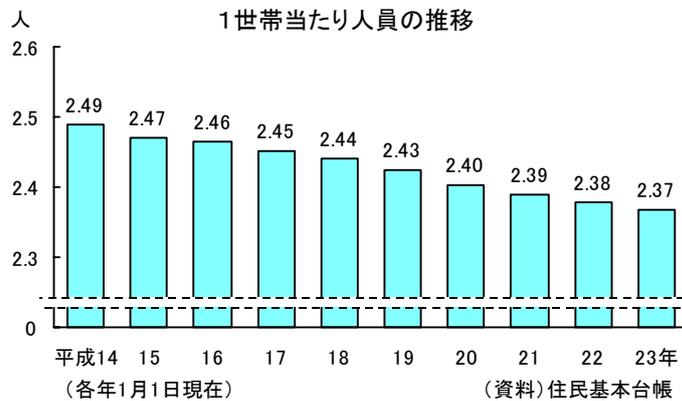
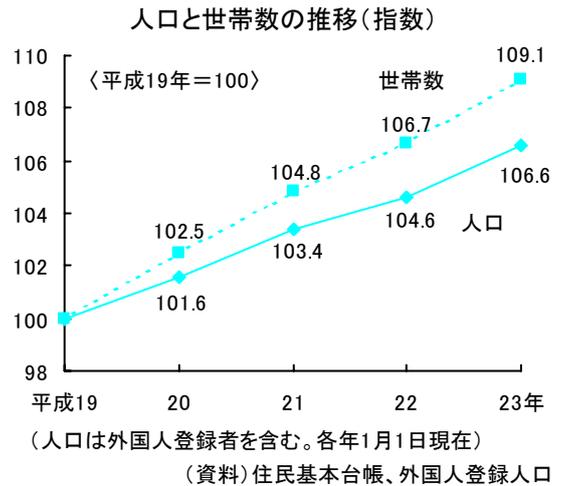
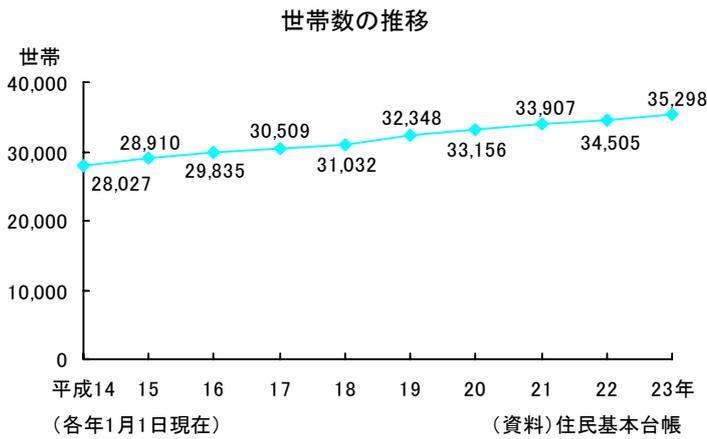


(資料)住民基本台帳 平成23年1月1日現在

2 世帯の動向

(1) 世帯数の推移

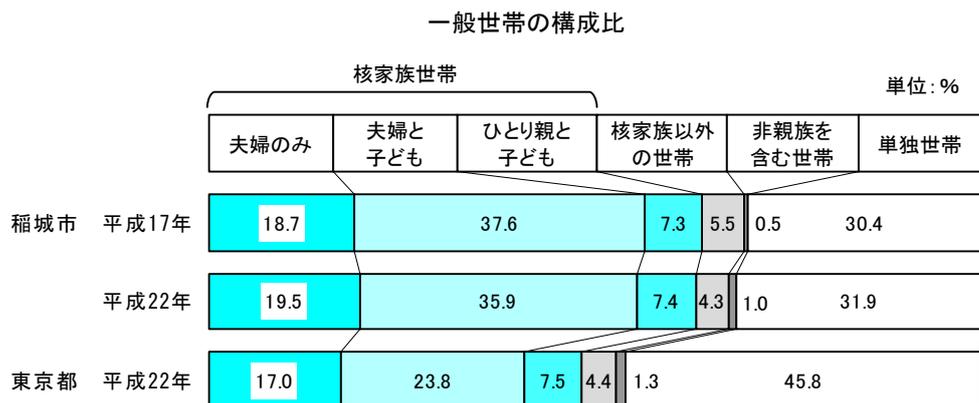
世帯数は増加が続いており、平成23年1月1日現在の住民基本台帳では35,298世帯となっています。人口の推移と同じく平成19年を100とした指数では、109.1と人口の同期間の指数106.6を上回ります。こうした世帯数の増加に対し、1世帯当たり人員の減少が続いており、平成23年2.37人となっています。



(2) 世帯構成

一般世帯の構成比は、核家族世帯が多くを占め、平成22年の国勢調査では62.8%と東京都の48.3%を大きく上回ります。核家族世帯の中では、夫婦と子ども世帯の割合が最も多くを占め、これも35.9%と東京都の23.8%を大きく上回ります。

平成17年から平成22年にかけて増加している世帯は夫婦のみおよびひとり親と子ども、ひとり暮らしである単独世帯をあげることができます。



(資料) 国勢調査

注) 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者と、間借り・下宿などの単身者、寄宿・独身寮などの単身者をいう。

(3) 高齢世帯の状況

一般世帯に占める高齢者のいる世帯は、平成22年27.2%、そのうち高齢夫婦世帯は8.5%、高齢単身世帯は7.0%となっています。高齢夫婦世帯および高齢単身世帯のいずれも伸び率は高く、平成17年から22年にかけて高齢者のいる世帯が32.7%増となっており、特に高齢夫婦世帯は39.2%増、高齢単身世帯は52.8%増となっています。

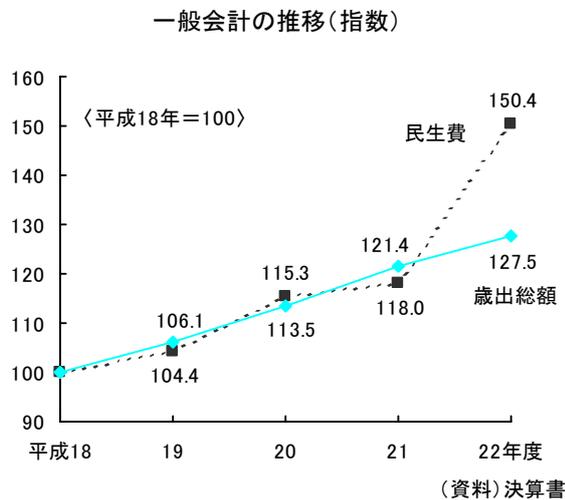
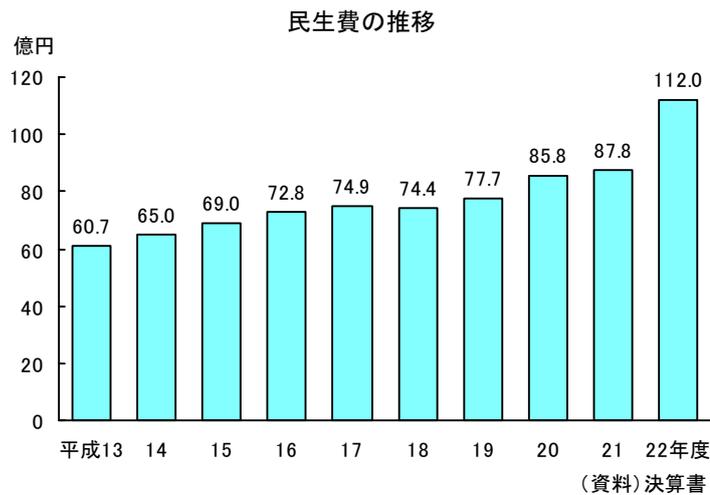
高齢世帯の推移 単位：世帯、%

	稲城市				都平均 平成22年 割合
	平成17年	平成22年	割合	伸び率 H22/H17	
高齢者のいる世帯	7,143	9,478	27.2	32.7	28.8
高齢夫婦世帯	2,143	2,983	8.5	39.2	7.6
高齢単身世帯	1,590	2,429	7.0	52.8	9.8
その他世帯	3,410	4,066	11.7	19.2	11.4
一般世帯	30,348	34,823	100.0	14.7	100.0

(資料) 国勢調査

3 福祉関係費の推移

一般会計の歳出総額のうち、福祉に関する民生費は増え続けており、平成22年度112億円となっています。平成18年度を100とした指数で推移を比較すると、平成18年度から平成21年度までは歳出総額、民生費とも同じような増加傾向を示していましたが、平成22年度は子ども手当等の支給により、民生費の伸びは歳出総額の伸びを大きく上回りました。



4 市民のニーズ・意識

本計画策定に係る基礎資料とするために、平成 22 年度に実施した市民アンケート調査の結果（抜粋）です。

調査の概要

調査の種類	調査対象者	調査対象者数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
(1) 地域福祉	20 歳以上の市民	2,000 人	921 人	46.1%
(2) 高齢者	65 歳以上で介護保険の 要支援・要介護認定を 受けていない方	2,000 人	1,355 人	67.8%
(3) 障害者	身体障害 「身体障害者手帳」所持の方	1,777 人	1,005 人	56.6%
	知的障害 「愛の手帳（療育手帳）」 所持の方	385 人	182 人	47.3%
	精神障害 「精神障害者保健福祉手 帳」所持、または「自立支 援医療制度（精神通院）」 利用の方	862 人	407 人	47.2%
(4) 子育て支援	20 歳以上 60 歳未満の市民	2,000 人	838 人	41.9%
(5) ひとり親家庭	20 歳以上のひとり親	500 人	221 人	44.2%
(6) 保健医療	20 歳以上の市民	2,500 人	1,262 人	50.5%

調査方法と時期および対象者

調査方法・・・郵送配布・郵送回収

調査時期・・・平成 23 年 3 月

調査対象者・・・調査対象者数について無作為抽出（障害者は全員を対象）

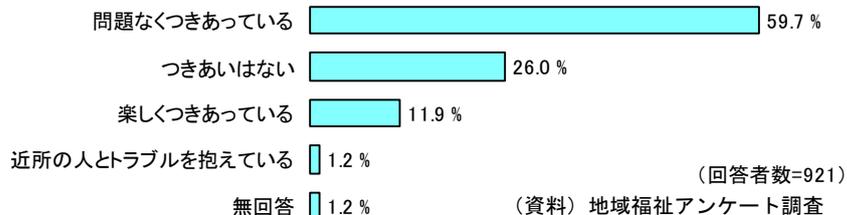
(1) 「地域」のとらえ方について

身近な「地域」という場合、地域福祉アンケート調査では「自治会区域」と「地区」に分かれますが、高齢者アンケート調査では「自治会区域」が多く、次いで「隣近所」があげられています。高齢者の地域イメージはより身近な地域ということが出来ます。

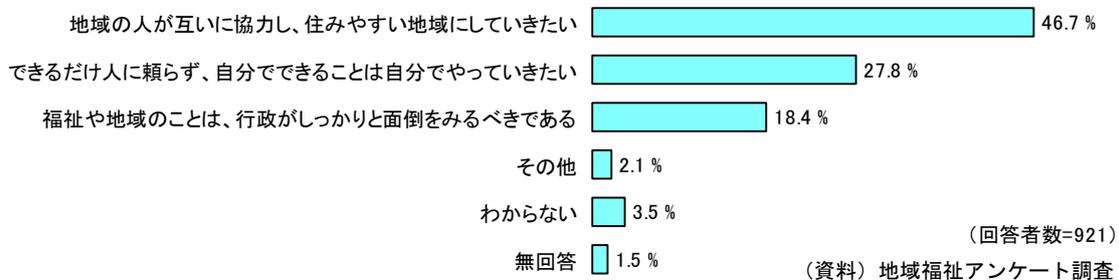
(2) 地域とのかかわり方について

隣近所とのつき合いについては、地域福祉アンケート調査で「つきあいはない」との回答は4人に1人があげていますが、「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」とする回答は半数近い人があげています。

現状のつきあいについて



地域における福祉について



(3) 日常生活について

日常生活で困っていることについては、地域福祉アンケート調査では「将来の生活」「自分の健康」「家族の健康や介護」が上位にあげられています。

高齢者アンケート調査で不安に思っていることは、「自分や家族の健康」「自分や配偶者が寝たきりや認知症になった時の対応」が主なものであり、身体障害者のアンケート調査では生活で困っていることとして「外出する機会や場所等が限られる」や「自分の体調がよくない」があげられています。また、高齢者アンケート調査においては、地域で困ることとして「iバス・路線バスの便数が少ない」が突出しています。

困っていることとして、ひとり親家庭アンケート調査では「家計について」を約6割の人があげています。

日常生活で困っていること（上位3位）

区分	1位	2位	3位
地域福祉	将来の生活 47.4%	自分の健康 35.3%	家族の健康や介護 29.1%
高齢者	自分や家族の健康 52.4%	自分や配偶者が寝たきりや認知症になった時の対応 46.0%	配偶者に先立たれること 26.4%
身体障害者	外出する機会や場所等が限られる 28.7%	自分の体調がよくない 25.2%	医療費の負担が大きい 15.1%
ひとり親家庭	家計について 57.9%	仕事について 29.9%	住居について 22.2%

(4) 情報について

地域福祉アンケート調査では、福祉サービスに関する情報について4割を超える人が「あまりあるいはほとんど入手できていない」としています。また、障害者アンケート調査では、福祉サービスの困りごととして「制度のしくみがわからない」を知的障害、精神障害、いずれも1位にあげています。

(5) 相談先について

相談先は、高齢者アンケート調査を除いてはほとんどが身内となっています。一方、障害者アンケート調査では「どこに問い合わせたらよいかわからない」「身近な場に相談場所がない」との回答が合わせて2～4割あげられています。

相談先（上位3位）

区分	1位	2位	3位
地域福祉	配偶者 58.4%	家族 55.5%	友人・知人 40.7%
高齢者	家族・親戚 74.6%	病院・医院の医師 47.5%	市役所・保健センター 38.2%
障害者	家族や知人に相談したり情報を得られるので困っていない 身体 43.7%、知的 35.7%、精神 36.6%	どこに問い合わせたらよいかわからない 身体 18.5%、知的 25.3%、精神 27.0%	身近な場に相談場所がない 身体 9.1%、知的 12.1%、精神 13.8%
子育て	配偶者 68.5%	友人 34.0%	両親・祖父母 33.4%
ひとり親家庭	親族 71.0%	友人・知人 64.7%	子ども家庭支援センターなど 12.1%

(6) これからの重要施策について

重要だと思われる福祉・保健施策は、地域福祉アンケート調査では「医療やリハビリ機関の充実」「夜間・緊急のサービス体制の充実」「在宅福祉サービスの充実」などが、高齢者アンケート調査では、「身近な相談窓口や総合相談機能の充実」「情報提供の充実」「サービスのコーディネート機能の充実」などがそれぞれ上位にあげられています。

障害者アンケート調査の身体障害では「障害のある人が暮らしやすいまちづくり」「災害や緊急時の即応体制、防犯体制の強化」「障害のある人の健康づくりや機能訓練・リハビリの充実」、精神障害では「情報提供と相談体制」「就労のための支援」、知的障害では「情報提供と相談体制」「福祉的就労の場の整備や内容充実」「近隣の企業等の職場開拓」といった順であげられています。

保健医療アンケート調査では「健康づくり、体力づくりやスポーツを行える施設・場の整備」と「健康診断の機会の充実」があまり差がなくあげられ、ひとり親家庭アンケート調査では「児童扶養手当」「児童育成手当」「医療費助成」をあげることができます。

重要だと思われる福祉・保健施策（上位3位）

区分	1位	2位	3位
地域福祉	医療やリハビリ機関の充実 31.9%	夜間・緊急のサービス体制 の充実 31.2%	在宅福祉サービスの充実 26.1%
高齢者	身近な相談窓口や総合相談機能の充実 53.0%	情報提供の充実 39.4%	サービスのコーディネート機能の充実 26.3%
障害者	身体障害者 障害のある人が暮らしやすいまちづくり 37.1%	災害や緊急時の即応体制、防犯体制の強化 29.2%	障害のある人の健康づくりや機能訓練・リハビリの充実 29.0%
	知的障害者 情報提供と相談体制 28.0%	福祉的就労の場の整備や内容充実 26.9%	近隣の企業等の職場開拓 26.4%
	精神障害者 情報提供と相談体制 31.4%	就労のための支援 27.8%	精神福祉サービスの選択の幅が、他の2障害と同様の水準となるような充実 18.9%
保健医療	健康づくり、体力づくりやスポーツを行える施設・場の整備 38.9%	健康診断の機会の充実 38.2%	市立病院の充実 34.4%
ひとり親家庭	児童扶養手当 48.9%	児童育成手当 46.6%	医療費助成 32.1%

第4章 稲城市の特色的な事業

《地域で支え・自立生活を支援する地域福祉》

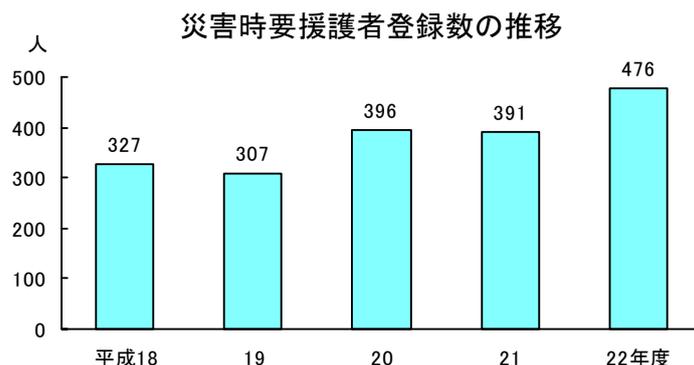
◎ふれあいセンターの整備

「ずっと稲城で暮らしたい……」こんな願いを地域で支えることを目的として設置されたふれあいセンターは、地域住民が主体となって運営する小地域福祉活動の拠点です。市内6か所に整備され、地域住民の交流の場として利用が図られています。

◎災害時要援護者支援計画の策定と市民相互支援ネットワークづくり

災害時の対応に備え、高齢者や障害者で災害時に不安を感じており周囲に自己の情報を知ってもらいたい人の名簿を作成しています。また、「災害時要援護者支援計画」を策定しました。

日ごろから地域住民とのコミュニケーションを図っておくことで、お互いに関心を持ち合える関係となり、災害時にも役立つ災害時要援護者市民相互支援ネットワークの構築を目指しています。



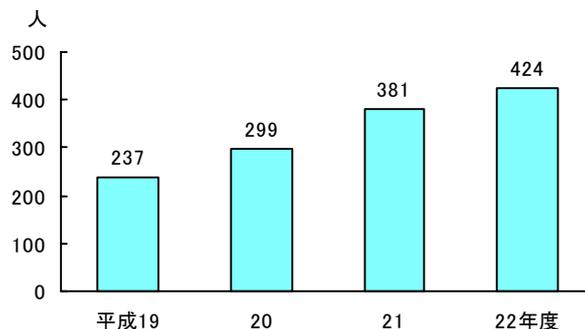
《高齢者保健福祉分野》

◎介護支援ボランティア制度を全国に先駆けて実施

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえでポイントを付与し、その高齢者の申し出により、そのポイントを換金した交付金を交付（実質的な介護保険料の負担軽減）する介護予防事業です。

平成19年9月に全国に先駆けて実施し、登録者や活動が広がり、平成22年度末現在の登録者は424人で、交付金交付人数は、254人、交付実績は944,000円となっています。

介護支援ボランティア登録者数の推移



《障害者福祉分野》

◎障害者相談支援事業所を2か所に増設

社会福祉法人正夢の会に委託してマルシェいなぎを開所したことにより、稲城市社会福祉協議会による相談支援事業と合わせ、障害者相談支援事業所が2か所となりました。

今後、法改正により、障害者相談支援事業の需要が高まることが予想され、円滑な対応を目指しています。

◎就労支援センターの整備・開設とチャレンジ実習の実施

社会福祉法人正夢の会に委託してコラボいなぎ内に稲城市障害者就労支援センターを開所しました。平成22年にはマルシェいなぎに移転して、障害者相談支援事業と一体となって運営することで、相談者数の増加など一層の効果をあげています。

また、平成21年度からは就労支援センターの事業として市役所内で印刷等の作業を行う職場実習を開始し、一般就労を目指す障害者の実践の場として活用しています。

◎マルシェいなぎにおいて当事者同士でピアサポートを実施

マルシェいなぎの開所に合わせ、同所内に障害者が仕事帰りに気軽に立ち寄ることができるピアサポートセンターを設置しました。ピアサポートセンターでは障害当事者が自ら余暇活動を企画するなど、障害者の社会参加促進の場となっています。

《子育て支援分野》

◎子育て支援コーディネーターによる活動

市内認可保育所13園、認証保育所6園、認定こども園1園、家庭福祉員2名の保育の質の向上や各関係機関のネットワーク強化を目指しています。

各保育園の子育てひろば事業や児童館での乳幼児支援事業など、内容や時期についての調整を行い情報発信も進めています。また、子育てサポーターと連携し、活動拠点の確立を図っています。

◎保育所の民営化と保育所の受入れ定員の変更

公立保育園1園の民営化が完了し、さらなる民営化を大規模改修の時期に合わせて行い、受入れ定員の拡大を進めています。

◎病後児保育の実施

病後児保育を実施しています。稼働率が低迷しているため利用しやすい運営のあり方を検討しています。

◎子ども家庭支援センターの相談事業と専門職員の配置、ケース会議の実施

子ども家庭支援センターにおける子育て相談等に専門職員を配置し、メール相談も含めた総合相談を行っています。そして要保護児童対応のためのケース会議の実施等、相談体制の充実をさらに図っていきます。また、虐待予防も含めた対応も進めています。

《保健医療分野》

◎稲城市健康プラザの開設

市民が健康で生きがいのある生活を送れるよう、温水プールや運動器具を利用した健康増進施設である稲城市健康プラザを開設します。

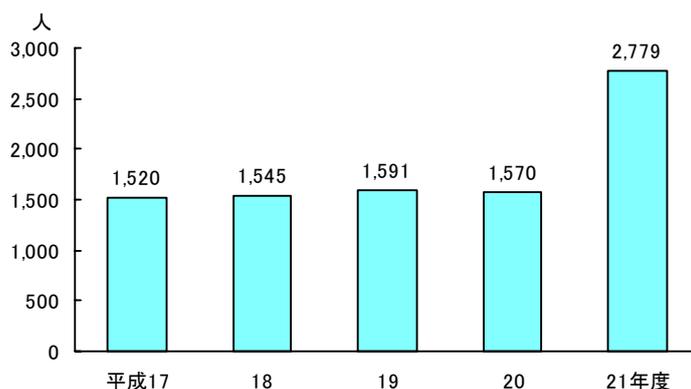
◎予防接種事業の充実

平成 22 年度より任意接種の小児用肺炎球菌、ヒブワクチン、子宮頸がん予防ワクチン接種事業を開始しています。

◎歯科健診の充実

1 歳 6 か月および 3 歳児の歯科健診に加え、平成 21 年度からは 1 歳、2 歳、2 歳 6 か月児歯科健診および親子歯磨き教室などを実施し、乳幼児の歯科衛生の向上に取り組んでいます。

歯科健診受診者数の推移



第5章 計画の基本理念

「社会福祉法」の理念として、福祉サービスは個人の尊厳を旨とし、福祉サービスの利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援するものとし（第3条）、福祉サービスは利用者の意向を十分尊重し、多様な福祉サービスと保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう定めています（第5条）。さらに、地域における社会福祉の推進を図るという考え方を明らかにしており、そこでは従来の社会福祉事業者のほかに、地域住民や地域で福祉に関する活動を行う人々の協働がうたわれています（第4条）。

こうした「社会福祉法」に規定された基本理念を踏まえ、第一次計画である「保健福祉総合計画」ではすべての人がいきいきと自立した生活を送る福祉社会をつくりあげていく共通の理念として、「ともに生きる まちづくり」を掲げてきました。

「第二次保健福祉総合計画」についても第一次計画に続く「ともに生きる まちづくり」を発展的に継承するなかで、まちづくりの最上位の計画である「第四次稲城市長期総合計画」に掲げるまちづくりの方向「ともにつくろう 笑顔あふれる 元気なまち」と合わせ、「ともに生き、ともにつくる まちづくり」を基本理念とします。

基本理念

ともに生き、ともにつくる まちづくり

第6章 基本的考え方

基本理念の実現を目指すため、地域において個人の尊厳と人間性の尊重を保障できる自立生活のための援助を総合的かつ継続的に提供するという考え方を基に、以下を大切にします。

総合性の尊重

福祉サービスの利用者および同居家族の生活全体を考え、その人らしい自立した生活を送れるよう必要なサービスを総合的に提供する。

主体性の尊重

福祉サービス利用者の意志が尊重され、サービスや生活の場の選択ができ、かつ提供されたサービスを評価することを保障する。

地域性の尊重

住み慣れた地域で、身近に福祉サービスが利用でき、日常の生活を安定的に継続することのできる環境を整備する。

社会性の尊重

社会性や自己実現につながる新たな支え合いの仕組みを構築するとともに、多様な交流の機会を確保する。

文化性・快適性の尊重

より住みやすく、活力に満ちた良質の生活環境を整え、持続可能な社会をつくる。

第7章 計画の目標

計画の目標として「みんなで支え合う地域づくり」「利用者の立場を考えた地域密着ケアの推進」「コミュニティソーシャルワークの実践」を掲げます。

みんなで
支え合う
地域づくり

地域においてお互いが助け合い、
支え合って安心して住み続けることのできる
ともに生きる地域づくり

利用者の
立場を考えた
地域密着ケアの
推進

サービス利用者の生活、家族全体を支援する
利用しやすく、より質の高い
地域に密着したケアシステムの構築と推進

コミュニティ
ソーシャル
ワークの実践

制度化されたサービス提供とともに
地域住民やボランティアによる
支え合う福祉コミュニティづくりの推進

コミュニティソーシャルワークとは

サービス利用者それぞれの家族関係や生活環境に即し、どのような自立生活上の支援が必要であり、かつ本人が何を求めているかを明らかにするなかで、制度化されたサービス提供のみならず、近隣住民やボランティアによる援助を含めて、その人なりの地域自立生活支援を考えていこうとするものです。

第8章 計画の推進

本計画を推進するため、市民と行政が協働しながら、それぞれ取り組みを進めていきます。社会福祉基礎構造改革により制度の改正が進むとともに、地域主権改革による国や都からの権限の移譲が見込まれるなかで、社会保障と税の一体改革が進められるなど、確かな将来設計を描きにくい状況にあります。

このため、本計画の推進にあたっては、今後の国や都の動向を注視し、制度改革をも見据えた進行管理に努めます。

(1) 地域住民等との連携、協働

本計画を着実に推進するため、地域福祉の担い手としての地域住民をはじめ、自治会、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体など地域活動団体、関係機関、サービス事業者などとの連携・協働を図ります。

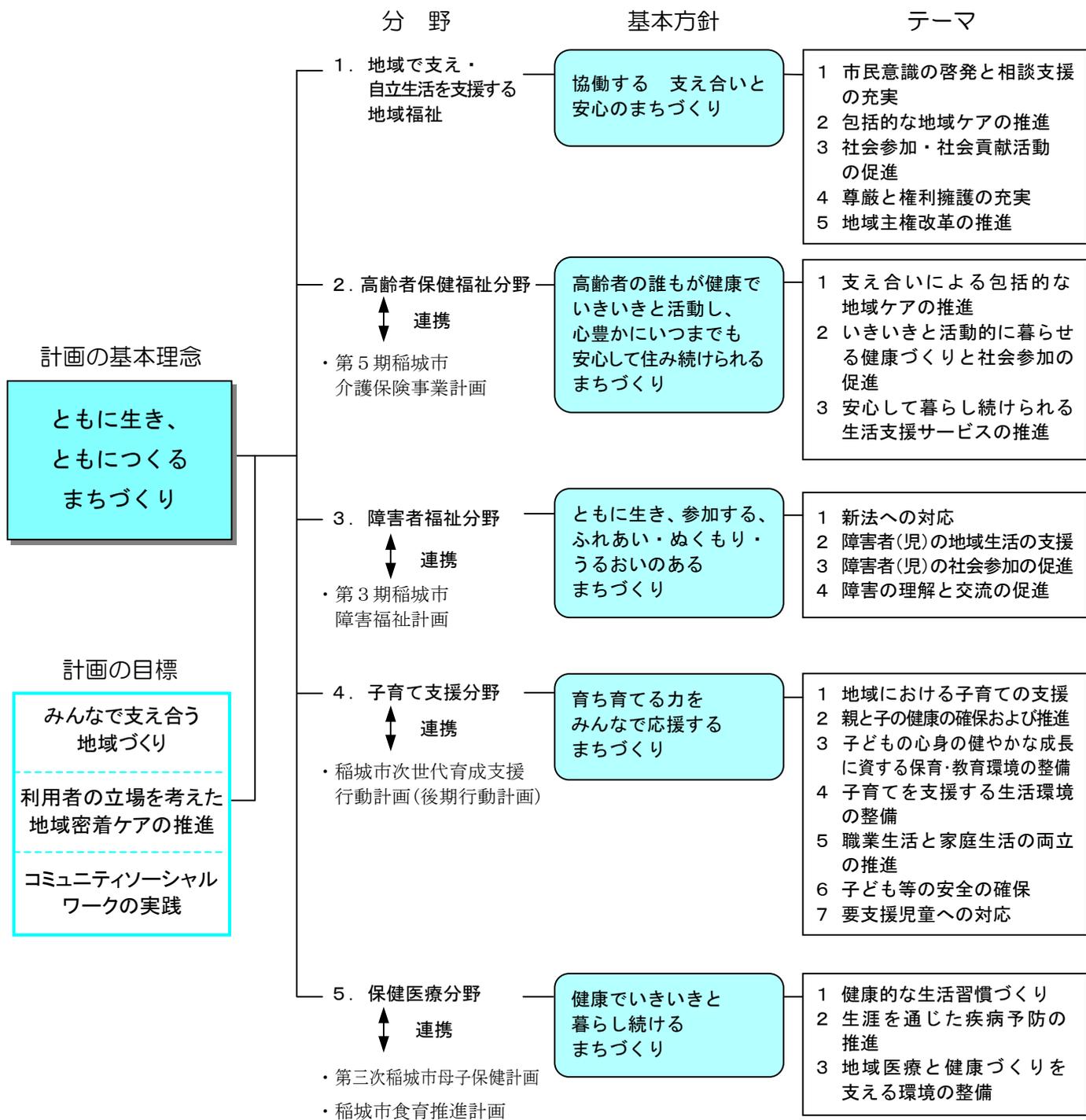
(2) 庁内体制の確立

本計画は保健福祉だけではなく関連領域を含んだ総合的な計画であるため、庁内関係各課の緊密な連携を図り、全庁的な体制で、一貫性のある施策の推進を図ります。

(3) 計画の進行管理と評価

本計画を実効性のあるものとして推進するために、稲城市保健福祉推進委員会を設置し、施策・事業の進行管理や成果などについて、評価を行います。

第9章 計画体系図





第 2 部

基本計画

第 I 編

地域で支え・自立生活を 支援する地域福祉

協働する

支え合いと安心のまちづくり

目次

第1章 地域福祉の現状

- 1 地域福祉をめぐる状況…………… 31
- 2 地域福祉を支える活動…………… 32
- 3 地域福祉に対する意識等…………… 37
- 4 今後の課題…………… 42

第2章 今後の取り組みの方向

- 1 基本方針…………… 45
- 2 テーマ…………… 46
- 3 体系図…………… 49

第3章 施策の内容

- テーマ1 市民意識の啓発と相談支援の充実…………… 51
 - 施策1 ソーシャルインクルージョンの推進…………… 51
 - 施策2 相談支援機能の充実…………… 52
 - 施策3 必要な人への情報提供…………… 54
- テーマ2 包括的な地域ケアの推進…………… 55
 - 施策1 見守り・支え合いの地域づくり…………… 55
 - 施策2 在宅生活を支える環境の整備…………… 57
 - 施策3 災害時の要援護対策…………… 58
- テーマ3 社会参加・社会貢献活動の促進…………… 59
 - 施策1 幅広い社会参加・社会貢献活動の促進…………… 59
 - 施策2 高齢者・障害者の社会参加促進…………… 60
 - 施策3 ユニバーサルデザインの推進…………… 61
- テーマ4 尊厳と権利擁護の充実…………… 62
 - 施策1 サービス利用者の権利擁護…………… 62
 - 施策2 子ども、高齢者、障害者の虐待防止…………… 64
 - 施策3 生活の安定と自立への支援…………… 65
- テーマ5 地域主権改革の推進…………… 66
 - 施策1 組織体制の拡充…………… 66
 - 施策2 サービス事業者への指導と質の向上…………… 67

第1章 地域福祉の現状

1 地域福祉をめぐる状況

少子・高齢化や人口減少という人口構造の変化に対応するため、社会福祉基礎構造改革が進められ、平成12年に社会福祉事業法が改正され、「社会福祉法」が制定されました。改正のポイントは、行政がサービスの内容を決定するのではなく、サービスの決定にあたっては利用者の選択を重視する「措置」から「契約」制度への転換です。

「社会福祉法」では「地域における社会福祉の推進を図る」ことが法の目的として掲げられ、この結果、高齢、障害、児童等あらゆる分野の社会福祉を地域福祉という考え方で展開することが法律で位置づけられ、福祉施策は地域福祉へのシフトを強めています。

また、障害の有無や年齢にかかわらず、福祉サービスを必要とする人が身近な地域でその人らしい自立した生活を送ることを目指すことが地域福祉です。

地域福祉の推進にあたっては行政と地域住民、当事者団体、地縁型組織、社会福祉事業者、NPO等の地域福祉の担い手たちと相互に協力して進めなければならないとしています。地域福祉は、地域の多くの関係者が協力・連携してつくりあげていくことが明確にされています。

平成20年に厚生労働省から出された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」では、地域福祉の新たな役割として次の3つをあげています。

- ①現行の社会福祉の仕組みでは対応しきれない生活課題に対応する役割
- ②住民と行政の協働による新たな支え合い（共助）を確立する役割
- ③地域社会再生の軸としての役割

それらを実現していくためには、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスが対応するという原則を踏まえつつ、自身や家族による自助と、行政などによる公的な福祉サービスとの間に地域の共助「新たな支え合い」を日常生活圏に確立させることを提案しています。

厚生労働省では「新たな支え合い」のモデル事業である、地域支え合い体制づくり事業や安心生活創造事業を行っている自治体に助成を行うなど、地域社会における日常的な支え合い体制の構築に取り組んでいます。

本市においても、各地域の交流の場となっているふれあいセンターなどを活用して福祉コミュニティをつくり出す取り組みが始まっています。それは、行政と住民組織、NPO、福祉サービス事業者等とが協働し、「新しい公共」をつくり出すことにつながります。このように、ともに支え合う地域社会の実現に向けて地域福祉は重要な役割を担っています。

2 地域福祉を支える活動

地域福祉の担い手としては、行政をはじめ稲城市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO等のさまざまな団体や個人が活動していますが、それら活動主体の概要は次のとおりです。

(1) 稲城市社会福祉協議会

社会福祉協議会は昭和26年に誕生し、民間の社会福祉活動強化を図るため、地域住民と社会福祉関係者などの参加と協力を得て、全国の市町村、都道府県に組織化されてきた社会福祉法人です。

社会福祉協議会は、地域生活に関わるあらゆる領域の課題に取り組み、公私協働で解決を図ることが住民からも専門職からも期待され、事業の拡大が図られてきました。

本市においても昭和46年に稲城市社会福祉協議会が設立され、地域福祉の中核的役割を担い、行政、市民、関係者との協働で各種福祉、援護事業などを推進しています。

稲城市社会福祉協議会の事業内容

【在宅福祉サービス事業】

事業名	内容等	各関連分野			
		高齢者	障害者	子育て	その他
生活支援ホームヘルプサービス事業	援助が必要とされる高齢者への家事援助の支援	○			
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭への家事援助等の支援			○※	
育児支援ホームヘルプサービス事業	育児困難家庭への家事援助等の支援			○	
難病患者ホームヘルプサービス事業	難病患者等の家庭支援				○
同行援護事業	視覚障害者への外出支援		○		
重度訪問介護・居宅介護事業	障害者世帯への家事援助・身体介護の支援		○		
移動支援事業	知的障害者への外出支援		○		
有償家事援助事業(いなぎほっとサービス)	住民参加型による家事援助の支援	○	○	○	○
稲城市ファミリー・サポート・センター	住民参加型による子育ての支援			○	○
福祉有償運送事業(ハンディキャブ)	歩行が困難な方へのリフト付車両の運行	○	○		
コミュニケーション支援事業	聴覚障害者への意思疎通の支援		○		
生活介護事業	重度心身障害者を対象とする生活介護		○		
生活資金など貸付事業	生活福祉資金・たすけあい資金				○
寝たきり高齢者等おむつ支給事業	高齢者・障害者	○	○		

※ひとり親のみ該当

【相談・援助事業】

事業名	内容等	各関連分野			
		高齢者	障害者	子育て	その他
指定相談支援事業 障害者地域活動支援センター	身体・知的・精神障害者を対象とする総合的な相談援助・社会参加に向けた支援		○		
ひとり親家庭等心の専門相談	心理カウンセラーによる相談			○※	
心配ごと相談	民生委員・児童委員による相談				○
介護サービス相談員事業	高齢者施設等に相談員を派遣	○			
高齢者無料職業相談所 (はつらつワーク稲城)	概ね55歳以上の方を対象とする職業紹介、斡旋	○			
稲城市福祉権利擁護センター あんしん・いなぎ	権利擁護や成年後見制度に係る相談・福祉サービス利用援助・苦情解決委員会など	○	○	○	

【就労支援事業】

事業名	内容等	各関連分野			
		高齢者	障害者	子育て	その他
就労継続支援事業	エイトピア工房(ふれんど平尾内)、喫茶陽だまり(城山文化センター内)で実施		○		

【ボランティア・小地域福祉活動】

事業名	内容等	各関連分野			
		高齢者	障害者	子育て	その他
ボランティア活動推進事業	登録・助言・活動調整、各種講習会・講演会などの実施、ボランティア保険・ふれあい通信他				○
福祉教育の推進	福祉教育支援、体験学習、青年ボランティア教室の実施等				○
福祉協力店	市内事業所への募金箱の設置等				○
ふれあいセンター	6か所(24年度より新たに1か所開設予定)コーディネーターの研修、活動支援				○

【その他】

事業名	内容等	各関連分野			
		高齢者	障害者	子育て	その他
災害に向けた取り組み	防災に関する講座や研修会、防災訓練、防災用備品の整備など				○
歳末たすけあい運動	障害者への配分の他、地域福祉活動費としての活用				○
稲城市福祉センター	指定管理者としての施設の維持・管理				○
調査・研究活動	調査などの実施				○
関連団体・施設の連絡会	福祉事業者連絡会、自治会連合会協議会など				○
啓発・広報活動	社協だより・ホームページ、ふれあい通信などの発行				○
手話通訳者養成事業(手話講習会)	初級・中級・上級・通訳者養成クラスの手話講習会の開催				○
委員会活動	ボランティア活動推進協議会、貸付資金調査委員会など				○

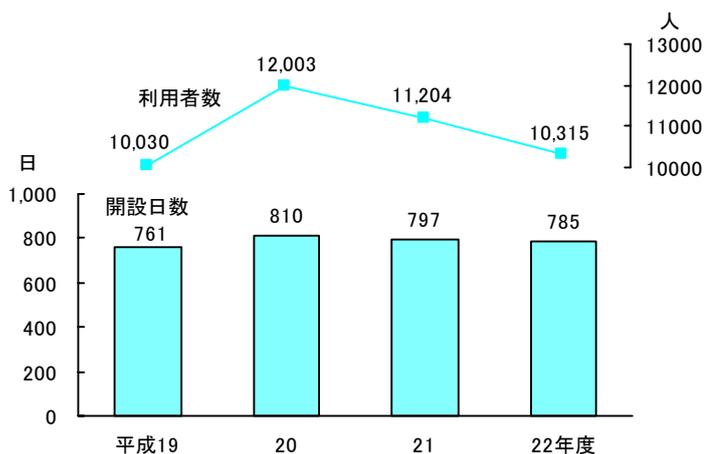
※ひとり親のみ該当

(2) ふれあいセンター

ふれあいセンター運営事業は、稲城市社会福祉協議会により行われています。身近な地域の交流施設として、地域住民のボランティア活動により運営が行われています。

現在、市内6か所にふれあいセンターを設け、運営協力者（地域福祉コーディネーター・協力者）のもと、高齢者を中心に子どもまで幅広い利用者層となっています。

ふれあいセンター利用者数の推移



ふれあいセンター運営協力者数（平成22年度）

名称	協力者数
ふれあいセンター平尾	10人
ふれあいセンター押立	17人
ふれあいセンター坂浜	5人
ふれあいセンター矢野口	15人
ふれあいセンター百村・東長沼・大丸	15人
ふれあいセンター向陽台	17人
ふれあいセンター大丸（予定）	—

(3) ボランティア

伝統的なボランティアの定義とは、自発性、無償性、社会性に基づく活動とされていますが、近年では社会システム等に存在しない機能を創造的で自由な発想で補完するという先駆性や補完性といった概念も加わっています。また、無償の範囲について、実費の弁済や一定の謝礼を受ける有償ボランティアが出現し、受け入れられているという現状もあります。

稲城市社会福祉協議会では、ボランティア活動を始めたい人とボランティアに手伝ってほしい人などの相談を受けて、コーディネートするボランティアセンターを運営しています。

また、ボランティア研修や体験ボランティア事業、ボランティアグループへの情報提供や活動助成など、ボランティア活動の支援に取り組んでいます。平成22年度現在、16のボランティア登録団体があり、ボランティア活動を行っています。

本市では、介護支援ボランティア制度や市民活動ポイント制度により、ボランティア活動に一定の付加価値を付することで、ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備に取り組んでいます。

(4) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、地域社会の福祉を増進することを目的として、市町村の区域におかれている民間奉仕者であり、厚生労働大臣により委嘱されています。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。

主な職務は、市民の生活実態を必要に応じ把握し、援助を必要とする人の能力に応じて自立した生活ができるよう相談・助言・援助をします。また、社会福祉事業者等と密接に連携し、その活動を支援するとともに、福祉事務所や関係行政機関の業務への協力なども行います。

本市では、現在58人の民生委員・児童委員が活動しています。そのうち4人は、児童問題を専門的に担当する主任児童委員です。

民生委員・児童委員の相談・活動状況（平成22年度）

相談状況	件数	活動状況	件数
子どもの教育、学校生活	236件	行事、事業、活動への参加協力	2,631件
子どもの地域生活	228件	地域福祉活動・自主活動	3,729件
日常的な支援	1,216件	民生・児童委員協議会運営・研修	1,771件
在宅福祉	144件	調査・実態把握	2,312件
その他(介護保険、生活環境、家族関係他)	751件	その他(証明事務他)	170件
計	2,575件	計	10,613件

(5) 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣により委嘱された非常勤の国家公務員であり、地域社会から選ばれた社会的信望の厚い方々です。任期は2年で本市では、20人が活動しています。

主な職務は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、地域内犯罪者の更生保護を主体とした活動を行っています。

(6) NPO法人

福祉などのさまざまな分野で活動をする民間非営利団体による地域貢献活動が活発化しています。こうした社会に貢献する活動をさらに促進するため、平成10年には簡易な手続きで法人格を付与することなどを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されています。

市内には、いくつものNPO法人があり、子どもや高齢者、障害者などを対象として幅広い活動を行っています。平成18年には市民活動サポートセンターいなぎが設立され、市民活動の相互交流促進および情報提供事業を通し、その活動を支援しています。

福祉に関連するNPO法人（「市民活動サポートセンターいなぎ」登録団体）

団体名	目的
稲城・なごみの家	稲城市およびその周辺地域において、高齢者が心身共に健康で、安心して暮らせるまちづくりのセンターとして、みんなで支え合い、誰もが主人公として生きいきと楽しく過ごせる施設等を運営することで、高齢者の一人ひとりの人格を尊重し要求に応えた福祉サービスに寄与することを目的とする。
NPOふれあい広場 ポーポーの木	地域住民がお互いに助け合って、高齢になっても、障害があってもいつまでもいきいきと暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。
支え合う会 みのり	高齢者の福祉を自分の問題として考え、支え合いの精神で、在宅福祉活動を行い、支える者と支えられる者が対等な立場を保ち、住み慣れた地域に安心して、生き生きと住み続けられる地域社会づくりに寄与することを目的とする。
はじめのいっぽ	地域の高齢者に対して、気軽に集まることができる場を提供し、仲間づくりの支援をするとともに、介護保険適用者には、居宅介護支援、通所介護および訪問介護を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる豊かな福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

3

地域福祉に対する意識等

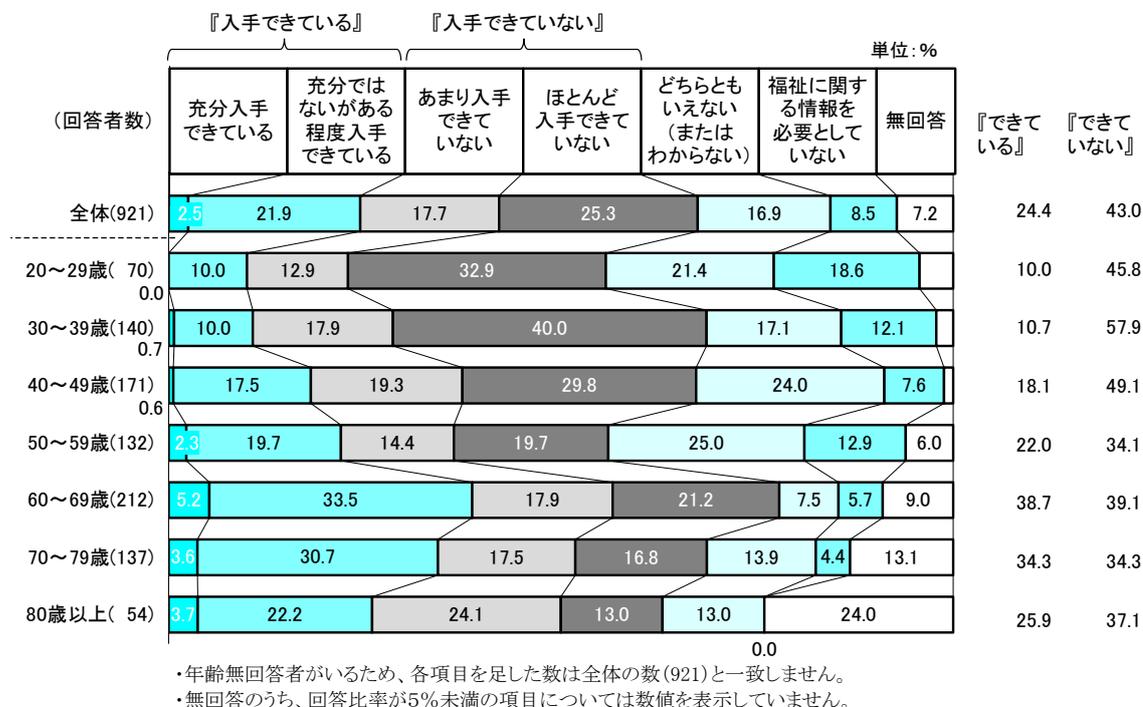
ここでは、計画策定のために実施した地域福祉アンケート調査の結果を掲載します。

(1) 情報の入手

福祉サービスに関する情報の入手については、「充分入手できている」「充分ではないがある程度入手できている」を合わせた『入手できている』は 24.4%、「あまり入手できていない」「ほとんど入手できていない」を合わせた『入手できていない』は 43.0%と『入手できていない』が『入手できている』を大きく上回ります。

年齢別に『入手できていない』をみると、30歳代が最も多く 57.9%、次いで40歳代の 49.1%、20歳代の 45.8%、60歳代 39.1%、80歳以上 37.1%などとなっています。

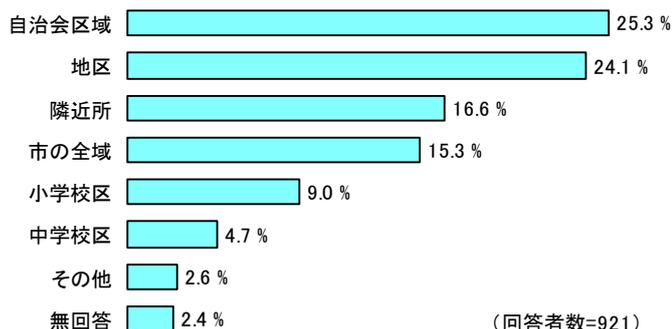
必要な情報の入手



(2) 身近な地域の範囲

身近な地域の範囲は「自治会区域」および「地区」で 49.4%と半数近くを占め、「小学校区」や「中学校区」は1割以下となっています。

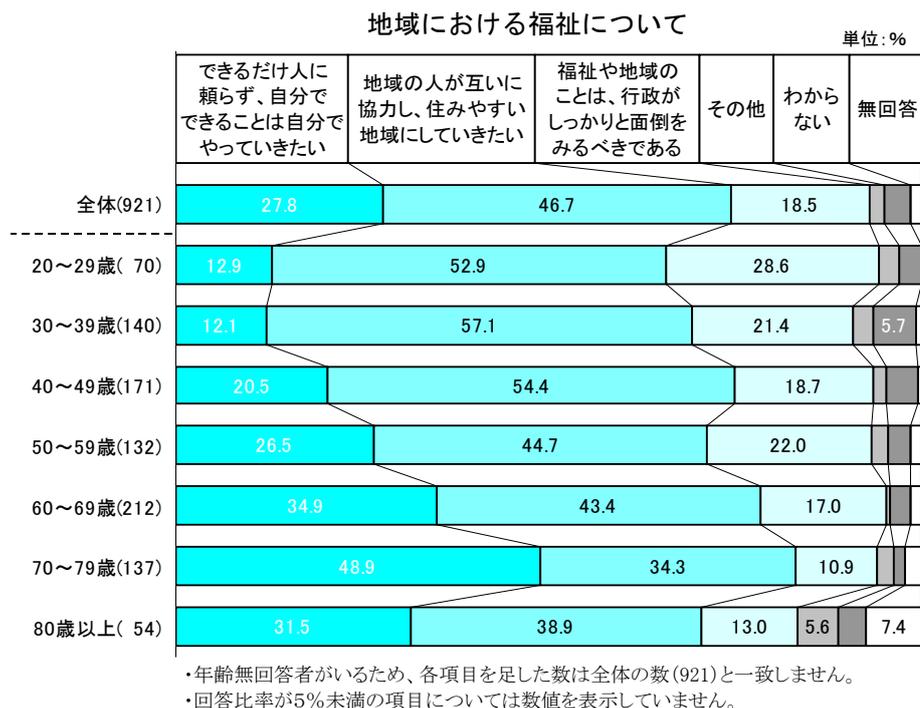
身近な地域の範囲



(3) 地域における福祉

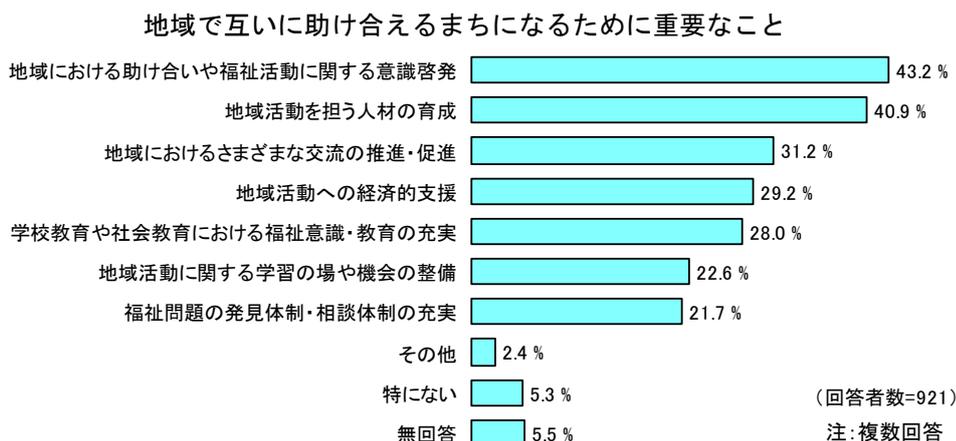
地域における福祉の考え方については「地域の人と互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」が最も多く46.7%、次いで「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」27.8%、「福祉や地域のことは、行政がしっかりと面倒をみるべきである」18.5%であり、地域への助け合いへの関心の高さがうかがえます。

「地域の人と互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」は年齢別では30歳代57.1%、40歳代54.4%、20歳代52.9%の順に多く、若壮年層に多いことが特徴となっています。



(4) 地域で互いに助け合えるまち

地域で互いに助け合えるまちになるために重要なこととしては、「地域における助け合いや福祉活動に関する意識啓発」43.2%、「地域活動を担う人材の育成」40.9%の順であり、次いでこれらとやや差があり「地域におけるさまざまな交流の推進・促進」31.2%、「地域活動への経済的支援」29.2%、「学校教育や社会教育における福祉意識・教育の充実」28.0%などとなっています。

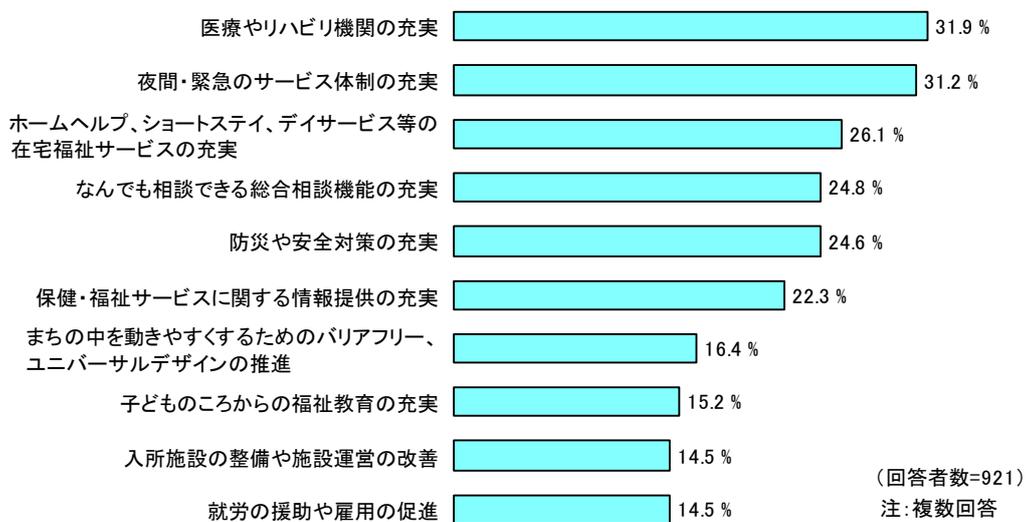


(5) 今後、重要だと思われる福祉・保健施策

本市において、今後特に重要だと思われる福祉・保健施策については、「医療やリハビリ機関の充実」31.9%、「夜間緊急のサービス体制の充実」31.2%がほぼ同程度となっています。次いで、「ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス等の在宅福祉サービスの充実」26.1%、「なんでも相談できる総合相談機能の充実」24.8%、「防災や安全対策の充実」24.6%、「保健・福祉サービスに関する情報提供の充実」22.3%と続きます。

医療を含め在宅福祉サービス、相談機能や情報提供、防災や安全対策といった施策への高い要望があります。

今後、重要だと思われる施策（上位10位）



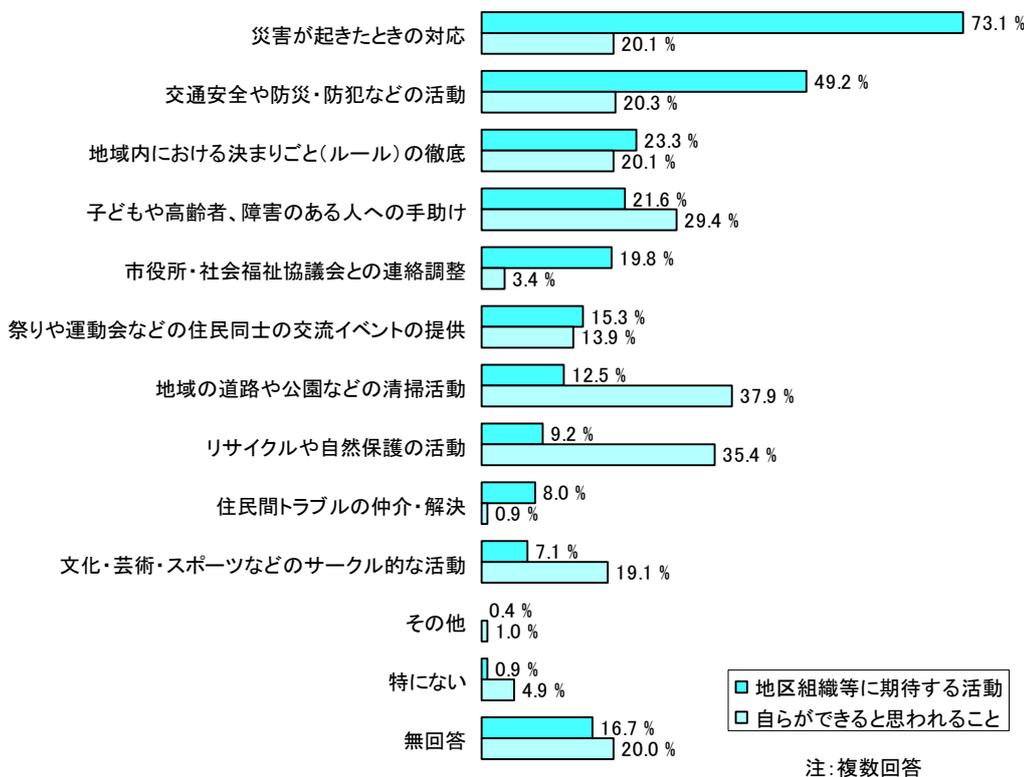
(6) 地区組織等への期待と参加

安心して暮らしていくために地区にある組織や団体等に期待する活動は、「災害が起きた時の対応」73.1%が最も多く、次いで「交通安全や防災、防犯などの活動」49.2%、「地域内における決まりごと（ルール）の徹底」23.3%、「子どもや高齢者、障害のある人への手助け」21.6%などの順となっています。

こうした期待する活動に対して、自らが地区組織等に対してできると思われる活動としては、「地域の道路や公園などの清掃活動」37.9%、「リサイクルや自然保護の活動」35.4%、「子どもや高齢者、障害のある人への手助け」29.4%などが上位にあげられています。

これら上位にあげられた活動では、期待する活動と自らができると思われる活動との間に乖離があります。

地区組織等に期待する活動と、自らができると思うこと



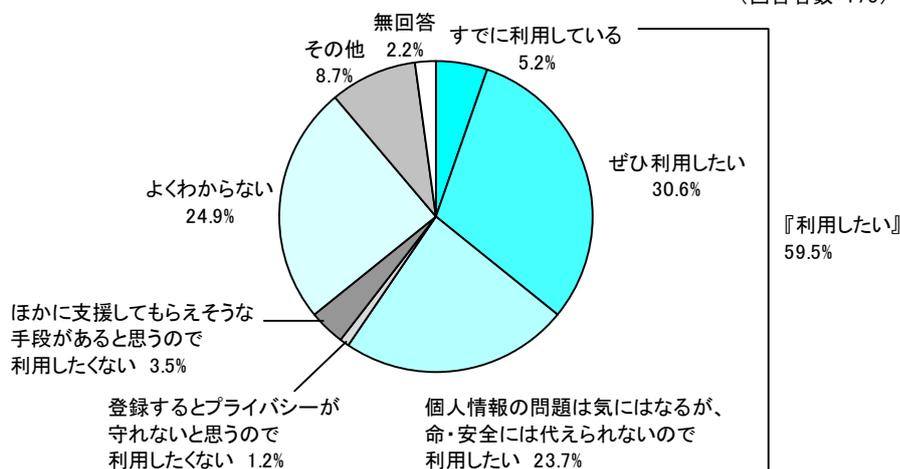
(7) 稲城市災害時要援護者市民相互ネットワークの利用

災害時に支援（手助け）が必要な人に、災害時要援護者市民相互ネットワークの利用についてたずねたところ、「すでに利用している」「ぜひ利用したい」「個人情報の問題は気になるが、命・安全には代えられないので利用したい」を合わせた『利用したい』は59.5%、約6割となっています。

しかし、一方で「よくわからない」が24.9%、4人に1人があげており、さらに周知を図る必要があります。

災害時要援護者市民相互ネットワークの利用について

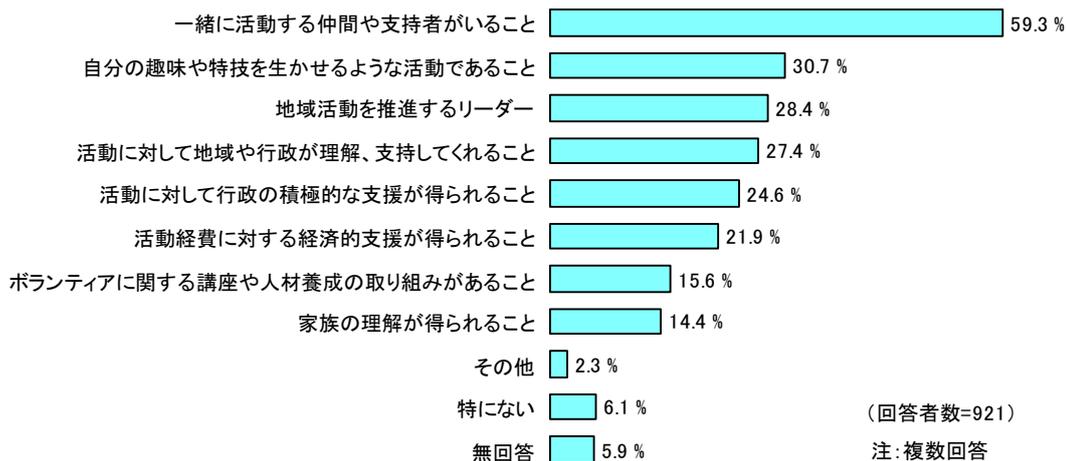
(回答者数=173)



(8) 地域活動やボランティア活動に必要なこと

地域活動やボランティア活動を活発にしていくために必要なこととしては、「一緒に活動する仲間や支援者がいること」が59.3%と約6割、次いで「自分の趣味や特技を生かせるような活動であること」「地域活動を推進するリーダー」「活動に対して地域や行政が理解、支持してくれること」「活動に対して行政の積極的な支援が得られること」がいずれも約3割となっています。

今後地域活動やボランティア活動を活発にしていくために必要なこと



4 今後の課題

地域福祉をめぐる状況、稲城市の地域福祉の現状、市民の地域福祉に対する意識等を踏まえた今後の課題は次のとおりです。

課題1 情報提供と相談支援

アンケート調査では、すべての分野において情報提供と相談支援に対する高いニーズがあります。

情報提供については、広報特集号の発行、市ホームページ 暮らしの情報への掲載、各福祉のしおりの発行などによって提供しています。地域福祉アンケート調査では、福祉サービスの情報の入手について「あまり入手できていない」「ほとんど入手できていない」との回答が4割を超え、高齢期を迎える60歳代でも4割の人があげているなど、情報が十分に提供されていないことがうかがえます。また、サービス事業者に関する情報も利用者に十分提供していく必要があります。

相談活動は、身近な地域の相談者としての民生委員・児童委員などのほか、専門的な相談機関として地域包括支援センターや相談支援事業所、子ども家庭支援センター、保健センターといった各専門相談窓口があります。社会福祉協議会では、障害者の相談支援事業のほか心配ごと相談等も行っています。

今後はこうした相談窓口の充実を図るとともにネットワーク化を図り、一体となって相談支援を行う体制を整備していく必要があります。また、地域ケア会議^{*}や高齢者自立支援ネットワーク^{*}、要保護児童対策地域協議会^{*}などを通じ、関係機関との連携を強めていくことも必要となっています。

課題2 地域での支え合いと在宅支援

高齢になっても障害がある人も、ない人も、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けることのできる仕組みをつくる必要があります。地域によっては自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなどにより、ひとり暮らし高齢者の見守りなどが行われていますが、地域住民が幅広く参加した支え合い活動の普及に努めていく必要があります。

地域福祉アンケート調査では「地域の人が互いに協力して、住みやすい地域にしていきたい」は2人に1人があげ、地域活動やボランティア活動への参加意向も高いものがあります。

本市では社会福祉協議会と連携し、ふれあいセンターを整備し、地域の人たちの身近な交流施設となっています。今後、ふれあいセンターでの交流が地域活動やボランティア活動につながるよう環境づくりに努めていく必要があります。

一方、地域包括ケア^{*}とは、こうした地域に根ざした支え合いの活動と法や制度に基づく福祉サービス提供との相互連携の仕組みとすることができま。地域福祉アンケ

ート調査では、今後特に重要だと思われる福祉・保健施策として、「医療やリハビリ機関の充実」「夜間・緊急のサービス体制の充実」が1位、2位にあげられています。多様な福祉サービスが身近な地域で提供される必要があり、在宅生活支援のためのサービス基盤づくりに努めていく必要があります。

課題3 災害時や生活課題への対応

地域福祉アンケート調査では、安心して暮らしていくために地区にある組織や団体に期待する活動として、「災害が起きたときの対応」を7割以上の人があげ、次いで「交通安全や防災・防犯などの活動」が5割と他の活動を大きく上回ります。これに対し、自分ができる活動としてあげられたのは「地域の道路や公園などの清掃活動」「リサイクルや自然保護の活動」が多く、期待する活動と自分ができる活動ではやや違いが見られます。

地域での災害時や生活課題への対応を求めるニーズは高く、そうした課題解決に取り組むことのできる参加しやすい仕組みや雰囲気づくりを行うことが必要となっています。

同じアンケート調査では、今後、地域活動やボランティア活動を活発にしていくために必要なこととして「一緒に活動する仲間や支持者がいること」が最も多くあげられています。仲間づくりなどのきっかけをつくることにより、協働して取り組むことのできる体制づくりに努めていく必要があります。

課題4 尊厳と権利を守るための対応

保健福祉サービスを利用している高齢者や障害者が、人としての尊厳をもって良質なサービスを選択できるような仕組みを確立することが大切です。また、福祉サービスを適切に利用できるよう支援する苦情解決システムの充実を図ることが必要です。

本市では稲城市福祉権利擁護センターが中心的な役割を担っていますが、相談件数や福祉サービス利用援助契約者数は増え続けています。またサービスに関する苦情については、サービス提供事業者に第三者評価の導入を促進する一方、苦情解決委員会を設置し、苦情への適切な対応を図っています。

高齢化の進展に伴い認知症の人が増加し、判断能力の低下した人の権利を守るための取り組みを進めていく必要があります。本市では稲城市ほか4市により多摩南部成年後見センターを設置していますが、アンケート調査では成年後見制度を「知っている」との回答は、地域福祉および高齢者のアンケート調査のいずれもが3割台にとどまり、普及・利用の促進に努める必要があります。

一方、高齢者や障害者、児童への虐待防止を図っていく必要があります。それぞれマニュアルの作成などにより関係機関との連携に努めていますが、早期発見・早期対応のための環境づくりが必要となっています。

課題5 地域主権改革への対応

地域主権改革が推進されており、それに伴い国や都からの権限移譲が見込まれます。そのため、市民に最も身近で基礎的な自治体である市の組織体制を拡充していく必要があります。地域主権改革関連法案では、例えば高齢者保健福祉分野では、地域密着型サービスの設備・運営に関する基準などが条例によることなど、市にはこれまで以上の主体性と責任が求められます。

厚生労働省では地域主権実現に向けて、地方分権を推進するとしただうえで、健康・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないものについてのみ、例外的に全国一律の最低基準（規制）を維持するとしており、市の果たす役割はますます重要となります。

第2章 今後の取り組みの方向

1 基本方針

高齢になっても、障害があっても、一人ひとりが尊厳をもって住み慣れた地域で安心のある生活を送れるようにするためには、制度によるサービスの充実とあわせて地域住民が相互に支え合う必要があります。こうした支え合いを地域に広げることにより「第四次稲城市長期総合計画」の保健医療・福祉分野の基本目標である「だれもが健康で安心してともに暮らせるまちづくり」の実現を目指します。

そのため、サービス基盤の整備を進める一方、地域における生活課題を含む幅広い取り組みに向け、行政の役割を見直しながら地域住民、自治会等の地域団体、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、社会福祉協議会などさまざまな活動主体が適切な役割分担のもと協働する支え合いと安心のまちづくりを推進します。

協働する 支え合いと安心のまちづくり

協働とは

市民、地域活動主体、行政がお互いの自立性を尊重し合い、対等の立場でそれぞれの役割に応じて、共通の目的を達成するために協力することをいいます。

2 テーマ

テーマ

1

市民意識の啓発と相談支援の充実

子どもや高齢者、障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域での支え合いへの理解とさまざまな相談に対応できる体制、必要な人への情報提供を図ることが重要です。

そのため、高齢者も若者も、障害のある人も、ない人も、ともに暮らし、ともに生きる社会、ソーシャルインクルージョン^{*}の実現に向けた市民意識の啓発に努め、家庭・学校・地域において福祉教育・福祉学習を推進します。また、サービスを必要とする人が的確に選択し、自立した生活を送ることができるよう、地域の総合的な相談支援機能の充実、わかりやすい情報提供とそれが必要な人に迅速に届く仕組みづくりに取り組みます。

施策

- (1) ソーシャルインクルージョンの推進
- (2) 相談支援機能の充実
- (3) 必要な人への情報提供

テーマ

2

包括的な地域ケアの推進

高齢になっても障害があっても、個人の尊厳が守られ、住み慣れた地域で安心して住み続けることができるような仕組みをつくることが重要です。

そのため、市民が良質なサービスを選択できるよう制度によるサービス基盤の整備を進めるとともに、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、さらにはサービスを担う専門機関や地域住民をはじめ、NPO、民間事業者、ボランティアなどと協力・連携して、地域の安全・安心を支える地域包括ケア体制の整備を図ります。

また、支え合いの地域づくりにより災害時の要援護者の支援を図ります。

施策

- (1) 見守り・支え合いの地域づくり
- (2) 在宅生活を支える環境の整備
- (3) 災害時の要援護対策

テーマ

3

社会参加・社会貢献活動の促進

ともに生きるまちづくりを実現するには、地域でお互いに支え合う活動をはじめ、市民一人ひとりが自分のできる範囲で積極的に社会参加をしていくことが重要です。

そのため、社会参加や社会貢献活動を始めようとする人たちへのきっかけの場や機会をつくり、ボランティア活動やNPOなどの活動に幅広い市民の参加を得て生活課題を解決するという支え合いの地域づくりにつなげます。また、さまざまな活動団体の交流・連携を促進し、協働が図られるよう支援します。高齢者、障害者一人ひとりの特性に十分配慮した社会参加を促進する一方、子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいて施設整備や交通手段の確保などを推進します。

施策

- (1) 幅広い社会参加・社会貢献活動の促進
- (2) 高齢者・障害者の社会参加促進
- (3) ユニバーサルデザインの推進

テーマ

4

尊厳と権利擁護の充実

認知症など判断能力が低下した人でも必要なサービスを安心して利用できる権利擁護体制の充実、子どもや高齢者、障害者に対する虐待防止への取り組み、生活に困窮した市民に対する生活の安定と自立に向けた支援など、安心して暮らせる地域づくりが重要となっています。

そのため、サービス利用者が安心してサービスを選択できるよう事業者への働きかけや苦情解決への迅速な対応、判断能力が低下した人の権利を守るための取り組み、地域と関係機関との連携による虐待防止への取り組みなど、市民の権利が守られる体制づくりを図ります。

また、生活困難な市民へのセーフティネットとして制度を活用し、生活の安定と自立を支援します。

施策

- (1) サービス利用者の権利擁護
- (2) 子ども、高齢者、障害者の虐待防止
- (3) 生活の安定と自立への支援

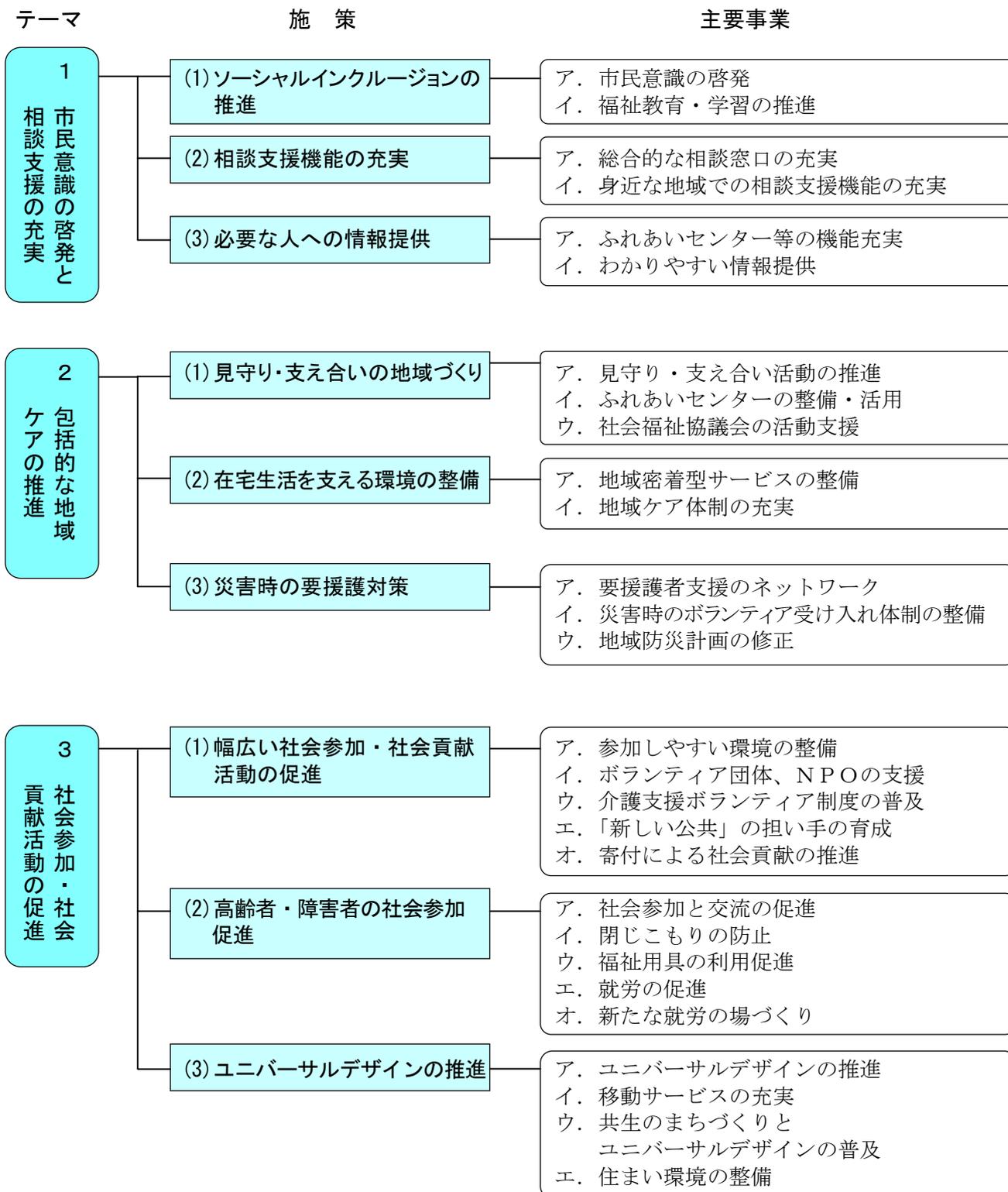
地域主権改革を積極的に推進できるよう受入れ側としての組織体制の拡充に向けた準備を進めます。準備にあたっては、地域主権改革の動向を見極め、市民サービスの向上の視点に立って、市民の意見を幅広く反映するよう努めます。

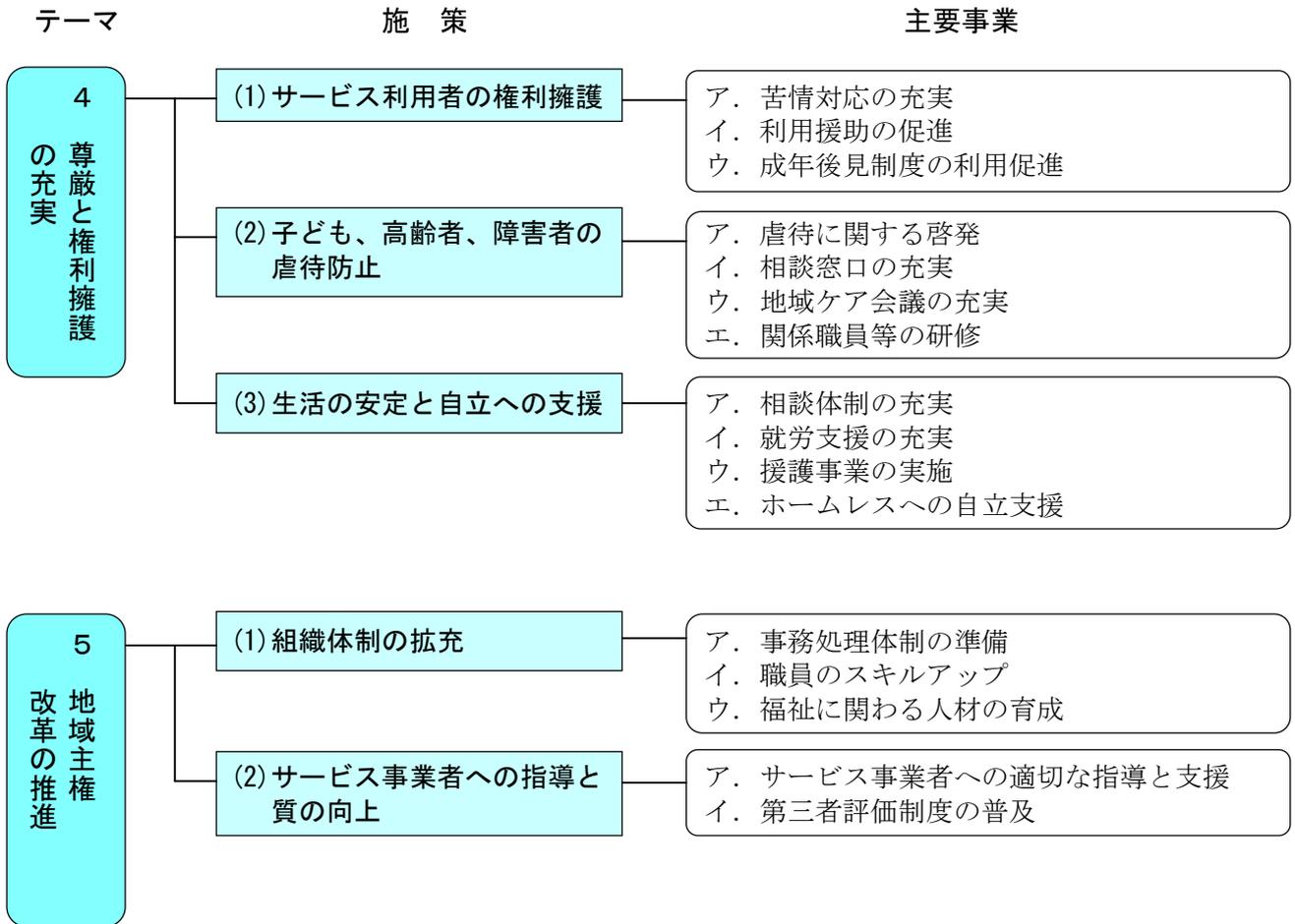
また、福祉人材や介護サービスの担い手などをめぐる状況をさまざまな角度から検証し、より効果的な職員研修やサービス事業者向けの研修、さらには資格取得の促進などに努めます。

施策

- (1) 組織体制の拡充
- (2) サービス事業者への指導と質の向上

3 体系図





第3章 施策の内容

テーマ

1

市民意識の啓発と相談支援の充実

施策1 ソーシャルインクルージョンの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認め合っていくことではじめて地域福祉の実践に結びつきます。

社会福祉協議会や家庭、学校、生涯学習などと連携して差別しない心、思いやりの心を育てるとともに、障害のあるなしに関わらず、子どもの頃から共に育ち、共に学び、共に働くというノーマライゼーション*理念を実践します。

そして誰も差別されない、お互いを認め合う、ともに生きる社会づくりとしてのソーシャルインクルージョンの推進を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 市民意識の啓発	地域には、さまざまな人が暮らし、お互いに認め合い、ともに生きる社会こそ普通の社会であるという考え方を広めるなど、市民意識の啓発に取り組みます。
	〔関連事業〕 ○広報活動 ○人権問題啓発事業
イ. 福祉教育・学習の推進	家庭や地域に向けた情報提供、学校での福祉教育や福祉体験の充実、生涯学習における福祉講座などを通して、福祉教育・学習を推進します。
	〔関連事業〕 ○広報活動 ○学校での福祉学習・体験活動 ○公民館事業 ○教員向け福祉教育講座 ○社会福祉協議会の福祉教育

施策2 相談支援機能の充実

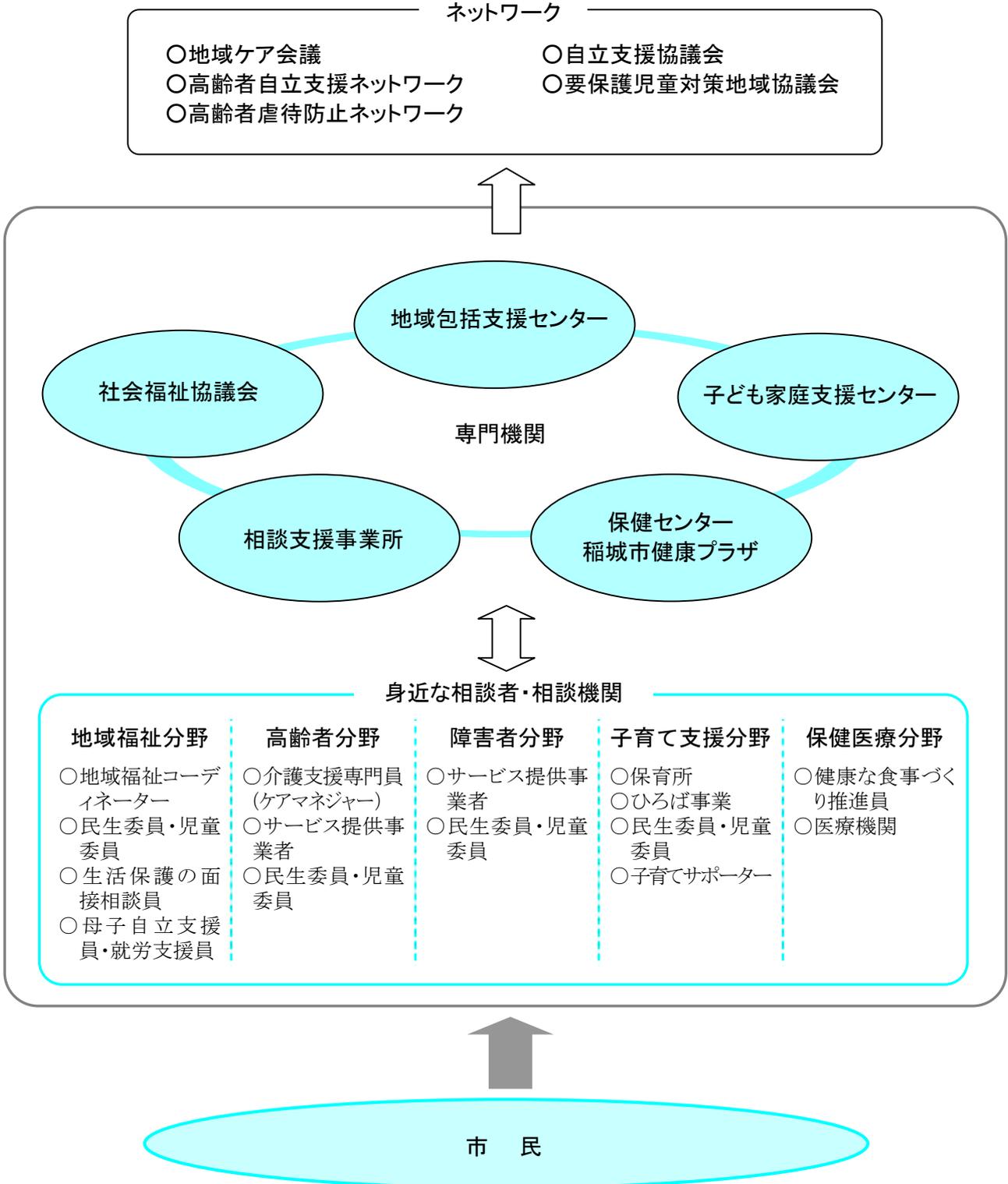
高齢者、障害者、子どもにかかわらず、総合的に相談支援することが必要です。

相談活動は担当窓口をはじめ、高齢者では介護保険制度改正により地域包括支援センター、障害者では障害者自立支援法に基づく相談支援事業、子育てでは次世代育成支援対策推進法に基づく子ども家庭支援センター、さらには社会福祉協議会の相談・事業などでの対応を図っています。また、身近な地域では民生委員・児童委員などによる相談活動が行われています。

福祉や地域におけるさまざまな生活課題を気軽に相談できる体制づくりを目指します。

主要事業	事業内容
ア. 総合的な相談窓口の充実	各相談窓口では、専門性の高い相談支援機能を充実するとともに、どの窓口でも適切な対応が図れるよう総合的な相談窓口のネットワーク化を図ります。
	〔関連事業〕○地域包括支援センター、相談支援事業、子ども家庭支援センター、社会福祉協議会、保健センター等の各相談窓口の機能充実とネットワーク化
イ. 身近な地域での相談支援機能の充実	民生委員・児童委員、保育所での子育て相談など、身近な地域での相談支援機能を充実します。
	〔関連事業〕○民生委員・児童委員 ○保育所の相談事業

相談体制とネットワーク



施策3 必要な人への情報提供

利用者がサービスを選択する福祉へと大きく変化しているなかで、必要な情報を利用者が入手することができるよう、利用者本位の情報提供が重要となっています。

市民が必要な時に身近な地域で情報を得ることができるようにするため、各専門機関の他に福祉センターや文化センターなどを活用します。また、情報の提供にあたっては、利用者の立場に立ち、できるだけわかりやすい形で広報・パンフレットやホームページなど多様な媒体を活用したサービス情報の提供を図ります。

主要事業	事業内容
ア. ふれあいセンター等の機能充実	身近な地域で情報提供ができるよう、福祉センターや文化センターの情報提供機能を充実します。
	〔関連事業〕 ○福祉センター ○文化センター
イ. わかりやすい情報提供	利用者の立場に立ち、できるだけわかりやすい形で保健福祉のサービス情報の提供を図ります。また、サービス提供事業者の情報が十分に提供されるように努めます。
	〔関連事業〕 ○広報、ホームページへの掲載 ○福祉のしおり（高齢者、障害者、ひとり親、介護保険、保育所の各種しおり、健康カレンダーなど）

テーマ

2

包括的な地域ケアの推進

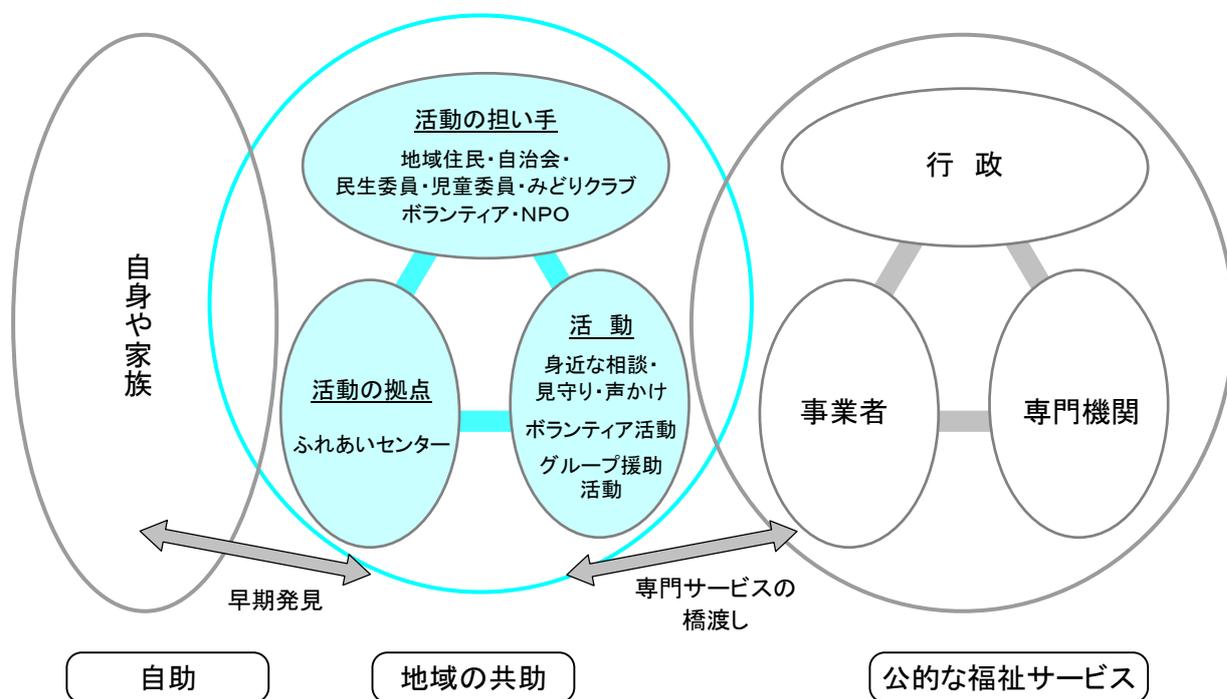
施策1 見守り・支え合いの地域づくり

地域包括ケアを実現するためには、介護保険制度など法や制度に基づくサービス提供と、地域住民をはじめ自治会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、社会福祉協議会など、さまざまな担い手が協力して自立生活を支える体制づくりを目指していく必要があります。

本市では社会福祉協議会を中心に地域の連携に努めています。今後、高齢者、障害者、子どもといった対象者の分野ごとに組み立てられた制度による福祉サービスを、社会福祉協議会による地域福祉活動という視点でつなぎ、地域包括ケア体制を目指します。また、市内6か所に整備されたふれあいセンターは地域住民の交流の場としての役割を果たしており、地域の支え合い活動のコミュニティ拠点として機能を充実します。

主要事業	事業内容
ア. 見守り・支え合い活動の推進	<p>地域住民・自治会の取り組みを中心に、民生委員・児童委員、みどりクラブ、ボランティアグループやNPOなどの協力を得て、地域の福祉活動のネットワークを張り巡らすことにより、地域の見守り・支え合い活動を推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○自治会活動 ○民生委員・児童委員 ○みどりクラブ ○ボランティアグループやNPOとの連携</p>
イ. ふれあいセンターの整備・活用	<p>日常生活圏域ごとにふれあいセンターの整備を図り、地域住民の交流機能に加え、高齢者、障害者、子育てを支援していく地域の支え合い活動のコミュニティ拠点としての機能を充実します。</p> <p>〔関連事業〕 ○ふれあいセンター</p>
ウ. 社会福祉協議会の活動支援	<p>社会福祉協議会は行政と地域住民が協働していく際の大きな力となることから、ふれあい活動を支援し、小地域福祉活動を促進するとともに、ボランティアの育成と活動支援、災害に向けた取り組みなどの活動を支援します。</p> <p>〔関連事業〕 ○社会福祉協議会の事業支援</p>

地域の見守り・支え合いの概念



基本的な福祉ニーズには「公的な福祉サービス」が対応するという原則を踏まえつつ、自身や家族による「自助」と行政などによる「公的な福祉サービス」の間に「地域の共助」、新たな支え合いを確立させることをイメージしています。

注) 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」厚生労働省平成 20 年を元に改変。

施策2 在宅生活を支える環境の整備

多くの高齢者や障害者は、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることを願っています。

在宅での自立生活を支えるサービスとしては、訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問看護などの訪問系のサービス、通所介護（デイサービス）や日中活動支援などの通所系のサービス、一時的に高齢者や障害者を施設で預かる短期入所（ショートステイ）があります。また、高齢者の在宅生活を支える身近な地域で提供されるサービスとしては、地域密着型サービスがあります。現在、認知症高齢者グループホームおよび小規模多機能型居宅介護施設とも整備されていますが、今後さらに計画的に確保していくことにより、多様な介護サービスが提供されるよう努めます。

いずれも要支援・要介護高齢者などの増加により利用者数は増加しており、利用者の増加に対応するサービス量を確保します。

障害者のサービス基盤整備については、「第3期稲城市障害福祉計画」により一層の基盤整備を進めます。

主要事業	事業内容
ア. 地域密着型サービスの整備	利用者が地域社会で自由に生活するためには地域社会での見守り体制が重要であり、地域に密着したサービスが展開できるよう、生活圏域を視野に入れた施設整備に努めます。
	〔関連事業〕 ○認知症高齢者グループホーム ○小規模多機能型居宅介護施設
イ. 地域ケア体制の充実	地域包括支援センターや障害者相談支援事業を中心に、地域の中で高齢者や障害者が安心して生活できるよう、在宅生活を支えるサービスと、地域住民の支え合い、助け合いとの連携など、地域ケア体制を充実します。
	〔関連事業〕 ○地域包括支援センター ○障害者相談支援事業

施策3 災害時の要援護対策

災害時に援護が必要な人に、支援を行うことのできる体制づくりが必要となっています。このため市では災害時要援護者登録を行い、組織的な体制づくりを進めています。地域福祉アンケート調査では、この制度を「利用したい」人は約6割となっており、制度の普及に努めていく必要があります。

地域の要援護者情報を把握し、共有化することにより、自治会や地域住民などによる災害時要援護者への避難支援体制づくりを推進します。

主要事業	事業内容
ア. 要援護者支援のネットワーク	災害時に要援護者に対する適切な避難支援を行うことができるよう、要援護者支援のネットワークづくりを推進します。
	〔関連事業〕 ○災害時要援護者市民相互ネットワーク事業
イ. 災害時のボランティア受け入れ体制の整備	災害時のボランティアの受け入れや連絡、調整などを担う災害ボランティアセンターの設置を検討します。
	〔関連事業〕 ○社会福祉協議会
ウ. 地域防災計画の修正	時代の変化や状況に応じた地域防災計画の修正を行い、地域と連携した防災安全対策の向上を図ります。
	〔関連事業〕 ○地域防災計画の修正

テーマ

3

社会参加・社会貢献活動の促進

施策1 幅広い社会参加・社会貢献活動の促進

本市では介護支援ボランティア制度*を推進し、活動は広がりをみせています。また、市民活動ポイント制度*についても試行を始めたところです。

地域福祉アンケート調査によると地域活動やボランティア活動について以前活動した人も含めると約4割の人が「活動している」と回答しています。今後、こうした活動を活発にしていくためには「一緒に活動する仲間や支援者がいること」が6割と他の回答を大きく上回ります。活動のきっかけを生み出し、支えていく人づくりが大切となります。

介護支援ボランティア制度や市民活動ポイント制度の普及と、社会福祉協議会のボランティアセンターや市の市民活動サポートセンターの活動を市民に幅広く周知し、ボランティア活動を促進します。一方、地域福祉アンケート調査では、参加してみたい地域活動やボランティア活動は多岐にわたります。地域活動やボランティア活動への参加意識の高まりを「新しい公共」の担い手に結びつけていくことができるよう、気軽に始められる参加しやすい環境整備を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 参加しやすい環境の整備	<p>地域の人たちや仲間と気軽にボランティア活動が始められるよう、ふれあいセンターを活動の拠点として利用できるよう運営を支援します。</p> <p>〔関連事業〕 ○ふれあいセンター</p>
イ. ボランティア団体、NPOの支援	<p>ボランティアセンターや市民活動サポートセンターと連携し、ボランティア団体やNPO等の広範な市民活動を支援するとともに、ボランティア団体やNPO同士の連携を支援し、幅広い活動を促進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○ボランティアセンター ○市民活動サポートセンター ○ボランティア活動推進協議会 ○ボランティア連絡会 ○市民活動ポイント制度</p>
ウ. 介護支援ボランティア制度の普及	<p>介護予防や高齢者のボランティア活動のきっかけづくりとして、介護支援ボランティア制度の普及に努めます。</p> <p>〔関連事業〕 ○介護支援ボランティア制度</p>
エ. 「新しい公共」の担い手の育成	<p>市民の自主的な活動が社会貢献活動に結びつくよう「新しい公共」活動への取り組みを支援します。</p> <p>〔関連事業〕 ○「新しい公共」支援事業</p>
オ. 寄付による社会貢献の推進	<p>寄付についてはふるさと納税制度や認定NPO法人への寄付などが創設されており、寄付による社会貢献が地域に根づくよう寄付文化を促進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○ふるさと納税制度</p>

施策2 高齢者・障害者の社会参加促進

高齢者や障害者が社会参加をする機会を失うことのない、ノーマライゼーションのまちづくりを進めていく必要があります。

気軽に外出できる環境を整えることはもちろん、地域や関係機関と連携して閉じこもり防止に努め、趣味や余暇活動を楽しんだり、多くの人と交流を深めたり、地域活動に参加するなど積極的に社会活動に参加のできる環境整備を図ります。また、地域に暮らす高齢者や障害者と地域住民が理解し合えることが大切であり、世代間や障害を越えた交流を図ります。

就労については、はつらつワーク稲城のほか、シルバー人材センター、障害者就労支援センターなど関係機関との連携に努めており、高齢者や障害者の就労を支援します。

主要事業	事業内容
ア. 社会参加と交流の促進	地域活動、生涯学習活動などへの参加を促進するとともに、障害のある人とない人との交流、高齢者や障害者と子どもとの交流機会を確保し、支援します。
	〔関連事業〕 ○交流イベント
イ. 閉じこもりの防止	見守り・支え合いの地域づくりのなかで、地域での閉じこもりを防止する見守り体制を検討します。
	〔関連事業〕 ○見守り・支え合いの地域づくり
ウ. 福祉用具の利用促進	適切な福祉用具の利用を進めることができるよう、福祉用具の情報提供や相談を促進します。
	〔関連事業〕 ○福祉用具の情報提供・相談
エ. 就労の促進	はつらつワーク稲城やシルバー人材センター、障害者就労支援センターなどを通じて高齢者や障害者が身近な地域で就労できるよう支援します。
	〔関連事業〕 ○はつらつワーク稲城 ○シルバー人材センター ○障害者就労支援センター
オ. 新たな就労の場づくり	農作業など地域資源を活用した新しい就労の場づくりに努めます。
	〔関連事業〕 ○地域資源の活用

施策3 ユニバーサルデザインの推進

市民誰もが地域で快適に安心して生活でき、そして生きがいをもった暮らしを実現するためには、障害のある人もない人も、子どもや高齢者など誰もが自由に移動でき、積極的に社会参加できる環境が必要です。

平成18年には、それまでの交通バリアフリー法とハートビル法を合わせたバリアフリー新法が制定され、それに沿って道路や公共施設、交通機関等のバリアフリー化を推進しています。その結果、市民や事業者にも広くその考え方が浸透してきており、すべての人に使いやすいデザインを目指すユニバーサルデザインの考え方も普及してきています。

一方、高齢者アンケート調査によると、地域のことで困ること・不便に感じることで「iバス・路線バスの便数が少ない」が最も多くあげられており、交通システムの改善など利用しやすい交通環境に向け取り組みます。

主要事業	事業内容
ア. ユニバーサルデザインの推進	<p>新たな公共施設の整備の際には、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心して、快適に利用できる施設整備に努めます。また、既存施設については、バリアフリー化を進めていきます。</p> <p>〔関連事業〕 ○土地区画整理事業 ○JR南武線連続立体交差事業</p>
イ. 移動サービスの充実	<p>ハンディキャブ事業の支援に努めるとともに、高齢者や障害者の活動範囲を拡げることができるよう、iバスの運行の改善を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○iバスの運行 ○ハンディキャブ事業 ○福祉タクシー</p>
ウ. 共生のまちづくりとユニバーサルデザインの普及	<p>誰もが住みよいまちづくりの観点から、ユニバーサルデザインを基本とした居住環境や、誰もがわかりやすい案内表示としていきます。</p> <p>〔関連事業〕 ○東京都福祉のまちづくり条例</p>
エ. 住まい環境の整備	<p>民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅の整備、民間住宅への居住が難しい高齢者の相談、バリアフリー化に向けた住宅改修などを支援します。</p> <p>〔関連事業〕 ○民間賃貸住宅入居支援事業 ○高齢者自立支援住宅改修給付事業</p>

施策1 サービス利用者の権利擁護

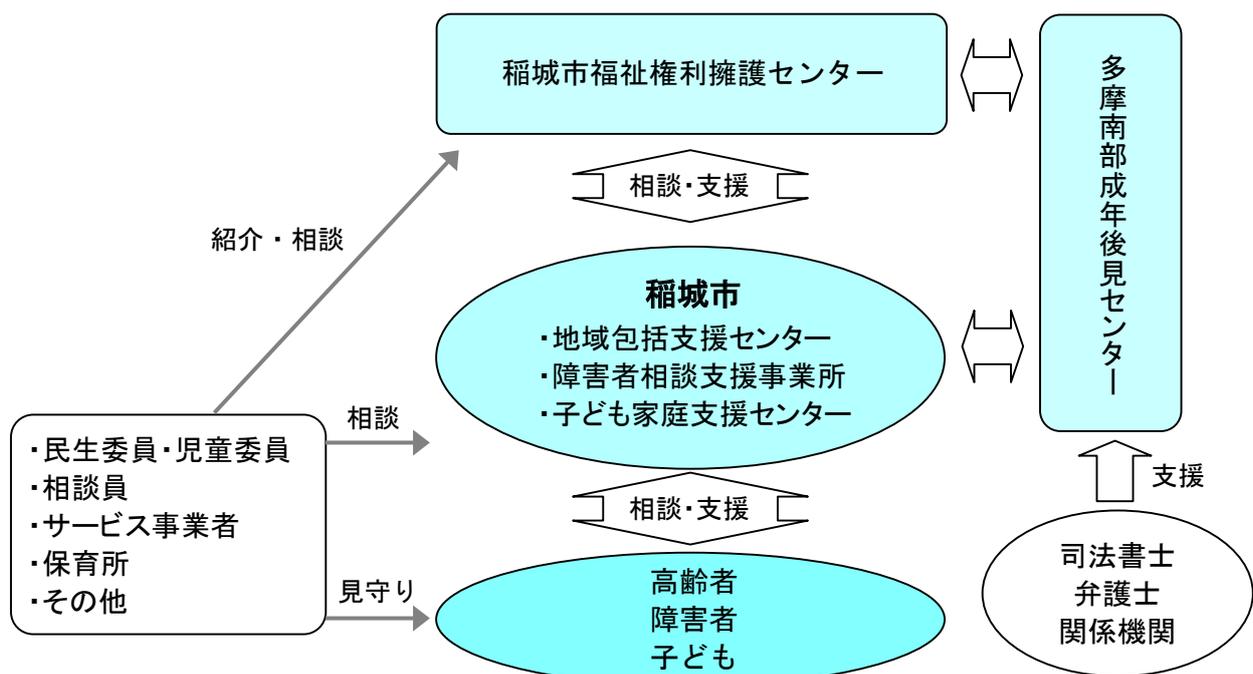
福祉サービスの利用に際しては、利用者とサービス事業者との契約によります。このため利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援するため、苦情処理体制を充実する必要があります。苦情相談については、社会福祉協議会による福祉権利擁護センターでの対応が図られ、苦情申し立てについては稲城市保健福祉サービス苦情解決委員会で行われています。

また、寄せられた苦情については、それぞれの窓口で組織的な対応を図っています。

一方、福祉サービスを提供する事業者の質の向上を図るため、外部評価の仕組みとして第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う第三者評価制度の導入を図っています。この結果は公表されることにより、利用者の適切なサービス選択につながることから、事業者に対しては第三者評価を受けるよう働きかけていきます。

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人の権利を守るため、福祉サービスの利用援助や成年後見制度があります。福祉サービスの利用援助は稲城市福祉権利擁護センターが担い、成年後見制度については多摩南部成年後見センターを設置しています。こうした権利を守る仕組みを理解している市民はまだ少なく、普及および利用の促進に取り組みます。

権利擁護の流れ



主要事業	事業内容
ア. 苦情対応の充実	<p>利用者からの苦情・相談に対しては、各事業所での相談や稲城市福祉権利擁護センターでの専門相談さらには苦情解決委員会による対応を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○稲城市福祉権利擁護センター ○苦情解決委員会</p>
イ. 利用援助の促進	<p>稲城市福祉権利擁護センターで行っている福祉サービスの利用援助について周知を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○稲城市福祉権利擁護センター</p>
ウ. 成年後見制度の利用促進	<p>多摩南部成年後見センターや稲城市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の普及を図るとともに、利用を促進します。また、市民後見人を育成します。</p> <p>〔関連事業〕 ○多摩南部成年後見センター ○市民後見人の育成</p>

施策2 子ども、高齢者、障害者の虐待防止

虐待については、どのような行為が虐待にあたるのか、家族や本人に十分認識されていないというのが現状です。このため何が虐待にあたるのか、正しい理解を広めるための啓発に努めていく必要があります。また、サービス提供事業者や関係者に対するの研修も必要です。

虐待防止法については、児童が平成12年11月から、高齢者については平成18年4月から、それぞれ施行され、本市においても早期発見・早期対応のための環境づくりを進めています。また、平成24年10月からは障害者に対する虐待防止法の施行が予定されています。

虐待発見と対応については、発見のためのアンテナ機能と発見後の関係機関の役割の明確化が重要となることから、地域ケア会議の開催など相互連携した体制の充実を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 虐待に関する啓発	<p>どのようなことが虐待にあたるのかなど、虐待に関する知識の普及を促します。</p> <p>〔関連事業〕 ○普及活動</p>
イ. 相談窓口の充実	<p>各相談窓口の充実とネットワーク化を図るなかで、高齢者虐待に関する相談窓口としての地域包括支援センターの周知を図ります。また、児童虐待に関しては、子ども家庭支援センターを中心に相談窓口の充実を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○地域包括支援センター ○子ども家庭支援センター ○市町村障害者虐待防止センター</p>
ウ. 地域ケア会議の充実	<p>職員や関係機関の参加する地域ケア会議を充実し、相互連携体制の強化に努めます。</p> <p>〔関連事業〕 ○地域ケア会議</p>
エ. 関係職員等の研修	<p>子ども家庭支援センター、保育所、地域包括支援センター、ケアマネジャー、ヘルパーなどのサービス従業者、介護施設職員、医療関係者、民生委員・児童委員など関係職員等への研修を実施します。</p> <p>〔関連事業〕 ○関係者職員研修</p>

施策3 生活の安定と自立への支援

近年の社会経済情勢は非常に厳しいものとなっており、生活保護世帯をはじめ高齢者や障害者、ひとり親家庭など生活上の支援を要する人々の生活も一層厳しい状況におかれています。

このような状況のもと、本市においてはここ数年、生活保護世帯が大幅に増加する傾向にあります。なかには、DVや虐待、多重債務など複合的な要因を抱えている人や、稼働能力があっても就労経験が乏しく継続的な就労ができないため生活が困窮するという人もいます。

このような、さまざまな問題に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、経済的給付に加え、自立支援プログラムの充実・強化による自立・就労を支援します。

主要事業	事業内容
ア. 相談体制の充実	多種多様な相談に対応するため、幅広い情報を収集し、適切な情報提供とともに、民生委員・児童委員との連携や面接相談員を配置するなど相談体制の充実を図ります。
	〔関連事業〕○面接相談員の配置
イ. 就労支援の充実	就労による経済的自立のために、就労支援員のもと自立支援プログラムの推進により、就労や技能習得を支援します。
	〔関連事業〕○就労支援員の配置
ウ. 援護事業の実施	生活保護世帯への法内援護の適正実施とともに、小・中学生世帯へ健全育成や、自立促進のため法外援護を実施します。
	〔関連事業〕○被保護者自立促進事業 ○被保護者健全育成事業
エ. ホームレスへの自立支援	ホームレスの実態調査を実施し、各種相談を行い自立への支援を図ります。
	〔関連事業〕○ホームレス実態調査

施策 1 組織体制の拡充

地域主権改革に伴い国や都からの権限移譲が円滑に受け入れられるよう組織体制の拡充に向けた準備を進めます。また、事務処理体制の整備が課題となることから、職員のスキルアップに向けた研修体制の充実が必要となります。

主要事業	事業内容
ア. 事務処理体制の準備	権限移譲に伴い、さまざまな業務の総合的な事務処理が行える体制づくりに向けた準備を進めます。
イ. 職員のスキルアップ	職員の実務研修等により、事務処理体制の強化に努めます。 〔関連事業〕 ○実務研修の実施
ウ. 福祉に関わる人材の育成	各相談窓口の職員などに対し、研修会や資格取得の促進など、福祉に関わる人材の育成を図ります。 〔関連事業〕 ○研修会の実施

施策2 サービス事業者への指導と質の向上

市民が必要とするサービスを安心して選択できるよう、サービスの質の向上を図るためサービス事業者に働きかけ、支援していきます。サービス事業者に対する研修の実施、適正なサービス提供のための第三者による評価の定着など、適切な指導に取り組みます。

主要事業	事業内容
ア. サービス事業者への適切な指導と支援	事業者のサービス提供体制の適正化など、改善が必要な事業者への指導を図るとともに、職員の段階的な研修や資格取得のための支援などを行います。
	〔関連事業〕 ○事業者への改善指導
イ. 第三者評価制度の普及	サービスの質の向上を図るため、サービス事業者が自ら努力するとともに、東京都が認定した第三者評価機関による福祉サービス第三者評価の実施を促進します。
	〔関連事業〕 ○第三者評価事業者への助成

第Ⅱ編

高齢者保健福祉分野

高齢者の誰もが健康で
いきいきと活動し、
心豊かにいつまでも安心して
住み続けられるまちづくり

目次

第1章 高齢者保健福祉の現状

1 高齢者をめぐる状況	71
2 高齢者人口の推計	72
3 要援護高齢者の動向	73
4 高齢者の保健福祉に対する意識等	76
5 今後の課題	89

第2章 今後の取り組みの方向

1 基本方針	92
2 テーマ	93
3 体系図	95

第3章 施策の内容

テーマ1 支え合いによる包括的な地域ケアの推進	97
施策1 地域包括支援センターの機能強化	97
施策2 地域での見守り・声かけ・支え合いの推進	98
施策3 認知症高齢者対策の強化	99
施策4 高齢者の安全・安心の確保	100
施策5 家族介護者の支援	101
テーマ2 いきいきと活動的に暮らせる健康づくりと社会参加の促進	102
施策1 健康づくりと介護予防の推進	102
施策2 ふれあいと交流の促進	103
施策3 社会参加・地域貢献活動の促進	104
施策4 就労の支援	105
テーマ3 安心して暮らし続けられる生活支援サービスの推進	106
施策1 利用しやすいサービス提供	106
施策2 サービス基盤の整備	107
施策3 日常生活支援サービスの推進	109
施策4 住まい環境の整備	110
施策5 権利擁護と苦情対応	111

第1章 高齢者保健福祉の現状

1 高齢者をめぐる状況

近年の急速な少子・高齢化の進展に伴い、高齢者を中心とする医療費の増加、介護に対する将来不安など、高齢者の保健福祉のさまざまな面で課題を抱えています。また、人口構成のうえで大きな比重を占める団塊の世代（昭和22～24年生まれ）が高齢者に到達しようとしています。団塊の世代は現在の高齢世代と比較すれば多様な価値観とはっきりした権利意識を持つなど、高齢者は一層多様化していくことが見込まれ、今後、多様な高齢者のニーズに対応していく必要があります。

平成18年の医療制度改革関連法の成立により医療費の適正化に向けた総合的な取り組みが進められています。平成20年4月には新たな高齢者医療制度が創設され、75歳以上の後期高齢者については独立した医療保険制度が創設されています。しかし、高齢者医療制度については、平成25年4月に現行の後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度へ移行する方針が決められています。

高齢者福祉の柱としての介護保険制度は10年が経過し、介護サービス利用者が急激に増加するなかで制度の持続可能性を確保するため、平成17年の介護保険法改正では予防重視型システムへの転換、地域を中心とした新たなサービス体系として地域密着型サービスの導入を図っています。さらに平成23年の法改正では、地域密着型サービスの拡大により住み慣れた地域での生活を継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現への取り組みを求めています。

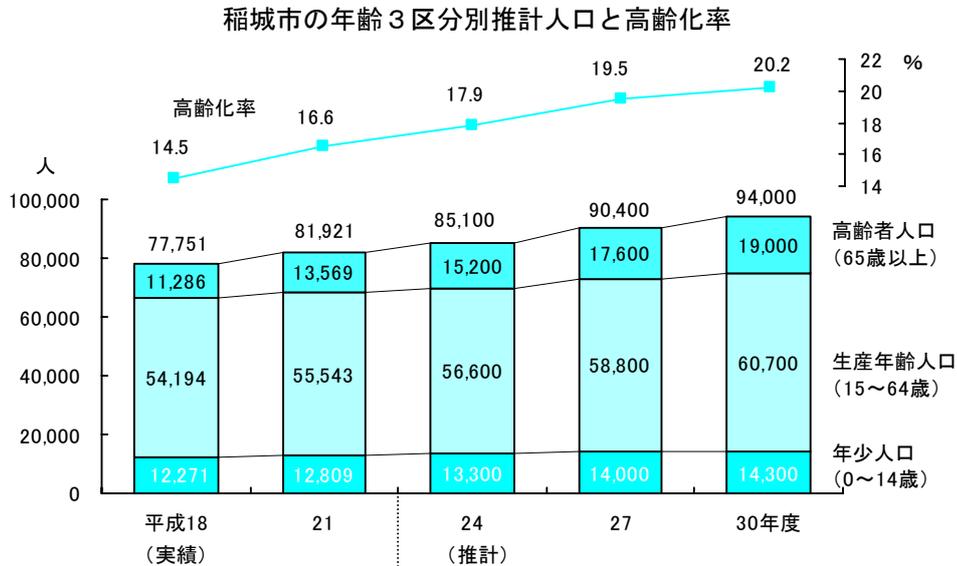
平成22年の厚生労働省による「地域包括ケア研究会報告」では、在宅を基本とした生活の継続を支援することを目指し、要介護高齢者数の増大を踏まえたサービス全体の量的拡充を図るとともに、単独・夫婦のみ世帯の増加、認知症を有する高齢者の増加、医療と介護の双方を要する高齢者の増加など、要介護高齢者の変化を踏まえたサービスシステムの機能強化が不可欠であるとしています。

そして、地域には、公的なサービスである介護保険サービスや医療保険サービスだけでなく、地域の共助である住民主体のサービスやボランティア活動、自助としてのセルフケアの取り組みなど数多くの資源が存在し、今後、それぞれが持つ自助、共助、公助の役割分担を踏まえながら、有機的に連動して提供されるようなシステム構築が検討されなければならないとしています。

ひとり暮らし高齢者が増えるなか、孤立死が問題になっています。高齢者の孤立を防ぐ地域の見守り、声かけ、支え合いといった互助活動は重要性を増しています。

2 高齢者人口の推計

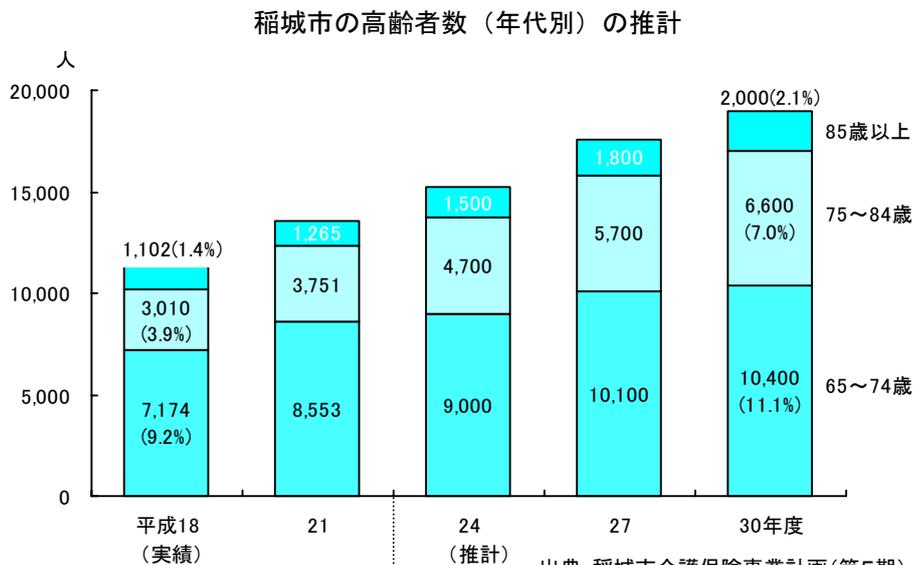
2015年(平成27年)の稲城市の人口はおよそ90,400人、そのうち65歳以上は17,600人、高齢化率は19.5%となり、市民のおよそ5人に1人が高齢者になると予測しています。平成30年には、65歳以上人口がおよそ19,000人となり、高齢化率が20%を超える見込みです。



出典：稲城市介護保険事業計画(第5期)

※各年10月1日時点、外国人登録者数は含まない

推計している高齢者人口を年代別にみると、65~74歳の前期高齢者は、総人口に対して占める比率が平成18年の9.2%から平成30年には11.1%まで上昇することになります。75歳以上の後期高齢者の比率も同様に上昇を続け、総人口に対して占める比率は、平成18年の5.3%から平成30年には9.1%になります。



出典：稲城市介護保険事業計画(第5期)

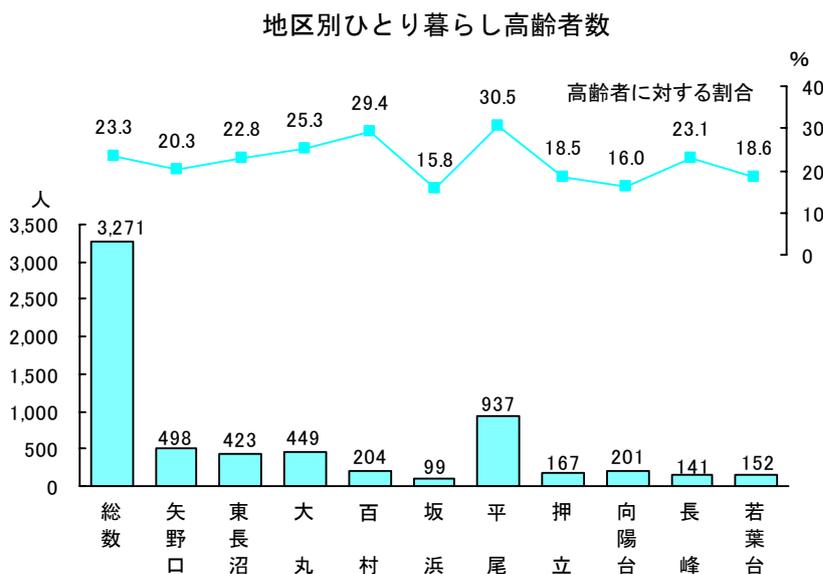
※各年10月1日時点、外国人登録者数は含まない

括弧内は総人口に対して占める比率を指す

3 要援護高齢者の動向

(1) ひとり暮らし高齢者

ひとり暮らし高齢者は、平成22年11月現在、3,271人で高齢者の約23%を占めています。地区でみると最も多いのが平尾地区で30.5%、次いで百村の29.4%、大丸の25.3%、長峰の23.1%などとなっています。逆に少ない地区は坂浜の15.8%、向陽台の16.0%、押立の18.5%、若葉台の18.6%などをあげることができます。

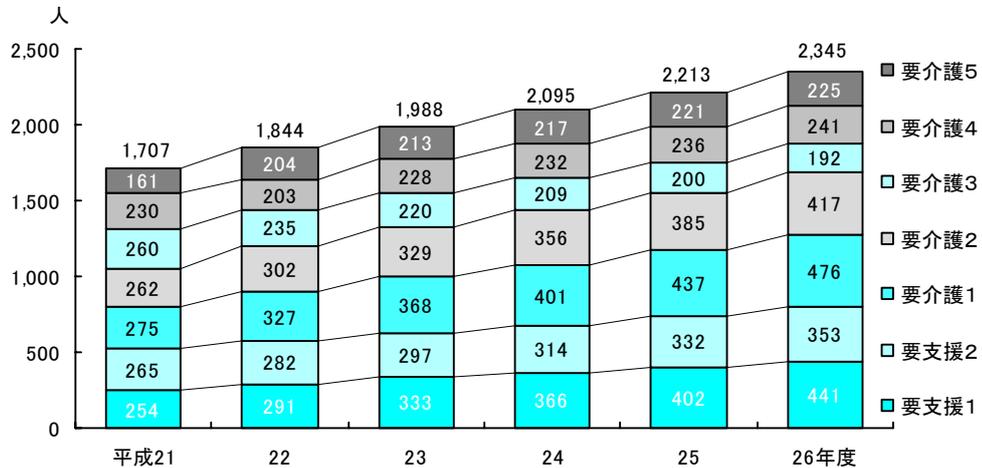


(資料) 高齢福祉課(平成22年11月1日現在)

(2) 要支援・要介護認定者数

推計では、要支援・要介護認定者数の総数は、平成23年度の1,988人から平成26年度では2,345人まで増加し、平成23年度の1.2倍になることが予測されています。

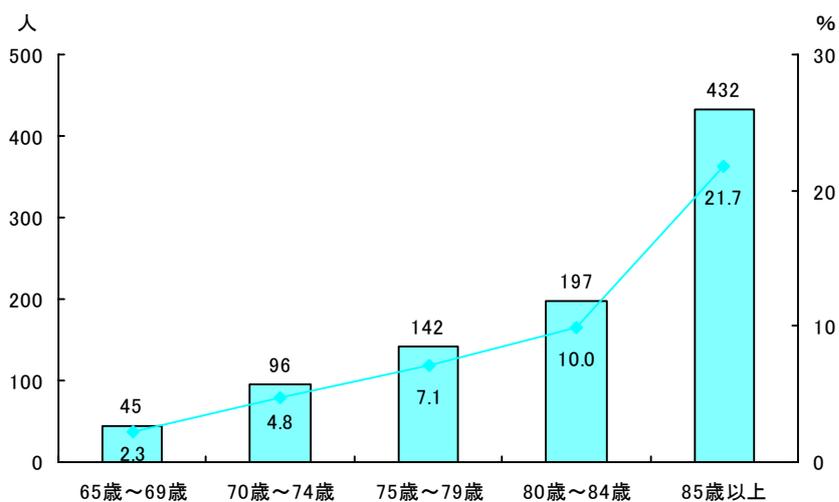
稲城市の要支援・要介護認定者数の推計



(資料)稲城市による推計
※各年10月1日時点

認知症の要支援・要介護高齢者も増加しています。平成23年10月現在、要支援・要介護高齢者のうち認知症高齢者は912人で、要支援・要介護高齢者に対する割合は45.9%と約半数です。年齢階層別にみると、85歳以上が最も多く432人、21.7%、80～84歳が197人、10.0%、75～79歳が142人、7.1%など年齢に比例して高い割合となっています。

要支援・要介護高齢者の年齢別認知症高齢者（自立度Ⅱ以上）



(資料) 高齢福祉課 (平成23年10月1日現在)

(3) 地区別高齢者の状況

高齢者アンケート調査等からみた地区別高齢者の状況は下表のとおりです。

地区別高齢者の状況

区 分		全体	矢野口	東長沼	大丸	百村	坂浜	平尾	押立	向陽台	長峰	若葉台	
高齢者アンケート (%)	家族形態	ひとり暮らし	15.6	17.7	14.9	18.6	19.7	6.5	20.1	14.1	10.5	12.9	8.0
		高齢者のみの世帯	41.8	38.4	35.7	44.2	36.4	43.5	49.6	43.5	40.6	37.1	40.9
		同居の家族がいる	39.9	42.2	45.2	35.9	42.4	50.0	28.8	42.4	44.4	46.8	46.6
	住居形態	持ち家(一戸建て)	50.9	70.5	66.7	40.4	72.7	87.1	36.0	84.8	20.3	19.4	28.4
		持ち家(分譲マンション)	21.6	13.5	4.8	19.9	16.7	1.6	24.1	3.3	47.4	40.3	56.8
		その他	25.8	13.9	26.8	38.5	9.1	9.7	39.6	10.9	31.6	38.7	12.5
	居住年数	30年以上	57.3	72.2	69.6	63.5	50.0	79.0	70.5	79.3	12.8	14.5	12.5
		10年～20年	26.2	18.1	17.9	26.9	27.3	12.9	18.3	18.5	57.9	58.1	34.1
		10年未満	15.6	9.3	12.5	9.0	21.2	6.5	11.2	2.2	29.3	27.4	53.4
65歳以上高齢者の割合 (%)		16.9	15.9	16.1	21.0	15.9	22.3	27.8	20.1	13.5	13.5	7.3	
前期高齢者の割合 (%)		10.3	9.8	9.5	12.8	9.0	14.7	16.9	12.6	8.8	7.8	4.4	
後期高齢者の割合 (%)		6.6	6.1	6.6	8.2	6.9	7.6	10.9	7.5	4.7	5.7	2.9	
要介護・要支援認定者数 (人)		1926	285	272	255	138	78	404	109	179	93	113	
65歳以上に対する要介護認定者の割合 (%)		13.6	11.6	14.7	14.3	19.7	12.5	13.1	12.1	14.2	15.3	13.6	

注1：高齢者アンケートの濃い色の部分は、全体を5ポイント以上上回るもの。

注2：要支援・要介護認定者数は平成23年7月1日、65歳以上高齢者の割合および65歳以上に対する要介護認定者の割合は、平成23年1月1日現在である。

4 高齢者の保健福祉に対する意識等

ここでは、計画策定のために実施した高齢者保健福祉アンケート調査の結果を掲載します。なお、前回調査とは平成16年12月に行った調査の結果です。

(1) 高齢者世帯の状況

高齢者の世帯は、「ひとり暮らし」が15.6%、「夫婦のみ」が41.8%、「同居の家族がいる」が39.9%となっています。「ひとり暮らし」は後期高齢者が21.7%と前期高齢者の2倍近い割合となっています。

前回調査と比べると「ひとり暮らし」と「同居の家族がいる」がやや少なくなり、「夫婦のみ」がやや多くなっています。

高齢者の家族構成

単位：%

(回答者数)	ひとり暮らし	夫婦のみ	同居の家族がいる	無回答
全 体 (1355)	15.6	41.8	39.9	
前期高齢者 (885)	12.7	43.6	42.5	
後期高齢者 (451)	21.7	39.5	36.4	

・年齢無回答者がいるため、各項目を足した数は全体の数(1,355)と一致しません。

単位：%

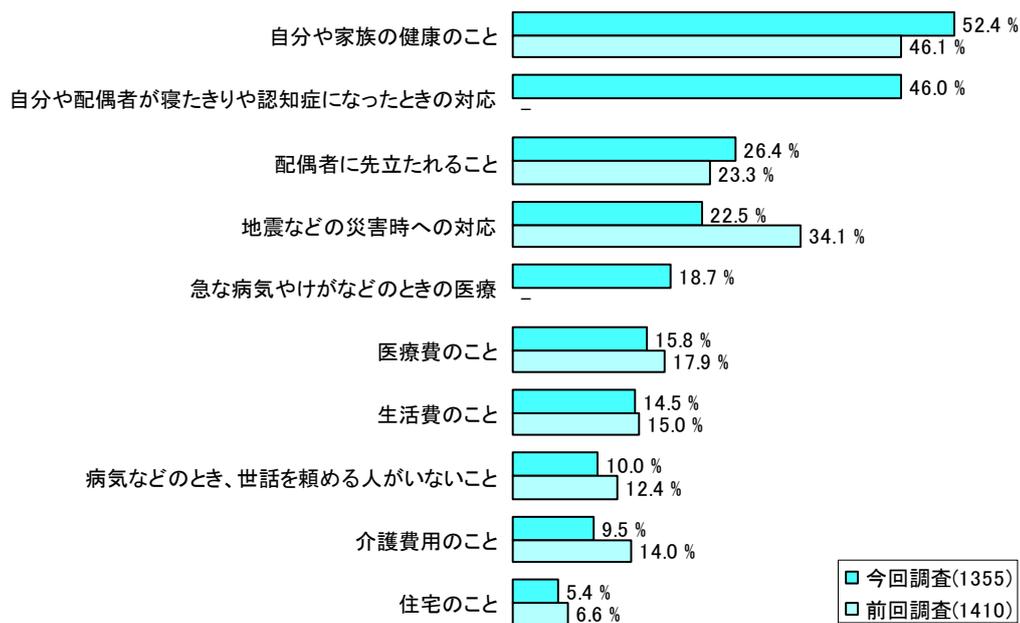
(回答者数)	ひとり暮らし	夫婦のみ	同居の家族がいる	無回答
今回調査 (1355)	15.6	41.8	39.9	
前回調査 (1410)	19.0	33.0	45.2	

・無回答のうち、回答比率が5%未満の項目については数値を表示していません。

(2) 不安に思っていること

不安に思っていることとしては、半数前後の人が「自分や家族の健康のこと」52.4%と「自分や配偶者が寝たきりや認知症になったときの対応」46.0%をあげています。以下、「配偶者に先立たれること」26.4%、「地震などの災害時への対応」22.5%、「急な病気やけがなどのときの医療」18.7%などの順で、健康に関わる不安が大半を占めています。

不安に思っていること（上位10位）

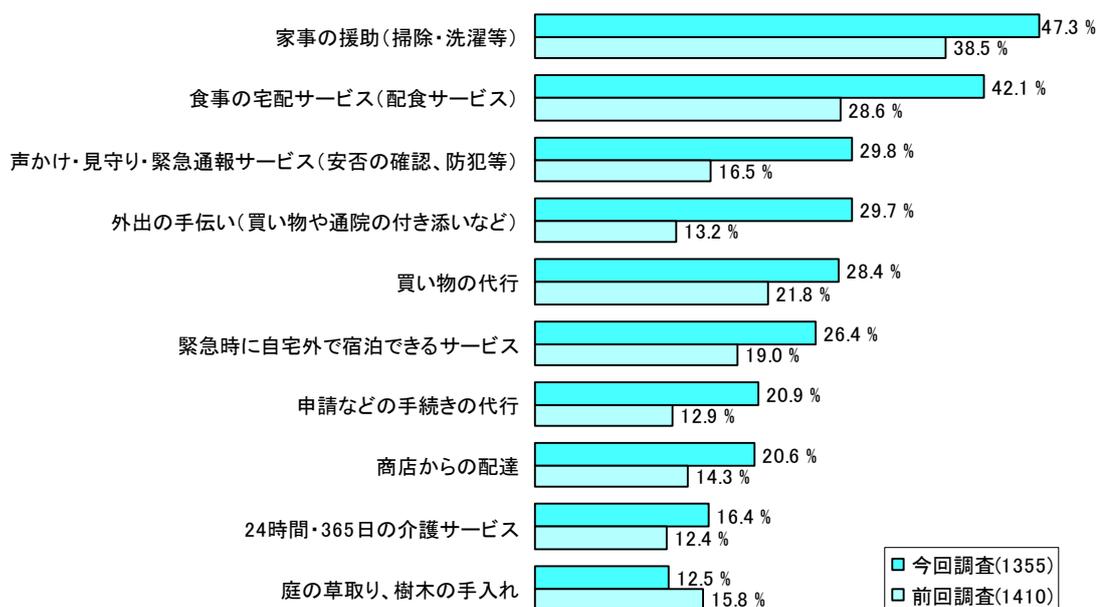


注：複数回答

(3) サービスの利用

体力に自信がなくなったときにあるとよいと思うサービスとしては、「家事の援助（掃除・洗濯等）」47.3%と「食事の宅配サービス（配食サービス）」42.1%いずれも4割以上の人があげ、多くなっています。次いで「声かけ・見守り・緊急通報サービス（安否の確認、防犯等）」29.8%、「外出の手伝い（買い物や通院の付き添いなど）」29.7%、「買い物の代行」28.4%などの順で、「庭の草取り、樹木の手入れ」以外は前回調査を上回ります。

あったらよいと思うサービス（上位10位）

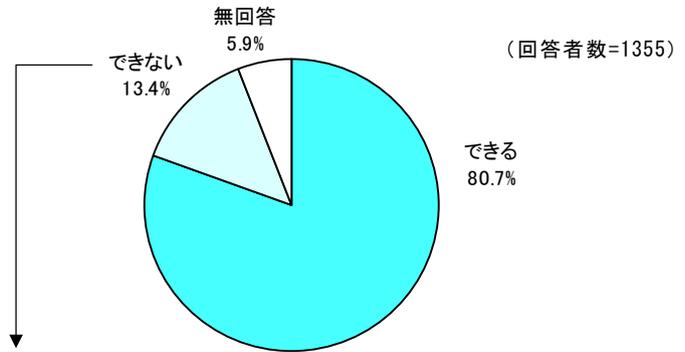


注：複数回答

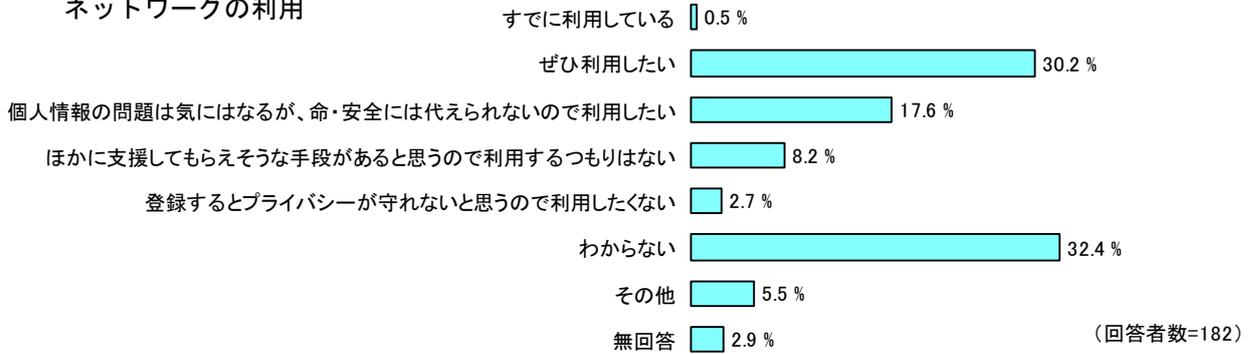
(4) 災害時について

災害時にひとりで避難「できる」は 80.7%、8割の人が避難できるとしています。「できない」と回答した人で「稲城市災害時要援護者市民相互ネットワーク」を『利用している、利用したい』は 48.3%、2人に1人が『利用している・利用したい』としています。

災害時にひとりで避難できるか

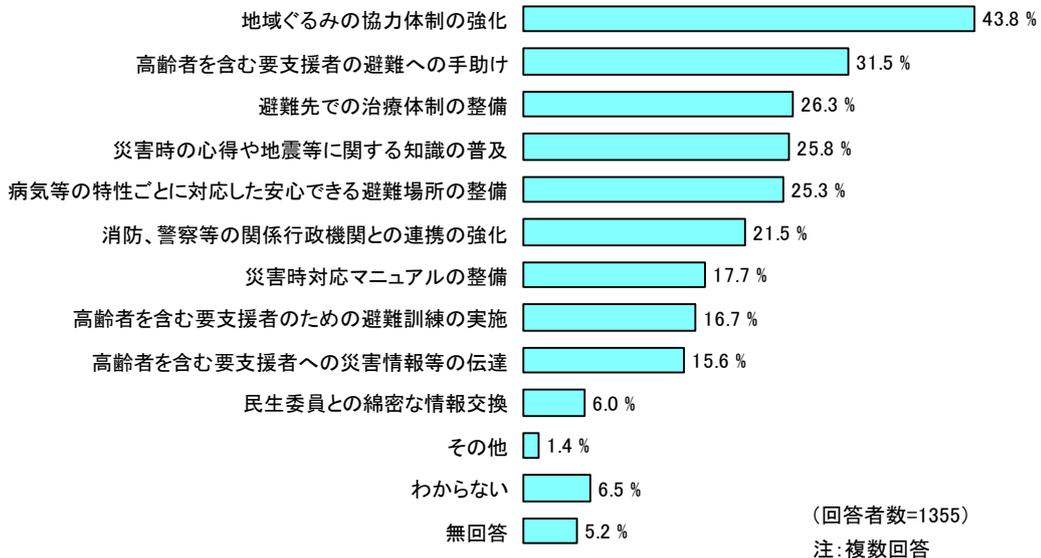


稲城市災害時要援護者市民相互ネットワークの利用



災害に備えて必要だと思うことは、「地域ぐるみの協力体制の強化」が 43.8%と最も多く、次いで「高齢者を含む要支援者の避難への手助け」31.5%、「避難先での治療体制の整備」26.3%などとなっています。

災害に備えて必要だと思うこと

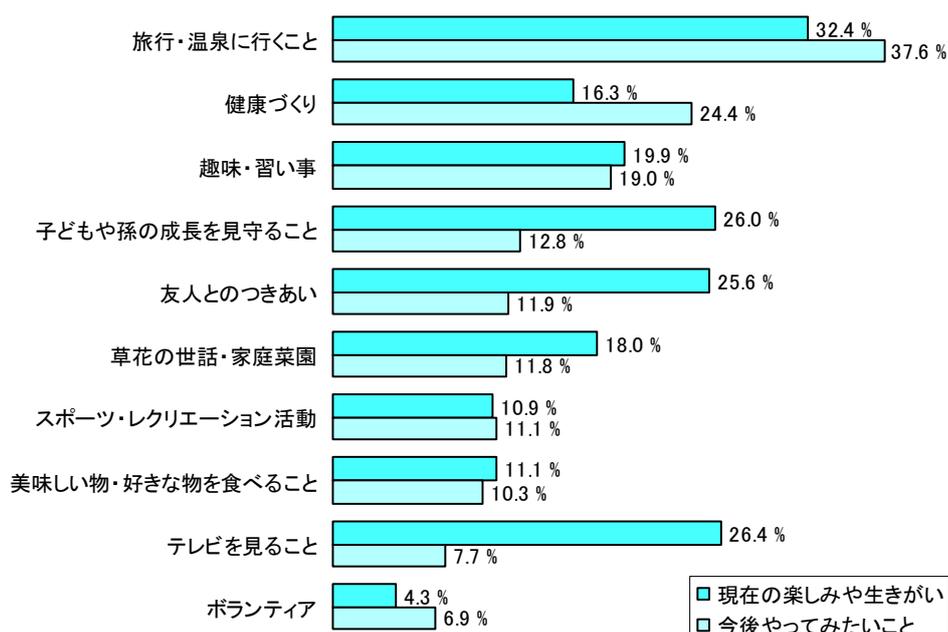


(5) 楽しみや生きがい

現在の楽しみや生きがいとしては、第1位が「旅行・温泉に行くこと」で3人に1人があげています。次いで4人に1人が「テレビを見ること」「子どもや孫の成長を見ること」「友人とのつきあい」をあげています。

今後やってみたいことでは、1位は「旅行・温泉に行くこと」ですが、次いで4人に1人が「健康づくり」、5人に1人が「趣味・習い事」をあげています。楽しみや生きがい、やってみたい活動は多様化しています。

楽しみや生きがい（今後やってみたいことの上位10位）



(回答者数=1355)

注:複数回答

(6) 治療中か症状があるもの

医療機関で治療中か症状があるものとしては、「高血圧」が 39.2%と以下の「目の病気」20.2%、「歯や口の病気」19.9%、「高脂血症」14.6%などを大きく引き離しています。

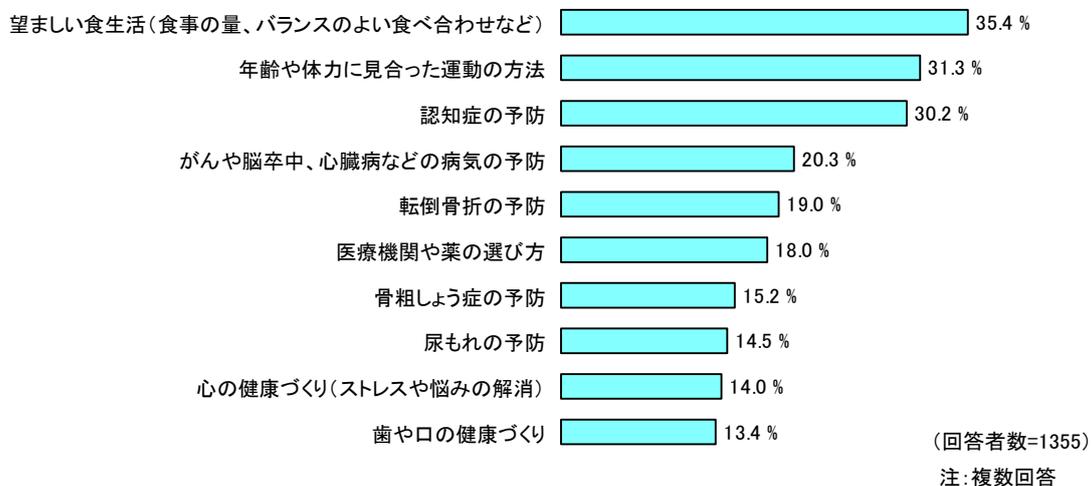
医療機関で治療中か症状があるもの（上位 10 位）



(7) 健康について知りたいこと

健康について知りたいことは「望ましい食生活」35.4%、「年齢や体力に見合った運動の方法」31.3%、「認知症の予防」30.2%があまり差がなく上位にあげられています。

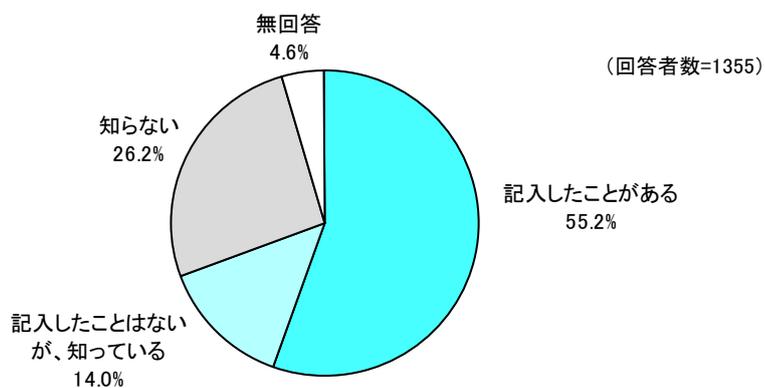
健康について知りたいこと（上位 10 位）



(8) 介護予防事業の周知状況と利用意向

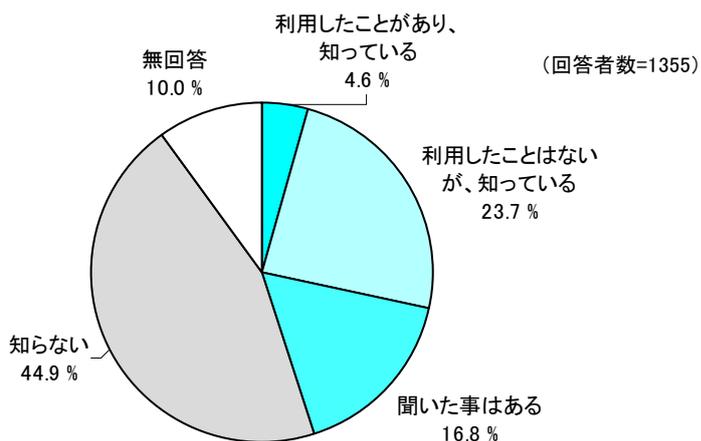
必要な介護予防に取り組むための生活機能評価・基本チェック票について、「記入したことがある」「記入したことはないが、知っている」を合わせた『知っている』は69.2%、約7割となっています。

生活機能評価・基本チェック票の周知状況



介護予防事業の利用を支援する介護予防マネジメントについて、「利用したことがあり、知っている」「利用したことはないが、知っている」を合わせた『知っている』は28.3%、約3割にとどまっています。

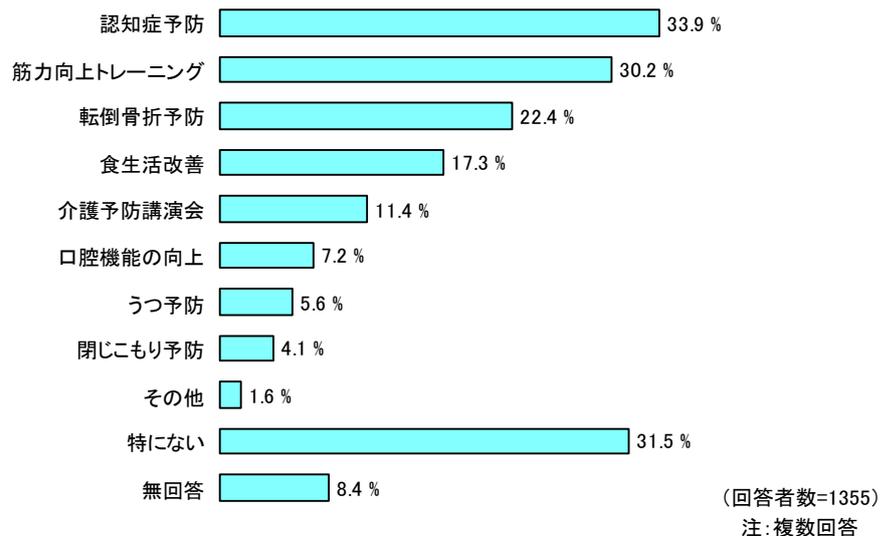
介護予防マネジメントの周知状況



介護予防事業のなかで利用したいと思う事業は、「認知症予防」33.9%、「筋力向上トレーニング」30.2%が3割を超え、次いで「転倒骨折予防」22.4%、「食生活改善」17.3%などとなっています。

性別で見ると、男性よりも女性の利用意向が高いことがわかります。また、家族構成では、ひとり暮らしで「転倒骨折予防」および「食生活改善」において高い利用意向となっています。

介護予防事業の利用意向



性別・家族構成の介護予防事業の利用意向（上位のみ）

単位：%

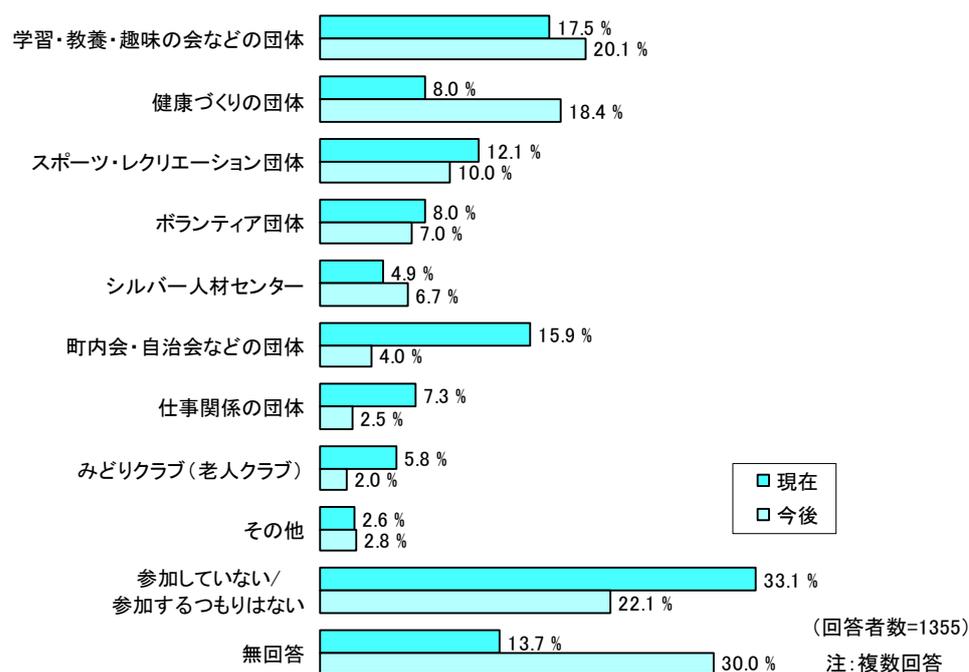
区 分		認知症予防	筋力向上 トレーニング	転倒骨折予防	食生活改善
全 体		33.9	30.2	22.4	17.3
性別	男 性	28.1	28.1	15.3	17.1
	女 性	39.2	32.6	29.0	17.6
家族 構成	ひとり暮らし	33.6	31.3	29.4	21.8
	夫婦のみ	34.5	29.3	20.8	15.4
	同居の家族がいる	33.5	31.4	21.8	17.4

(9) 現在参加している団体・今後参加したい団体

現在参加している団体は、「学習・教養・趣味の会などの団体」17.5%が最も多く、次いで「町内会・自治会などの団体」15.9%、「スポーツ・レクリエーション団体」12.1%などの順となっています。一方、3人に1人は「参加していない」と回答しています。

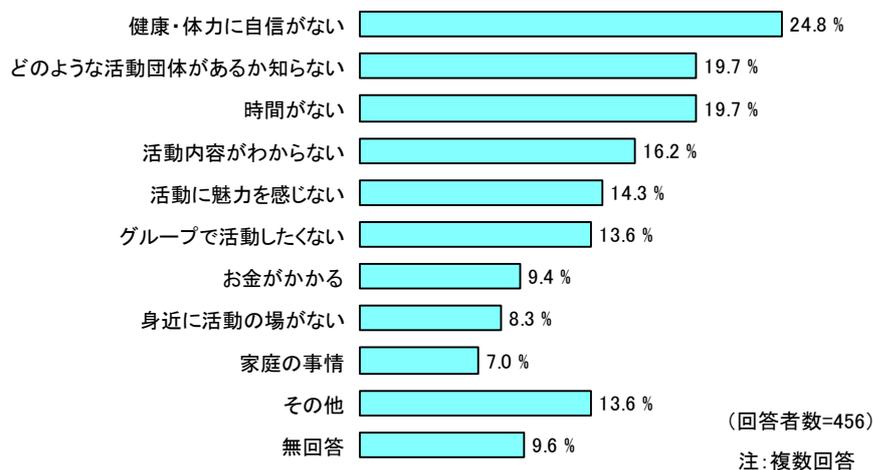
今後、参加したい団体は、「学習・教養・趣味の会などの団体」20.1%と「健康づくりの団体」が18.4%と2割前後で多くなっているのに対し、「町内会・自治会などの団体」は4.0%となっています。

現在参加している団体・今後参加したい団体



参加していない理由で最も多いのが「健康・体力に自信がない」24.8%、「どのような活動団体があるか知らない」および「時間がない」ともに19.7%、「活動内容がわからない」16.2%などとなっています。

参加していない理由

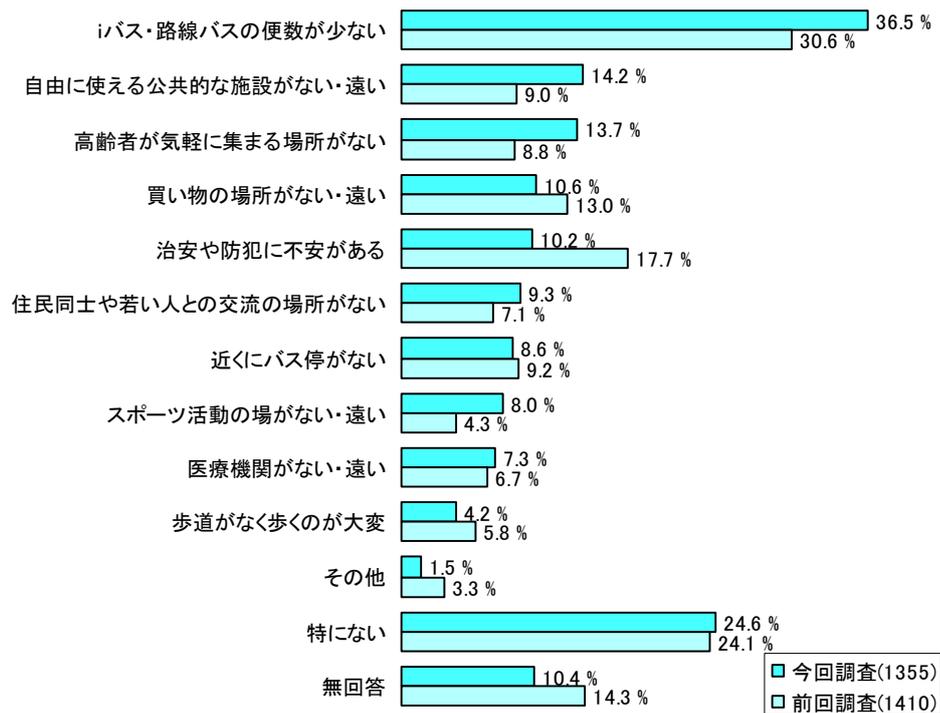


(10) 地域のことで困ること・不便に感じること

地域のことで困ること・不便に感じることをあげてもらったところ「i バス・路線バスの便数が少ない」36.5%が他を大きく引き離しています。

前回調査においても「i バス・路線バスの便数が少ない」が30.6%と1位でしたが、今回調査はさらに多くの人があげています。

地域のことで困ること・不便に感じること



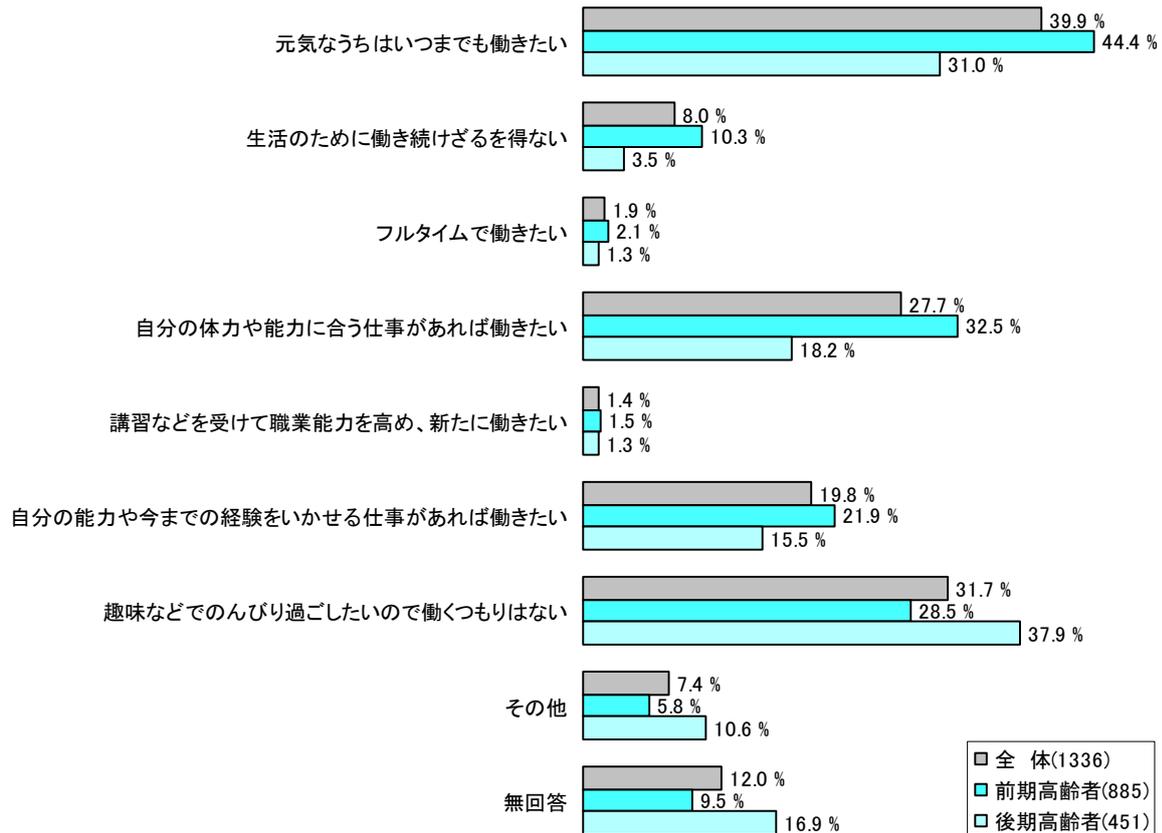
注:複数回答

(11) 就労意向

働くことについては、高齢者の半数に就労意向があります。年齢とともに働きたい人の割合は低下していきませんが、後期高齢者の3割は「元気なうちはいつまでも働きたい」としています。

働き方については、「元気なうちはいつまでも働きたい」や、「自分の体力や能力に合う仕事があれば働きたい」人が多くなっています。

働くこと・働き方



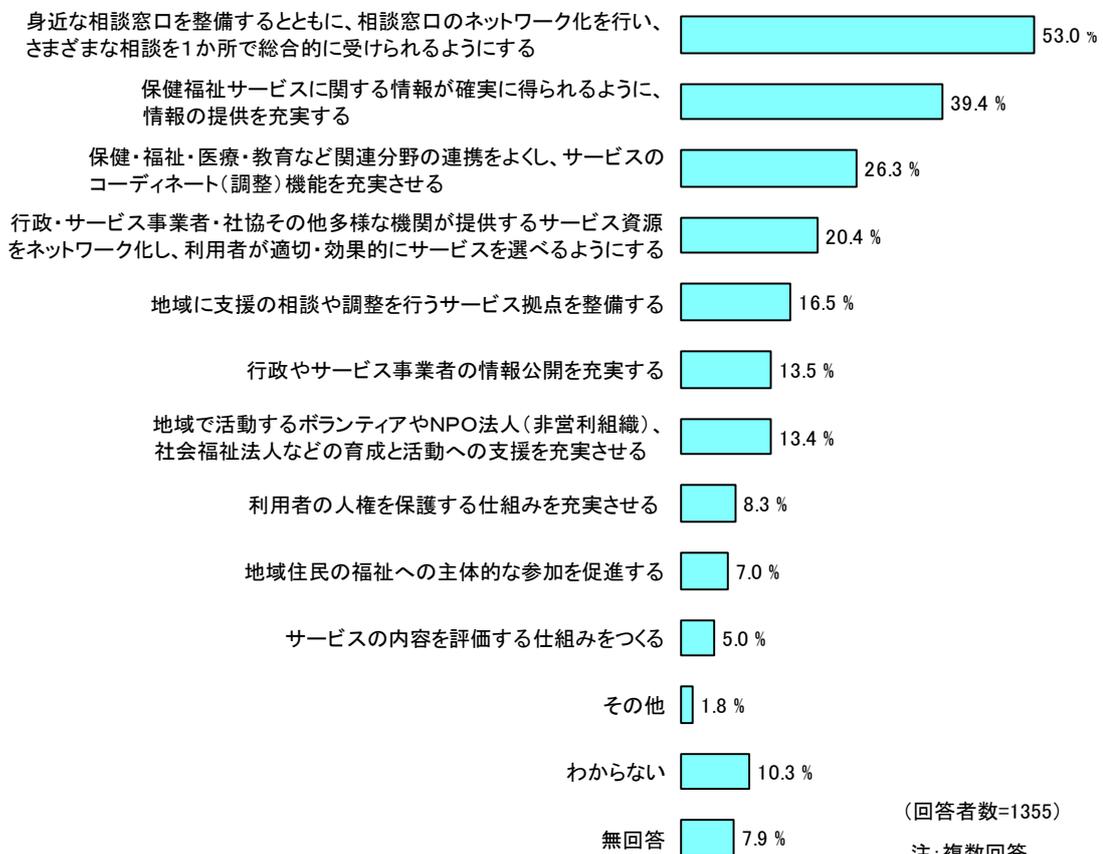
注: 年齢無回答者除く

(12) 高齢者保健福祉サービスを充実するために重要な取り組み

地域における保健福祉サービスを充実させ、市民だれもが必要に応じて、いつでも、適切・迅速に利用できるようにするために大切な取り組みとしては、「身近な総合窓口を整備するとともに、相談窓口のネットワーク化を行い、さまざまな相談を1か所で総合的に受けられるようにする」53.0%が最も多く、過半数の高齢者があげています。

次いで多いのが「保健福祉サービスに関する情報が確実に得られるように、情報の提供を充実する」39.4%、「保健・福祉・医療・教育など関連分野の連携をよくし、サービスのコーディネート（調整）機能を充実させる」26.3%、「行政・サービス事業者・社協その他多様な機関が提供するサービス資源をネットワーク化し、利用者が適切・効果的にサービスを選べるようにする」20.4%などとなっています。

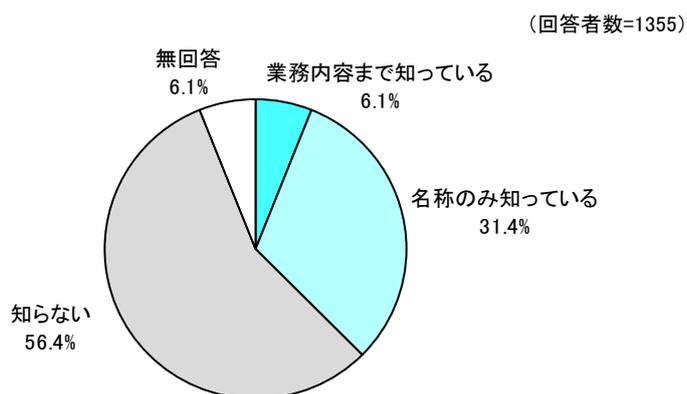
保健福祉サービスの充実に重要な取り組み



(13) 地域包括支援センターの周知状況

地域包括支援センターについて、「業務内容まで知っている」高齢者は6.1%とごく僅かで、「名称のみ知っている」は約3割、「知らない」が過半数を占めています。この傾向は、高齢者の年齢・性別、前期高齢者・後期高齢者別、地区別にみてもほとんど差はみられず、低い周知度となっています。

地域包括支援センターの周知状況



5 今後の課題

高齢者をめぐる状況、本市の高齢者保健福祉の取り組みの現状、高齢者の保健福祉に関する意識やニーズ等を踏まえた今後の課題は、次のとおりです。

課題1 地域での包括的なケアの推進

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域のなかで安心して暮らし続けることのできる仕組みをつくる必要があります。地域によっては自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなどにより、ひとり暮らし高齢者の見守りなどが行われていますが、地域住民が幅広く参加した支え合い活動の普及に努めていく必要があります。

アンケート調査では、後期高齢者になると「ひとり暮らし」が増えることがわかります。そのため、高齢者が不安に思っていることとして「自分や家族の健康」や「自分や配偶者が寝たきりや認知症になったときの対応」「配偶者に先立たれること」など一人になった時の不安が上位にあげられています。

また、体力に自信がなくなったときあったらよいと思うサービスとして「家事の援助」「食事の宅配サービス」「声かけ・見守り・緊急通報サービス」などさまざまな生活支援サービスがあげられ、「庭の草取り、樹木の手入れ」以外はいずれも前回調査を上回ります。さらに災害に備えて必要だと思ふこととしては「地域ぐるみの協力体制の強化」が1位であり、安心した地域生活を送るためのニーズが高まっています。

地域包括支援センターでは、相談からサービスの調整に至る役割を担っていますが、相談機能を高めるなかで自治会などの地域活動団体をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPOなどさまざまな担い手をネットワーク化するなど包括的なケア体制を構築していく必要があります。

課題2 高齢者が身近な地域で介護予防や健康づくりに取り組み、交流できる場づくり

アンケート調査では、「医療機関で治療中」、「症状がある」という問いに対し、「ない」と回答した人はわずか9.3%であり、大半の人は何らかの病気を持っています。高齢者が最も不安に思っていることは「自分や家族の健康」と「自分や配偶者が寝たきりや認知症になったときの対応」が他の回答を大きく引き離しています。高齢者の健康づくりへの意欲は強く、今後やってみたいこととして「健康づくり」が「旅行・温泉に行くこと」に次いであげられています。

さらに健康について知りたいこととして「望ましい食生活」「年齢や体力に見合った運動の方法」「認知症の予防」が主だったものとしてあげられています。

高齢期をいきいきと自立して暮らし続けるためには、加齢による心身機能低下を予防し、生活機能を維持・改善する健康づくり・介護予防の継続的な実践が重要になります。

本市では、各種の健康づくり・介護予防事業を実施するとともに、介護予防自主グループの育成や介護予防推進員、認知症サポーターの養成を行っています。また、介護予防拠点として押立の家、大丸憩いの家を開設しました。

アンケート調査では、利用したい介護予防事業は「認知症予防」「筋力向上トレーニング」「転倒骨折予防」などが上位にあげられています。いずれも女性が男性を上回り、介護予防事業への女性の積極性をみることができます。高齢だからと諦めるのではなく、早い段階から介護予防に取り組むことのできる支援が必要です。

一方、高齢者のみの世帯が増加するなか、高齢者の孤立を防ぐための見守りやさまざまな世代の人たちと交流のできる居場所づくりがますます重要になっています。ふれあいセンターの活用など自宅から徒歩等で移動できるような身近な地域に交流のできる場をさらに多くしていく必要があります。

課題3 高齢者の社会参加の促進

高齢者の多くは健康であり、活動的で元気な人たちです。アンケート調査では、現在活動している団体として「町内会・自治会などの団体」が「学習・教養・趣味の会などの団体」とともに多くあげられていますが、今後参加したい団体となると「町内会・自治会などの団体」をあげる人は少なくなっています。一方で、「学習・教養・趣味などの団体」や「健康づくり団体」といったテーマ型の参加ニーズが高まっており、年齢にとらわれずに多様なライフスタイルを実践したいという人たちが多くなっています。

参加していない理由として「どのような活動団体があるのか知らない」が「健康・体力に自信がない」に次いであげられており、積極的な情報提供が必要です。また、地域でのボランティア活動や見守り活動に参加したいという高齢者も増えています。こうした人たちの多くは、これまで得てきた知識や経験を地域の問題解決や地域の活性化にいかしたいと考えています。平成27年には、人口規模の大きい、いわゆる団塊の世代が65歳以上の高齢者となることから、多様なライフスタイルを持つ活動的な高齢者像は、一段と鮮明化すると考えられます。

本市では、介護支援ボランティア制度を全国に先駆けて実施するなど高齢者のボランティア活動の促進に力を入れています。今後ボランティア活動のきっかけづくりをすることでさらに参加者を増やしていく必要があります。

一方、アンケート調査で地域のことで困ること・不便に感じることで「iバス・路線バスの便数が少ない」が他を大きく上回ります。社会参加を促進するためにも高齢者の移動手段の確保が課題となっています。

課題4 身近な相談窓口を整備し、さまざまな相談を総合的に受けられる体制づくり

保健福祉において相談と情報提供は、保健福祉サービスの基礎をなすものです。

保健福祉に関わる相談窓口は、民生委員・児童委員を含めて地域に数多くあり、これら既存の相談窓口と地域包括支援センターのネットワーク化を進め、高齢者が身近なところで相談のできる窓口体制を整備していく必要があります。

アンケート調査では、高齢者保健福祉サービスを充実させるための取り組みとして、「身近な相談窓口を整備するとともに、相談サービスのネットワーク化を行い、さまざまな相談を1か所で総合的に受けられるようにする」が最も多く、過半数の高齢者があげています。

地域の包括的な支援拠点であり、総合的な相談機能を持つ地域包括支援センターは、市内に3か所整備されていますが、アンケート調査で「業務内容まで知っている」はわずか6%、「名前のみ知っている」が約3割、「知らない」が過半数を占め、こうした回答は性別、年齢などでみてもほとんど違いはありません。地域包括支援センターの周知と利用を促進し、幅広い相談ができるような体制づくりや地域住民の行動を支援する拠点として推進していく必要があります。

課題5 高齢者にわかりやすい情報提供と確実に届く仕組みづくり

アンケート調査では、高齢者保健福祉サービスを充実させるための取り組みとして「保健福祉サービスに関する情報が確実に得られるように、情報の提供を充実する」が、「相談の充実」に次いであげられ、約4割の高齢者があげています。

本市では、広報誌や市ホームページ、福祉のしおりの発行、チラシの郵送配布、社会福祉協議会との連携などにより情報提供を図っていますが、アンケート調査では、介護予防の介護予防マネジメント、地域包括支援センターなどを知っている人は半数以下となっています。

高齢者の特性や日常生活行動等を踏まえて、高齢者にわかりやすく受入れやすい提供方法をさらに工夫し、サービスが必要な高齢者に必要な情報が確実に届くようにしていく必要があります。

また、認知症など判断能力が低下した人の権利を守るための取り組みや虐待防止への取り組みなど高齢者一人ひとりの尊厳と権利を守る権利擁護の必要があります。

第2章 今後の取り組みの方向

1 基本方針

高齢者が安心して暮らしていける住みよいまちづくりを目指すため、高齢者の個人としての尊厳を重んじ、健康の保持、生きがいのある生活の持続、地域社会の担い手としての自覚・活動などを支援します。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなかで、地域の中で新たな支え合いの仕組みをつくり、福祉によるコミュニティづくりを推進します。

支援を必要とする高齢者が安心して過ごすことができるよう、介護保険制度はもとより介護保険制度以外のサービス等を含めた施策を総合的に推進し、高齢者保健福祉の充実に努めます。

**高齢者の誰もが健康で
いきいきと活動し、
心豊かにいつまでも安心して
住み続けられるまちづくり**

2 テーマ

テーマ

1

支え合いによる包括的な地域ケアの推進

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、自治会など地域の活動団体をはじめ、民生委員・児童委員、NPOやボランティア、社会福祉協議会などさまざまな担い手が一体となってお互いの自立生活を支える、包括的な地域ケアに取り組んでいく必要があります。介護が必要な状態になっても地域でのケアがあれば安心して暮らすことができます。

そのため、地域における包括的支援の中核的な機関である地域包括支援センターの整備と機能強化を推進します。自治会、民生委員・児童委員、NPOやボランティア、社会福祉協議会などの協力を得て、地域の支え合い活動の環境整備を進め、見守りや認知症高齢者の支援、高齢者の安全・安心の確保につなげます。

さらに、家族介護者の支援などを総合的に推進し、要介護者の在宅生活の質の向上と介護者の負担軽減を図ります。

施策

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域での見守り・声かけ・支え合いの推進
- (3) 認知症高齢者対策の強化
- (4) 高齢者の安全・安心の確保
- (5) 家族介護者の支援

テーマ

2

いきいきと活動的に暮らせる健康づくりと社会参加の促進

高齢者がいつまでも元気にいきいきと暮らし、社会の中で活躍できるよう健康づくりに留意し、生きがいを持って暮らしていくことができるよう支援していく必要があります。

そのため、高齢者の健康特性に留意した健康づくりと介護予防を推進することにより、身体機能の維持・改善を図ることにより社会参加の促進に努めます。

ふれあいと交流を楽しみながら地域社会の一員として積極的な社会参加・地域貢献活動を担うとともに、就労意欲のある高齢者の就労支援など高齢者が生きがいを持って暮らすことができるよう支援します。

施策

- (1) 健康づくりと介護予防の推進
- (2) ふれあいと交流の促進
- (3) 社会参加・地域貢献活動の促進
- (4) 就労の支援

テーマ

3

安心して暮らし続けられる生活支援サービスの推進

多くの高齢者は、介護を要する状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることを願っています。必要となる情報の提供や相談体制の充実が必要です。また、高齢者の施設や在宅生活での生活を支えるサービスが充実するよう計画的なサービス基盤の整備やサービスの充実を図るとともに、高齢者がいつまでも暮らすことのできる住まいが必要です。一方、高齢化の進展に伴い判断能力が不十分になっても人権が尊重される必要があります。

そのため、的確な情報提供と総合的な相談体制を整備します。在宅生活を支える地域密着型サービスの整備や生活を提供するためのサービスを充実する一方、住み慣れた地域で暮らす基盤となる住まい環境の整備に努めます。また、権利擁護事業[※]や成年後見制度[※]の普及・啓発などを進め、地域での安心した暮らしを守ります。

施策

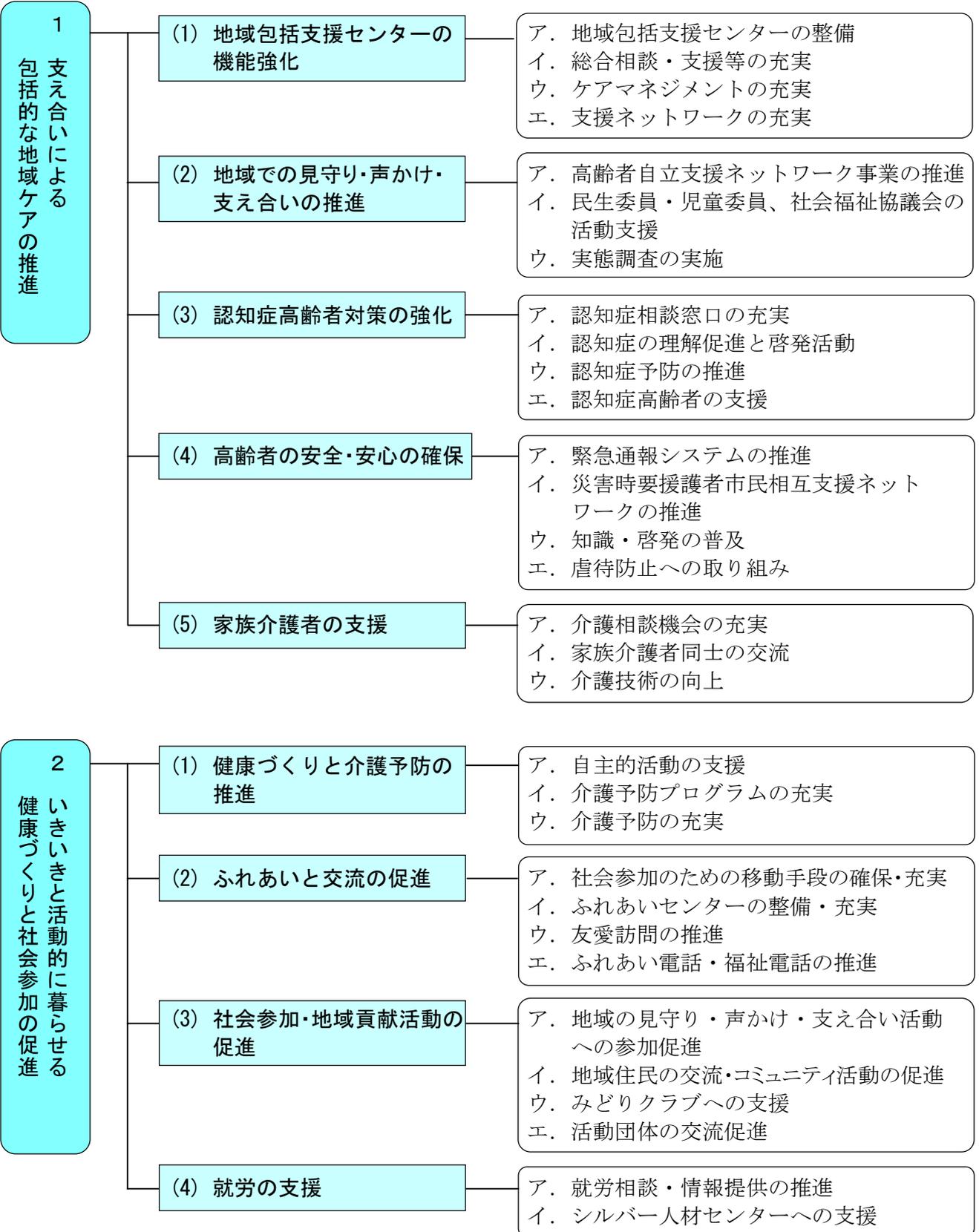
- (1) 利用しやすいサービス提供
- (2) サービス基盤の整備
- (3) 日常生活支援サービスの推進
- (4) 住まい環境の整備
- (5) 権利擁護と苦情対応

3 体系図

テーマ

施策

主要事業



第2部 第II編

テーマ

施策

主要事業

3
安心して暮らし続けられる
生活支援サービスの推進

(1) 利用しやすいサービス提供

- ア. 情報提供体制の整備
- イ. 相談窓口の総合化
- ウ. 身近な相談員との連携
- エ. サービスの質の向上

(2) サービス基盤の整備

- ア. 特別養護老人ホームの整備
- イ. 介護老人保健施設の整備
- ウ. 地域密着型サービスの整備
- エ. その他の施設サービスの整備

(3) 日常生活支援サービスの推進

- ア. 自立生活支援サービスの推進
- イ. 生活援助サービスの推進
- ウ. 外出支援サービスの推進

(4) 住まい環境の整備

- ア. 住宅改修の促進
- イ. 高齢者のための住宅確保
- ウ. 居住の支援

(5) 権利擁護と苦情対応

- ア. 権利擁護の相談支援
- イ. 成年後見制度の周知と利用促進
- ウ. 苦情への対応

第3章 施策の内容

テーマ

1

支え合いによる包括的な地域ケアの推進

施策1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、平成22年度末現在3か所設置されています。高齢者の総合相談・支援、介護予防ケアマネジメントなど高齢者の在宅での生活を支援する地域包括ケアの中核的役割を担っています。

きめ細かな高齢福祉サービスを目指し、地域包括支援センターを生活圏域ごとに整備するとともに、地域包括ケアのマネジメント機能の強化を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 地域包括支援センターの整備	在宅介護支援センターを廃止し、地域包括支援センターを新たに整備することで、地域包括支援センター4か所体制とします。 〔関連事業〕 ○包括的支援事業
イ. 総合相談・支援等の充実	巡回訪問相談や出張相談の充実など、地域包括支援センターにおける総合相談・支援事業を充実します。また、認知症の相談・支援を充実するため、相談員の研修を行います。 〔関連事業〕 ○包括的支援事業 ○相談員の研修
ウ. ケアマネジメントの充実	介護予防ケアマネジメント事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を充実するため、ケアマネジャーの資質の向上を推進します。 〔関連事業〕 ○包括的支援事業
エ. 支援ネットワークの充実	地域ケア会議を開催し、行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関等との支援ネットワークを充実します。 〔関連事業〕 ○地域ケア会議

施策 2 地域での見守り・声かけ・支え合いの推進

ひとり暮らしや高齢・病弱で不安な状態の高齢者が安心して地域で暮らし続けられるさまざまな支援が必要です。アンケート調査では不安に思っていることとして、「自分や家族の健康のこと」「認知症になったときの対応」が多くあげられ、不安や悩みを抱えながら生活しています。

本市では、地域包括支援センターと連携をとりながら、地域ぐるみで見守っていく高齢者自立支援ネットワーク事業を推進しています。自治会、民生委員・児童委員、みどりクラブ、社会福祉協議会などとの情報交換や見守り活動支援に努めています。また、民生委員・児童委員の訪問により、見守りの必要なひとり暮らし高齢者等の実態調査を実施しています。

地域包括支援センターとさまざまな活動の担い手との連携を強めるなかで、地域の見守り、声かけ、支え合いのネットワークを支援します。

主要事業	事業内容
ア. 高齢者自立支援ネットワーク事業の推進	地域における見守り・助け合い活動を充実するため、さまざまな活動の担い手との連携を強め、地域ごとの地域ケア会議の充実など高齢者自立支援ネットワーク事業を推進します。
	〔関連事業〕 ○高齢者自立支援ネットワーク事業 ○地域ケア会議
イ. 民生委員・児童委員、社会福祉協議会の活動支援	地域住民や自治会との連携を強化し、身近な相談役として重要な役割を担う民生委員・児童委員や社会福祉協議会への情報提供を充実します。
	〔関連事業〕 ○民生委員・児童委員活動 ○社会福祉協議会運営事業
ウ. 実態調査の実施	75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など見守りの必要な高齢者に対し、民生委員・児童委員による見守り訪問を継続して実施します。
	〔関連事業〕 ○高齢者実態調査

施策3 認知症高齢者対策の強化

要介護者が増えるなか、認知症高齢者も増加を続けています。認知症高齢者は、住みなれた地域で安定的な人間関係を保ちながら生活を続けていくことが望ましいといわれています。

本市では、認知症相談や認知症予防自主グループの育成・支援、認知症サポーターの養成など認知症予防に積極的に取り組んでいます。認知症サポーターは順調に増え、現在800人余となっています。

認知症相談窓口の充実を図るとともに、認知症に対する理解促進と啓発活動に努めます。また、認知症予防、介護する家族への負担軽減に努めます。

主要事業	事業内容
ア. 認知症相談窓口の充実	地域包括支援センターにおける認知症相談を充実します。
	〔関連事業〕 ○包括的支援事業
イ. 認知症の理解促進と啓発活動	認知症を正しく理解し適切に接することができるよう講演会を開催し、また認知症サポーターの養成を推進します。
	〔関連事業〕 ○認知症講演会 ○認知症サポーターの養成
ウ. 認知症予防の推進	認知症予防のため、認知症予防自主グループ活動の支援や、医療機関との連携を推進します。
	〔関連事業〕 ○自主グループ支援
エ. 認知症高齢者の支援	認知症高齢者の在宅生活を支援し、家族介護者の負担軽減につながる支援を推進します。
	〔関連事業〕 ○徘徊高齢者家族への支援

施策4 高齢者の安全・安心の確保

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすためには、健康に対する不安とともに災害、事故といった日常生活上の不安があります。アンケート調査では、地震などの災害時への対応に不安をもつ高齢者が2割強みられます。

本市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等の安否を確認し、迅速な初期支援活動につなげる災害時要援護者市民相互支援ネットワーク（災害時要援護者登録）※を推進しています。今後もひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が予想されることから高齢者の安否確認が重要となります。

認知症高齢者の増加などにより高齢者虐待が増加していく恐れがあることから、早期発見・早期対応体制の整備を推進します。

高齢者の交通事故の増加、高齢者をターゲットにした悪質商法の横行などに対応するため、関係機関と連携しながら高齢者の知識・啓発の普及に努めます。

主要事業	事業内容
ア. 緊急通報システムの推進	緊急通報システム等の活用を図り、災害時や急病等の緊急時の要援護高齢者への対応を推進します。
	〔関連事業〕 ○高齢者緊急通報システムの設置
イ. 災害時要援護者市民相互支援ネットワークの推進	地域の協力体制を活用し、災害時要援護者の実状に応じた支援ができるよう、災害時要援護者市民相互支援ネットワークを推進します。
	〔関連事業〕 ○災害時要援護者登録
ウ. 知識・啓発の普及	高齢者の安全を確保するため、災害時の対処法や交通安全教育、高齢者を狙った悪質商法に対する知識・啓発の普及を推進します。
	〔関連事業〕 ○消費者ルーム運営事業 ○交通安全啓発活動・講師派遣
エ. 虐待防止への取り組み	高齢者虐待に関する通報先として地域包括支援センターの周知を図ります。発見時には、関係機関との連携や高齢者自立支援ネットワークを通じて迅速な対応を図ります。
	〔関連事業〕 ○包括的支援事業 ○高齢者自立支援ネットワーク事業

施策5 家族介護者の支援

夫婦だけで暮らす世帯の増加など家族規模が縮小するなかで、介護者家族の負担は重くなっており、「老老介護」も増えてきています。介護者の負担の軽減は、介護の質と介護者の生活の質を高めることにつながります。

地域包括支援センターによる巡回訪問相談や出張相談などにより介護家族相談を充実するとともに、家族介護者の介護技術の向上や健康づくり、カウンセリングなど、きめ細かな支援に努めます。

主要事業	事業内容
ア. 介護相談機会の充実	個別訪問相談や専門職からの専門的アドバイスを得られるよう、介護家族相談を充実します。
	〔関連事業〕 ○家族介護支援事業
イ. 家族介護者同士の交流	家族介護者同士の交流の機会をつくり、自主的な交流を促進します。
	〔関連事業〕 ○家族介護支援事業
ウ. 介護技術の向上	在宅で要介護者等を介護する家族に対し、技術の向上や住宅改修などの相談を充実します。
	〔関連事業〕 ○家庭介護教室等の開催

施策1 健康づくりと介護予防の推進

アンケート調査で高齢者の健康に対する関心は高く、「健康」あるいは「寝たきりや認知症」を不安に思っている高齢者は2人に1人となっています。また、利用したい介護予防事業では「認知症予防」が最も多くあげられています。

高齢期をいきいきと活動的に過ごすためには、病気や加齢による心身の機能低下を予防し、生活機能を維持・改善する健康づくりと介護予防が一貫性を持って行われることが重要です。

そのため、高齢者が自分の特性や健康・体力レベルに合わせて効果的な健康づくりができるよう、保健事業や介護予防事業を推進し、地域での拠点整備とあわせ仲間づくりを目指して、介護予防推進員や自主グループによる健康づくり・介護予防活動を促進します。

主要事業	事業内容
ア. 自主的活動の支援	<p>高齢者の健康づくり・介護予防に関する情報提供に努めるとともに、地域の介護予防拠点の整備、介護予防推進員の養成、地域で介護予防活動を行っている自主グループを支援します。</p> <p>〔関連事業〕 ○講演会・講師派遣 ○介護予防推進員の養成 ○自主グループの活動支援</p>
イ. 介護予防プログラムの充実	<p>介護予防プログラムメニューを拡充するとともに、運動と食生活（栄養）を組み合わせるなど、効果的で総合的なプログラムを開発・推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○筋力アップトレーニング ○転倒骨折予防教室 ○プール運動プログラム ○口もと歯つらつ教室 ○もの忘れを予防するための教室 ○運動器の機能向上を目的としたプログラム ○食生活改善教室 ○閉じこもり予防 ○通所型介護予防事業</p>
ウ. 介護予防の充実	<p>介護予防のための生活機能評価を実施するとともに、介護予防の取り組みが必要とされた人の介護予防事業への参加を促進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○二次予防事業※対象者把握事業</p>

施策2 ふれあいと交流の促進

高齢者が生きがいを持ち、趣味や余暇活動を楽しんだり、多くの人と交流を深めたりすることは健康づくりのうえで大切です。アンケート調査では、地域のことで困ること・不便に感じることとして「iバス・路線バスの便数が少ない」が最も多くあげられています。そのため、その第一歩となる気軽に外出できる環境を整える必要があります。

一方、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなか、閉じこもりにより地域社会の中で孤立する高齢者が増加傾向にあります。

そのため、身近な地域に日常的に気軽に子どもから高齢者までが集うふれあいセンターをさらに整備し、会食会など地域の高齢者や多世代との交流を促進します。文化センター内の老人福祉館については、引き続き継続して運営します。また、友愛訪問員の派遣や電話による声の訪問を引き続き推進します。

主要事業	事業内容
ア. 社会参加のための移動手段の確保・充実	<p>高齢者が気軽に外出できるよう、外出時の移動手段の確保・充実に努めます。</p> <p>〔関連事業〕○iバス事業 ○ハンディキャブ事業</p>
イ. ふれあいセンターの整備・充実	<p>ふれあいセンターを子どもから高齢者まで誰でも立ち寄れる居場所―地域の縁側―として整備・充実します。</p> <p>〔関連事業〕○ふれあいセンター運営事業</p>
ウ. 友愛訪問の推進	<p>ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者に対して訪問員が訪問し、話し相手になるとともに、安否確認、事故の未然防止を図ります。</p> <p>〔関連事業〕○友愛訪問員派遣事業</p>
エ. ふれあい電話・福祉電話の推進	<p>定期的な電話により話し相手になったり、安否確認を行うとともに、電話のないひとり暮らし高齢者等への電話機の貸与等の支援を推進します。</p> <p>〔関連事業〕○ひとり暮らし高齢者ふれあい電話事業 ○老人福祉電話事業</p>

施策3 社会参加・地域貢献活動の促進

これからの高齢者には福祉サービスの受け手だけではなく、担い手としての役割がますます期待されます。

社会福祉協議会のボランティアセンターではボランティアの育成や活動の支援を行う一方、市内6か所のふれあいセンターでは、地域福祉活動の拠点として地域住民の交流、コミュニティ活動が行われています。ボランティア活動をはじめとするこうした地域住民の活動を、地域の見守り・声かけ・支え合い活動につなげ、地域住民が主役として参加できるよう自治会、民生委員・児童委員、みどりクラブなどとの連携に努めます。

また、介護支援ボランティア制度を推進していますが、平成22年度末現在のボランティア登録者は、高齢者の約3%に当たる424人で、登録者が増え、活動は広がりをみせています。

主要事業	事業内容
ア. 地域の見守り・声かけ・支え合い活動への参加促進	介護支援ボランティア制度などにより社会参加活動のきっかけづくりをします。また、地域の見守り・声かけ・支え合い活動への参加を促進します。
	〔関連事業〕 ○介護支援ボランティア制度 ○ボランティア活動保険事業
イ. 地域住民の交流・コミュニティ活動の促進	ふれあいセンターで行われている地域住民の交流・コミュニティ活動を促進するなかで、身近な地域への関心を高め、社会参加・地域貢献活動につながる取り組みを支援します。
	〔関連事業〕 ○ふれあいセンター運営事業
ウ. みどりクラブへの支援	高齢者のみどりクラブへの加入促進に努めるとともに、訪問による見守り活動（友愛活動）、生きがいを高める活動、健康を増進する活動などを支援します。
	〔関連事業〕 ○みどりクラブ運営事業
エ. 活動団体の交流促進	さまざまなボランティア活動が広がりをみせるなかで、ボランティアの育成や活動の支援等、イベントや地域活動を通じて活動団体間の交流を図ります。
	〔関連事業〕 ○ボランティアのまちづくり運営事業補助

施策4 就労の支援

アンケート調査では、高齢者の半数に就労意向がみられますが、高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験・技能などをいかして、生きがいを感じられるような就労に向けた環境整備が大切です。また、団塊世代に代表されるように、多様なライフスタイルを持つ高齢者が多くなることから、これまでとは違った形で高齢者の就労の場が求められます。

高齢者の高い就労意欲がいかされるよう、はつらつワーク稲城^{*}と連携した支援やシルバー人材センター^{**}の一層の充実に努めます。

主要事業	事業内容
ア. 就労相談・情報提供の推進	働きたい高齢者の就労を支援するため、はつらつワーク稲城と連携した就労提供・情報提供に努めます。
	〔関連事業〕 ○はつらつワーク稲城運営費補助
イ. シルバー人材センターへの支援	高齢者の就労と生きがいの拠点としてシルバー人材センターの事業拡充を図るため、高齢者像の変化を踏まえた事業の開発、技能訓練、情報の提供などを支援します。
	〔関連事業〕 ○シルバー人材センター運営費補助

施策1 利用しやすいサービス提供

必要とするサービスを、必要なときに適切に利用できるためには、どのような制度やサービスがあるかなどの情報が市民に適切に届いていることが必要です。また、アンケート調査では、「相談窓口の整備」への高いニーズがあり、福祉制度やサービスについての内容の不明点や利用方法などについて、気軽に相談できるような支援も求められます。

そのため、わかりやすく効果的な情報発信に努めるとともに、高齢者のさまざまな相談にきめ細かく対応できる体制の整備を図ります。

また、サービスが利用者にとってより良いものとなるようサービス提供事業者が第三者評価を受けるよう働きかけることにより、事業者のサービスの質の向上に努めます。

主要事業	事業内容
ア. 情報提供体制の整備	<p>高齢者が情報を必要なときに入手できる体制を整備するとともに、提供情報の充実に努めます。</p> <p>〔関連事業〕○地域包括支援センター ○広報、ホームページへの掲載 ○ガイドブック・パンフレット</p>
イ. 相談窓口の総合化	<p>地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口として対応します。また、高齢者のさまざまな問題について関係課や関係機関につなぐことができるよう、地域包括支援センター機能の充実に努めます。</p> <p>〔関連事業〕○包括的支援事業</p>
ウ. 身近な相談員との連携	<p>民生委員・児童委員や各種相談員、さらには地域の見守り、声かけ、支え合いにより、窓口で相談に行くことのできない相談者の課題解決を支援します。</p> <p>〔関連事業〕○高齢者地域自立支援ネットワーク事業</p>
エ. サービスの質の向上	<p>提供されるサービスが利用者にとってより良いものとなるようサービス提供事業者が第三者評価を受け、公表することを促進します。</p> <p>〔関連事業〕○第三者評価への助成</p>

施策2 サービス基盤の整備

市内には、介護保険サービス施設として、平成23年度末現在、特別養護老人ホーム3か所（334床）、介護老人保健施設1か所（195床）のほか、ケアハウス（1か所）、在宅生活を支える地域密着型施設として認知症高齢者グループホーム（2か所）や小規模多機能型居宅介護（1か所）といったサービスがあります。

高齢者夫婦など高齢者だけで暮らす世帯の増加傾向が続いており、在宅で要支援・要介護高齢者を介護する家族の負担は重くなる傾向にあります。このため家族の負担を少しでも減らすことができるよう、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で自立して暮らし続けることができるよう、地域密着型サービス※を計画的に整備します。そして日常生活圏域ごとの状況に応じた提供を目指します。

主要事業	事業内容			
ア. 特別養護老人ホームの整備	市民ニーズの動向や国・都等の動向をみながら、施設の整備促進について、介護保険料との兼ね合いなど多方面について精査・研究します。			
	〔関連事業〕			
	現 状	計画内容（平成24年度～26年度）		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	3か所 334床	増加分 0か所 0床	0か所 0床	0か所 0床
	累計 3か所 334床	3か所 334床	3か所 334床	
イ. 介護老人保健施設の整備	介護保険制度における施設サービスとして、市民ニーズを勘案しながら基盤整備に努めます。			
	〔関連事業〕			
	現 状	計画内容（平成24年度～26年度）		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	1か所 195床	増加分 0か所 0床	0か所 0床	0か所 0床
	累計 1か所 195床	1か所 195床	1か所 195床	

主要事業	事業内容			
ウ. 地域密着型サービスの整備	<p>○認知症高齢者グループホーム 利用者が地域社会で自由に生活するためには地域社会での見守り体制が重要であり、地域に密着したサービスが展開できるよう、生活圏域を視野に入れた施設整備に努めます。</p>			
	〔関連事業〕			
	現 状	計画内容（平成 24 年度～26 年度）		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	2か所 24人	増加分 0か所 4人	1か所 18人	1か所 18人
		累計 2か所 24人	3か所 42人	4か所 60人
エ. その他の施設サービスの整備	<p>○小規模多機能型居宅介護 地域に密着したサービスができるよう、生活圏域を視野に入れた施設整備に努めます。</p>			
	〔関連事業〕			
	現 状	計画内容（平成 24 年度～26 年度）		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1か所 25人	増加分 0か所 0人	1か所 25人	1か所 25人
		累計 1か所 25人	2か所 50人	3か所 75人
エ. その他の施設サービスの整備	<p>○介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス） 高齢社会を迎えるなかで、市民ニーズに応じた対応ができるよう整備に努めます。</p>			
	〔関連事業〕			
	現 状	計画内容（平成 24 年度～26 年度）		
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	1か所 30人	増加分 0か所 0人	0か所 0人	0か所 0人
		累計 1か所 30人	1か所 30人	1か所 30人
エ. その他の施設サービスの整備	<p>○地域包括支援センター 現在市内に3か所の地域包括支援センターが設置されています。日常生活圏域で、きめ細かい対応を行うためにも、各圏域ごとに1か所の地域包括支援センター設置を目指します。 なお、現在市内に1か所ある在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの新設に伴い整理します。</p>			

施策3 日常生活支援サービスの推進

高齢者だけで暮らす世帯の増加を踏まえ、在宅介護保険サービスとの連携に配慮しながら、介護認定を受けていない、あるいは非該当となった支援の必要な高齢者に対し、介護保険制度を補完する各種生活支援サービスを推進します。

主要事業	事業内容
ア. 自立生活支援サービスの推進	何らかの支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために必要なサービスを推進します。
	〔関連事業〕 ○生活支援ホームヘルプサービス事業 ○通所型介護予防事業 ○生活支援・緊急ショートステイ
イ. 生活援助サービスの推進	高齢者が在宅で、快適で安全な暮らしを送ることができるよう、必要なサービスを推進します。
	〔関連事業〕 ○日常生活用具の給付 ○寝たきり高齢者等おむつ支給事業補助 ○配食サービス事業への支援 ○理美容券割引券助成 ○入浴券助成 ○出張理髪サービス割引券助成 ○家具転倒防止器具の取付助成 ○住宅用火災警報器（火災安全システム）の給付
ウ. 外出支援サービスの推進	歩行が困難な高齢者の通院や外出を支援するため、ハンディキャブ（リフト付自動車）を運行します。
	〔関連事業〕 ○ハンディキャブ事業

施策4 住まい環境の整備

高齢者が安心して暮らし続けるためには、その生活や心身機能の状態に対応した住まい環境の整備が必要です。また、自宅以外にも見守りや介護等サービスが付いている住まいなど多様な選択肢が求められています。

住宅のバリアフリー化の普及・啓発に努めており、介護保険サービスを利用した改修件数は増加しています。要介護状態になっても自宅での生活が可能となるよう自宅のバリアフリー化の促進を引き続き図っていきます。

国においては、高齢者住まい法を改正し、これまで複数あった高齢者向け賃貸住宅制度を一本化し、サービス付き高齢者向け住宅を推進しています。安否確認や生活相談といったサービスの提供を義務付け、高齢者が安心して暮らせる住まい確保に取り組んでいます。

本市では市民のニーズを踏まえ、過剰な整備とならないよう適切な住環境整備に努めます。

主要事業	事業内容
ア. 住宅改修の促進	地域包括支援センターによる住宅改修相談の充実を図り、介護保険サービスとの連携を図りながら、バリアフリー化に向けた住宅改修を支援します。
	〔関連事業〕 ○高齢者自立支援住宅改修給付事業 ○包括的支援事業
イ. 高齢者のための住宅確保	引き続き、これまでに整備された公営等の高齢者向け住宅の提供に努めます。
	〔関連事業〕 ○高齢者住宅ジョイハウスたまがわ・シルバーピア
ウ. 居住の支援	民間住宅への居住が難しい高齢者に対し、相談を充実するとともに支援事業を推進します。
	〔関連事業〕 ○民間賃貸住宅入居支援事業 ○家賃債務保証制度

施策5 権利擁護と苦情対応

認知症高齢者など判断能力が低下した人の権利を守る権利擁護に取り組んでいます。

本市では、稲城市福祉権利擁護センターで相談・援助を行っています。

一方、サービスに関する苦情についても稲城市福祉権利擁護センターで受けつけ、解決が図られる仕組みが整備されています。

これらの制度や窓口の周知や活用をさらに働きかけていきます。

主要事業	事業内容
ア. 権利擁護の相談支援	稲城市福祉権利擁護センター、地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護に関わる相談支援を行います。 〔関連事業〕○稲城市福祉権利擁護センター ○包括的支援事業
イ. 成年後見制度の周知と利用促進	成年後見制度についての普及・啓発に努めるとともに、必要な高齢者が利用できるようにします。 〔関連事業〕○包括的支援事業 ○稲城市福祉権利擁護センター ○多摩南部成年後見センター
ウ. 苦情への対応	保健福祉サービスの苦情に対しては、稲城市福祉権利擁護センターでの相談や第三者機関に諮り解決を図ります。 〔関連事業〕○稲城市福祉権利擁護センター

第Ⅲ編

障害者福祉分野

ともに生き、参加する、
ふれあい・めくもり・うるおいの
あるまちづくり

目次

第1章 障害者福祉の現状

- 1 障害者福祉をめぐる制度改革等の動き…………… 115
- 2 統計データからみた現状…………… 116
- 3 障害者福祉に対する意識等…………… 119
- 4 今後の課題…………… 125

第2章 今後の取り組みの方向

- 1 基本方針…………… 127
- 2 テーマ…………… 128
- 3 体系図…………… 130

第3章 施策の内容

- テーマ1 新法への対応…………… 132
 - 施策1 「障害者総合福祉法」(仮称)への対応…………… 132
 - 施策2 「整備法」への対応…………… 133
 - 施策3 各法への対応…………… 134
- テーマ2 障害者(児)の地域生活の支援…………… 135
 - 施策1 相談支援の充実…………… 135
 - 施策2 障害福祉サービスの推進…………… 136
 - 施策3 ライフステージに対応した支援の充実…………… 137
 - 施策4 発達障害者の支援…………… 138
 - 施策5 重度重複障害者の支援…………… 139
 - 施策6 高次脳機能障害者の支援…………… 140
 - 施策7 防災対策の充実…………… 141
 - 施策8 権利擁護の推進…………… 142
- テーマ3 障害者(児)の社会参加の促進…………… 143
 - 施策1 就労支援の充実…………… 143
 - 施策2 本人活動の推進…………… 144
 - 施策3 団体活動の支援…………… 145
 - 施策4 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進…………… 146
- テーマ4 障害の理解と交流の促進…………… 147
 - 施策1 障害者理解の促進…………… 147
 - 施策2 交流活動の実施…………… 148

第1章 障害者福祉の現状

1 障害者福祉をめぐる制度改革等の動き

障害者自立支援法は「稲城市保健福祉総合計画」策定後の平成18年4月（一部10月）に施行されましたが、応益負担等に対する利用者の不満が強く、違憲訴訟に発展しました。これについて国は平成22年1月に原告と合意し、障害者自立支援法の廃止および新たな総合的な福祉法制を実施することを確約しました。

【今後制定、改正、施行等が予定される主な法律】

- ① 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）および「障害者総合福祉法」（仮称）

障害者自立支援法は廃止とし、平成25年8月までに、制度の谷間を生みず、障害者が地域で自立した生活を営むことができる制度を構築するための新法を施行することとなっています。

整備法はこの障害者総合福祉法（仮称）を施行するまでの間に必要な支援の充実を図るための法律で平成22年12月に公布されました。障害者自立支援法や児童福祉法等を一括改正する内容で、相談支援の充実や障害児支援の強化等が盛り込まれており、多くは平成24年4月（一部は公布日および平成23年10月）の施行となっています。

- ② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）

障害者虐待防止法は、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護および自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めており、平成24年10月の施行となっています。

- ③ 障害者基本法

障害者の定義に社会的障壁（事物・制度・慣行・観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものが加わり、障害者の権利の保護に関する国際的動向を踏まえた内容となっています。平成24年8月の公布日施行（一部は交付日から1年以内に政令で定める日の施行）で、施行3年経過後に検討および必要な措置を行うことが附則条項に加えられています。

- ④ 障害を理由とする差別の禁止法（仮称）

障がい者制度改革推進会議において検討されています。平成25年の通常国会に提出することを目標に作業が進められています。

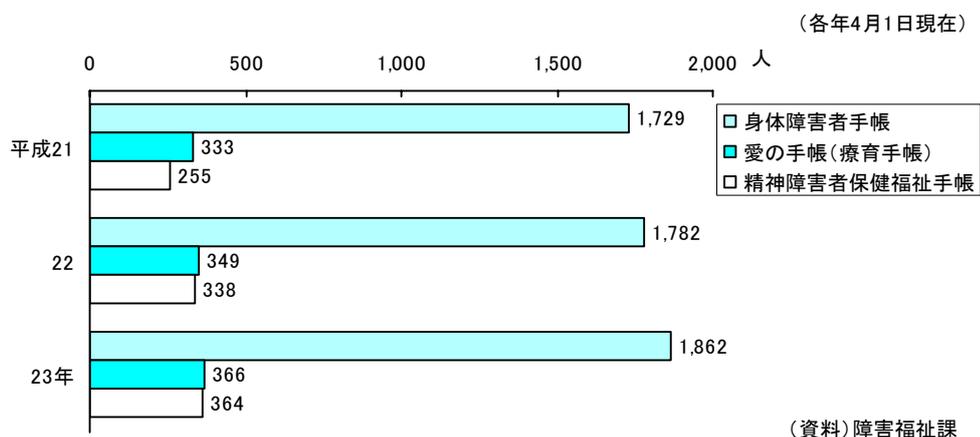
2 統計データからみた現状

(1) 手帳所持者数等

本市の障害者手帳所持者数は、身体障害・知的障害・精神障害ともに、年々増加を続けています。平成23年4月1日現在における総人口85,005人に対する割合は、順に約2.2%、0.4%、0.4%となっています。東京都全体の値（身体障害者約3.4%、知的障害者約0.5%〔平成21年〕）と比較すると、身体障害者は少なめ、知的障害者はやや少なめとなっています。身体、知的、精神障害者（手帳所持者）の人数を合計すると、総人口の約3.1%になります。

また、自立支援医療制度（精神通院）の利用者数は878人となっています。

身体、知的、精神障害者（手帳所持者）数



(2) 障害の程度と傾向

身体障害者の障害種別では、肢体不自由が最も多く、過半数を占めています。次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害が多くなっています。

また、障害の程度別でみると、重度（身体障害者手帳の等級が1級・2級）の人が過半数を占めて最も多く、以下、中度（手帳の等級3級・4級）、軽度（手帳の等級5級・6級）の順となっています。

障害程度、種類別身体障害者数（各年4月1日現在）

単位：人

区分		視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	総数
平成21年	重度	86	72	5	431	350	944
	中度	22	48	35	373	176	654
	軽度	35	43	0	101	0	179
	計	143	163	40	905	526	1,777
平成22年	重度	80	74	5	455	390	1,004
	中度	20	54	24	406	154	658
	軽度	29	41	0	107	0	177
	計	129	169	29	968	544	1,839
平成23年	重度	73	82	5	461	426	1,047
	中度	20	63	25	432	175	715
	軽度	32	35	0	104	0	171
	計	125	180	30	997	601	1,933

注：複数の障害がある人については、それぞれの障害で計上している

(資料)障害福祉課

知的障害者の年齢別内訳は、平成23年4月1日現在では18歳未満が113人、18歳以上が253人となっています。また、愛の手帳（療育手帳）の程度では4度（軽度）が最も多く、2度（重度）と3度（中度）がそれに続く人数になっています。

1度（最重度）と2度の人を合わせると、その割合は知的障害者全体の3分の1前後に達します。

手帳程度別知的障害者数（各年4月1日現在）

単位：人

区分		1度	2度	3度	4度	総数
平成21年	18歳未満	4	22	25	48	99
	18歳以上	14	74	56	90	234
	計	18	96	81	138	333
平成22年	18歳未満	4	22	27	59	112
	18歳以上	14	80	54	89	237
	計	18	102	81	148	349
平成23年	18歳未満	4	22	25	62	113
	18歳以上	13	79	59	102	253
	計	17	101	84	164	366

(資料)障害福祉課

身体障害・知的障害の重複障害者の内訳は、身体障害の等級は1級で知的障害の程度は2度が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の手帳等級別の内訳は、2級の人が最も多い状況です。

身体・知的重複障害者数(平成23年4月1日現在)

単位：人

区分	知的障害者					総数
	1度	2度	3度	4度	5度	
身体障害者	1級	13	14	6	3	36
	2級	1	12	3	4	20
	3級	1	1	2	3	7
	4級	0	3	2	3	8
	5級	0	0	2	2	4
	6級	0	2	0	2	4
	総数	15	32	15	17	79

(資料) 障害福祉課

手帳等級別精神障害者数(各年4月1日現在)

単位：人

年	1級	2級	3級	総数
平成21年	26	131	98	255
平成22年	27	179	132	338
平成23年	23	201	140	364

(資料) 障害福祉課

(3) 市内の施設等整備状況

障害のある人に関する稲城市内の施設等の整備の状況は、下表のようになっています。

市内の主な施設等

平成24年4月1日見込

施設名等	サービスの種類*	運営法人
稲城市福祉センター	障害者相談支援事業、地域活動支援センター、生活介護(通所訓練室スカイ、梨の郷)	社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会
ふれんど平尾 エイトピア工房	就労継続支援B型	
ゆう芳の里	就労継続支援B型	
城山文化センター 喫茶陽だまり	就労継続支援B型	
障害者総合相談センター マルシェいなぎ	障害者相談支援事業、障害者就労支援センター、ピアサポートセンター事業	社会福祉法人 正夢の会
パサージュいなぎ	施設入所支援、生活介護、短期入所、緊急一時保護	
LaVie(ラヴィ)東長沼	生活介護、日中一時支援	
GIVING TREE(ギビングツリー)	生活介護、共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム)	
RUE(リュウ)大丸	共同生活介護、共同生活援助	
RUE(リュウ)矢野口	共同生活介護、共同生活援助	
コラボいなぎ いなぎワークセンター	就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)	
コラボいなぎ いなぎこども発達支援センター	児童発達支援、療育相談・療育体験	
中央文化センター 喫茶ぼらの	就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)	
ハウス梨里	共同生活援助	
福祉ショップわくわく	就労継続支援B型	
わくわくII(ツー)	就労継続支援B型	
友遊クラブ	放課後等デイサービス、日中一時支援	NPO法人 友遊クラブ

*サービスの種類については、資料編 障害福祉関係サービス用語解説(P248)に掲載しています。

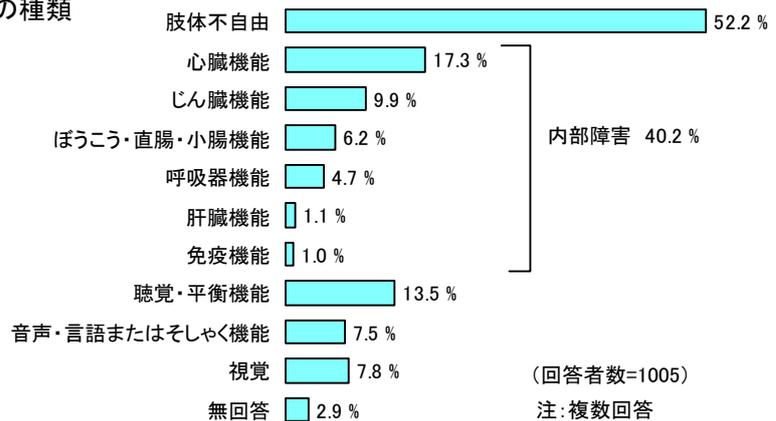
3 障害者福祉に対する意識等

ここでは、計画策定のために実施した障害者アンケート調査の結果を掲載します。

(1) 障害や病気の種類、重複障害の状況

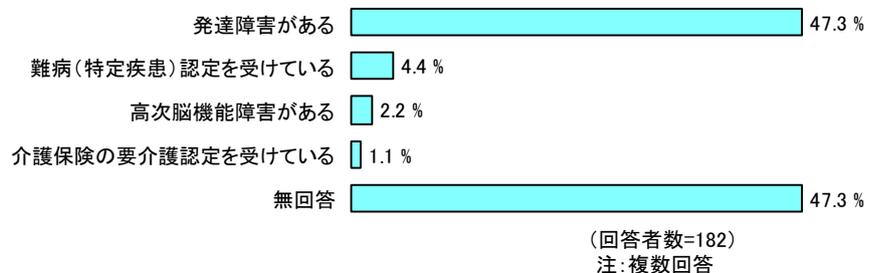
身体障害の種類は、「肢体不自由」が過半数を占めて最も多く、次いで「内部障害」が多くなっています。

身体障害者調査・障害の種類



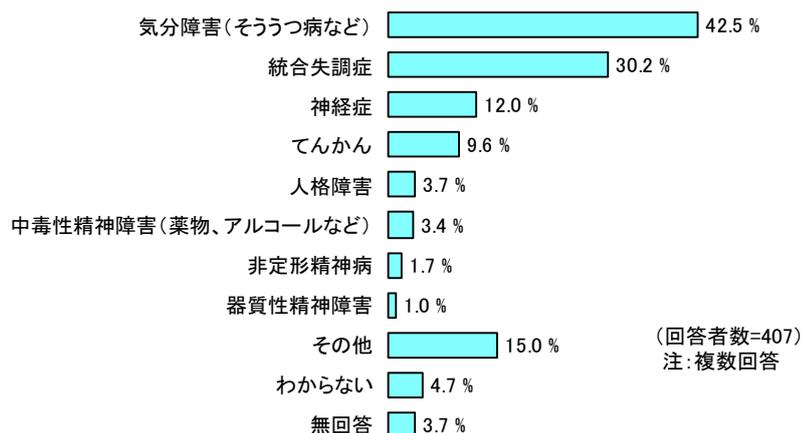
3障害と発達障害等との重複の状況に関しては、知的障害者で「発達障害がある」と回答した人が47.3%と、半数近くに上っている点が特に目立っています。

知的障害者調査・他の障害などとの重複の状況



精神障害者等の精神疾患の種類は、「気分障害(そううつ病など)」が最も多く、次いで「統合失調症」が多くなっています。

精神障害者等調査・精神疾患の種類

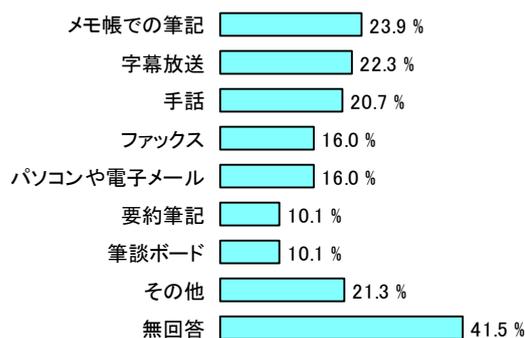


(2) 情報収集やコミュニケーション

聴覚障害者、言語等障害者の情報収集、意思疎通手段は、具体的に回答のあったなかでは「メモ帳での筆記」が最も多く、「字幕放送」、「その他」、「手話」が続いています。

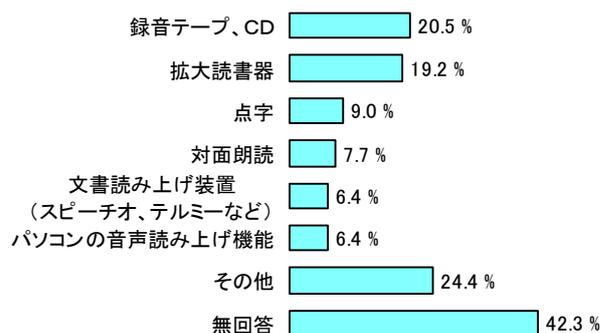
視覚障害者の情報収集手段は、「その他」が最も多く、「録音テープ、CD」、「拡大読書器」が続いています。

身体障害者調査・聴覚等障害者の
情報収集、意思疎通手段



(回答者数=188) 注:複数回答

視覚障害者の情報収集手段



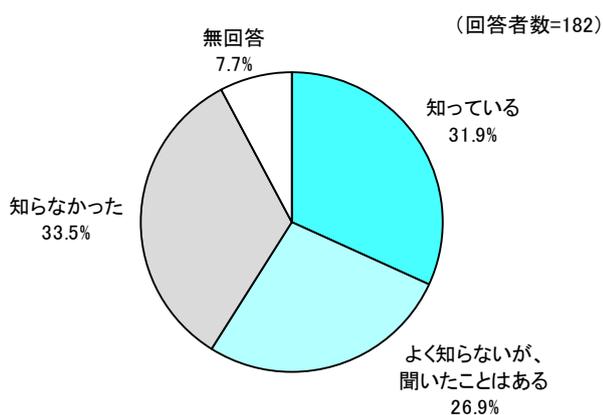
(回答者数=78) 注:複数回答

(3) 成年後見制度の認知状況

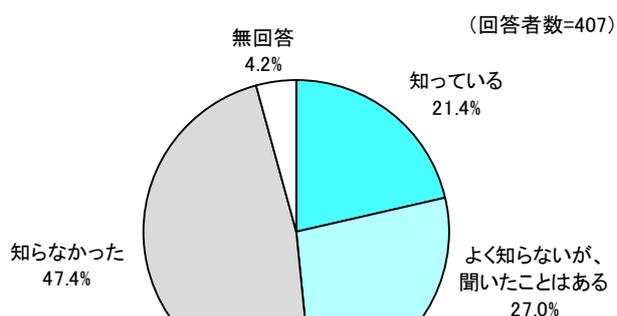
知的障害者、精神障害者等のどちらにおいても「知らなかった」が最も多く、精神障害者等では47.4%と半数近くを占めていますが、知的障害者では、「知っている」の割合も3割強と比較的多くなっています。

成年後見制度を知っているか

知的障害者



精神障害者等

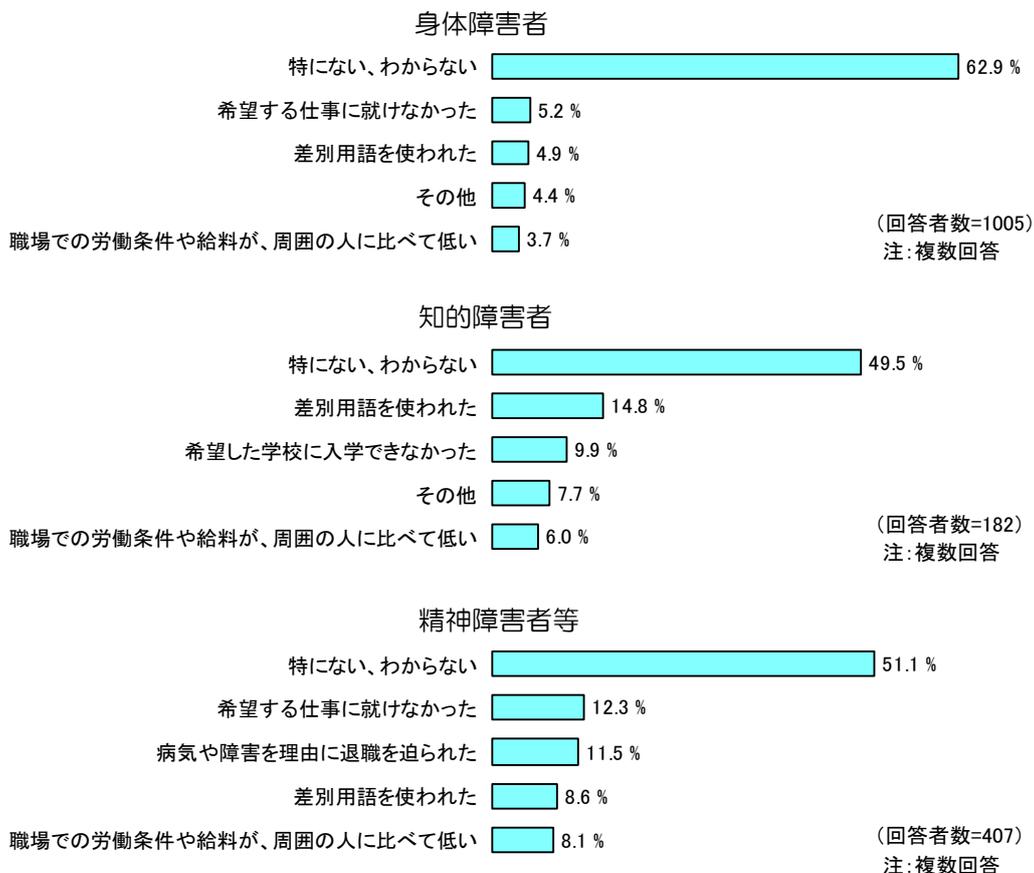


(4) 差別や人権侵害の経験

障害や病気があることが原因で、日常生活で人権を損なう扱いを受けた経験があるかどうかは、身体障害者では「特にない、わからない」との回答が最も多くなっています。

知的障害者および精神障害者等でも「特にない、わからない」が最も多いものの、知的障害者では「差別用語が使われた」14.8%、「希望した学校に入学できなかった」9.9%がほぼ1割以上の割合に達し、比較的多くなっていることがわかります。精神障害者等では「希望する仕事に就けなかった」12.3%、「病気や障害を理由に退職を迫られた」11.5%が1割を超えて多くなっています。

人権を損なう扱いを受けた経験について（上位5位）

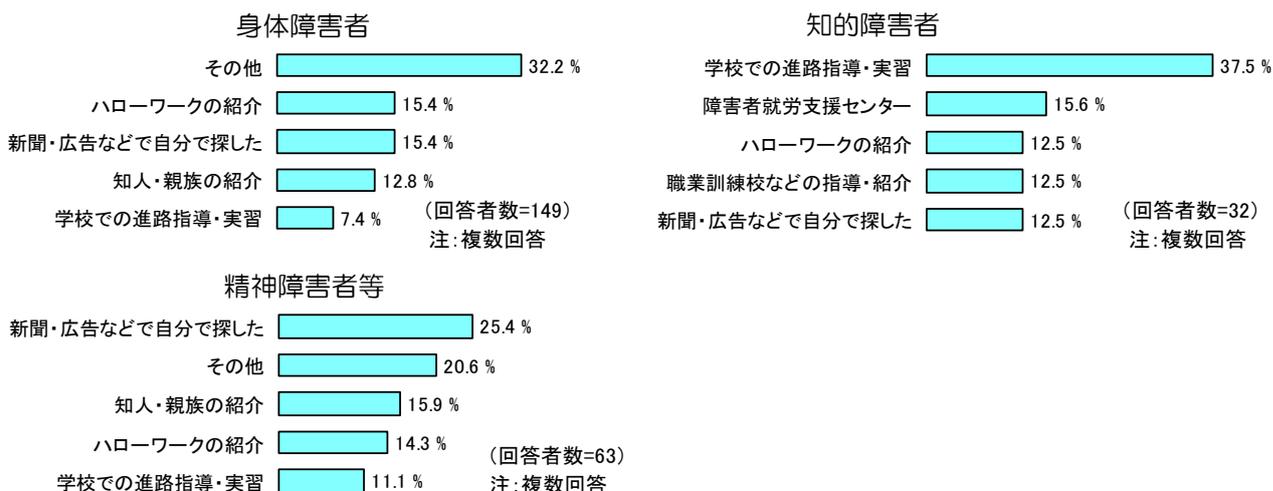


(5) 就職のきっかけ

企業等で一般就労している障害、病気のある人にそのきっかけをたずねたところ、身体障害者では「その他」が最も多く、「ハローワークの紹介」と「新聞・広告などで自分で探した」が続いています。

知的障害者では「学校での進路指導・実習」が最も多く、次いで「障害者就労支援センター」が多くなっています。精神障害者等では「新聞・広告などで自分で探した」が最も多く、「その他」が続いています。

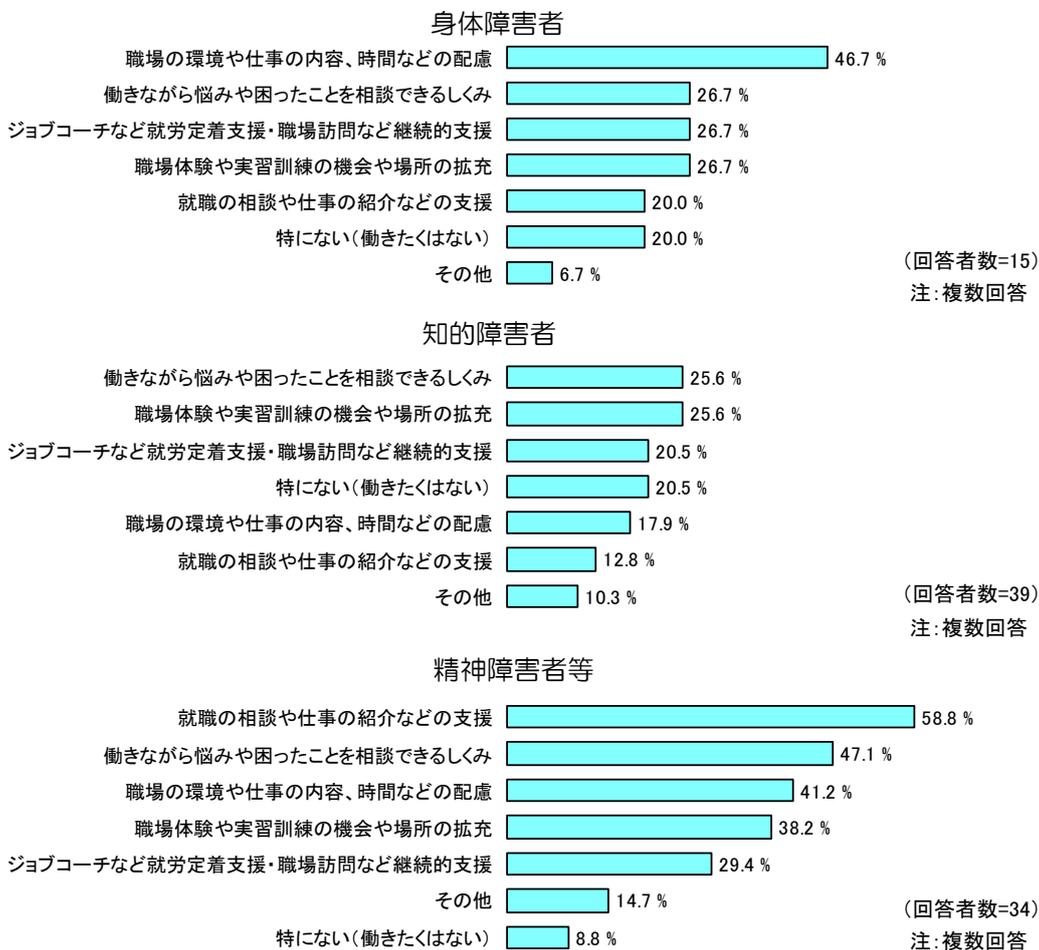
仕事に就いた主なきっかけ（上位5位）



(6) 一般就労のための条件

作業所などで福祉的就労している障害、病気のある人に企業等での一般就労への移行に必要と思う支援をたずねたところ、身体障害者では「職場の環境や仕事の内容、時間などの配慮」が、知的障害者では「無回答」を除くと「働きながら悩みや困ったことを相談できるしくみ」と「職場体験や実習訓練の機会や場所の拡充」が、精神障害者等では「就職の相談や仕事の紹介などの支援」が、それぞれ最も多く回答されています。

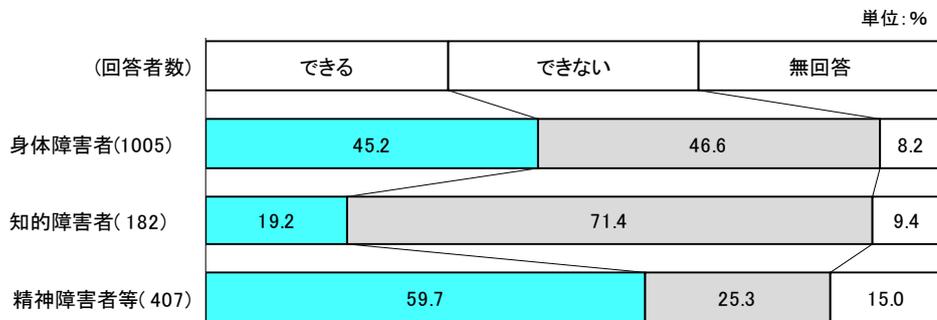
一般就労移行のため必要と思う支援



(7) 災害時避難（対処）の可否

身体障害者、精神障害者等では40%台半ば～ほぼ6割が「できる」と答えているのに対し、知的障害者では「できる」の比率が19.2%と低くなっています。

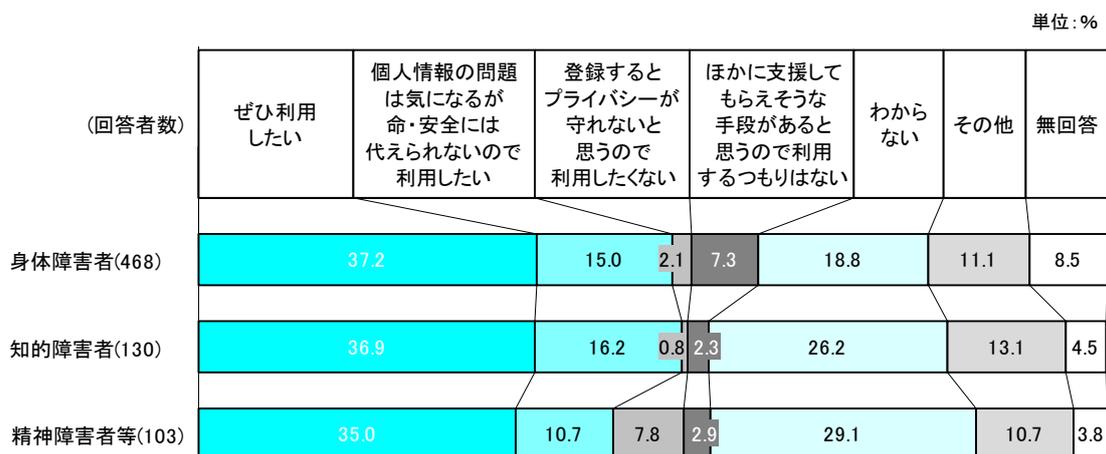
災害時にひとりで避難（または対処）できるか



(8) 災害時要援護者ネットワークの利用意向

災害時に独力避難等はできないと回答した人に、災害時要援護者が予め登録しておき災害発生時等に地域の中で支援が素早く行われる稲城市災害時要援護者市民相互ネットワークの利用（登録）意向をたずねところ、身体障害者、知的障害者、精神障害者等のいずれにおいても「ぜひ利用したい」という回答が最も多く、次いで「わからない」が多くなっています。

稲城市災害時要援護者市民相互ネットワークを利用（登録）したいか



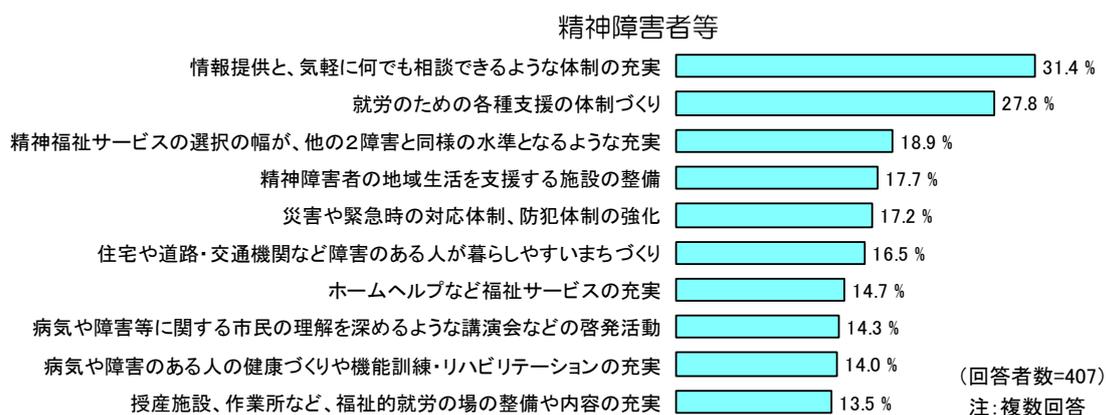
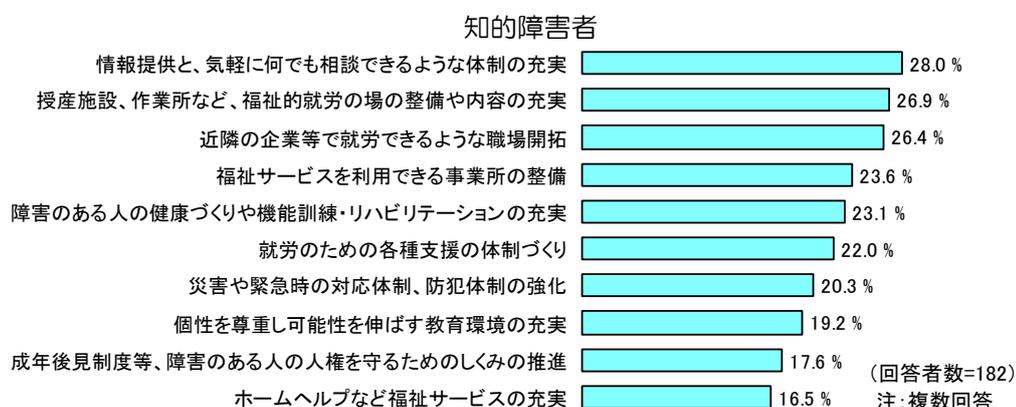
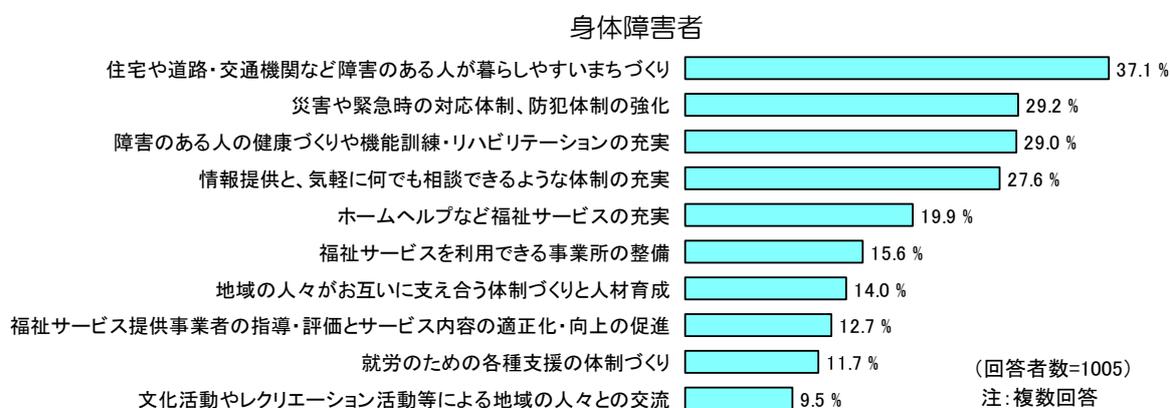
(9) 市に力を入れてほしい施策

身体障害者では、「住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり」37.1%が最も多く、「災害や緊急時の対応体制、防犯体制の強化」29.2%、「障害のある人の健康づくりや機能訓練・リハビリテーションの充実」29.0%などが続いています。

知的障害者では、「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」28.0%が最も多く、「授産施設、作業所など、福祉的就労の場の整備や内容の充実」26.9%、「近隣の企業等で就労できるような職場開拓」26.4%などが続いています。

精神障害者等では、「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」31.4%が最も多く、「就労のための各種支援の体制づくり」27.8%、「精神福祉サービスの選択の幅が、他の2障害と同様の水準となるような充実」18.9%などが続いています。

市にこれから特に力を入れてほしいと思う施策（上位10位）



4 今後の課題

障害者福祉をめぐる最近の状況、本市の障害者福祉の現状、市民の意識等を踏まえた今後の課題は次のとおりです。

課題1 新法への対応

「1. 障害者福祉をめぐる制度改革等の動き」のとおり、障害者に関する制度については、新法の制定と現行法の改正予定が続いています。本市は、これらに対応できる体制の確保に努めるとともに、事業の担い手である関係機関の事業実施についても配慮が求められます。

また、めまぐるしく制度が変わることについて、本人や家族その他の支援者に対して、混乱することのないよう適切に情報提供を行い、改正によってサービスが途切れることなく生活できるよう支援していく必要があります。

課題2 住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備

障害のある人が安心して地域の中で暮らしていくためには、必要な時に必要なサービスが受けられる仕組みを整えておくことが求められます。また、これらを気軽に相談できる窓口の整備も不可欠となります。

現在は、「障害者自立支援法」に基づいて障害福祉サービスが供給されており、その供給と需要を見込んだ「障害福祉計画」を3年毎に策定し、サービス供給体制を整備しています。今後もさまざまな法改正に対応しつつ、実際にどのようなサービスが不足しているのか需要を見極めながら、必要なサービスの確保および相談支援体制の充実を図ることが必要です。

これに加え、発達障害や高次脳機能障害などさまざまな障害への支援、障害特性に配慮した災害時の対応、本人の意見を尊重した仕組みづくりなどへの対応も求められています。

課題3 就労や本人活動などの社会参加の促進

障害のある人が地域で当たり前を受け入れられるよう社会参加を促進していくには、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進などのハード面と、障害のある人自身が活動していくことをサポートするソフト面の両面の支援が必要です。

アンケート調査では、身体障害の人からは、3人に1人は住宅や道路・交通機関など暮らしやすいまちづくりに力を入れてほしいとしています。新しくつくる場合はもちろん、道路や建築物を改修する際にも障害のある人に十分に配慮することが求められます。

また、知的障害・精神障害の人からは、4人に1人が就労に関する施策に力を入れてほしいとしています。福祉的就労をしている人は、一般就労に移行するには職場側の配慮だけでなく、悩みを相談できる仕組みや定着支援などの継続的な支援も同様に必要だと感じているとの結果が出ており、障害のある人の社会参加を促進するうえで、就労支援の充実は欠かせない施策の1つといえます。

課題4 障害のある人もない人も隔たりなく生活できる地域づくり

アンケート調査では、障害や病気が原因で、日常生活で人権を損なう扱いを受けた経験があるかをたずねた結果、どの障害でも半数程度の人が「特にない、わからない」としています。障害に対する理解は一定程度進んできていると考えられますが、特に知的障害のある人は学校入学、精神障害のある人は就労で、障害のために不利益を受けたと感じていることがアンケート結果から読み取れます。

「改正障害者基本法」では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目的に掲げています。

このためには、幼少期からの福祉教育に始まり、広報や講演会等での一般への周知、さらには障害のある人との交流活動の推進などにより、より一層の障害理解を促進していく必要があります。

第2章 今後の取り組みの方向

1 基本方針

平成23年8月に改正された「障害者基本法」第1条（目的）には「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と記載されています。

この理念は、第一次計画で掲げた「ともに生き、参加する、ふれあい・ぬくもり・うるおいのあるまちづくり」という基本方針に共通するものであり、今後の障害福祉のあるべき姿を表しています。

本計画は、法第11条第3項に規定する市町村障害者計画でもあることから、この法の趣旨に則った障害者の自立および社会参加の支援等の施策の基本的な考え方を示すとともに、第一次計画の「ともに生き、参加する、ふれあい・ぬくもり・うるおいのあるまちづくり」という基本方針を継承し、稲城らしさのあるまちづくりの実現を目指します。

**ともに生き、参加する、
ふれあい・ぬくもり・うるおいの
あるまちづくり**

2 テーマ

テーマ

1

新法への対応

国により、平成 25 年 8 月までに現行の「障害者自立支援法^{*}」を廃止して「障害者総合福祉法」（仮称）を制定することが予定されています。

平成 23 年度時点ではその詳細の内容は明らかになっていないため、今後迅速な情報提供に努め実施体制を確保するとともに、本人や家族その他の支援者に対して適切に情報提供を行います。

施策

- (1) 「障害者総合福祉法」（仮称）への対応
- (2) 「整備法」への対応
- (3) 各法への対応

テーマ

2

障害者（児）の地域生活の支援

障害のある人もない人も、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、安心して相談でき、十分な情報の提供が図られていることが重要になります。地域の中での、その人に合った形での自立（自己決定できる環境が保障されること）生活をできるだけ続けられるよう、「第 3 期障害福祉計画」等と緊密に連携をとりながら、適切なサービスを効果的に提供していくことが必要です。

平成 22 年 12 月の「整備法」によって、発達障害者^{*}を障害者の範囲に含めることが明確に示され、また、高次脳機能障害者^{*}についても対象となることが通知により示されました。本市においても、（仮称）発達支援センターの設置・拡充や高次脳機能障害者のための相談体制、日中活動の場の整備などの支援策を進めていきます。

また、東日本大震災の発生や「障害者虐待防止法」の制定など最近の社会情勢等も踏まえて、防災体制や権利擁護体制の充実・強化に努めます。

施策

- (1) 相談支援の充実
- (2) 障害福祉サービスの推進
- (3) ライフステージに対応した支援の充実
- (4) 発達障害者の支援
- (5) 重度重複障害者の支援
- (6) 高次脳機能障害者の支援
- (7) 防災対策の充実
- (8) 権利擁護の推進

テーマ

3

障害者（児）の社会参加の促進

その人に合った自立とともに、障害のある人の社会参加を実現していくことが重要となります。法律が後継法に替わっても、「障害者自立支援法」において重視されてきた就労の促進は最重要のテーマのひとつであり続けることが予想され、就労支援センターを中心にハローワーク、企業などと連携を図りながら、支援を一層充実させていきます。また、障害のある人がそれぞれのライフステージに応じて社会参加していけるよう、継続した支援を行います。

障害のある人が社会参加を進める際や自身の意見を社会に向けて発信していく時など、お互いの立場や考えを最も解りあえる障害当事者同士が協力していく場となる団体の存在は大変貴重であり、市として活動の支援を図ります。

また、道路や建物等のバリアフリー化やユニバーサルデザインへの取り組みを推進することで、外出しやすいまちづくりを進めます。

施策

- (1) 就労支援の充実
- (2) 本人活動の推進
- (3) 団体活動の支援
- (4) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

テーマ

4

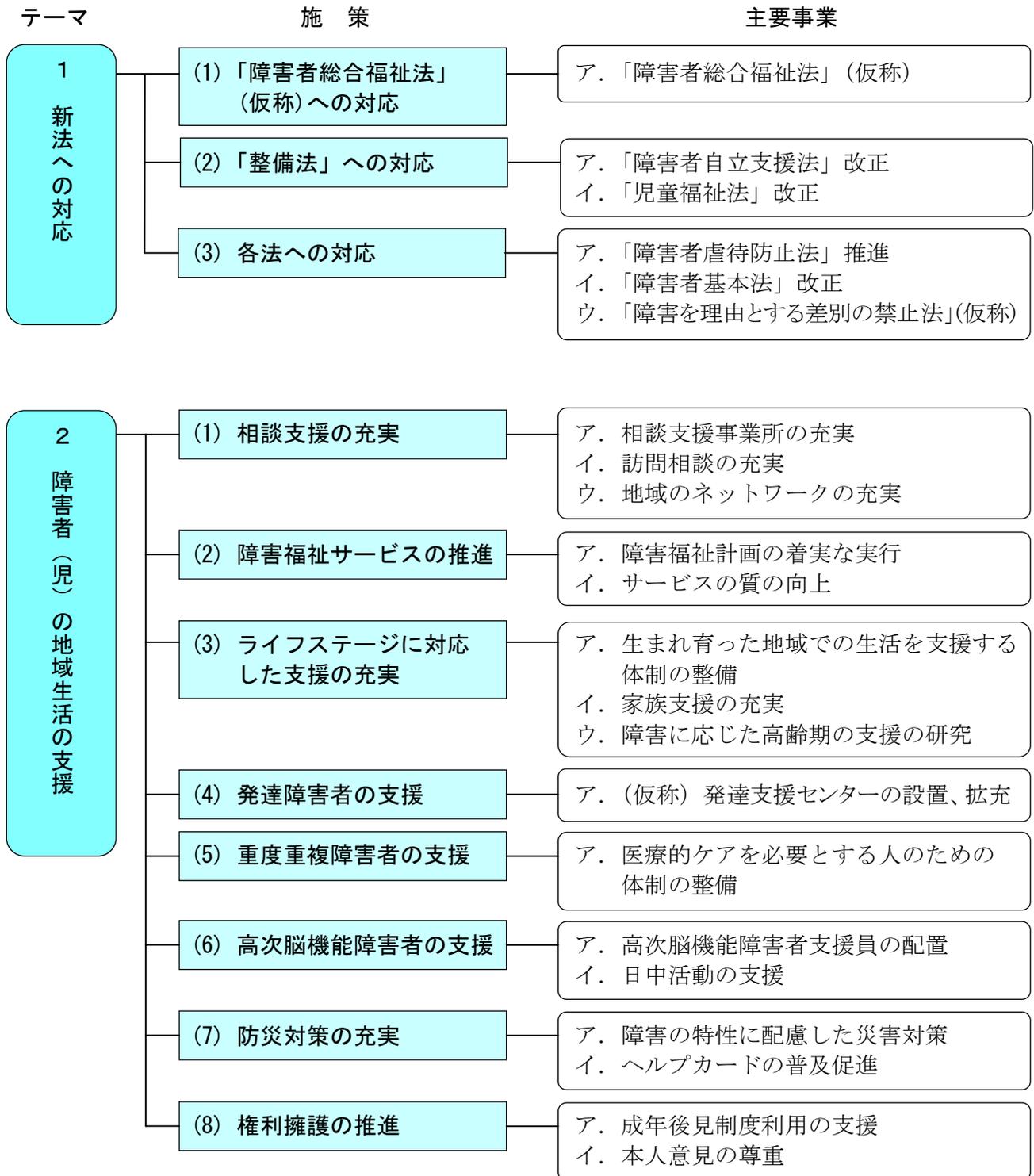
障害の理解と交流の促進

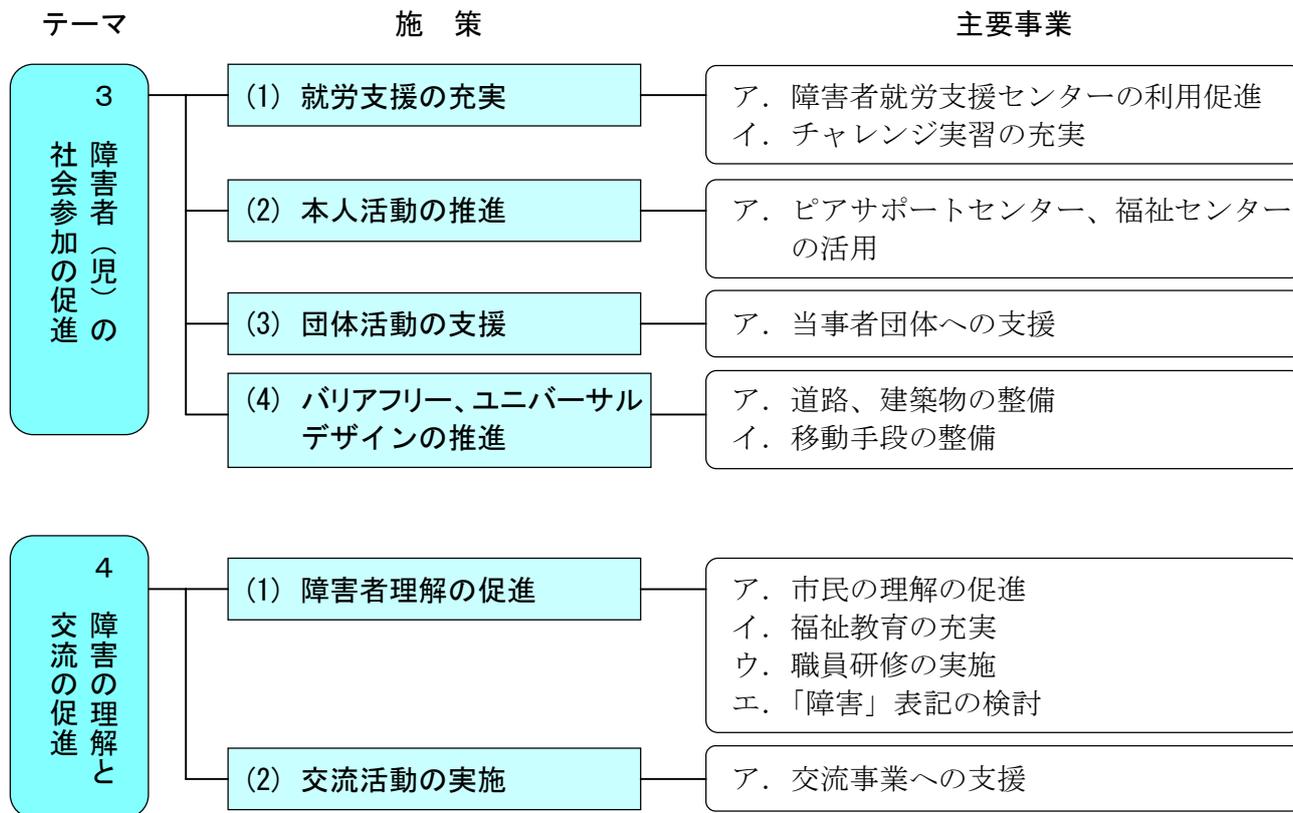
障害の有無にかかわらず市民がお互いに理解しあい、助けあえる社会を実現するために、障害についての普及・啓発活動を推進するとともに、交流の場の確保に努めます。

施策

- (1) 障害者理解の促進
- (2) 交流活動の実施

3 体系図





第3章 施策の内容

テーマ

1

新法への対応

施策1 「障害者総合福祉法」(仮称)への対応

平成23年度現在、制度の谷間を生まず、障害のある人が地域で自立した生活を営むことができる制度を構築するため「障害者総合福祉法」(仮称)を、平成25年8月までに施行することが決まっています。

国において検討が進められている同法についての情報の収集に努めるとともに、新たな制度への対応を着実に進めていく必要があります。

また、難病等の慢性疾患に伴う機能障害についても、新法における障害者の定義に含まれる見込みとなっており、動向を注視しつつ対応を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 「障害者総合福祉法」(仮称)	国の障がい者制度改革推進本部の動きを注視し、「障害者総合福祉法」(仮称)の内容およびそれに基づく新しい障害福祉制度についての情報の収集に努め対応を図るとともに、障害当事者支援の体制の強化に努めます。 また、利用者等が混乱しないよう、適切な情報提供を行います。

施策2 「整備法」への対応

「整備法」の制定によって、「障害者自立支援法」および「児童福祉法」の一部改正が行われました。

「障害者自立支援法」では、視覚障害者への同行援護サービスや地域移行支援・地域定着支援の個別給付化、成年後見制度の利用支援の必須化、18歳以上の児童施設入所者の障害者自立支援法移行などへの対応が規定されたほか、障害福祉サービスを利用するすべての障害者に対して、サービス等利用計画を作成することになりました。

「児童福祉法」では、これまで「障害者自立支援法」等で規定されていた児童対象のサービスを再編し、児童発達支援や放課後等デイサービスなどが実施されます。

これらの各法の動向を注視して着実に対応するとともに、障害のある人本人や関連団体、障害福祉サービス事業者等に対して、適切な情報提供を行います。

主要事業	事業内容
ア. 「障害者自立支援法」改正	<p>相談支援事業者や障害福祉サービス事業者との連携を図りながら、新設される自立支援給付サービスに着実に対応し、あわせて地域生活支援事業の内容の充実を進めていきます。</p> <p>また、障害当事者、家族、関連団体などへの情報提供に努めます。</p>
	<p>〔関連事業〕 ○同行援護 ○地域移行支援・地域定着支援 ○グループホーム、ケアホーム利用の際の助成 ○成年後見制度等利用支援事業</p>
イ. 「児童福祉法」改正	<p>法改正によって根拠法が変わる児童に対するサービスについて、混乱のないよう対応を図るとともに、新設サービスの設置を支援するなど、内容の充実を進めていきます。</p> <p>また、障害当事者、家族、関連団体などへの情報提供に努めます。</p>
	<p>〔関連事業〕 ○放課後等デイサービス ○児童発達支援 ○保育所等訪問支援</p>

施策3 各法への対応

平成23年6月に「障害者虐待防止法」が制定され、障害のある人への虐待防止等の取り組みにも児童や高齢者のものと同様の法的な根拠が与えられました。

この法律では、障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害のある人の保護および自立の支援のための措置、養護者への支援のための措置等を定めています。

また、平成23年7月には「障害者基本法」の改正が行われ、障害者の定義の見直しや、基本的施策として、円滑な投票のための投票所の整備、裁判など司法手続きの際に手話など障害のある人の特性に応じた意思疎通の手段を確保すること、消費者としての障害のある人の保護などの内容が盛り込まれています。

さらに、「障害を理由とする差別の禁止法」（仮称）についても、別途制定することが予定されています。

主要事業	事業内容
ア. 「障害者虐待防止法」推進	市町村障害者虐待防止センターを設置し、地域自立支援協議会等で困難事例の共有化を図り、障害のある人への虐待の防止、早期発見および早期対応等を地域で推進します。
	〔関連事業〕 ○市町村障害者虐待防止センター ○地域自立支援協議会
イ. 「障害者基本法」改正	改正法の理念や具体的内容について、障害のある人自身や家族等をはじめとするすべての市民への広報を推進し、周知徹底を図ります。
	〔関連事業〕 ○障害者週間
ウ. 「障害を理由とする差別の禁止法」（仮称）	国の障がい者制度改革推進本部の動きを注視して新法の内容についての情報の収集に努め、必要となる対策について研究・検討を進め、対応を図っていきます。

テーマ

2

障害者(児)の地域生活の支援

施策1 相談支援の充実

現在、市内には社会福祉協議会とマルシェいなぎの2か所の相談支援の拠点が整備されており、3障害いずれに関する相談にも対応しています。

今後も、障害のある人に関わる障害福祉サービス事業者や医療機関、学校、就労先などと連携し、障害のある人の地域生活を支える重層的な相談支援の体制を確立・強化します。

主要事業	事業内容
ア. 相談支援事業所の充実	<p>地域の身近な相談窓口との連携も図りながら、市内2か所の総合相談窓口における相談支援事業を充実させていきます。また、基幹相談支援センター設置の検討を進めます。</p> <p>〔関連事業〕○相談支援事業 ○基幹相談支援センター</p>
イ. 訪問相談の充実	<p>相談支援事業所、障害福祉サービス事業者等が、精神障害者などの居宅等への訪問による相談・支援を行えるよう支援するとともに、医師等による都事業のアウトリーチ支援事業も活用します。</p> <p>〔関連事業〕○相談支援事業</p>
ウ. 地域のネットワークの充実	<p>2か所の総合相談窓口を中核に市役所、保健センター、病院、教育相談所等が、地域自立支援協議会の活用も図りながら連携・連絡を強化し、相談のつなぎや情報共有がスムーズに行われるネットワークを充実します。</p> <p>〔関連事業〕○地域自立支援協議会 ○各種連絡会</p>

施策2 障害福祉サービスの推進

障害福祉のサービスに関しては、別に「障害者自立支援法」に基づく「第3期稲城市障害福祉計画」が定められており、当該計画に則してサービスの提供が実施されています。今後も、計画内容に基づいて必要なサービスを着実に提供していくことが重要です。

また、本計画の策定に先立って実施した障害者関連団体についてのヒアリングのなかで、サービスの質の一層の向上を求める声が数多く寄せられており、市としても利用者の期待に十分応えられるようなサービス提供を促進・支援します。

主要事業	事業内容
ア. 障害福祉計画の着実な実行	「第3期稲城市障害福祉計画」に基づき、見込み量等に応じたサービス提供体制を整備します。
	〔関連事業〕 ○福祉施設から一般就労への移行 ○グループホーム等の整備促進
イ. サービスの質の向上	市内障害福祉サービス事業者等が提供するサービスの質の向上を促進するため、集団指導・実地指導等を通じて市内事業者の状況を把握するとともに、第三者評価の普及・活用や職員研修の支援を行い、利用者の期待・希望に沿うサービスが提供されるよう図ります。
	〔関連事業〕 ○第三者評価の受審促進 ○職員研修への支援 ○集団指導・実地指導

施策3 ライフステージに対応した支援の充実

障害のある人が生まれ育った地域で安心して生活し続けるためには、ライフステージの境目にも途切れのない支援が提供される必要があります。障害のある人本人への支援に加え、家族への支援も大変重要です。障害の受容への支援や家族のレスパイト*など、本人のライフステージに対応した家族への支援の実現を図っていく必要があります。

また、高齢期においては、障害の種別によっては介護保険サービスが必ずしも最適ではないケースが想定されます。例えば視覚・聴覚障害や知的障害のある方などでも、高齢期に必要なサービスが利用できるよう、今後の課題について研究を行います。

主要事業	事業内容
ア. 生まれ育った地域での生活を支援する体制の整備	<p>支援者の連携等により支援情報などのスムーズな引き継ぎを心がけ、ライフステージの変わり目での支援に配慮し、障害のある人の生まれ育った地域での生活を支援する体制の整備を進めます。</p> <p>〔関連事業〕○相談支援事業 ○（仮称）発達支援センター</p>
イ. 家族支援の充実	<p>障害のある人の家族に対し、障害の受容への支援に始まり、社会から孤立しないよう継続した支援を行うとともに、短期入所や日中一時支援など必要時にレスパイトができる環境を整えるよう支援します。</p> <p>〔関連事業〕○相談支援事業 ○（仮称）発達支援センター ○短期入所 ○日中一時支援</p>
ウ. 障害に応じた高齢期の支援の研究	<p>知的障害と認知症の両方がある場合など、障害の種類に応じたケースを想定しながら、高齢になった障害のある人の生活課題や支援のあり方について検討・整理を行い、適切な施策につなげていきます。</p>

施策4 発達障害者の支援

「整備法」の制定により、障害者の範囲に発達障害者が含まれることが法的に明示されました。

発達障害者の支援については、従来から「発達支援法」（平成16年12月制定）がありましたが、同法は具体的施策の打ち出しに向けた基本的法律として制定された概念的なもので、今後どのような形で具体的支援方策が示されていくのか、国等の動向を注視していく必要があります。

本市では、本計画期間中における（仮称）発達支援センターの整備を予定しており、教育部門・保健部門等と十分に連携しながら設置・拡充するとともに、あわせて障害児通所支援事業所等の市内療育機関の拡充を図ります。

主要事業	事業内容
ア.（仮称）発達支援センターの設置、拡充	発達障害者およびその家族についての専門的相談支援や、医療、保健等の関係機関との連絡調整などを担う（仮称）発達支援センターを市内に整備し、教育部門との緊密な連携に努めながら拡充を図ります。
	〔関連事業〕 ○（仮称）発達支援センター

施策5 重度重複障害者の支援

障害のある人が地域の中で安全に、安心して生活を続けていくためには、日中に活動する場の確保や、病気や障害に対する専門的な医療サービスやリハビリテーションが受けられることが大切です。近年、重度重複障害者など医療的なケアを必要とする方が増加する傾向がありますが、市内には対応できる通所事業所が少なく、アンケート調査の自由記入欄にも具体的な希望・要望が多数示されました。

日中活動の場となる通所事業所や短期入所事業所等において、必要な医療的ケアへの対応が出来るよう、障害福祉サービス事業者等への支援を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 医療的ケアを必要とする人のための体制の整備	<p>重度重複障害者などへの医療的ケアについて、身近な事業所で十分な対応ができるよう支援を行うとともに、保健医療分野と福祉分野との連携に留意しつつ、対応を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○生活介護 ○短期入所</p>

施策6 高次脳機能障害者の支援

「整備法」の制定によって、高次脳機能障害者についても、障害者の範囲に含めて考えていくことが国により明確に示されました。

高次脳機能障害の症状は多様であり、さらに、障害の重さ、発症・受傷からの時間やそれ以前の生活、年齢や家族構成や生活環境によって、地域・社会生活を送るうえでの支援ニーズも多岐に渡ります。

それらの多様なニーズを踏まえて、発症・受傷から就労などの社会参加に至るまでの途切れない支援を提供するため、専門的知識をもった支援員による相談体制を整備し、日中活動の場を確保するなど、地域で支える体制の強化を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 高次脳機能障害者支援員の配置	高次脳機能障害者支援員をマルシェいなぎに配置し、家族等支援も含む相談・支援のネットワークへの入り口としての活動を促進します。
	〔関連事業〕 ○高次脳機能障害者支援促進事業
イ. 日中活動の支援	医療・保健・福祉・教育など多機関が連携しながら、地域活動支援センターをはじめとする日中の活動の場づくりを支援し、活動の促進を図ります。
	〔関連事業〕 ○地域活動支援センター

施策7 防災対策の充実

障害のある人にとって、地域に防災体制がしっかりとできていることは、安全に、安心して生活を続けていくために大変重要です。平成23年3月に発生した東日本大震災は、普段からの災害時要援護者対策の重要性を改めて浮き彫りにしました。

アンケート調査では、災害に備えて必要だと思える対策として、「避難先での医療・治療体制の整備」、「障害者の避難への手助け」、「病気や障害の特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備」、「避難先での障害者に対応した備蓄」などがあげられています。

また、障害者関連団体からは、ストマ装具等の避難所への備蓄や、手話通訳のできる方がわかるような工夫等の要望も寄せられているため、障害者のニーズに十分に配慮しながら災害対策を進めます。

主要事業	事業内容
ア. 障害の特性に配慮した災害対策	障害のある人についての避難計画やマニュアルを作成したり、災害時の二次避難所を指定するなど、障害や病気の特性に配慮した災害対策を、「稲城市地域防災計画」と連携を図りながら推進します。
	〔関連事業〕 ○受け入れ施設との協定締結 ○防災訓練
イ. ヘルプカードの普及促進	知的障害のある人が困ったときや緊急時に周囲の人に支援を求めるためのツールの1つであるヘルプカードの普及と利用促進を図り、緊急時への対策の充実を図ります。
	〔関連事業〕 ○ヘルプカードについての広報・啓発

施策 8 権利擁護の推進

現在、国においては、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准を目指しており、そのための国内法の整備を進めています。その一環として行われた「障害者基本法」の改正では「差別等を禁止する観点から、社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人がいて、かつ負担が過重でない場合には、実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない」という内容が盛り込まれており、この視点を重視していくことが重要になります。また、「障害者虐待防止法」の制定も、上記の流れの一環をなしています。

それらの背景を受け、障害のある人への虐待の防止なども含めた権利擁護体制の一層の推進を図るため、社会福祉協議会による福祉権利擁護センターや多摩南部成年後見センターと連携し、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度を含めた権利擁護の取り組みのさらなる推進を図ります。

なお、「整備法」の制定によって、それまで地域生活支援事業の任意事業であった成年後見制度等利用支援事業が必須事業に変わっています。

主要事業	事業内容
ア. 成年後見制度利用の支援	<p>成年後見制度による支援を必要とする障害当事者に、情報提供などの援助を行い、制度利用の支援、促進を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○多摩南部成年後見センター ○成年後見制度等利用支援事業</p>
イ. 本人意見の尊重	<p>成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用の判断などに際して、まず障害のある人本人の意見をきちんと聴くことを心がけ、その自己決定を支援していくよう図ります。</p> <p>また、会議等において障害のある人本人の意見が反映されるよう配慮します。</p>

テーマ

3

障害者(児)の社会参加の促進

施策1 就労支援の充実

就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものの1つでもあると言えます。

平成20年度、マルシェいなぎ内に障害者就労支援センターが開設され、本市における就労支援の拠点として重要な役割を担っています。『第四次稲城市長期総合計画』の指標としても“知的障害者と精神障害者の一般企業等への就労者数”を掲げており、今後も就労支援センターを中心に、公共職業安定所（ハローワーク）、企業などと連携を図りながら就労を支援・促進します。

主要事業	事業内容
ア. 障害者就労支援センターの利用促進	就労支援センターの周知・広報活動に努め、障害のある人や家族等による利用を促進するとともに、企業・特別支援学校・通所事業所等および(仮称)発達支援センターとの連携を深めながら、障害のある人の自立のための支援を促進します。
	〔関連事業〕 ○障害者就労支援センター
イ. チャレンジ実習の充実	市役所内および市内協力企業において実施するチャレンジ実習について、実施体制と実習内容の充実を図り、障害のある人の自立に向けた支援を充実させます。
	〔関連事業〕 ○チャレンジ実習

施策2 本人活動の推進

現在、マルシェいなぎ内のピアサポートセンターでは、障害のある人が自分自身で考え、当事者同士が力を合わせて課題解決に取り組むピア活動*をおこなっています。こういった本人活動には、文化・芸術、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動まで幅広い内容が含まれます。

障害のある人がこうした活動に参加することのできる環境を整え、活動の促進および学び・遊びの場や機会の確保を図ります。

主要事業	事業内容
ア. ピアサポートセンター、福祉センターの活用	ピアサポートセンターにおけるピアカウンセリングなどのピア活動や、福祉センターにおける諸活動などを促進し、併せて活動をサポートする支援者の養成を図り、本人活動の場や機会の一層の充実と活用の促進を図ります。
	〔関連事業〕 ○ピアサポートセンター ○地域活動支援センター

施策3 団体活動の支援

本市には、障害のある人自身や家族、支援者等による障害者関連団体があります。当事者にとって、これら団体の存在は、相談・情報提供の場、支え合い・助け合いの場、レクリエーションや社会参加の場としてかけがえのないものですが、近年、会員の高齢化などにより、活動力の低下が課題となっている団体もあります。

市の側からしても、当事者のニーズを的確に伝えてくれる貴重な存在であり、障害のある人の地域生活と社会参加を支えていくうえで大きな意味を持つ障害者関連団体の自主的活動を継続して支援します。

主要事業	事業内容
ア. 当事者団体への支援	<p>各種団体による活動の周知や団体間の連携への支援などを中心に障害当事者関連団体への支援を継続し、障害のある本人への情報提供を行います。</p> <p>〔関連事業〕 ○障害福祉のしおり ○障害者団体補助 ○稲城市知的障害者団体連絡協議会</p>

施策4 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

障害のある人の社会参加を実現するためには、外出や移動が可能となるようなハード面の環境の整備を進めていくことと、外出支援施策（移動・交通手段の整備）の推進が重要となります。

道路環境や公共施設、公共交通機関関連の施設等について、改修や新設の機会にバリアフリー化、ユニバーサルデザインを図っていくとともに、さまざまな移動支援施策の充実と周知を行っていきます。

また、バリアフリーやユニバーサルデザインの整備を行うことによって、広く障害者への理解が深まるような施策もあわせて展開します。

主要事業	事業内容
ア. 道路、建築物の整備	国の「バリアフリー新法」や「東京都福祉のまちづくり条例」の規定に基づき、道路や公共建築物、公園、公共交通機関関連施設などの整備を進めます。
イ. 移動手段の整備	<p>市内循環バス（iバス）や各種外出・移動支援施策関連給付・助成の充実を図るとともに、障害のある人や家族などへの周知に努めます。</p> <p>〔関連事業〕○iバス事業 ○自動車燃料費・タクシー料金の給付 ○自動車改造費の助成 ○自動車教習費の助成 ○通所訓練交通費の助成 ○ハンディキャブ事業 ○補助犬 ○車いすの貸出 ○同行援護 ○移動支援</p>

テーマ

4

障害の理解と交流の促進

施策1 障害者理解の促進

「障害者基本法」では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念にのっとり、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」に施策を推進することが明記されています。この社会の実現のためには、広く障害への理解を促進し、地域で支えあう仕組みづくりが必要です。

現在実施している市民や市内小中学校の児童・生徒への福祉教育等の一層の推進に加え、市職員の福祉体験研修などの職員研修の充実なども図っていきます。

また、「障害」という言葉の表記について、「障がい」など他の表記の方が適切ではないかといった議論がありますが、本市では、障害者関連団体ヒアリング等の結果、当事者、家族で多様な意見があったため、拙速に変更せず、国における検討の結論を待って改めて検討を行っていくこととします。

主要事業	事業内容
ア. 市民の理解の促進	<p>障害者週間等の機会を活用するなどして広報やホームページに定期的に記事を掲載するなど、障害そのものや障害のある人、障害者福祉に関する市民の理解の一層の促進を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○広報、ホームページへの掲載 ○障害者週間</p>
イ. 福祉教育の充実	<p>社会福祉協議会等で実施している福祉教育の一層の推進を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○福祉教育</p>
ウ. 職員研修の実施	<p>障害に関する市職員の研修について、対象者の拡大や内容の充実を検討しながら一層推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○福祉体験研修</p>
エ. 「障害」表記の検討	<p>国における検討の状況を注視しながら、市における最も適切な表記についての研究・検討を進めます。</p>

施策2 交流活動の実施

障害のある人とない人がお互いのことを本当に理解し合うためには、直接交流する経験を持つことが何よりの近道です。

本市では、毎年1回夏の障害者プール、社会福祉協議会によるハートフルステージ（障害のある人の活動発表を中心とするイベント）などを開催していますが、これらの事業の内容の充実に努めつつ推進していくことが必要です。

障害のある人と直接接して障害や障害のある人について正しい知識を体得する交流の機会は、成人になってから経験しても非常に有意義なものとなりますが、幼少期から交流経験を持って自分なりに理解することがより望ましく、市立小中学校や保育園などにおける交流教育や交流イベントの推進を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 交流事業への支援	障害のある人とない人や障害のある人同士がふれあい、語り合えることができる交流の機会や場への支援を図り、地域の交流の場であるふれあいセンターの活用等を一層推進します。
	〔関連事業〕 ○障害者プール事業 ○ハートフルステージ ○ふれあいセンター ○交流イベント

第Ⅳ編

子育て支援分野

育ち育てる力を
みんなで応援するまちづくり

目次

第1章 子育て支援の現状

- 1 子育て支援をめぐる最近の状況…………… 152
- 2 子育てを取り巻く現状…………… 153
- 3 子育て支援に関する事業の現状…………… 155
- 4 子育て支援に対する意識等…………… 160
- 5 ひとり親家庭の状況…………… 166
- 6 今後の課題…………… 169

第2章 今後の取り組みの方向

- 1 基本方針…………… 172
- 2 テーマ…………… 173
- 3 体系図…………… 177

第3章 施策の内容

- テーマ1 地域における子育ての支援…………… 179
 - 施策1 地域における子育て支援サービスの充実…………… 179
 - 施策2 保育サービスの充実…………… 181
 - 施策3 子育てに関する相談の充実と情報提供…………… 182
 - 施策4 子育てグループ等への支援…………… 183
 - 施策5 児童の健全育成…………… 184
 - 施策6 経済的支援の充実…………… 185
- テーマ2 親と子の健康の確保および推進…………… 186
 - 施策1 子どもや母親の健康の確保…………… 186
 - 施策2 食育の推進…………… 187
 - 施策3 思春期保健対策の充実…………… 188
 - 施策4 小児医療の充実…………… 189
- テーマ3 子どもの心身の健やかな成長に資する保育・教育環境の整備…………… 190
 - 施策1 次代の親の育成…………… 190
 - 施策2 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備…………… 191
 - 施策3 家庭や地域の教育力の向上…………… 192

テーマ4	子育てを支援する生活環境の整備 ……………	193
施策1	良好な居住環境の整備……………	193
施策2	子育てにやさしい環境の整備……………	194
施策3	安全・安心まちづくりの推進……………	194
テーマ5	職業生活と家庭生活の両立の推進 ……………	195
施策1	男女の働き方の見直し等……………	195
施策2	仕事と子育ての両立支援……………	195
テーマ6	子ども等の安全の確保 ……………	196
施策1	子どもの交通安全の確保……………	196
施策2	子どもを犯罪から守る環境および活動の推進……………	196
施策3	子どもを取り巻く有害環境対策の推進……………	197
テーマ7	要支援児童への対応 ……………	198
施策1	児童虐待防止対策の充実……………	198
施策2	ひとり親家庭の自立支援……………	199
施策3	障害児施策の充実……………	200

第1章 子育て支援の現状

1 子育て支援をめぐる最近の状況

急激な少子化の進行に対処するため、国においては平成19年に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」として「働き方の改善による仕事と生活の調和」と「家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」を主要な対策として位置づけ、今後の日本社会に最も重要な施策として重点的に取りまとめています。

重点戦略の取りまとめを受けて、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と家庭の両立支援のための一般事業主行動計画の策定を101人以上の事業主について義務付けるなど児童福祉法等の一部改正を行っています。これらは現在、各都道府県および市町村、事業主により策定された地域行動計画に基づいた次世代育成支援の取り組みに反映されています。また、平成21年には働き方の見直しの一環として育児・介護休業法の改正が行われています。

平成22年には「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」が閣議決定され、子ども手当の創設などが位置づけられました。

一方、緊急経済対策に基づき設けられた「子ども・子育て新システム検討会議」は、同年6月に基本制度案要綱を示しています。この要綱では、事業ごとに所管や制度、財源等がさまざまに分かれている現在の子ども・子育て支援対策を、すべての子ども・子育て家庭を対象とした基礎給付と、子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援を狙いとした両立支援・保育・幼児教育給付の2つに再編成することとしています。そのなかで、幼稚園・保育所はこども園として一体化し、多様な事業主体が参入するものとされています。

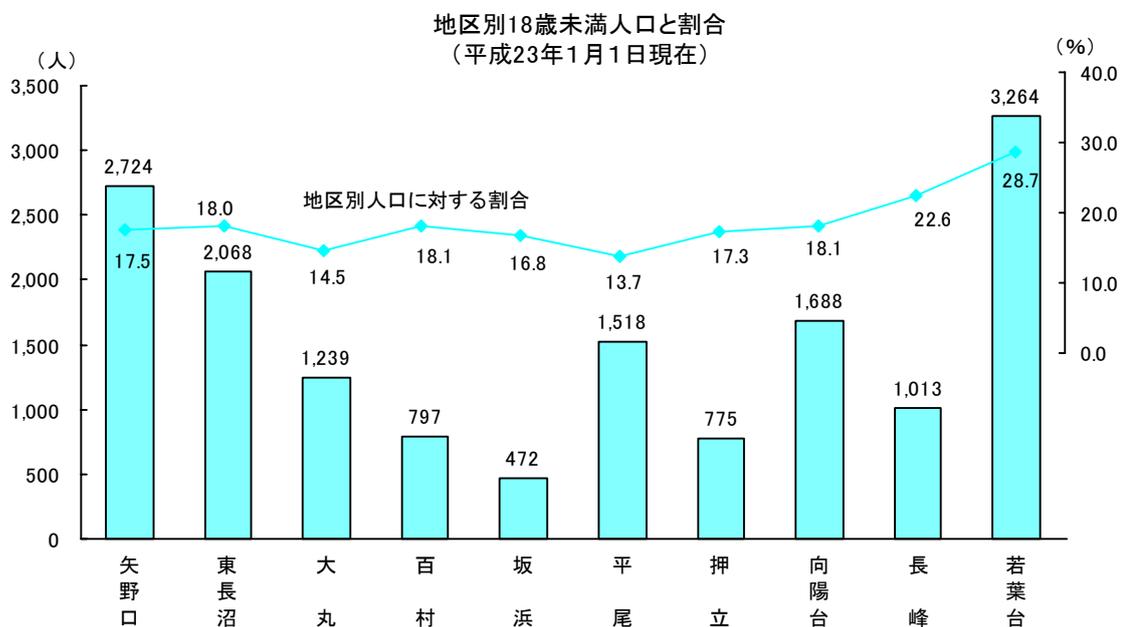
制度の実施主体は市町村であり、財源については子育て包括交付金（仮称）として包括的に市町村へ交付される仕組みが考えられています。検討会議では平成23年6月に中間とりまとめを公表しており、今後、要綱および中間とりまとめを踏まえ、さらに検討を進め、平成25年を目途に可能なものからの実施を見込んでいます。

2 子育てを取り巻く現状

(1) 地区別人口と18歳未満人口

本市の人口は、ニュータウン地区の人口増加が大きいため、地区別人口に大きな違いがあります。平成23年1月現在の住民基本台帳では矢野口の15,534人が最も多く、次いで東長沼の11,497人、若葉台の11,358人などとなっています。

0～18歳未満人口の割合は若葉台が28.7%、長峰が22.6%と、この2地区は市内全体での平均の18.6%を上回り高い割合となっていますが、いずれもニュータウン地区です。



(資料)住民基本台帳

(2) 就労の状況

平成17年の国勢調査における15歳以上人口のうち、就業者は37,117人で、全体の就業率は57.5%となっています。男女別の就業率は、男性69.3%、女性45.3%となっており、女性の約2人に1人は就業しています。東京都との比較では、本市の男性の就業率の高いことがわかります。

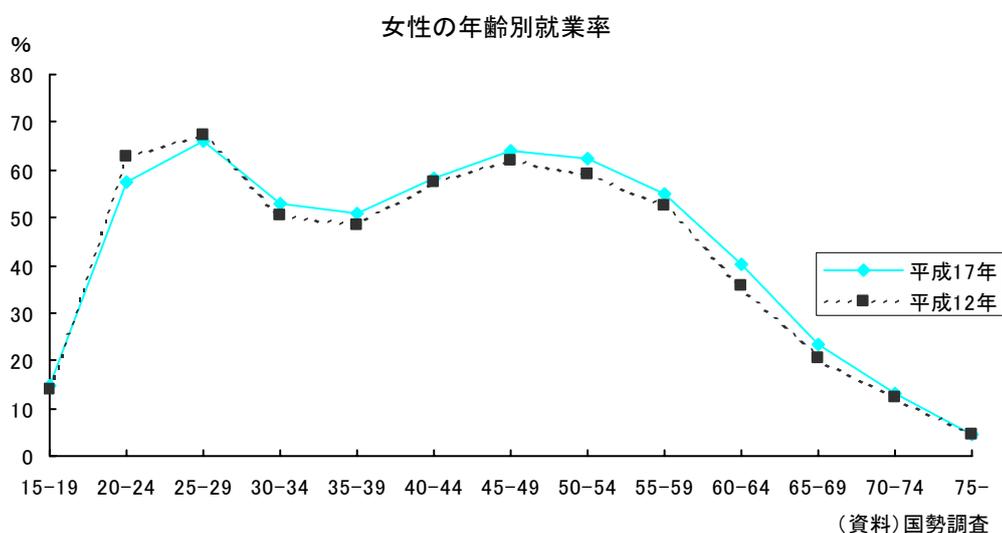
男女別就業率(平成17年10月1日現在)

単位：人

区分	総数(人) (a)	労働力人口(人)			就業率(%) (b/a)	東京都 就業率(%)
		総数	就業者 (b)	完全失業者		
男性	32,840	24,192	22,759	1,433	69.3	63.6
女性	31,727	15,072	14,358	714	45.3	44.2
合計	64,567	39,264	37,117	2,147	57.5	53.8

資料：国勢調査

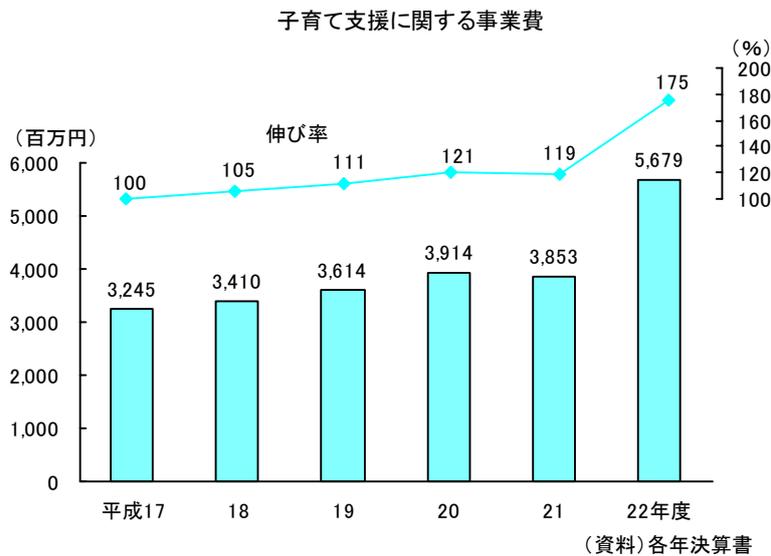
女性の年齢別就業率は、出産適齢期の30歳代に就業率が落ち込む、いわゆるM字カーブを描いています。M字カーブはわが国の女性就労の特徴ですが、市ではこのM字カーブがやや緩やかになりつつあり、平成12年と17年で比較すると、20歳代前半を除いては、いずれの年齢においても就業率はほぼ同率の状況で推移しています。



3 子育て支援に関する事業の現状

(1) 事業の概要

本市では子育て支援に関するさまざまな事業を進めてきていますが、子育て支援に関する事業費は毎年着実な伸びを示しています。



子育て支援に関する事業は、子育て家庭への経済的な支援として子ども手当（児童手当）、育成手当、児童扶養手当等を対象世帯に支給し、医療費の負担軽減としては、乳幼児医療費助成や義務教育就学児医療費助成を実施しています。

また、子育て家庭の保護者の就労等支援を目的として、保育所運営事業や放課後児童健全育成事業として学童クラブの運営を実施し、さらに、子育てを支援する助け合い活動であるファミリー・サポート・センター事業も実施しています。

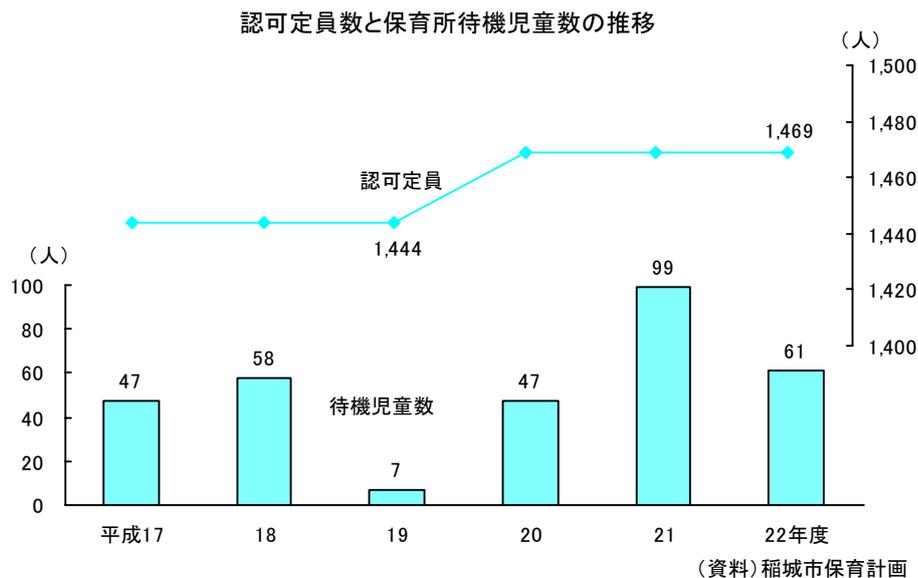
そのほか、子ども家庭支援センターを設置し子育て支援の総合的な窓口としての機能を担っているほか、保育所では、一時預かり事業、子育てひろば事業、園庭開放などによる地域活動事業や心身の発育に遅れなどがあるお子さんの障害児保育も実施し、また、児童館等でも子育て家庭を対象にした事業などを実施しています。

(2) 事業の内容

①保育サービス

《保育所入所待機児の解消》

本市では、保育需要の増加するなか、保育所の新設や施設の増築などのほか、認可定員を超えた受け入れ定員の弾力化により、待機児童の解消を図っていますが、共働き家庭の増加などから待機児童についても増加しつつあります。



《特別保育事業》

保育サービスでは、特別保育事業として0歳児保育、障害児保育、延長保育、年末保育事業を実施しています。なお、延長保育は、平成22年度より認可保育所全園で午後7時までの保育を実施しています。

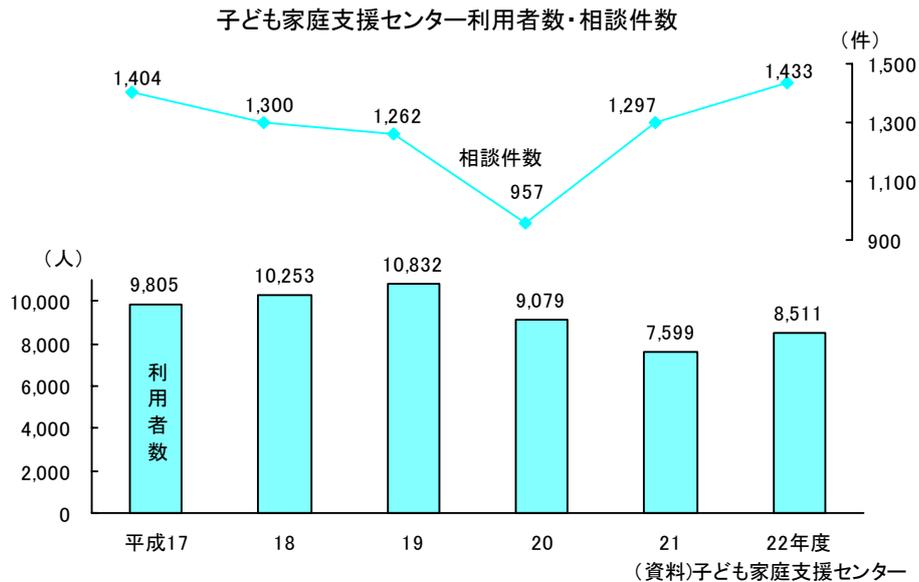
また、一時預かり事業は、現在、認可保育所5園と認証保育所6園で実施しています。子育てひろば事業は、現在認可保育所5園で実施しています。

年末保育事業は、平成15年度より認可保育所1か所で実施し、認可保育所在園児の利用を図っています。また、家庭福祉員事業は、現在、市内2か所で実施しています。

②子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、市内の18歳未満の子どもと家庭の総合相談機関として、平成13年7月に設置し、同年10月から現在実施している総合相談やあそびの広場事業を開始し、平成22年度からは各児童館へ出張あそびの広場を拡充しています。

また、育児支援ヘルパー事業や緊急ショートステイ事業、児童虐待防止の取り組みなども展開しています。



③子育て支援コーディネーター

平成23年4月より、子育て支援課（子ども家庭支援センター）に子育て支援コーディネーターを2名配置し、認可保育園をはじめ、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員の保育の質の向上や関係機関とのネットワーク強化を図っています。

さらに、市内の保育従事者や子育てサポーターを対象とした研修、ひろば事業の内容充実、子育て家庭への情報発信など、乳幼児事業展開の調整役としても活動しています。

④放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

学童クラブは、1小学区あたり1学童クラブ、計12か所の整備を図り、平成23年1月には民間学童クラブを1か所開設しています。

学童クラブ

名 称	所 在 地
第一学童クラブ	第二文化センター内
第一学童クラブ分室	第一小学校内
第二学童クラブ	第一児童館内
第二学童クラブ分室	第二小学校内
第二学童クラブ城山分室	城山小学校内
第四学童クラブ	第四文化センター内
第四学童クラブ分室	第四小学校内
第四学童クラブ第六小学校分室	第六小学校内
平尾学童クラブ	平尾小学校敷地内
向陽台学童クラブ	向陽台小学校敷地内
長峰学童クラブ	長峰小学校敷地内
若葉台学童クラブ	若葉台小学校敷地内
矢野口こどもクラブ (民間学童クラブ)	矢野口853-1

(資料) 子育て支援課

⑤子ども手当（児童手当）など経済的支援事業

子ども手当（児童手当）は、平成22年4月から所得制限を設けず中学校終了までの児童を対象として創設されました。今後は法改正が行われる予定があり、推移を注視する必要があります。

乳幼児医療費助成は、子育て支援の充実を図る観点から市単独事業として所得制限を撤廃して実施しています。

また、義務教育就学児医療費助成は、所得制限はあるものの平成21年10月から通院1回につき200円の自己負担を除き、保険診療自己負担分を全額助成しています。

⑥事業情報の提供

《ホームページ》

情報化時代の対応では、市のホームページに子育て情報として、保育所や学童クラブのしおりや入所状況、子ども家庭支援センターの案内、子ども手当（児童手当）・乳幼児医療費助成・児童扶養手当などの制度を紹介し、情報を提供しています。

また、子ども家庭支援センターのホームページを平成23年9月より開設し、市内で行われる子育てに関する児童館・保育園・図書館のイベント情報や子どもの健康など子育てに関わる情報を掲載し、子育てに関するメール相談も始めました。

《いなぎ子育てブック》

本市では、子育てに関するさまざまな情報を市民に伝えるため、平成13年度に子育て支援ガイドブック、子育てガイドを発行し、子育てに関する情報を冊子として市民に提供しています。また、平成14年度と平成21年度に、この子育てガイドをいなぎ子育てブックにした改訂版を発行し、情報提供の充実に努めています。

4 子育て支援に対する意識等

ここでは、計画策定のために実施した子育て支援アンケート調査の結果を掲載します。

(1) 子育てに関する市内のサービスで利用したことがあるもの

市内の子育てに関するサービスで利用したことがあるものを子どもの年齢別にみると、1位は、未就学児では「保育園での園庭開放や、行事や講座への参加、あそびのひろば事業、育児相談」48.6%、小学生と中学生では「児童館利用や子育てサポーター事業」各43.2%、36.3%、高校生と大学生では「総合体育館ちびっこプレイルームの利用」各37.3%、24.7%、社会人では「学童クラブの利用」20.7%となっています。また、未就学児から社会人へ年齢があがるにつれて、それぞれ1位となっている項目の回答割合が減っています。

子育てに関する市内のサービスで利用したことがあるもの（上位5位）

単位：%

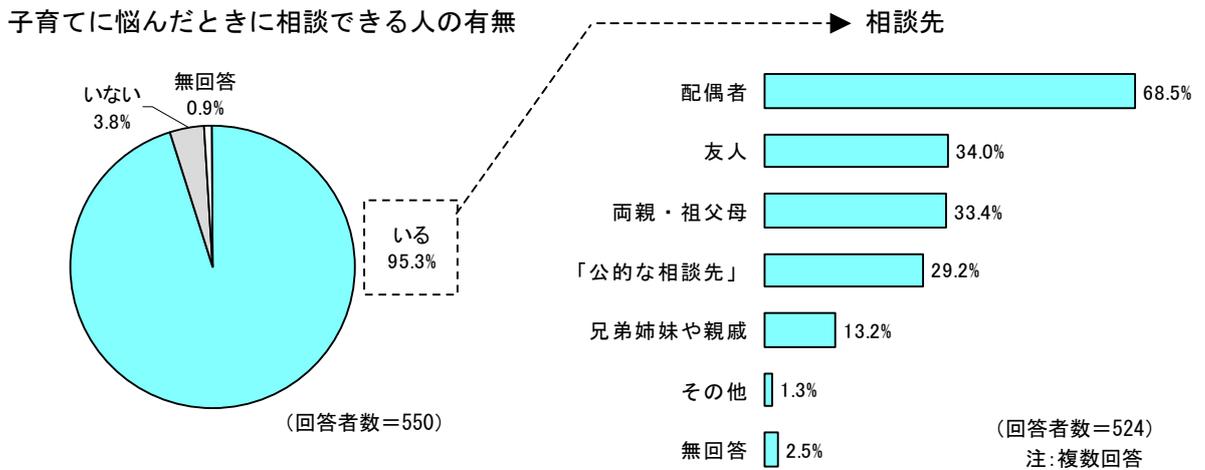
区分	1位	2位	3位	4位	5位
未就学児	保育園での園庭開放や、行事や講座への参加、あそびのひろば事業、育児相談 48.6	児童館利用や子育てサポーター事業 43.9	図書館での読み聞かせの会への参加 38.8	子ども家庭支援センター主催のひろば事業（出張ひろば含む）や相談事業 36.4	健康課主催事業（離乳食調理講習会、親子歯みがき教室、母子健康相談等） 32.2
小学生	児童館利用や子育てサポーター事業 43.2	総合体育館ちびっこプレイルームの利用 38.5	保育園での園庭開放や、行事や講座への参加、あそびのひろば事業、育児相談 36.1	学童クラブの利用 29.6	城山体験学習館や稲城ふれあいの森～小田良の里～の利用 29.0
中学生	児童館利用や子育てサポーター事業 36.3	保育園での園庭開放や、行事や講座への参加、あそびのひろば事業、育児相談 34.3	総合体育館ちびっこプレイルームの利用 31.4	学童クラブの利用／城山体験学習館や稲城ふれあいの森～小田良の里～の利用 27.5	
高校生	総合体育館ちびっこプレイルームの利用 37.3	児童館利用や子育てサポーター事業 33.7	学童クラブの利用 26.5	健康課主催事業（離乳食調理講習会、親子歯みがき教室、母子健康相談等） 21.7	公民館での保育付き講座への参加や公民館保育室の利用／城山体験学習館や稲城ふれあいの森～小田良の里～の利用 19.3
大学生	総合体育館ちびっこプレイルームの利用 24.7	児童館利用や子育てサポーター事業 22.4	学童クラブの利用 21.2	健康課主催事業（離乳食調理講習会、親子歯みがき教室、母子健康相談等） 15.3	公民館での保育付き講座への参加や公民館保育室の利用 10.6
社会人	学童クラブの利用 20.7	児童館利用や子育てサポーター事業 19.5	総合体育館ちびっこプレイルームの利用 13.8	保育園での園庭開放や、行事や講座への参加、あそびのひろば事業、育児相談／健康課主催事業（離乳食調理講習会、親子歯みがき教室、母子健康相談等） 8.0	

(2) 子育てで悩んだときの相談先

子育てで悩んだときに身近に相談できる人がいるかどうかたずねたところ、相談できる人が「いる」は9割を超えて大半を占める一方、「いない」は3.8%です。

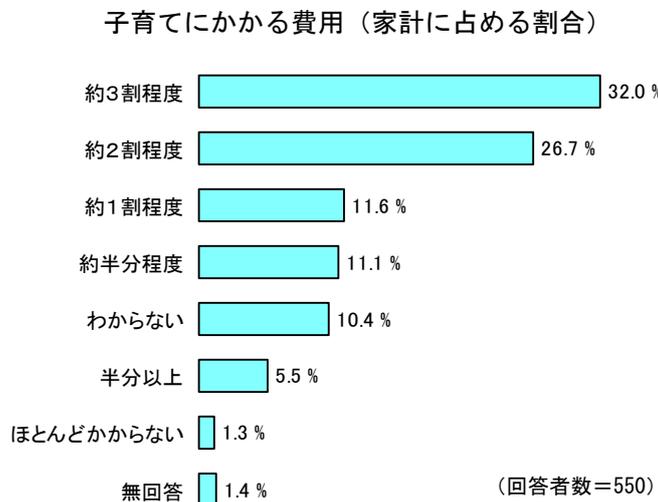
身近に相談できる人が「いる」と答えた人に、それは誰かあげてもらったところ、「配偶者」が7割弱で最も多く、次いで「友人」「両親・祖父母」がそれぞれ3割強、「公的な相談先」が3割弱が続いています。

※「公的な相談先」は、「保健センターの職員」「保育園・幼稚園の先生」「小学校の先生」「中学校の先生」「高校の先生」「スクールカウンセラー」「子ども家庭支援センターの子育て相談」「市の教育相談」「民生児童委員」「近隣住民」「職場の上司や同僚」の合計値。



(3) 子育てにかかる費用

子育てにかかる費用は、家計に占める割合で「約3割程度」32.0%が最も多く、次いで「約2割程度」26.7%です。それらを合わせた「2～3割程度」の割合は58.7%と、子育てにかかる費用は家計の2～3割を占める家庭が約6割近くにのぼることがわかります。

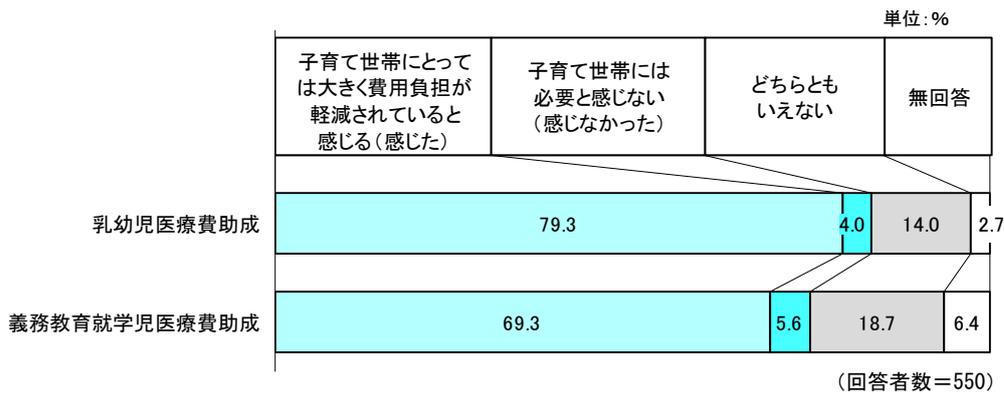


(4) 子育て世帯への助成についての実感

①乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成

子どもがいる人に、乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成について、それぞれ子育て世帯には費用負担の軽減となっているかたずねたところ、どちらも「子育て世帯にとっては大きく費用負担が軽減されていると感じる(感じた)」が最も多く、乳幼児医療費助成は約8割、義務教育就学児医療費助成は約7割を占めています。

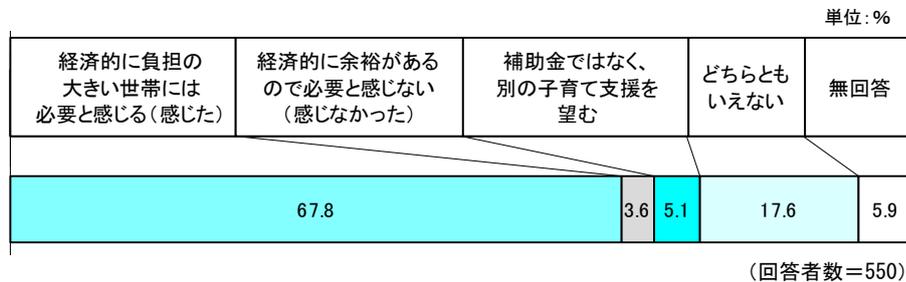
子育て世帯への助成についての実感①
乳幼児医療費助成と義務教育就学児医療費助成



②幼稚園に在籍する保護者負担軽減、就園奨励費に対する補助金

子どもがいる人に、幼稚園に在籍する保護者負担軽減や就園奨励費(幼稚園等園児保護者負担軽減補助金、幼稚園就園奨励費補助金)について、子育て世帯には費用負担の軽減となっているかたずねたところ、「経済的に負担の大きい世帯には必要と感じる(感じた)」が最も多く、7割弱を占めます。

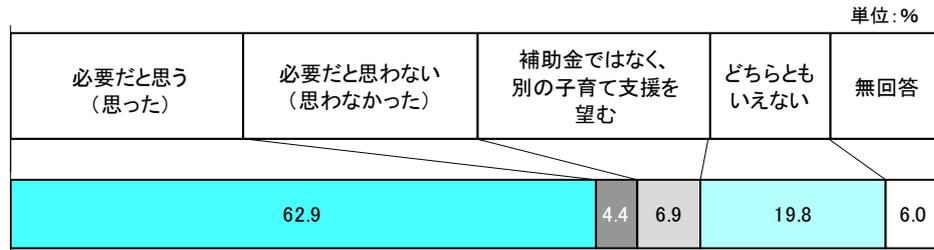
子育て世帯への助成についての実感②
幼稚園に在籍する保護者負担軽減、就園奨励費に対する補助金



③認可保育所以外に一定の時間以上預けている場合の保育料助成

子どもがいる人に、認可保育所以外（東京都認証保育所や認定こども園、保育ママ等）に在籍し、一定の時間以上預けている場合の保育料助成（東京都認証保育所保育料助成金、認定こども園・保育ママ利用者への補助金）について、子育て世帯には費用負担の軽減となっているかたずねたところ、「必要だと思う（思った）」が最も多く、6割強を占めます。

子育て世帯への助成についての実感③
認可保育所以外に一定の時間以上預けている場合の保育料助成

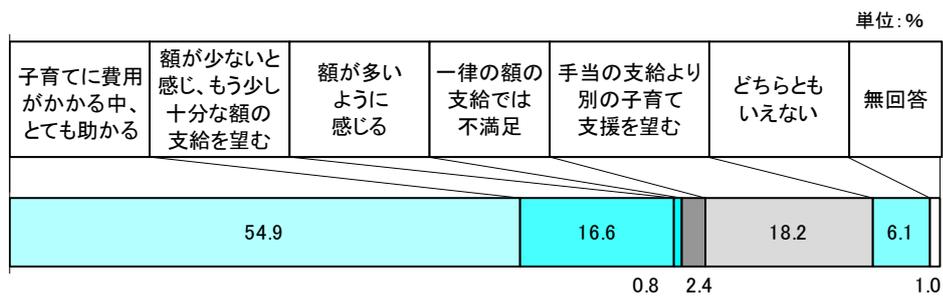


（回答者数=550）

④子ども手当

子どもがいる人に、子ども手当について、子育て世帯には費用負担の軽減となっているかたずねたところ、「子育てに費用がかかる中、とても助かる」が最も多く、半数を超えています。

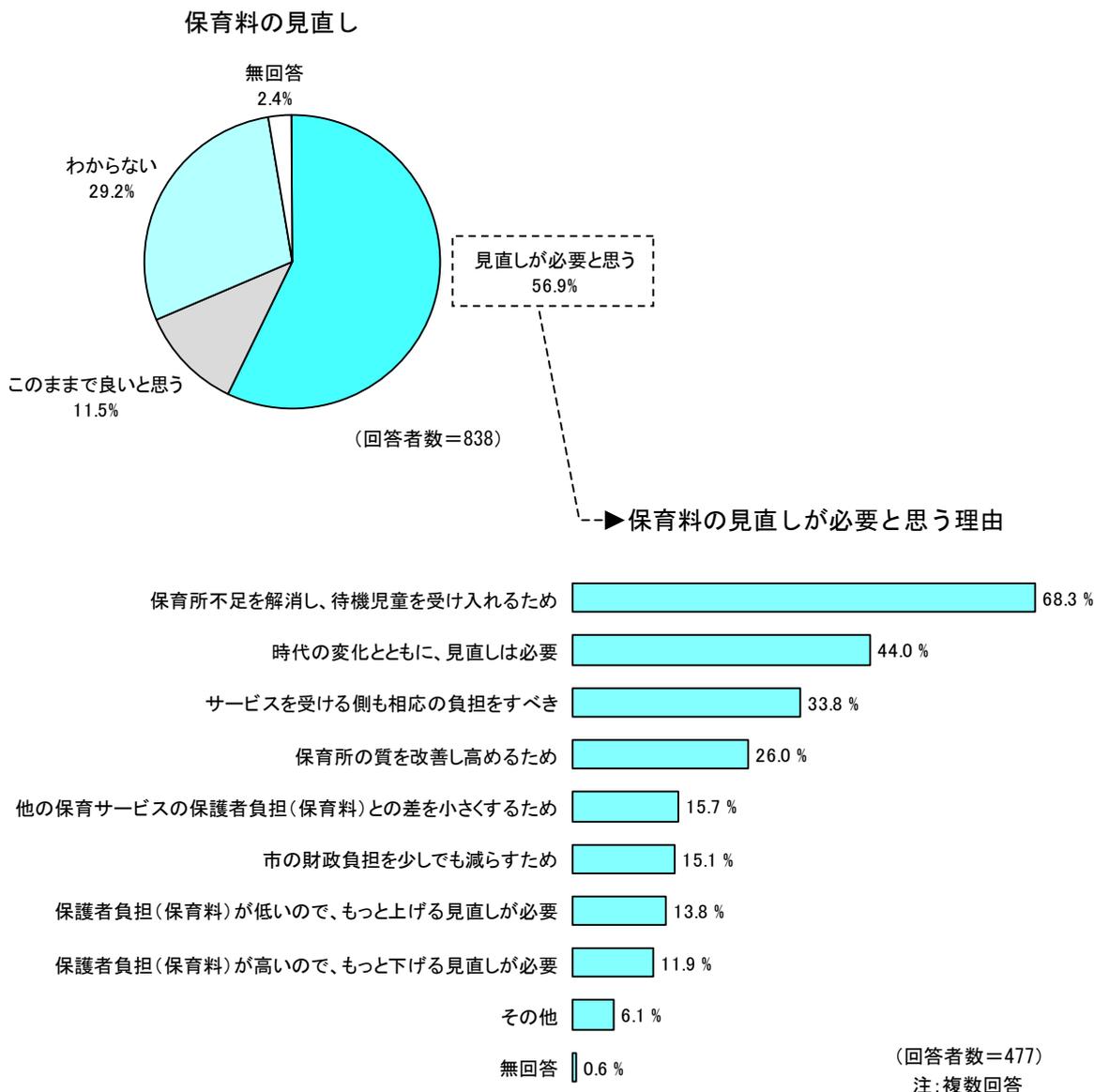
子育て世帯への助成についての実感④
子ども手当



（回答者数=379）

(5) 保育料の見直しについて

保育ニーズが高まるなか、保育料の見直しが必要かどうかをたずねたところ、「見直しが必要と思う」56.9%が最も多く、半数を超えています。その理由として、「保育所不足を解消し、待機児童を受け入れるため」が7割近くを占め、次いで「時代の変化とともに、見直しは必要」が4割強、「サービスを受ける側も相応の負担をすべき」が3割強などと多くあげられています。



(6) 子育てに関して充実してほしい地域での助け合い

子育てをするうえで、地域における市民同士の助け合いとして充実してほしい活動について、年齢別にみると、未就学児では「不意の外出などに子どもを預かる活動」、小学生、中学生では「子どもにスポーツや勉強を教える活動」、高校生以上また子どもがいない人においては「子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動」がそれぞれ最も多くあげられています。

子育てに関して充実してほしい地域での助け合い

単位：%

区分	1位	2位	3位
未就学児	不意の外出などに子どもを預かる活動 51.9	子どもにスポーツや勉強を教える活動 43.5	子育てする親が気軽に集まれる場所 43.0
小学生	子どもにスポーツや勉強を教える活動 49.7	不意の外出などに子どもを預かる活動 47.3	子育てに関連した情報を簡単に入手できる環境 34.9
中学生	子どもにスポーツや勉強を教える活動 41.2	不意の外出などに子どもを預かる活動 40.2	子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動 37.3
高校生	子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動 37.3	子育てする親が気軽に集まれる場所 36.1	子どもにスポーツや勉強を教える活動／子育てをする親同士で話ができる仲間作りの活動 34.9
大学生	子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動 60.0	子育てする親が気軽に集まれる場所 43.5	不意の外出などに子どもを預かる活動 40.0
社会人	子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動 66.7	不意の外出などに子どもを預かる活動 46.0	子育てする親が気軽に集まれる場所 42.5
18歳以上の子どもがいる(過去には子育ての経験がある)	子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動 59.4	子育てに関連した情報を簡単に入手できる環境 46.9	子育てをする親同士で話ができる仲間作りの活動 40.6
子どもはいない	子育てに関する悩みを気軽に相談できるような活動 55.8	子育てに関連した情報を簡単に入手できる環境 43.8	不意の外出などに子どもを預かる活動 40.9

5 ひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭を支援する制度・サービスについて

ひとり親家庭を支援する制度・サービスで、「知っている」、「利用している」、「今後優先して充実してほしい」ものについてたずねたところ、下記のような結果となりました。

「知っている」制度・サービスの種類は多岐に渡りますが、実際に「利用している」ものは、「児童育成手当」が最も多く8割弱、次いで「児童扶養手当」が6割、「ひとり親家庭医療費助成」が6割弱などとなっています。「今後優先して充実してほしい」制度・サービスは、「児童扶養手当」と「児童育成手当」がそれぞれ5割弱で多くあげられ、次いで「ひとり親家庭医療費助成」が3割強、「都営住宅優先入居」が2割強などです。

ひとり親家庭を支援する制度・サービス

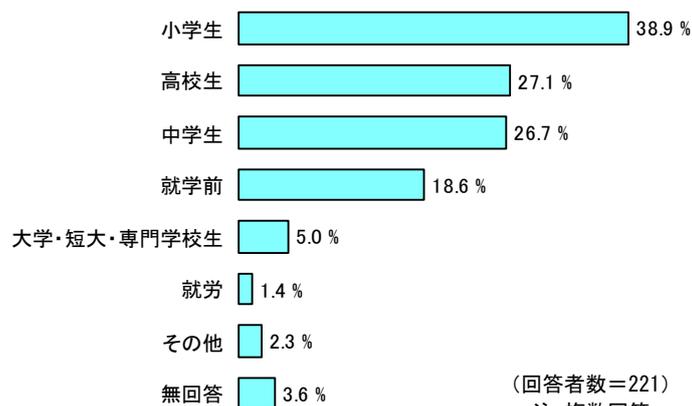
単位：%

区分	知っている	利用している	今後優先して充実してほしい
1位	児童扶養手当 48.9	児童育成手当 77.8	児童扶養手当 48.9
2位	都営住宅優先入居 48.0	児童扶養手当 60.2	児童育成手当 46.6
3位	JR通勤定期券の割引 45.7	ひとり親家庭医療費助成 57.0	ひとり親家庭医療費助成 32.1
4位	都営交通の無料パス 44.3	一般家庭ごみ指定収集袋配布など処理手数料の免除 43.0	都営住宅優先入居 22.2
5位	ひとり親家庭医療費助成 43.0	水道料の減免 40.7	義務教育就学援助 10.0

(2) 子どもの就学状況

一緒に住んでいる子どもの就学状況は、「小学生」が約4割、「高校生」「中学生」がそれぞれ3割弱、「就学前」が2割弱となっています。

子どもの就学状況



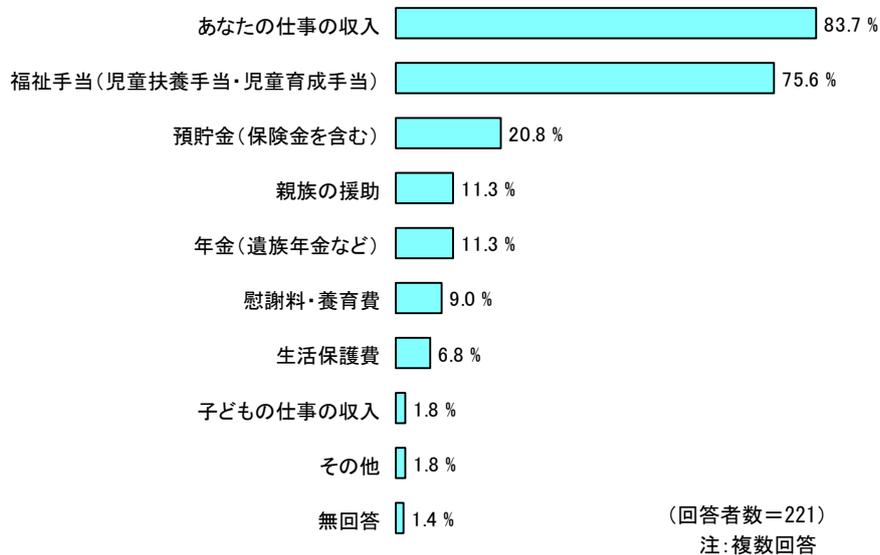
(回答者数=221)

注：複数回答

(3) 生計のたて方

現在、どのように生計をたてているかについては、「自分の仕事の収入」が8割強で最も多く、次いで「福祉手当（児童扶養手当・児童育成手当）」が7割半ばとなっています。

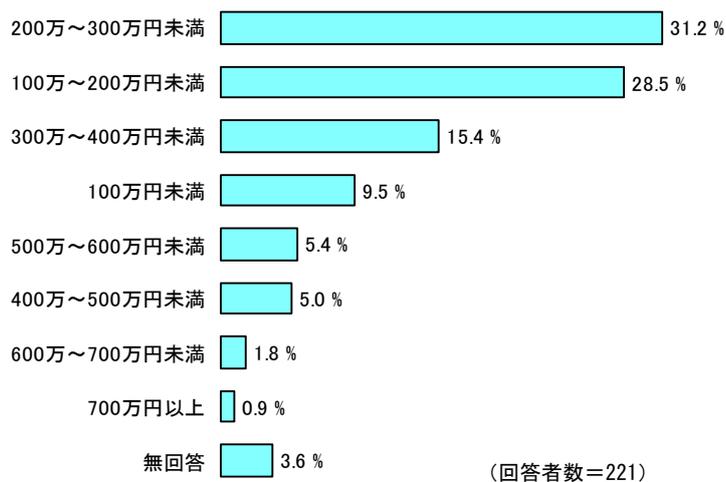
現在どのように生計をたてているか



(4) 収入の状況

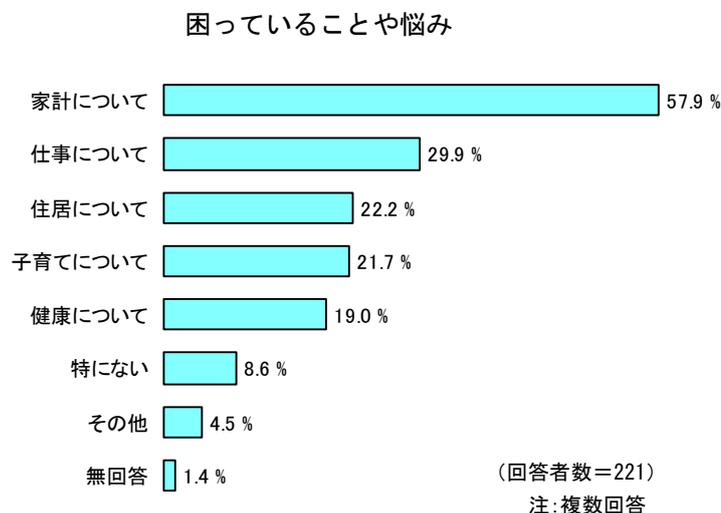
この1年間の総収入は、「200万～300万円未満」31.2%と「100万～200万円未満」28.5%がいずれも3割前後で、それらを合わせた「100万～300万円未満」の世帯は約6割を占めます。

年間総収入金額



(5) 困っていることや悩み

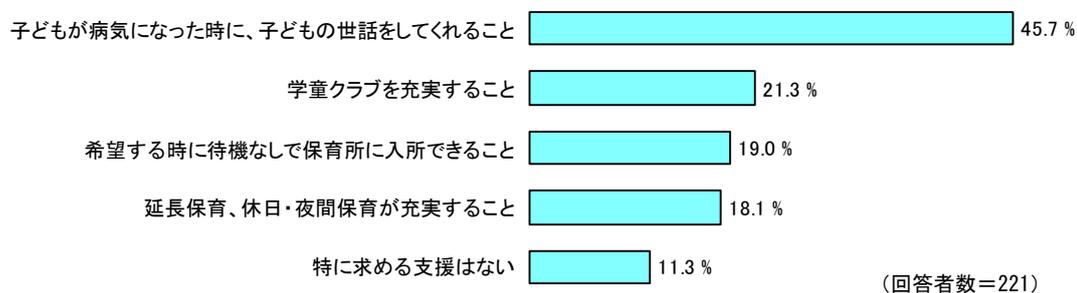
困っていることや悩んでいることは、「家計について」が6割弱で最も多く、次いで「仕事について」が約3割、「住居について」「子育てについて」「健康について」がそれぞれ2割前後となっています。



(6) 安心して仕事をするために必要な支援策

安心して仕事をするために必要な支援は、「子どもが病気になった時に、子どもの世話をしてくれること」が4割を超えて最も多く、次いで「学童クラブを充実すること」が2割強、「希望する時に待機なしで保育所に入所できること」「延長保育、休日・夜間保育が充実すること」がそれぞれ2割弱となっています。

安心して仕事をするために必要な支援策（上位5位）



6 今後の課題

子育て支援をめぐる最近の状況、本市の子育て支援の現状、市民の意識を踏まえた今後の課題は次のとおりです。

課題1 あそびの広場事業などの充実

子ども家庭支援センターは子育て支援の総合的な窓口としての機能を担っています。核家族化や地域における人間関係の希薄化などにより子育て中の家庭が孤立し、子育てに対する不安や負担感を訴える人が増えています。

そのため、本市では子ども家庭支援センターや保育園、児童館に気軽に親子が交流し仲間づくりを行うことができるよう、子育てひろば事業や乳幼児支援事業を推進しています。子ども家庭支援センターのあそびの広場事業の利用者が年々増え続けていることから、平成22年度からは児童館に子ども家庭支援センターの保育士が出向き、出張あそびの広場を開設し利用ニーズに応じています。

今後、あそびの広場事業や乳幼児支援事業をさらに充実し、孤立しがちな子育て家庭を支援していく必要があります。

また、児童館などで地域の子育て家庭を支援している市民ボランティアの子育てサポーターの活動を推進していくことが求められています。

課題2 相談体制の充実

子ども家庭支援センターでは、あそびの広場事業とともに、育児に関する不安や悩みを相談できる場としての役割を担っています。

臨床心理士や児童福祉司といった任用資格のある職員を配置し、相談機能の向上や専門機関との連携に努めるなど、相談へのきめ細かな対応を図っています。

さらに平成23年9月からは、専用のホームページでメールによる相談を開始し、困った時にいつでも相談できる体制を整備しています。

今後、子ども家庭支援センターは、小中学生、高校生など18歳までの子どもの総合相談機能をさらに充実していく必要があります。

課題3 保育施設・学童クラブなどの充実

アンケート調査では、56.9%、6割近い人が保育料の「見直しが必要と思う」としています。見直しの主な理由として、「保育所不足を解消し、待機児童を受け入れるため」が68.3%と次の「時代の変化とともに見直しは必要」の44.0%を大きく上回ります。待機児童解消へのニーズの高さがうかがえます。

本市では待機児童の解消に向け、既存認可保育所の増改築や建て替え、認証保育所[※]や認定こども園[※]の開設など保育施設の充実に努めてきています。しかしながら、育児休業制度が実施されていても経済状況、職場環境などにより0歳児から保育所を希望する利用者が増加しているため、保育需要に追いつかないのが現状です。また、学童クラブについては、1小学校区あたり1学童クラブの整備を凶ったなかで、待機児童対策として民間学童クラブの誘致などを行っています。

このように、待機児童を少しでも減らすことができるよう、社会状況を見極めながら引き続き保育施設の充実にに向けた取り組みに努めていく必要があります。

課題4 保育サービスの充実

待機児童の解消に向けた取り組みとともに、多様化する保育ニーズに積極的な対応を図っています。延長保育はすべての認可保育所で実施しているほか、病後児保育事業、年末保育事業、一時預かり事業や障害児保育事業に取り組み、平成21年度からは児童養護施設と連携し緊急ショートステイ事業を開始しています。

また、子育てを支援する助け合い活動としてファミリー・サポート・センター事業[※]を行っています。経済状況などから利用者数はあまり伸びていないのが現状です。

このように多岐にわたる需要に対応した保育サービスを行っていますが、行政を取り巻く状況は財政を中心に年々厳しさを増しており、今後、民間の事業所とも連携するなど地域の子育て支援のための資源を効果的に利用することにより、利用者のニーズに対応したサービス提供に努めていく必要があります。

課題5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*の実現に向けた官民をあげた幅広い取り組みが推進されています。出産、子育て期の女性を中心とした、仕事と家庭の両立から、男性も女性も、あらゆる世代、分野にわたる人へと対象が広がるとともに、仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発、休養など多様な活動やさまざまな生活分野にかかわるものとして考え方に大きな展開が図られています。

このような仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の必要性について、市民の意識、関心を高め、事業者のさまざまな取り組みの支援に努めていく必要があります。

課題6 児童虐待の防止

児童虐待は、家庭内で行われることが多く、社会的に顕在化しにくいという特質があると同時に加害者が親権者である場合が多く、法的な対応が困難な場合もあります。

本市では、母子保健サービスや子ども家庭支援センターでの相談業務により、発生予防、早期発見に取り組むとともに、マニュアルの作成により関係機関との連携を密にし、学校等にも足を運び個々のケースの把握に努めています。

今後、児童虐待に関しての共通の知識や認識を広く市民に普及啓発していくことが重要となります。そして、保育所や幼稚園、保健センターなど関係機関、関係団体との連携・協力のもと、また、要保護児童対策地域協議会においても、情報の共有化を図り、市民総ぐるみの児童虐待防止ネットワークづくりを進めていく必要があります。

1 基本方針

市民、地域、行政がそれぞれの役割分担を明確にしたなかで、行政が市民とともに歩みながら地域社会におけるすべての子育て家庭への支援を推進します。

子育て家庭については、その保護者が子育てについて、第一義的な責任を有するという基本的認識のもとで、家庭その他の場において子育ての意義についての理解が深められ、また、子育てに伴う喜びが実感されるよう、地域や行政が子育て家庭とともに考えていきます。

地域としては、PTA、民生委員・児童委員、青少年育成地区委員会、子育てサポーター（子育てボランティア）、子育てサークル、その他地域の住民などが、地域における子どもの存在と重要性を確認し、地域支援活動や見守りなどにより、子育てに取り組む姿勢や役割を明確にし、地域住民や関係者との意識の高揚など、地域の子育て支援力を強化します。

行政は、子育て家庭へのさまざまな支援を実施するとともに、地域における活動が子どもたちにとって、地域のさまざまな人たちとの出会いや交流の場となるような取り組みを促進します。

こうして地域の中でお互いに支え合い、子育てを応援し、それを通じて地域づくりを目指し、基本方針を次のように定めます。

**育ち育てる力を
みんなで応援するまちづくり**

2 テーマ

テーマ

1

地域における子育ての支援

子育てに対する不安や負担感をもつ人が増えています。子育て支援サービスの情報を積極的に提供していくとともに、地域全体で子育て家庭を支援し、安心して子育て相談ができる体制づくりに努めます。

また、子ども家庭支援センターが子育ての総合窓口としての役割を果たすことができるよう、体制整備を図ります。保育園のひろば事業や地域活動、児童館の乳幼児事業などを通して子育てに関する相談をはじめ、親子の交流ができる場、子育ての仲間づくりなど交流型子育て支援事業の充実を図ります。

地域において子育てを支えていく活動として重要な役割を担っている子育てサポーター（子育てボランティア）の活動を推進するとともに、子育てサークルの育成・支援やファミリー・サポート・センター事業の充実などにより、子育て体制を強化します。

今後の保育サービスについては、待機児童の解消や子育て家庭に対する支援等に積極的に取り組んでいく必要があります。保育所については、特色あるサービスや多様な保育ニーズへの対応を図る観点から、大規模改修の時期に合わせて段階的に民営化を行っていきます。

就学児においては、学童クラブの利用希望が毎年定員を超えてあることから、地域の実情に即し、学童クラブの充実を図るとともに、中高校生が気軽に立ち寄り自主的な活動が出来る居場所づくりに努めます。

子育てにかかる経済的負担の軽減等を目的に、子ども手当（児童手当）の支給や医療費助成の充実、就園・就学等の援助などを引き続き行います。

施策

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育てに関する相談の充実と情報提供
- (4) 子育てグループ等への支援
- (5) 児童の健全育成
- (6) 経済的支援の充実

親と子の健康の確保および推進

保健センターでは、母子手帳交付時に子育て支援に関する情報を提供するとともに、母親学級や両親学級などを開催し、妊娠、出産、育児に関する不安の軽減など学習する機会を提供しています。こうした学習機会の提供や健康診査をさらに推進します。

乳幼児期は保護者に対して食育に関する啓発を行い、小中学校では給食や家庭科・生活科の時間において食育に関する学習・指導を進めます。

思春期における特有のこころの問題に対処するため、関係機関との連携を図ります。

小児医療は、市立病院が地域の中核病院として位置づけられていますが、育児不安への支援や障害が疑われる子どもの発達を支援するため、地域医療機関相互および医療機関と保健センター等との連携を推進します。

施策

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

子どもの心身の健やかな成長に資する保育・教育環境の整備

子ども家庭支援センターや保育所、幼稚園などの協力を得て、中学生が乳幼児とふれあう保育体験・職場体験などを実施し、いのちの重み、親と子の絆、育児の大切さを学ぶ機会を提供します。

また、子どもの生きぬく力の育成に向けて、稲城エデュケーションプログラム※に基づいた教育活動を推進し、特色ある充実した教育活動を進めます。今後も関係機関の連携を強化し、子どもたちが心身ともに健全な成長ができるよう、地域社会に根ざした教育力の充実を図ります。

施策

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上

テーマ

4

子育てを支援する生活環境の整備

乳幼児連れの利用が見込まれる公共施設を中心に、乳幼児用ベッドや子ども用トイレなど子育て支援設備の整備を推進し、公共施設の新築時には安全かつ快適に暮らすためのバリアフリー化やシックハウス対策*を推進します。

子どもやその保護者をはじめとしたすべての市民が快適に移動できるよう、安全で歩きやすい歩道の確保や、段差の解消、交差点の改良など、安全で安心して利用できる道路環境整備を推進します。

施策

- (1) 良好な居住環境の整備
- (2) 子育てにやさしい環境の整備
- (3) 安全・安心まちづくりの推進

テーマ

5

職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と子育ての両立に向けて、子育てをしている親が安心して働くことができる保育サービスの充実とともに、育児休業制度の普及・啓発など制度の定着・活用を図ります。

また、男女とも子育てに参加できる企業風土や職場環境の整備を促進していきます。

企業内の託児施設整備や育児休暇の取得、子育て期間中の短時間勤務など環境整備に向けた事業主の意識啓発を促進するとともに、就労する男性を含めたすべての人の意識改革に努めます。

施策

- (1) 男女の働き方の見直し等
- (2) 仕事と子育ての両立支援

保育所、幼稚園、小学校では交通事故から身を守るための交通ルールを理解させるため、関係機関と連携した交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導を行っています。

また、子どもの登下校（園）や戸外での活動の安全を高めるため、地域住民に協力をお願いし、子どもの緊急避難場所である子ども110番の家を依頼しており、地域によっては防犯巡回パトロールを実施しています。

このように、交通安全や、犯罪から子どもを守る環境整備や活動を推進します。

青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、都の青少年健全育成条例に基づく事業主への是正指導など、地域住民と連携・協力して健全育成活動に取り組みます。

施策

- (1) 子どもの交通安全の確保
- (2) 子どもを犯罪から守る環境および活動の推進
- (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

児童虐待は、発生予防と早期発見に向けた知識や認識の周知に努めるとともに、地域住民と行政、関係機関が一体となった取り組みを推進します。

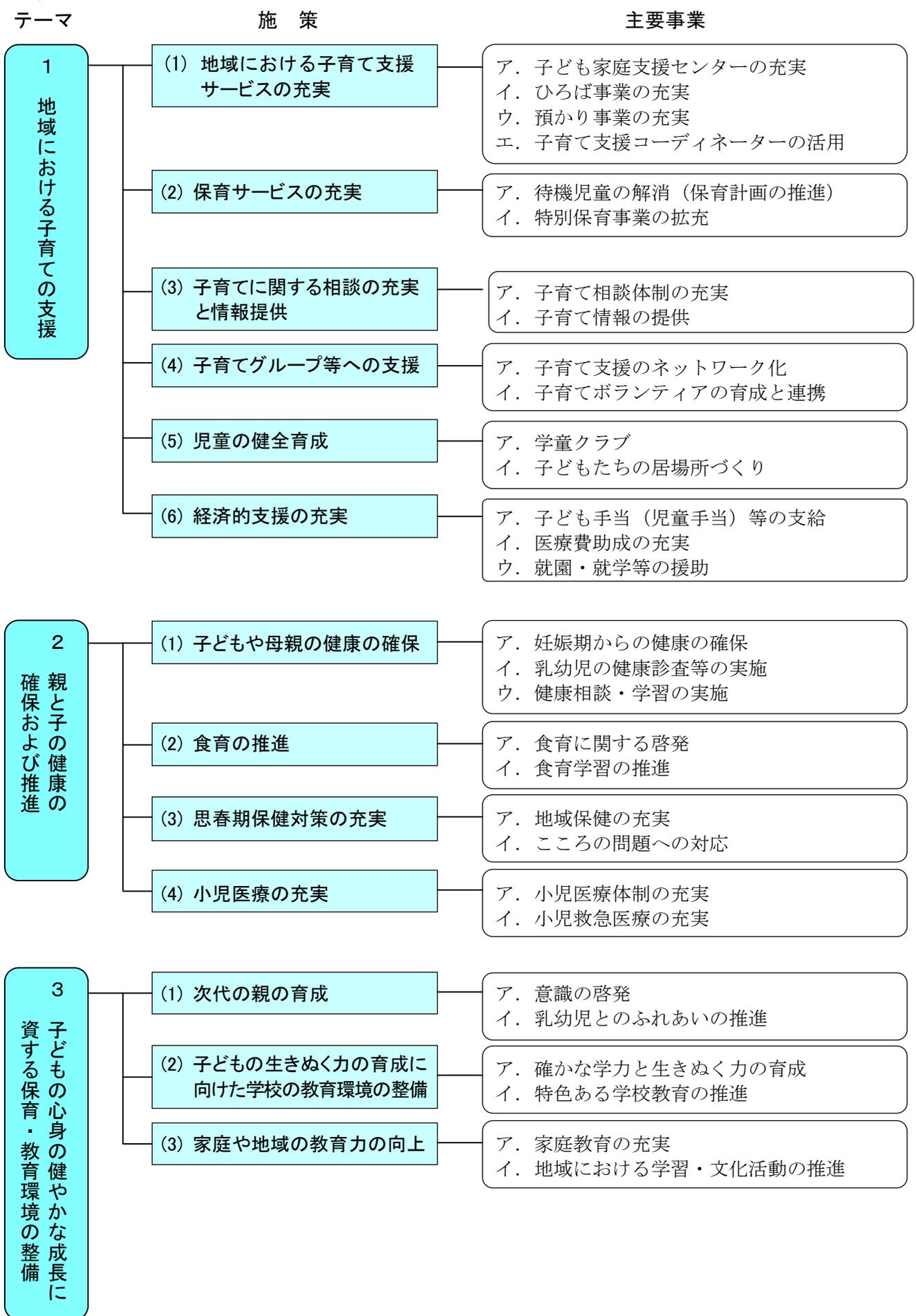
離婚の増加などにより、ひとり親家庭が増えていますが、相談体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭の自立を促進するため、就労支援や生活および経済的支援に努めます。

障害のある子どもとその家族が地域で交流できるよう、地域住民の理解の促進に努めるとともに、障害の早期発見、早期療育に向けた体制づくりなどに努めます。

施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援
- (3) 障害児施策の充実

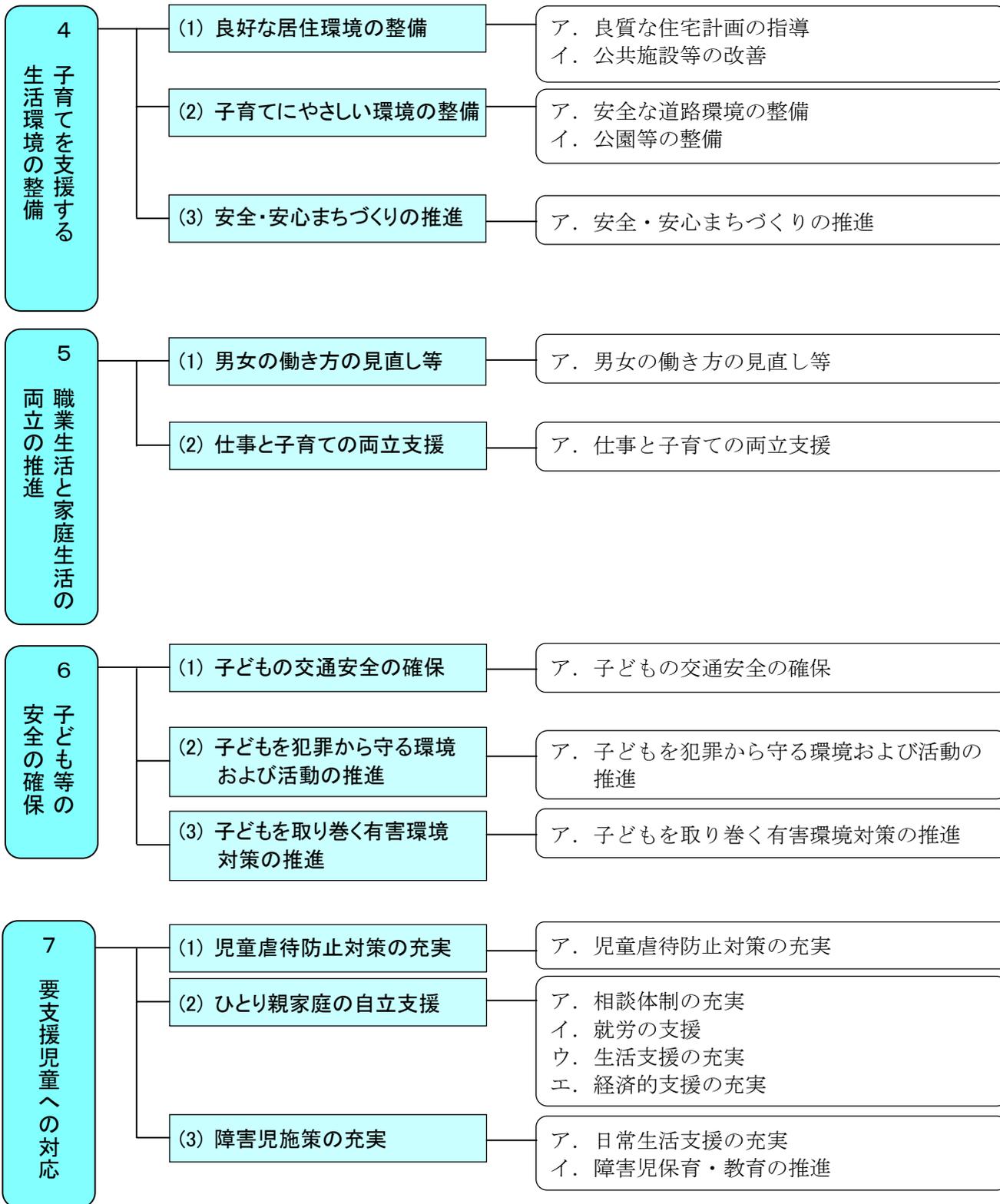
3 体系図



テーマ

施策

主要事業



第3章 施策の内容

テーマ

1

地域における子育ての支援

施策1 地域における子育て支援サービスの充実

子ども家庭支援センターは、すべての子育て家庭のための親子の交流の場であるとともに、子育て不安に対する相談・助言・情報提供、緊急ショートステイ事業や育児支援ヘルパー事業などを行っています。また、平成23年4月より子育て支援コーディネーターを配置し、子育て支援機関の連携強化に努めています。

子ども家庭支援センターの機能充実を図ります。なかでも、あそびの広場事業の利用者は、年々増え続けていることから、平成22年度より児童館に保育士が出張する出張あそびの広場を始めています。利用者のニーズに応えるためにも出張あそびの広場の拡充や保育所で行われているひろば事業を推進します。また、子育て支援コーディネーターは、児童館、公民館、保育園など子育て支援事業を行う関係機関への情報提供や連携を図りつつ、市全体の子育て支援事業の調整やネットワークづくりを進めます。

預かり事業については、認可保育所5園と認証保育所で行っている一時預かり事業および一時的に家庭で保育が困難な時に、短期的に宿泊を伴いながら児童を養護するショートステイ事業の充実を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい人と協力したい人が会員となった、相互援助活動ですが、今後、利用しやすい体制整備を推進します。

軽度発達障害を含めた障害のある子どもやその家庭に対して、相談・援助がスムーズに行われるように関係機関の連携を強化していきます。

主要事業	事業内容
ア. 子ども家庭支援センターの充実	<p>子育て相談や子育ての情報提供、緊急ショートステイ事業や育児支援ヘルパー事業など、効果的なサービス提供を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○稲城市子ども家庭支援センター事業</p>
イ. ひろば事業の充実	<p>子ども家庭支援センターや保育所におけるひろば事業について周知を図るとともに、親子が気軽に集い、交流できる場を提供し、相談や啓発、遊び等、事業内容の充実を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○あそびの広場事業 ○子育てひろば事業 ○出張あそびの広場事業</p>
ウ. 預かり事業の充実	<p>一時的に家庭で保育が困難な場合の対応や育児疲れの解消等を図るため、一時預かり事業、ショートステイ事業の充実を図りより利用しやすい事業とします。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業では、子育ての援助を行う活動会員の育成や利用しやすい体制整備を推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○一時預かり事業 ○緊急ショートステイ事業 ○ファミリー・サポート・センター事業</p>
エ. 子育て支援コーディネーターの活用 新規	<p>子育て支援コーディネーターの配置により、市内の認可保育園、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員の保育の質の向上、各関係機関の連携強化、ひろば事業、乳幼児支援事業の充実など、子育て支援に関するさまざまな分野での充実を図ります。</p> <p>子育てサポーターと連携し活動や拠点づくりを進めていきます。</p> <p>〔関連事業〕 ○子育て支援コーディネーター事業</p>

施策2 保育サービスの充実

平成23年度に認可保育所3園の建て替えや、増築等により認可定員を増やし、受入定員の弾力化などにより、待機児童の解消に取り組んでいます。しかし、地域により子どもの数に偏りがあることや、共働き世帯の増加や低年齢児の保育へのニーズが高いこと、年度途中からの入所希望が多いことなどから、保育需要は年々高まっています。

今後、多様化する保育ニーズに対応するため、民間活力の導入や、国基準による家庭的保育事業への移行など、待機児童の解消を目指します。

一方、保育サービスが誰でも利用できるサービスへ変わってきているなかで、受益と負担の公平性を考慮していく必要があります。そのため、保育料について、応益負担の考え方を基本に、国や東京都の動向なども見定めながら、低所得者への配慮をしつつ、公平な負担のあり方を検討していきます。

保護者の就労時間の長時間化や就労状況の多様化などから延長保育のニーズが高まっています。このため、平成22年度よりすべての認可保育所において1時間の延長保育を実施していますが、今後は民間活力の導入を図るなかで新たな取り組みを検討します。

また、年末保育は、保護者の年末就労に対応できるよう充実を図る一方、病児保育については平成24年度中の開設に向け、また病後児保育については市民への周知を図るなど、利用促進に努めます。

さらに、障害児保育については、市内の全認可保育園で障害のある子どもを受け入れ、療育相談制度における臨床心理士等による巡回相談を行い、その子どもに適した保育を行います。

主要事業	事業内容
ア. 待機児童の解消 (保育計画の推進)	認可保育所の建替え等による定員増や定員の弾力化、また国基準の家庭的保育事業への移行など待機児童の解消を図ります。 多様化する保育ニーズに柔軟に対応していくため、民間活力の導入を図り、保育所の効率的な運営を目指します。 なお、保育料についての負担のあり方を考えます。
	〔関連事業〕 ○認可保育所事業 ○公立保育所の民営化 ○認証保育所事業 ○認定こども園事業 ○家庭福祉員事業
イ. 特別保育事業の拡充	保護者の就労状況の多様化に対応した延長保育や、年末保育、病児・病後児保育などの充実を図ります。
	〔関連事業〕 ○延長保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○年末保育事業 ○休日・夜間保育事業 ○緊急ショートステイ事業 ○障害児保育事業

施策3 子育てに関する相談の充実と情報提供

各保育所や幼稚園による子育て相談、子ども家庭支援センターによる子育て家庭の総合相談、保健センターの母子健康相談事業、さらには民生委員・児童委員等がそれぞれ相談活動を行っています。育児に不安や悩みをもつ親が増えていることから、専門的な相談窓口での適切な対応を図ります。子ども家庭支援センターは、専用のホームページを開設し、市内での子育てに関するイベント情報を中心に掲載し、子育てに関するメール相談を平成23年9月より開始し、利便性の向上を図りました。

今後、児童虐待や養育困難家庭への対応といった個別の相談にも力を入れていきます。

また、児童館などで活動している子育てサポーター（子育てボランティア）の活用を推進します。

子どもの教育についてのさまざまな問題や悩みについて、教育相談所においては、保護者とのカウンセリングによる相談窓口を随時受け付けて、教育、心理専門家等による教育相談、障害のある子どもや、配慮を必要とする子どもの保護者に対する就学相談を行っています。また、各学校にスクールカウンセラーや心の相談員を配置し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えています。

主要事業	事業内容
ア. 子育て相談体制の充実	<p>子ども家庭支援センターでは、子育て家庭の総合相談を行っており、ホームページの活用などさらに利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>保育所では、保育士、看護師、栄養士等による専門的な職員がいる身近な相談施設として、利用しやすい環境整備やPRに努め、相談体制の充実を図ります。</p> <p>〔関連事業〕○保育所の育児相談事業 ○子ども家庭支援センターでの相談事業 ○子育てサポーター事業 ○子ども家庭支援センターホームページでのメール相談 ○母子健康相談 ○教育相談・就学相談事業 ○スクールカウンセラー等活用事業</p>
イ. 子育て情報の提供	<p>子育て支援課ではいなぎ子育てブックや保育所のしおりを作成し、広報誌などとあわせて周知を図ります。</p> <p>子ども家庭支援センター専用のホームページなどにより、行政内における子育てに関する情報を集約し、総合的に発信し充実を図ります。</p> <p>〔関連事業〕○子育て支援全般に関する情報提供事業 ○子ども家庭支援センターによる情報提供事業 ○乳幼児の子育て等に関する情報の提供</p>

施策4 子育てグループ等への支援

子育てに喜びや楽しみを見出すことができるよう、また、育児不安をもつ保護者が孤立しないようにするために、子育ての悩みを共有化する子育てサークル活動の促進など、仲間づくりやコミュニケーションを通して、親の育児力を高めることにつながる活動を支援し、ネットワーク化を図ります。

子育てサポーターは、公民館主催の子育てサポーター養成講座、子育てサポータースキルアップ講座において養成・育成された子育てボランティアであり、現在、児童館等6か所で月1回程度活動しています。今後は、活動回数増や活動場所の拡大など、市民ニーズに応えられるよう、子育て支援コーディネーターが子育てサポーター活動の支援をしていきます。

子育てサポーターによる定期的な居場所の提供や相談活動を行うことで、育児不安をもつ親が孤立しないよう、子どもと親の社会的つながりを地域で促していきます。

主要事業	事業内容
ア. 子育て支援のネットワーク化	仲間づくりやコミュニケーションを通して親の育児力を高めることにつながる子育てサークルなどの活動を支援し、ネットワーク化を図ります。
	〔関連事業〕 ○子育てグループネットワーク事業
イ. 子育てボランティアの育成と連携	子育てに関する知識や情報を身に付け、自信をもって子育て支援ができる人材を育成し、さらに活動を充実していくため支援をしていきます。
	〔関連事業〕 ○子育てサポーター養成講座 ○子育て支援コーディネーター事業

施策5 児童の健全育成

学童クラブについては、利用希望者は毎年定員を超えて申込みがあり、一部の学童クラブで待機児童がみられることから、既存施設を有効に活用し、民間学童クラブの誘致など地域の実情に配慮した学童クラブの充実を図ります。

子どもに健全な遊び場を提供している児童館については、現在、市内に5か所設置されており、乳幼児事業、創作事業、健康増進事業、交流事業を実施しています。今後も、地域の大人との交流や年齢の異なる児童同士の交流を増やすべく充実を図ります。

あわせて、中高校生が気軽に立ち寄り、自主的な活動が出来るような居場所づくりに努めます。現在、児童館の一部を開放していますが、利用時間や部屋などに限度があり、場所、回数の見直し、また別の手法の検討を進めます。

主要事業	事業内容
ア. 学童クラブ	待機児童が発生している地域については、既存施設の有効活用や地域の実情に配慮し、民間学童クラブの誘致を図ります。
	〔関連事業〕 ○学童クラブ運営事業
イ. 子どもたちの居場所づくり	就学前の子どもから中高校生までの幅広い子どもを対象に、健全な遊びを提供し、健康を増進し、また情操を豊かにする事業を推進します。
	〔関連事業〕 ○児童館事業 ○中高校生タイム ○長峰放課後子ども教室

施策6 経済的支援の充実

子育てにかかる経済的負担の軽減等を目的に、子ども手当（児童手当）の支給や乳幼児医療費助成などを行っています。本市の医療費助成は、乳幼児については市単独で所得制限を撤廃し、義務教育就学児については、所得制限はあるものの東京都の制度に準じ助成をしています。

今後は、医療費助成のみでなく、子どもの健康に関して、病気の予防講座等、啓発を検討していきます。

家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図ります。また、経済的理由により就学継続が困難な児童生徒、障害のある児童生徒に対する教育費の援助を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 子ども手当（児童手当）等の支給	<p>子育てに対する経済的な負担を軽減し、子どもの健全育成を図るため、子ども手当（児童手当）などの手当の支給を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○子ども手当（児童手当）等支給事業 ○障害児福祉手当支給事業</p>
イ. 医療費助成の充実	<p>子どもと家庭の状況に応じて、乳幼児、義務教育就学児の医療費助成を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○乳幼児医療費助成 ○義務教育就学児医療費助成</p>
ウ. 就園・就学等の援助	<p>家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○就学援助費 ○幼稚園就園奨励費補助事業 ○私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助事業 ○在宅幼児教育費補助事業 ○就学奨励費</p>

施策1 子どもや母親の健康の確保

妊娠中の母親の健康については、胎児への影響も大きく、継続した支援体制を整備していく必要があります。

このため、保健センターでは、母子手帳交付時に子育て支援に関する情報を提供するとともに、母親学級や両親学級などを開催し、妊娠、出産、育児に関する不安の軽減や、夫婦で協力していくことの大切さなどを学習する機会を提供しています。また、委託医療機関での妊婦健康診査や保健師等による妊産婦・新生児・未熟児の家庭訪問などを行っています。こうした学習機会の提供や健康診査をさらに推進します。

主要事業	事業内容
ア. 妊娠期からの健康の確保	<p>母親学級や両親学級などを開催し、妊娠、出産、育児に関する不安の軽減など学習する機会を提供します。</p> <p>〔関連事業〕 ○母親学級・両親学級 ○妊婦訪問指導 ○妊婦健康診査 ○妊婦歯科健康診査</p>
イ. 乳幼児の健康診査等の実施	<p>新生児訪問指導や健康診査により、疾病や障害の早期発見、早期対応を図り、相談窓口としても関わっていきます。</p> <p>〔関連事業〕 ○新生児訪問指導 ○乳幼児健康診査 ○乳幼児経過観察・発達健康診査 ○歯科健康診査等 ○予防接種事業・結核予防事業</p>
ウ. 健康相談・学習の実施	<p>保健師、助産師などの専門職を配置し、相談体制の充実・強化を図るとともに、育児支援と虐待の未然防止を推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○母子健康相談 ○育児学級事業 ○ベビーマッサージ教室 ○子育て力向上支援事業</p>

施策2 食育の推進

食習慣の乱れが、子どもの心と身体の成長に悪影響を与えていることが懸念されます。乳幼児期は、食生活の基盤をつくる大切な時期であり、保護者の食習慣が大きな影響を与えます。このため、保護者への食育を充実させていくことが重要となります。

保健センターでは、母親学級や乳幼児健診の際、一日に何を、どれだけ食べたらいいか、望ましい食事のとり方やおよその量をわかりやすく示した食事バランスガイドの普及・啓発や、離乳食に関する講習会、栄養相談などを通して、食育に関する啓発を行っています。

保育所では給食等の提供を通じて児童や家庭への食育に関するさまざまな取り組みを進めています。子どもたちが野菜の栽培や調理を経験することにより食に対する興味を深め、地場農産物を給食に取り入れるなど食育指導に努めています。

小・中学校での食育に関する学習は、給食において食事の正しい理解と望ましい食習慣を養い、家庭科や生活科の時間において、食品の栄養的な特徴や調理の実習などを行うことで自らが健康管理を行えるような指導に努めています。

食材の本来の姿を知らない子どもたちが増えていることから、児童館や公民館で料理教室を実施したり、米づくり体験学習など地域においても実際に農作物を育てたりするなど体験する学習機会の確保に努めています。

主要事業	事業内容
ア. 食育に関する啓発	乳幼児期は保護者の食習慣が子どもに大きな影響を与えることから、母親学級や乳幼児健診、また講習会、栄養相談などを通して保護者への食育を充実させていきます。
	〔関連事業〕 ○離乳食調理講習会 ○母親学級での食育指導 ○乳幼児健康診査での食育指導 ○保育所における食育の指導
イ. 食育学習の推進	小中学校では給食や家庭科・生活科の時間において食育に関する学習・指導を進めます。
	〔関連事業〕 ○学校における食育の指導 ○児童館 料理教室、公民館 親子料理教室

施策3 思春期保健対策の充実

思春期における保健対策は、学校保健が中心となり実施されていますが、今後より効果的な思春期対策を実施するための計画的な指導に努めます。

東京都南多摩保健所では、市や学校と協力して薬物乱用防止教育のプログラムの作成やエイズに関する情報提供などを行っており、特に薬物乱用防止教室は各学校で実施しているセーフティ教室でも扱うなど子どもに対しての指導が徹底してきています。今後も、専門的な知識が要求される分野については、保健所等との連携を図ります。

社会環境の変化に伴い、いじめや不登校、ひきこもり、少年事件の多発など、思春期におけるこころの健康問題が大きな社会問題となっています。

思春期では過度なダイエット願望などでバランスの悪い食生活になりがちな子どもがいます。偏った食事は生活リズムの乱れや学力、体力に影響を及ぼすと言われ、将来父親、母親となり子どもを生き育てる身体に良い影響を与えません。思春期に心身が健康であることは将来にわたっても重要なことです。

いじめや不登校、家庭内暴力など、子どもたちの多様な問題に関する相談を行っていますが、より専門性の高い援助が求められており、相談体制の強化、学校や教育相談所等の機関との連携強化が必要です。また、子ども家庭支援センターでの相談体制等の充実を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 地域保健の充実	保健所、学校と協力して薬物乱用防止教育やエイズに関する情報提供等、子どもに対しての指導を徹底します。
	〔関連事業〕 ○薬物乱用防止教育事業
イ. こころの問題への対応	保健所、保健センター、児童相談所、教育相談所、市役所窓口などで行う相談事業との連携を図ります。
	〔関連事業〕 ○教育相談事業 ○スクールカウンセラー等活用事業

施策4 小児医療の充実

小児医療は安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤であり、医療体制の充実が求められます。小児医療では、単に疾患の診断や治療だけではなく、子どもの発育・発達についての相談、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が必要となります。保健センターでは、健康診査等を通じて感染症予防や乳幼児の事故防止のためリーフレットを配布し、保護者への情報提供をしています。

本市においては、市立病院が地域の中核病院として位置づけられていますが、育児不安への支援や障害が疑われる子どもの発達を支援するため、地域医療機関相互および医療機関と保健センター等との連携を推進します。

救急医療については、市立病院が第二次救急医療機関*として地域の要請に応じていますが、さらに増大する需要に対して整備・充実を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 小児医療体制の充実	保護者への電話相談および情報提供を促進します。また、医療機関と保健センターとの連携および病診連携を推進します。
	〔関連事業〕 ○小児医療体制の充実 ○救急テレホンサービス
イ. 小児救急医療の充実	救急外来を利用し、第二次救急医療機関として、さらに増大する需要に対して整備・充実を図ります。
	〔関連事業〕 ○小児救急医療の充実

施策1 次代の親の育成

子どもは次代の親になるという認識のもと、保育所や幼稚園、学校などとの連携を図りながら、幼少期から家庭は男女が協力して築くものであり、家事や育児についても、ともに担いながら行うことが大切であることを積極的に働きかけていきます。

また、子ども家庭支援センターや保育所、幼稚園などの協力を得て、乳幼児とふれあう育児・保育体験といった学習機会を確保します。実際に乳幼児とふれあうことで、いのちの重み、親と子の絆、育児の大切さを学び、自分自身を振り返るなど、新しい視点で考えることができる良い機会になります。今後はさらに連続した日数で体験できるように努めます。

市内の全中学校で1～3日保育体験を実施しており、今後も中学生が幼児とふれあう機会を提供します。また、中高校生等による保育ボランティア活動を推進します。

主要事業	事業内容
ア. 意識の啓発	家庭は男女が協力して築くものであり、家事や育児についても、ともに担いながら行うことが大切であることを積極的に働きかけていきます。
イ. 乳幼児とのふれあいの推進	乳幼児とふれあう機会を提供し、育児・保育体験など学習機会を確保します。 〔関連事業〕○保育体験学習

施策2 子どもの生きぬく力の育成に向けた学校の教育環境の整備

本市では、平成14年度から稲城エデュケーションプログラムに基づき、各学校での創意ある教育活動を展開し、教育の充実を図ってきました。今後も、プログラムの3つの核である「基礎・基本の徹底」「本物との出会い」「連携」を通じた教育活動を推進し、子どもたちの生きぬく力の育成に努めます。

近年、すぐに転倒する子どもや、転倒時に手をつけない子どもなど基礎的な運動機能や反射神経の低下がみられます。現在、本市では子どもの体力向上を目標としており、事業の見直しや新規事業の検討を進めます。地域においても、子どもたちが自主的に参加し、自由に遊び、体験することのできる機会の拡大を推進します。

学校教育に対するニーズがますます複雑・多様化しているなかで、子どもたちの生きぬく力の育成に向け、特色ある学校づくりを推進しています。保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校のつながりや、学校間の教育連携を重視するとともに、子どもたちや保護者の要望を考慮しながら、学校と家庭、地域が協力して特色ある教育活動を進めるとともに、障害のある子どもの進学に向けた相談体制等の充実を図ります。

また、中学校区ごとに地域教育懇談会を設置し、学校、保育所、幼稚園、PTA、民生委員・児童委員、自治会、文化センターなどからさまざまな関係者が集まり、健全育成活動に向けた取り組みが図られています。

今後とも関係機関の連携を強化し、子どもたちが心身ともに健全な成長を遂げられるよう、地域社会に根ざした教育力の充実を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 確かな学力と生きぬく力の育成	各学校での創意ある教育活動を展開し、教育の充実を図り、子どもたちの生きぬく力の育成を図ります。
	〔関連事業〕○稲城エデュケーションプログラムの推進 ○職場体験事業 ○スクールカウンセラー等活用事業 ○学校における読書活動の推進
イ. 特色ある学校教育の推進	関係機関の連携を強化し、子どもたちが心身ともに健全な成長を遂げられるよう、地域社会に根ざした教育力の充実を図ります。
	〔関連事業〕○学校施設整備事業 ○学校施設の開放 ○地域教育懇談会

施策3 家庭や地域の教育力の向上

本市では、親自身が家庭における自らの役割や責任を自覚することができるよう、公民館において、親と子の教室や家庭教育講座などを実施しています。こうした講座では、親と子がともに成長できるよう仲間づくりを行っています。今後も、より多くの親が参加できるよう工夫に努めるとともに、地域団体や生涯学習宅配便講座などとも連携した取り組みに努めます。

地域における体験機会として、市内10地区にある青少年育成地区委員会による、キャンプ、地区行事、農業体験などの特色あるさまざまな活動が行われています。青少年育成地区委員会の人材の確保、若い世代のリーダー育成が課題となっていますが、今後も子どもたちがさまざまな活動を体験できる機会となる事業に対し引き続き補助を行い、支援します。

文化・芸術活動においても、青少年芸術文化活動を行っている団体に補助を行うとともに、日頃の活動の発表の場として市民文化祭を、また市内および近隣で活動している指導者、専門家の作品を身近に鑑賞できる場として芸術祭を実施していきます。

主要事業	事業内容
ア. 家庭教育の充実	<p>親と子がともに成長できる仲間づくりなど、親自身が家庭における自らの役割や責任を自覚することができるよう引き続き講座などを実施します。</p> <p>〔関連事業〕 ○親と子の教室 ○家庭教育講座 ○生涯学習宅配便講座</p>
イ. 地域における学習・文化活動の推進	<p>青少年育成地区委員会活動を通して、さまざまな体験の機会や場を充実し、青少年が地域で主体的に生活でき、お互いを理解し合う気持ちが持てるよう努めます。</p> <p>青少年育成地区委員会が実施するキャンプや行事など、さまざまな体験学習の機会を活用し、子どもたちと地域の人たちとの交流を支援します。</p> <p>〔関連事業〕 ○青少年育成地区委員会活動 ○ジュニアワーカーセミナー ○稲城地域文庫連絡会に対する補助金交付および支援事業 ○稲城市青少年芸術文化活動育成 ○稲城市子ども読書活動推進計画の推進</p>

テーマ

4

子育てを支援する生活環境の整備

施策1 良好な居住環境の整備

子育て世帯が子どもの発達や各々のライフスタイルにあわせた住まいを選び、良質な住宅が供給されるよう指導を図るとともに、そうした住宅情報の子育て世帯への提供に努めます。

また、公共施設の乳幼児連れの利用が見込まれる場所を中心に、乳幼児用ベッドや子ども用トイレをはじめとする子育て支援設備の整備を推進します。

公共施設の新築等において、安全かつ快適に暮らすためのバリアフリー化やシックハウス対策を推進します。

主要事業	事業内容
ア. 良質な住宅計画の指導	良質な住宅が供給されるよう指導を図ります。
	〔関連事業〕○地区計画の導入 ○稲城市住宅マスタープランの改定
イ. 公共施設等の改善	子育て支援設備の整備を推進し、公共施設の新築等において、安全かつ快適に暮らすためのバリアフリー化やシックハウス対策を推進します。
	〔関連事業〕○公共施設のトイレ整備・バリアフリー化 ○シックハウス対策

施策2 子育てにやさしい環境の整備

子どもやその保護者をはじめとしたすべての市民が快適に移動できるよう、安全で歩きやすい歩道の確保や、楽しく歩ける散策の道づくりを推進するとともに、段差の解消や交差点の改良など、歩行者にとって歩きやすい道路の整備を図っています。今後も安全で安心して利用できる道路環境整備を推進します。

公園は、屋外における子どもの遊び場の中心的な施設であり、子どもたちが自然とふれあい、さまざまな体験を重ねるなかで、創造性や自主性を培える場となるよう、安全で安心して使えるように、防犯面に配慮した施設管理に努めます。

主要事業	事業内容
ア. 安全な道路環境の整備	すべての市民が快適に移動できるよう、歩行者にとって歩きやすい道路の整備を図ります。
	〔関連事業〕 ○バリアフリー化、交通の流れの円滑化
イ. 公園等の整備	安全で安心して使えるように、防犯面に配慮した施設管理に努めます。
	〔関連事業〕 ○公園遊具等の安全確保 ○公園施設点検

施策3 安全・安心まちづくりの推進

子どもたちが犯罪などの被害に遭わないようにするために、通学路や公園などにおける防犯灯の整備や犯罪防止に配慮した環境づくりが求められています。

子どもはもちろん、市民が安心して住むことのできるまちにするため、警察等の関係機関と連携を図りながら、交通安全施設の整備や防犯灯、道路照明灯の補修や整備を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 安全・安心まちづくりの推進	通学路や公園などにおける防犯灯の整備や犯罪防止に配慮した環境づくりなど、整備を図ります。
	〔関連事業〕 ○防犯灯増設補修

テーマ

5

職業生活と家庭生活の両立の推進

施策1 男女の働き方の見直し等

男性を含めたすべての人が、仕事と家庭のバランスがとれるような働き方ができるよう、働き方の見直しを進めていく必要があります。

男女とも子育てに参加できる企業風土や職場環境の整備を促進していきます。企業内の託児施設整備や育児休暇の取得、子育て期間中の短時間勤務など環境整備に向けた事業主の意識啓発を促進するとともに、就労する男性を含めたすべての人の意識改革に努めます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け取り組み事業者等を紹介していくなど普及活動を検討していきます。

主要事業	事業内容
ア. 男女の働き方の見直し等	男女とも子育てに参加できる企業風土や職場環境の整備を促進します。
	〔関連事業〕 ○就労支援事業 ○男女雇用機会均等法の周知 ○労働条件の向上に関する啓発活動 ○労働関係法令の普及・啓発

施策2 仕事と子育ての両立支援

近年、共働き家庭が増えつつあり、子育てをしながら働く母親は多くなっています。

仕事と子育ての両立に向けて、子育てをしている親が安心して働くことができる保育サービスの充実とともに、育児休業制度の普及・啓発など制度の定着・活用を図ります。

一方、女性が働き続けられるよう支援するとともに、子育てで離職しても再就職をはじめとしてさまざまな活動に再び従事することができるよう多様なチャレンジへの支援に努めます。

主要事業	事業内容
ア. 仕事と子育ての両立支援	仕事と子育ての両立に向けて、子育てをしている親が安心して働くことができる保育サービスの充実とともに、育児休業制度の普及・啓発など制度の定着・活用を図ります。
	〔関連事業〕 ○職場・家庭・地域等の慣行の見直しへの呼びかけ ○就労支援セミナー事業 ○労働相談活動の充実

施策1 子ども交通安全の確保

子どもや子育てを行う親等を交通事故から守るためには、交通安全の啓発・指導の充実が求められます。保育所、幼稚園、小学校では交通事故から身を守るための交通ルールを理解させるため、関係機関と連携した交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導を行っています。また、小中学校では学級活動のなかで交通安全教育が実施されています。

近年では特に自転車事故が増加傾向にあることから、自転車に乗ることが増えてくる小学生の子どもたちが自転車利用の初期の段階から基本的なルールを身に付けることができるよう、警察および関係機関と協力し、実技指導等の強化に努めます。

主要事業	事業内容
ア. 子どもの交通安全の確保	交通安全指導、交通安全教育を通して、交通安全の確保を図ります。
	〔関連事業〕○交通安全教育

施策2 子どもを犯罪から守る環境および活動の推進

近年では子どもが犯罪の被害者となることが多く、子ども自身に防犯の習慣を身に付けさせることや「自分の安全は自分で守る」という意識を促すため、防犯訓練における具体的な防犯に関する知識や対処法を学ぶ機会を提供する必要があります。

本市では保育所や幼稚園、学校、児童館などの子育て支援施設の安全管理体制を強化するとともに、学校では、子どもの安全指導を行っています。また、子どもの登下校（園）や戸外での活動の安全を高めるため、地域住民に協力をお願いし、子どもの緊急避難場所である子ども110番の家を依頼しています。また地域によっては、学校の先生やPTA、市民などにより防犯巡回パトロールを実施しています。

今後、学校と地域との連携協力を強化し、地域をあげての防犯ネットワークの構築を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 子どもを犯罪から守る環境および活動の推進	子育て支援施設の安全管理体制を強化するとともに、学校では、子どもの安全指導を行っています。今後、学校と地域との連携協力を強化し、地域をあげての防犯ネットワークの構築を図ります。
	〔関連事業〕 ○子ども110番の家の設置 ○防犯に関する情報提供 ○防犯体制、警察との連携 ○市民の自主防犯活動（防犯ボランティア） ○学校セーフティ指導員を配置

施策3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、啓発活動や薬物乱用等の防止に努め、有害環境浄化活動の推進が必要となっています。

本市においては、都の青少年健全育成条例に基づく事業主への是正指導など、地域住民と連携・協力して健全育成活動に取り組んでいます。インターネット等の有害情報により青少年が犯罪に巻き込まれるのを防ぎ、情報を正確に読み取り取捨選択する能力を育てるため、市内全校において情報モラル学習に取り組んでいます。

また、雑誌やテレビ等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、子どもが自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けることができるよう知識の普及、啓発に努めます。

主要事業	事業内容
ア. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	都の青少年健全育成条例に基づく事業主への是正指導など、地域住民と連携・協力して健全育成活動に取り組みます。 子どもが自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けることができるよう知識の普及、啓発に努めます。
	〔関連事業〕 ○稲城市青少年育成地区委員会合同研修会 ○稲城市青少年育成地区委員会の活動に対する補助金交付事業 ○学校による有害情報対策

施策 1 児童虐待防止対策の充実

子どもの権利を侵害する児童虐待やいじめなどが大きな社会問題になっています。児童虐待は家庭内で行われることが多いため、顕在化しにくく、また、加害者が保護者である場合が多く、対応がむずかしいといった面も指摘されています。

本市では、母子保健サービスなどを通して発生予防につなげるとともに、多摩児童相談所と連携し、対応を図っています。児童虐待に関する共通の知識や認識を広く市民に周知し、早期発見努力義務を促し、迅速に情報を関係機関につなぐことを推進します。

また、児童虐待防止マニュアルを活用し、関係機関との勉強会を行っています。

子ども家庭支援センターが積極的なかかわりをもつなかで、地域の子育て支援機関等の連携・協力を円滑にし、子ども虐待防止に関するネットワークの強化を図ります。

要保護児童対策地域協議会においては、部署を横断してさらに連携を強化し、情報の共有化を図り、的確な対応ができるよう努めています。

そして、各地域におけるさらなる情報の共有化と見守りを図ります。

主要事業	事業内容
ア. 児童虐待防止対策の充実	<p>母子保健サービスや子ども家庭支援センターでの相談業務をはじめ、保育所、幼稚園、学校など関係機関との連携を密にして、早期発見・早期対応に取り組みます。</p> <p>民生委員・児童委員、さらに学校や保育園・幼稚園との協力・連絡体制を強めることで、身近な地域での見守り体制の充実を図ります。</p> <p>〔関連事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策地域協議会 ○児童虐待対応事業 ○稲城市の母子保健における虐待予防 ○子ども家庭支援センターによる相談事業 ○養育支援訪問事業 ○地域での見守り体制の確保

施策2 ひとり親家庭の自立支援

近年は、ひとり親家庭が増加し、経済的・社会的に不安定な状況におかれがちで、子育てや家事、仕事の悩みを抱えているケースも多くなっています。

ひとり親家庭の支援にあたっては、母子自立支援員による生活相談や社会福祉協議会で行っている専門のカウンセラーによる心の専門相談事業を継続し、広報等によりさらなる周知を図ります。また、就業相談や就労支援により、生活の安定と自立の促進に向け、個々の家庭状況に対応した支援に努めます。

生活支援においては、ひとり親ホームヘルプサービスの活動会員の人数を維持し、必要なサービスの充実を図ります。また、家庭での養育が困難な子どもに対しては、関係機関・施設と連携を図り自立支援のための生活支援を適切に行います。

経済的支援においては、児童扶養手当等の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、母子家庭への児童入学援助金などを引き続き実施します。

主要事業	事業内容
ア. 相談体制の充実	関係機関との連携のもと、母子自立支援員による生活相談、また、社会福祉協議会で行っている心の専門相談事業を充実し、母子家庭の自立の促進や父子家庭の子育てや生活支援に努めます。
	〔関連事業〕 ○心の専門相談事業 ○就業相談
イ. 就労の支援	職業訓練や技能習得の機会の充実、職業紹介などの充実を関係機関へ働きかけるとともに、就労への環境を整えます。
	〔関連事業〕 ○母子家庭自立支援教育訓練給付金助成 ○母子家庭高等技能訓練促進費の支給
ウ. 生活支援の充実	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭に対するホームヘルパー派遣を行っています。また、児童の養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設等の活用を努めます。
	〔関連事業〕 ○ひとり親家庭ホームヘルプサービス ○母子生活支援施設との連携
エ. 経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、母子家庭への児童入学援助金助成など、経済的支援を図ります。
	〔関連事業〕 ○児童扶養手当等 ○医療費助成、児童入学援助金、母子福祉資金貸付

施策3 障害児施策の充実

障害のある子どもとその家庭は、日常生活のなかでさまざまな支援を必要としていることが多く、保育や教育等のいろいろな問題に直面しています。このため、地域住民の理解を深め、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、保健所、保健センター、医療機関などとの連携による支援が求められます。

本市では発達面での支援を必要とする乳幼児の早期発見、早期療育に向けた体制づくりに努めており、引き続き専門機関との連携を図り早期療育支援の推進に努めます。

保育所、幼稚園においては、市内認可保育所全園で随時障害児保育を実施できる体制をとっています。発達障害児や肢体不自由児など幅広く受入れをしていますが、同じクラスに複数名在籍するなど、より専門的な保育力が求められています。今後も関係機関との連携を図り、障害児保育を充実していくとともに、園内研修を実施するなど適切な対応ができる環境づくりを進めます。

平成18年12月にいなぎこども発達支援センターを開所し、児童デイサービスや療育相談を行っており、今後も同様にサービスの充実に努めます。

また、本計画期間中に（仮称）発達支援センターの整備を予定しており、連携をとりながら発達障害児の個々の状況に応じたさらにきめ細やかな相談・対応を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 日常生活支援の充実	<p>障害の早期発見、早期療育に向けた体制づくりを進めます。健診等において発達の遅れが心配される児童は、相談を行うなかで専門機関を紹介し、専門的な指導・援助を進めます。</p> <p>〔関連事業〕 ○障害者相談支援事業 ○乳幼児経過観察・発達健康診査 ○障害児保育巡回訪問指導事業 ○身体障害児補装具給付事業 ○重度心身障害児日常生活用具給付事業 ○重度心身障害児住宅設備改善費給付事業 ○身体障害児入浴サービス事業 ○心身障害児通所訓練等事業運営費補助事業 ○心身障害児通所訓練交通費助成事業 ○心身障害児自動車燃料費・タクシー料金給付事業 ○在宅心身障害児緊急一時保護事業 ○自立支援給付事業</p>
イ. 障害児保育・教育の推進	<p>市内の全認可保育所で障害のある子どもを受け入れ、就学児においては特別な教育的支援を必要とする児童に対し通級学級を開設しており、引き続き支援を行います。</p> <p>〔関連事業〕 ○障害児保育事業 ○特別支援教育推進事業 ○地域活動促進事業</p>

第Ⅴ編

保健医療分野

健康でいきいきと
暮らし続けるまちづくり

目次

第1章 保健医療の現状

- 1 保健医療をめぐる制度改革等の動き…………… 203
- 2 疾病構造…………… 204
- 3 保健医療に対する意識等…………… 207
- 4 今後の課題…………… 216

第2章 今後の取り組みの方向

- 1 基本方針…………… 221
- 2 テーマ…………… 221
- 3 体系図…………… 223

第3章 施策の内容

- テーマ1 健康的な生活習慣づくり…………… 225
 - 施策1 意識啓発と健康づくり活動の推進…………… 225
 - 施策2 食育の推進…………… 226
 - 施策3 運動・身体活動の推進…………… 227
 - 施策4 こころの健康づくり…………… 228
 - 施策5 飲酒、喫煙に対する正しい知識の普及…………… 229
- テーマ2 生涯を通じた疾病予防の推進…………… 230
 - 施策1 母子保健事業の推進…………… 230
 - 施策2 特定健診・特定保健指導の充実…………… 231
 - 施策3 感染症等の予防の推進…………… 232
 - 施策4 がん予防の充実…………… 233
 - 施策5 歯の健康の推進…………… 234
 - 施策6 高齢者の健康づくりの推進…………… 235
- テーマ3 地域医療と健康づくりを支える環境の整備…………… 236
 - 施策1 地域医療の充実…………… 236
 - 施策2 市立病院と救急医療体制の充実…………… 237
 - 施策3 健康づくり環境の整備…………… 238
 - 施策4 保健医療・福祉の連携…………… 239
 - 施策5 人とペット（動物）が共生できる社会の推進…………… 240

第1章 保健医療の現状

1 保健医療をめぐる制度改革等の動き

平成18年6月の医療制度改革関連法の成立や制度の改正により、健康づくりの体制と役割が変化してきています。平成20年4月からは制度が変わり、これまで市が実施してきた基本健康診査に代わり、新たにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）※の概念を導入した特定健診・特定保健指導※の実施が医療保険者に義務付けられるなど予防を重視した生活習慣病対策が大きな柱となっています。

これに伴い市の健康診査や保健事業が再編されています。本市では国民健康保険の医療保険者としての役割を果たす一方で、「食育基本法」や「がん対策基本法」の制定などを受け、がん検診や食生活の見直し、健康教育、健康相談など、健康増進事業に取り組んでいます。

このような流れを受け、国は新たな保健医療制度に対応した健康づくりの推進を図るため、21世紀国民健康づくり運動の計画である「健康日本21」を改定し、メタボリックシンドロームに関する新たな目標指標を追加するなど、計画期間を平成24年度まで延長し、推進しています。一方、平成25年4月には後期高齢者医療制度が廃止され、新たな医療制度へ移行することが決まっています。

東京都においては、国の動きに呼応し、「東京都健康推進プラン21 後期5か年戦略」の計画期間の延長を図るとともに、「糖尿病・メタボリックシンドローム予防」「がんの予防」「こころの健康づくり」を重点3課題とし、平成20年3月に「新後期5か年戦略」を策定し、推進を図っています。

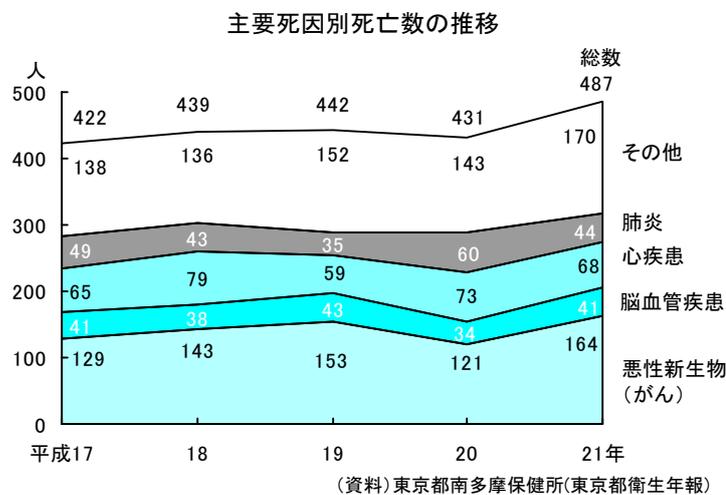
本計画も「健康稲城21」を包括して、生活習慣病予防への取り組みや健康づくりに向けた健康施策の一体的推進を目指します。

2 疾病構造

(1) 主要死因別死亡数

本市の主要死因別死亡数は、平成21年、悪性新生物（がん）が最も多く、次いで心疾患、肺炎、脳血管疾患の順となっています。悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病が56%、6割近くを占めています。

平成20年のデータですが、性別では男女とも悪性新生物（がん）が最も多いほか、心疾患は女性に、肺炎は男性に多くなっています。年齢では50歳代から70歳代は共通して悪性新生物（がん）、心疾患の順ですが、80歳以上になると悪性新生物（がん）に代わり、肺炎が最も多くなっています。



性別・年齢別死因順位(平成20年)

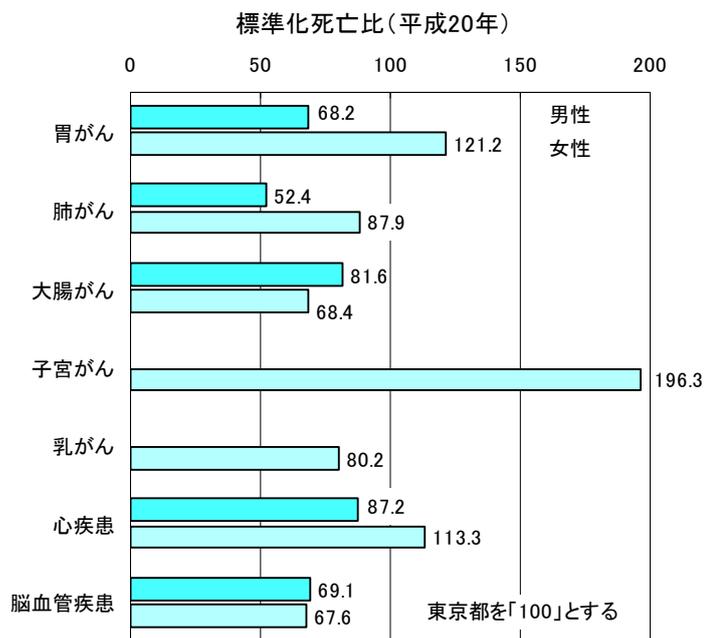
	総数	1位		2位		3位	
		死因	人数	死因	人数	死因	人数
総数	431	悪性新生物	121	心疾患	73	肺炎	60
男性	238	悪性新生物	66	肺炎	38	心疾患	33
女性	193	悪性新生物	55	心疾患	40	肺炎	22
20～29歳	4	悪性新生物、不慮の事故、自殺、その他					1
30～39歳	7	自殺	4	悪性新生物	1		
40～49歳	5	心疾患	3	脳血管疾患、自殺			1
50～59歳	32	悪性新生物	13	心疾患	4	不慮の事故	3
60～69歳	71	悪性新生物	36	心疾患	10	脳血管疾患	5
70～79歳	106	悪性新生物	40	心疾患	12	肺炎	10
80歳以上	202	肺炎	46	心疾患	44	悪性新生物	30

(資料)東京都南多摩保健所(東京都衛生年報)

(2) 主要死因別標準化死亡比

標準化死亡比とは、年齢構成の違いの影響を除いて死亡率を比較することのできる手法です。標準化死亡比が基準値（100）より大きいということは、その地域の死亡状況が悪いということを意味し、基準値（100）より小さいということは、良いということを意味します。

平成20年の最新データを用いて、東京都を基準値とした違いを比較すると、本市で基準値を超えるのは、女性の子宮がん（196.3）、胃がん（121.2）および心疾患（113.3）であり、男性は基準値を超える死因はありません。

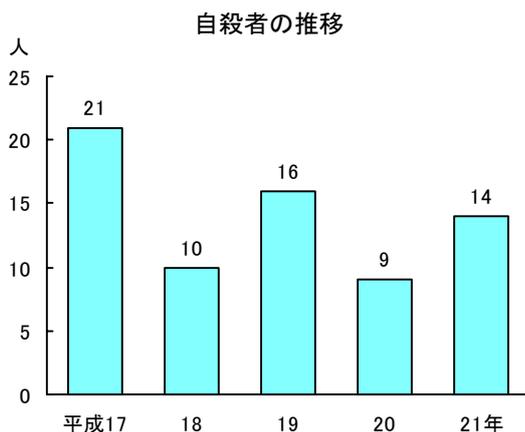


(資料) 南多摩保健医療圏保健医療福祉データ集

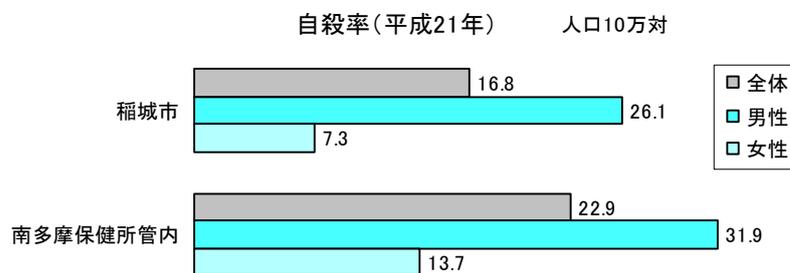
(3) 自殺の現状

本市の自殺者の最近5年間の推移では、平成17年の21件が最も多く、以降9件から16件の間で推移しています。30歳代での死因で最も多いのが自殺ですが、南多摩保健所管内の自殺者の占める本市の割合は平成20年13.4%、平成21年14.7%となっています。

また、平成21年の自殺率を人口10万対で南多摩保健所管内と比較すると、本市は男性、女性いずれも管内平均を下回ります。



(資料)東京都南多摩保健所(東京都衛生年報)



(資料)人口動態統計

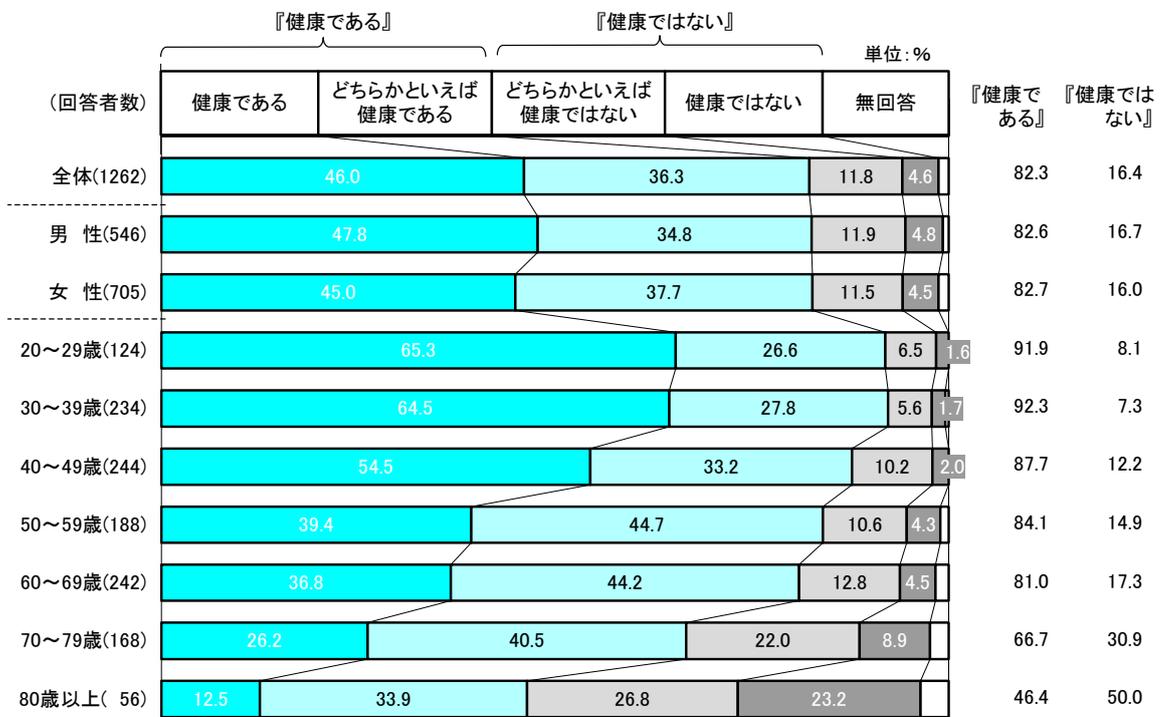
3 保健医療に対する意識等

ここでは計画策定のために実施した保健医療アンケート調査の結果を掲載します。なお、前回調査とは平成16年12月に行った調査の結果です。

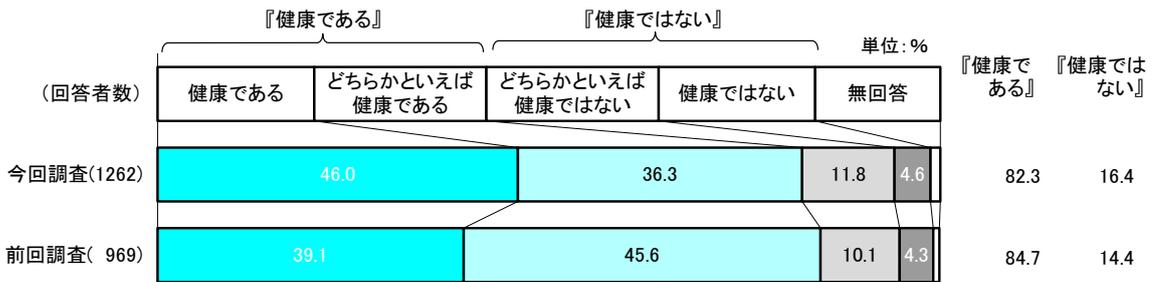
(1) 市民の健康感

「健康である」「どちらかといえば健康である」を合わせた『健康である』の割合は8割を超えています。年齢別では年齢を重ねるほど『健康である』が少なくなります。70歳代で66.7%、80歳以上でも46.4%が『健康である』としています。前回調査との比較では『健康である』が2.4ポイント下回ります。

自分の健康状態について



・性別、年齢無回答者がいるため、各項目を足した数は全体の数(1,262)と一致しません。
 ・無回答のうち、回答比率が5%未満の項目については数値を表示していません。



・無回答のうち、回答比率が5%未満の項目については数値を表示していません。

(2) 健診の状況

最近1年以内に健康診断や人間ドックを受けた人は69.3%、約7割です。性別では男性が女性をやや上回り、年齢別では20歳代および30歳代が約6割とやや少なくなっています。前回調査では、受けた人は74.5%であり、今回調査においてはやや少なくなっています。

また、職業別でみると、常用勤務者では8割を超えています、パート・アルバイトや派遣社員では6割台にとどまるなど、雇用形態により違いが目立ちます。

1年以内に健康診断や人間ドックを受けたか

単位:%

(回答者数)	受けた	受けていない	無回答
全体(1262)	69.3		30.4
男性(546)	73.6		26.2
女性(705)	66.1		33.8
20~29歳(124)	60.5		39.5
30~39歳(234)	61.1		38.9
40~49歳(244)	73.4		26.6
50~59歳(188)	78.7		21.3
60~69歳(242)	69.8		30.2
70~79歳(168)	73.8		25.0
80歳以上(56)	62.5		37.5

単位:%

(回答者数)	受けた	受けていない	無回答
事業主(80)	47.5		52.5
常用勤務者(429)	87.9		12.1
パート・アルバイト(160)	65.6		34.4
派遣社員(25)	64.0		36.0
主婦・主夫(308)	60.1		39.6
無職、その他(248)	60.5		39.1

・性別、年齢、職業無回答者がいるため、各項目を足した数は全体の数(1,262)と一致しません。
 ・無回答のうち、回答比率が5%未満の項目については数値を表示していません。

単位:%

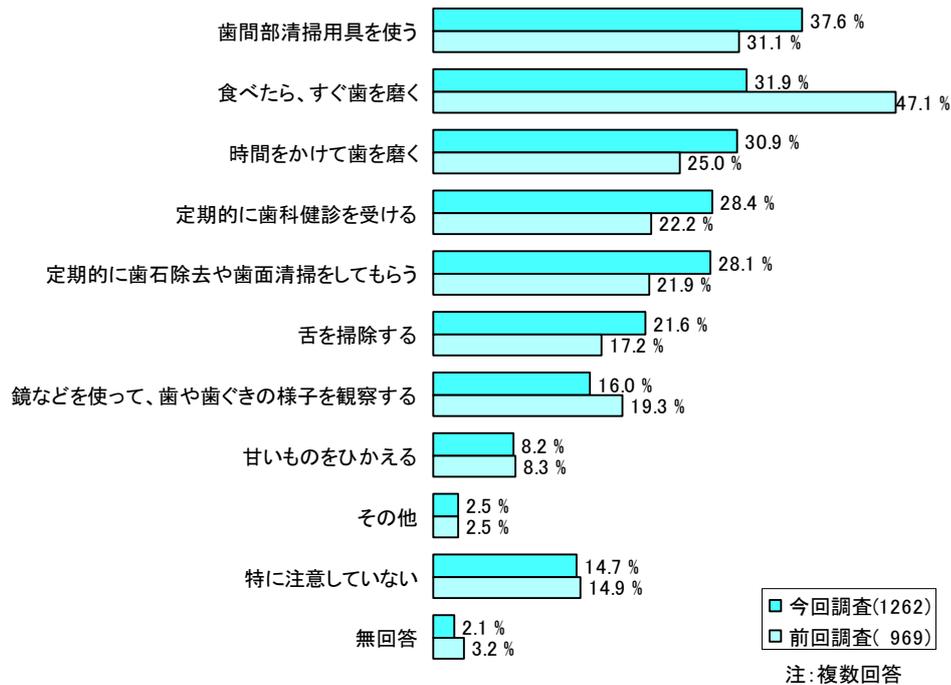
(回答者数)	受けた	受けていない	無回答
今回調査(1262)	69.3		30.4
前回調査(969)	74.5		23.5

・無回答のうち、回答比率が5%未満の項目については数値を表示していません。

(3) 歯や歯ぐきの健康のために注意していること

「歯間部清掃用具を使う」が最も多く、次いで「食べたらずぐ歯を磨く」「時間をかけて歯を磨く」「定期的に歯科健診を受ける」「定期的に歯石除去や歯面清掃をしてもらう」などの順となっています。前回調査と比べ「食べたらずぐ歯を磨く」と「歯間部清掃用具を使う」の順位が入れ替わっています。

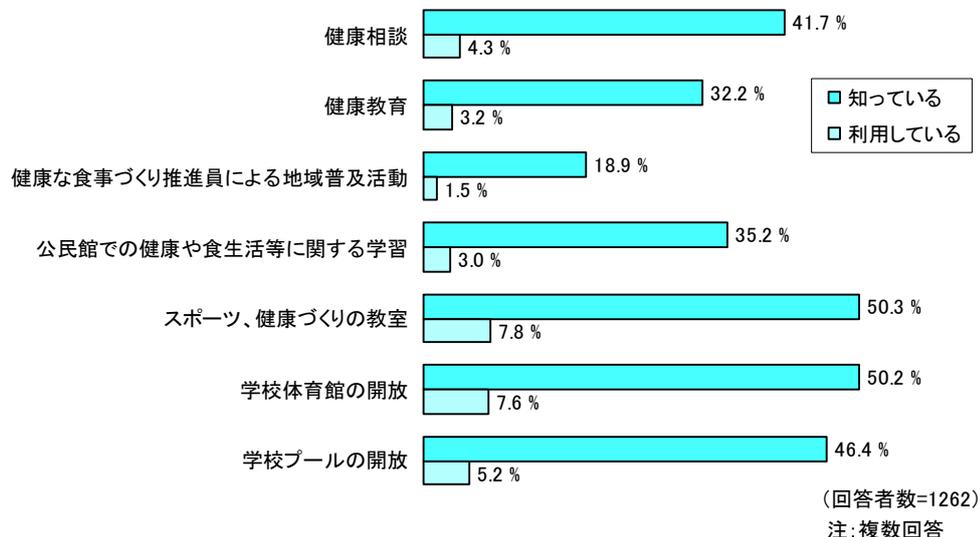
歯や歯ぐきの健康のために注意していること



(4) 健康づくりの取り組み

健康づくり等に関する事業を「知っている」の上位は「スポーツ・健康づくりの教育」「学校体育館の開放」「学校プールの開放」など、スポーツに関する事業です。しかし、「利用している」については、いずれも1割以下となっています。

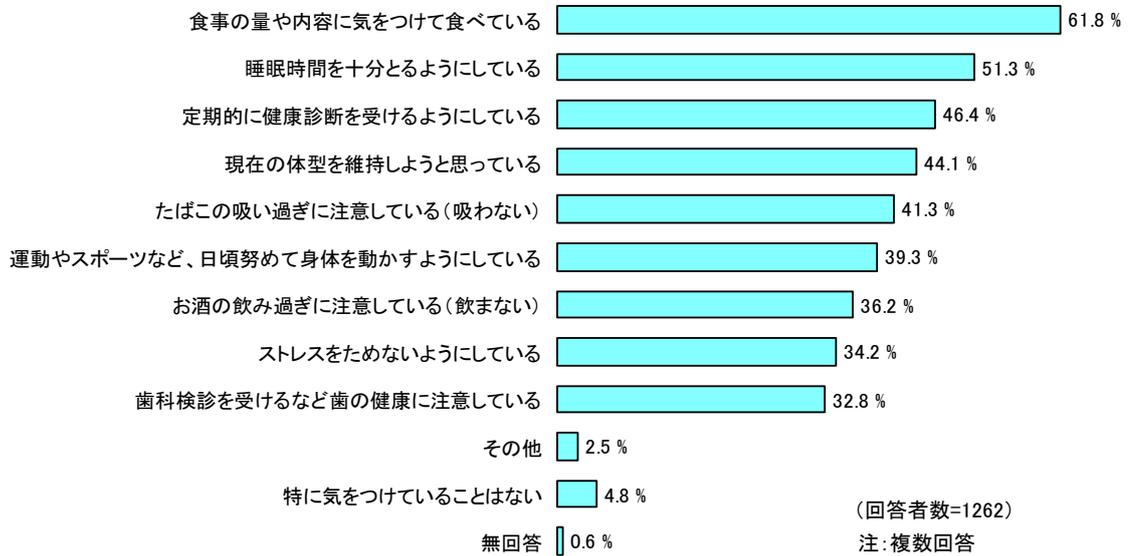
健康づくり等に関する事業の認知と利用



(5) 健康のために気をつけていること

「食事の量や内容」「睡眠時間を十分」「定期的な健康診断」「現在の体型維持」「たばこの吸いすぎ(吸わない)」など、食事、睡眠、健診、たばこが上位にあげられています。

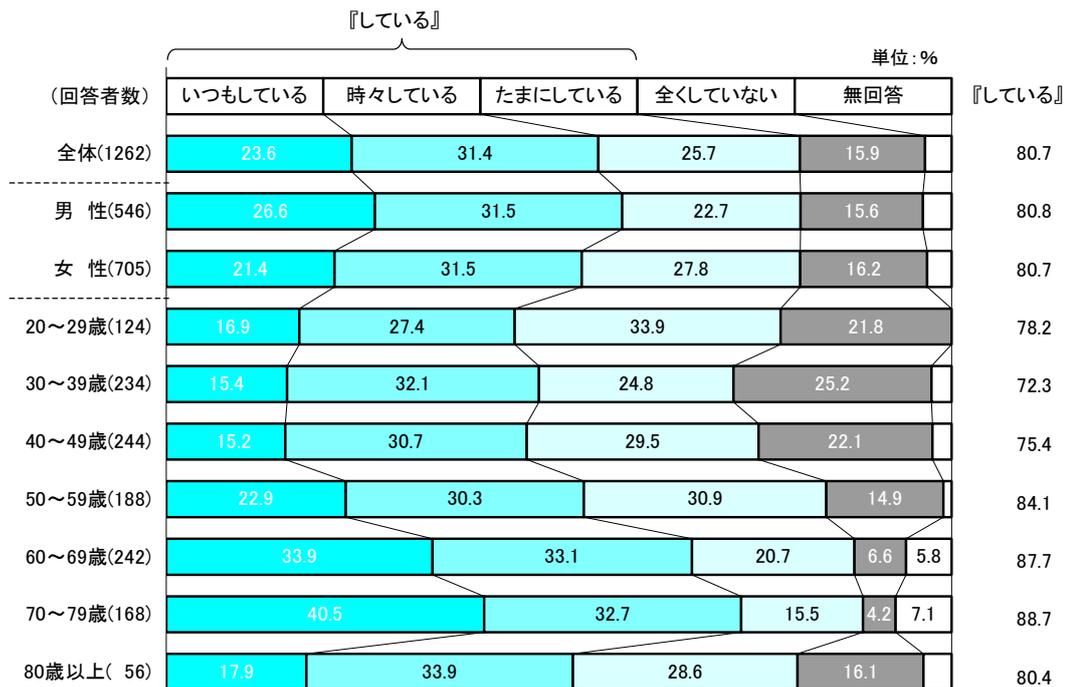
健康で気をつけていること



(6) 身体活動・運動の状況

日頃、意識的に身体を動かすように「いつもしている」は 23.6%、「時々している」は 31.4%、「たまにしている」は 25.7%、これらを合わせた『している』は 80.7%と約 8割となっています。男女では差はありませんが、年齢別では 30 歳代および 40 歳代でやや少なくなっています。

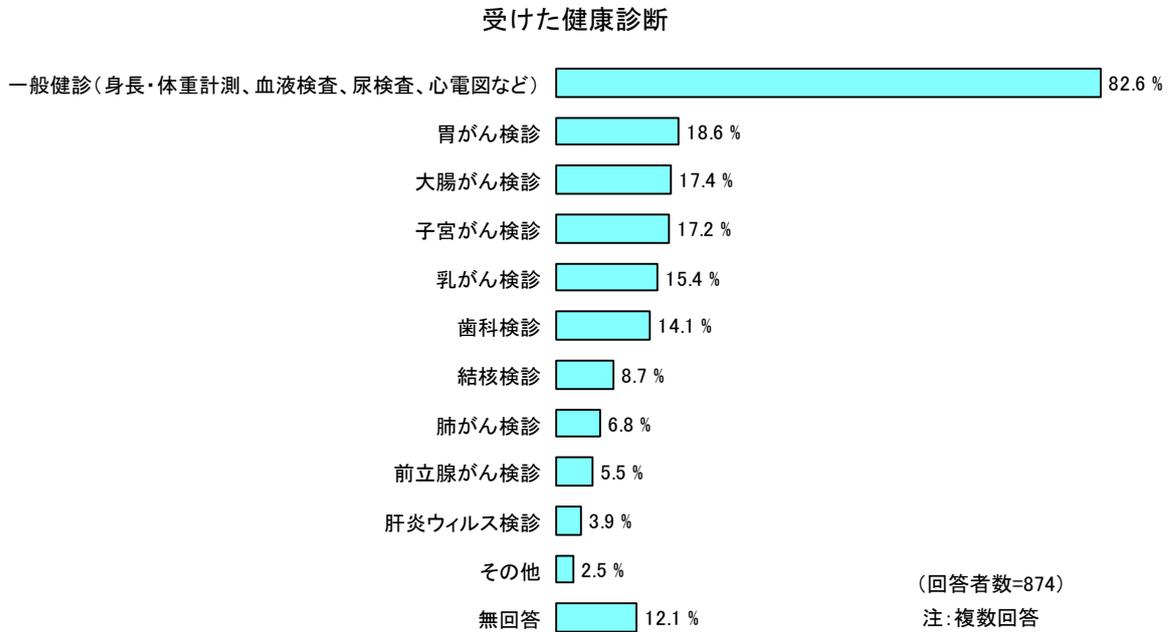
日頃、意識的に身体を動かすようにしているか



・性別、年齢無回答者がいるため、各項目を足した数は全体の数(1,262)と一致しません。
・無回答のうち、回答比率が5%未満の項目については数値を表示していません。

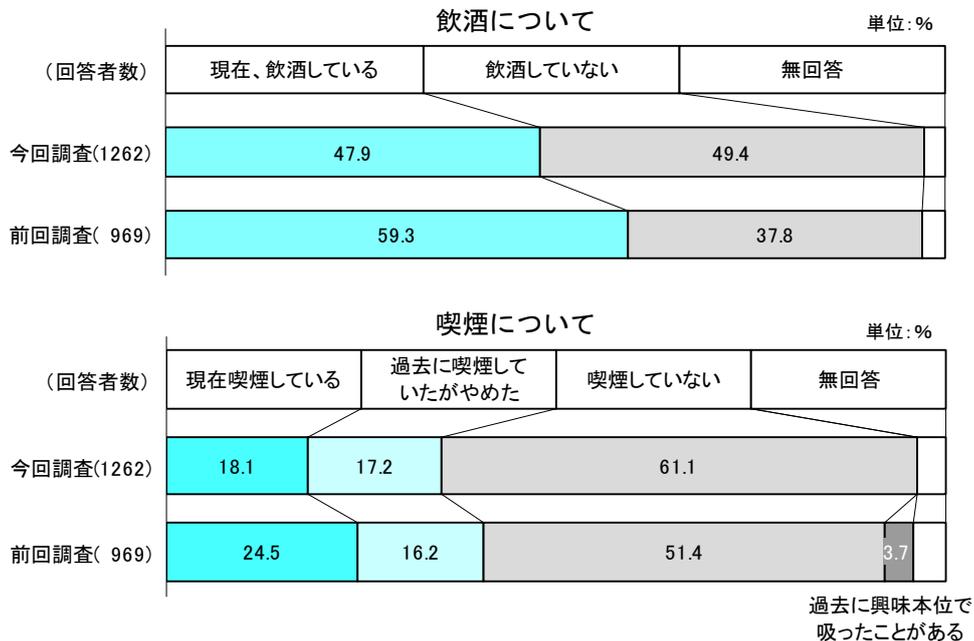
(7) 健診の内容

健診は、「一般健診」が82.6%と大半であり、「胃がん検診」18.6%、「大腸がん検診」17.4%、「子宮がん検診」17.2%、「乳がん検診」15.4%など、がん検診は1割台にとどまっています。



(8) 飲酒、喫煙の状況

飲酒については「現在、飲酒している」は47.9%、前回調査の59.3%を10ポイント以上下回ります。喫煙は「現在、喫煙している」は18.1%、前回調査の24.5%を下回ります。飲酒、喫煙とも減っています。

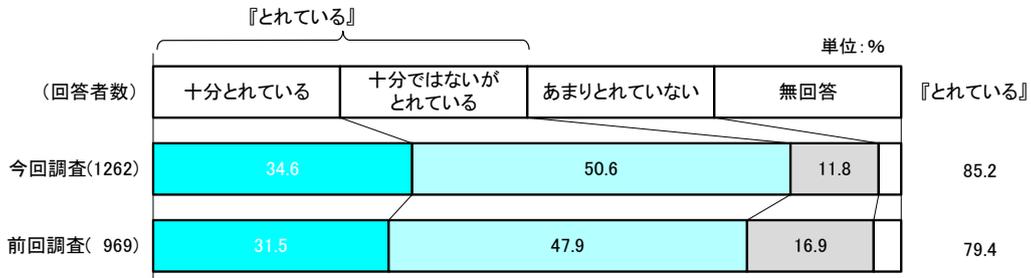


・無回答のうち、回答比率が5%未満の項目については数値を表示していません。

(9) 休養・こころの健康

ふだん十分に休養がとれているかについては、「十分とれている」34.6%、「十分ではないがとれている」50.6%、合わせて『とれている』は85.2%となっています。前回調査と比較して『とれている』は5.8ポイント増えています。

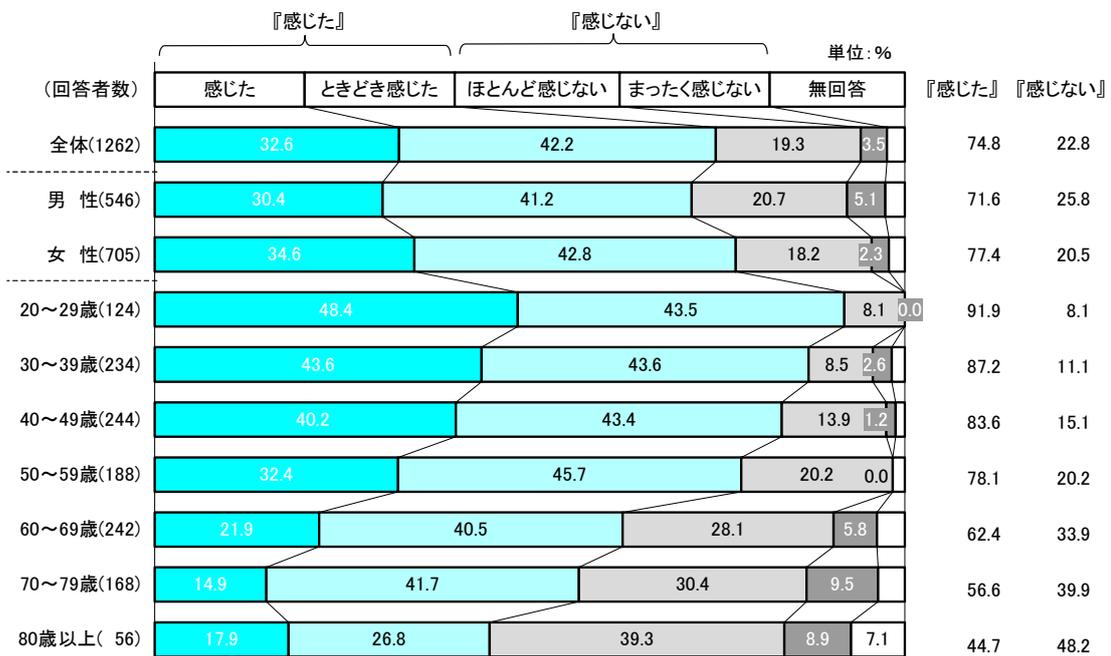
ふだん十分に休養がとれているか



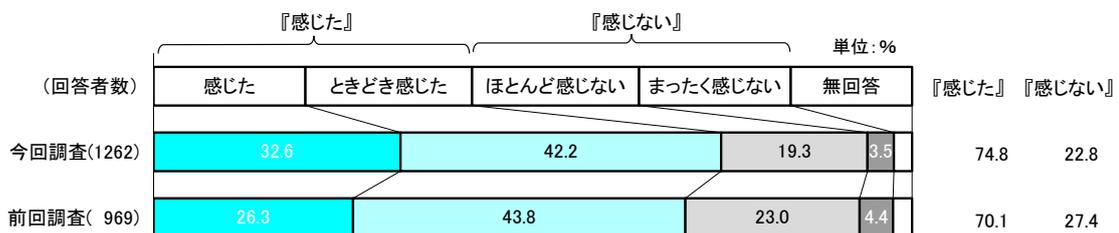
・無回答のうち、回答比率が5%未満の項目については数値を表示していません。

この1か月にイライラやストレスを「感じた」「ときどき感じた」を合わせた『感じた』は74.8%となっています。性別では女性の77.4%が男性の71.6%を上回り、年齢別では20歳代91.9%、30歳代87.2%、40歳代83.6%というように若い年代に多いことが特徴です。前回調査と比較して『感じた』は4.7ポイント増えています。

この1か月にイライラやストレスを感じたか



・性別、年齢無回答者がいるため、各項目を足した数は全体の数(1,262)と一致しません。
 ・無回答のうち、回答比率が5%未満の項目については数値を表示していません。



・無回答のうち、回答比率が5%未満の項目については数値を表示していません。

イライラやストレスを解消できない人の4人に1人は、「相談する人がいない」および「どこに相談したらよいかわからない」としています。

イライラやストレスを解消できない理由

単位：%

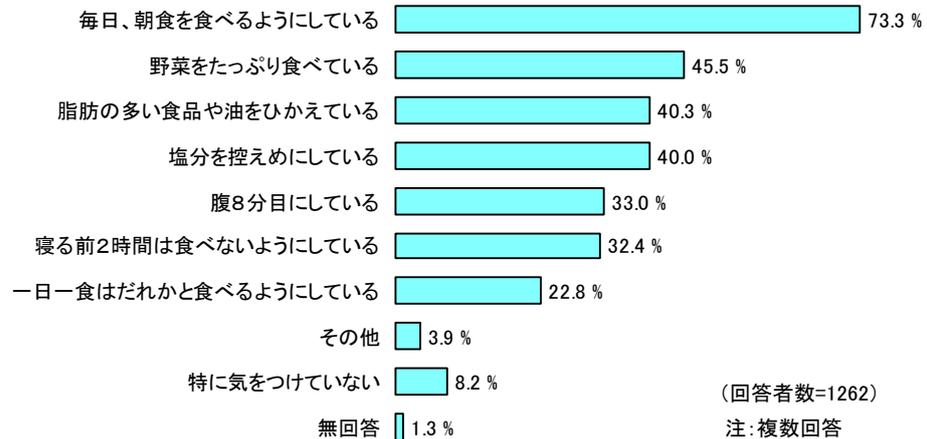
(回答者数)	相談したいが相談する人がいない	相談したいがどこにしたらよいかわからない	相談する必要がないのでしていない	その他	無回答
全体(216)	19.9	6.0	34.3	28.7	11.1
男性(97)	20.6	6.2	40.2	23.7	9.3
女性(117)	17.9	6.0	29.9	33.3	12.9
20～29歳(30)	13.3	6.7	33.3	40.0	6.7
30～39歳(43)	14.0	11.6	44.2	23.3	6.9
40～49歳(53)	26.4	3.8	30.2	28.3	11.3
50～59歳(25)	28.0	4.0	24.0	36.0	8.0
60～69歳(34)	20.6	2.9	38.2	32.4	5.9
70～79歳(22)	9.1	4.5	40.9	13.6	31.9
80歳以上(8)	25.0	12.5	12.5	25.0	25.0

・性別、年齢無回答者がいるため、各項目を足した数は全体の数(1,262)と一致しません。

(10) 食生活

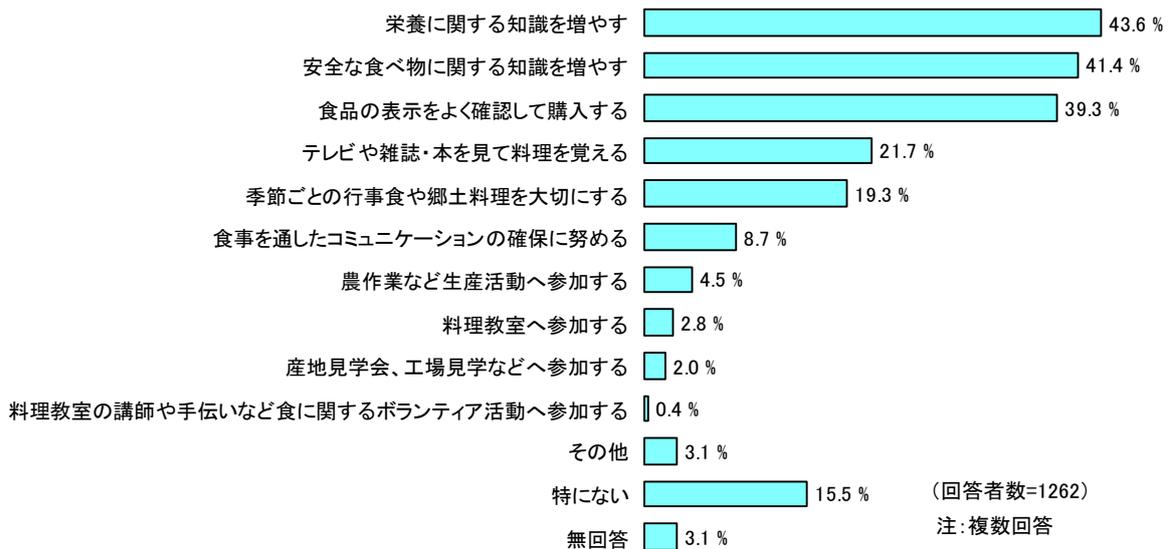
日頃、食生活のなかで気をつけていることで最も多いのは「毎日、朝食を食べるようにしている」、次いで「野菜をたっぷり食べている」「脂肪の多い食品や油をひかえている」「塩分を控えめにしている」などとなっています。

食生活のなかで気をつけていること



食生活を健全で豊かなものにするためには「栄養に関する知識を増やす」「安全な食べ物に関する知識を増やす」「食品の表示をよく確認して購入する」がほぼ同程度で上位にあげられています。

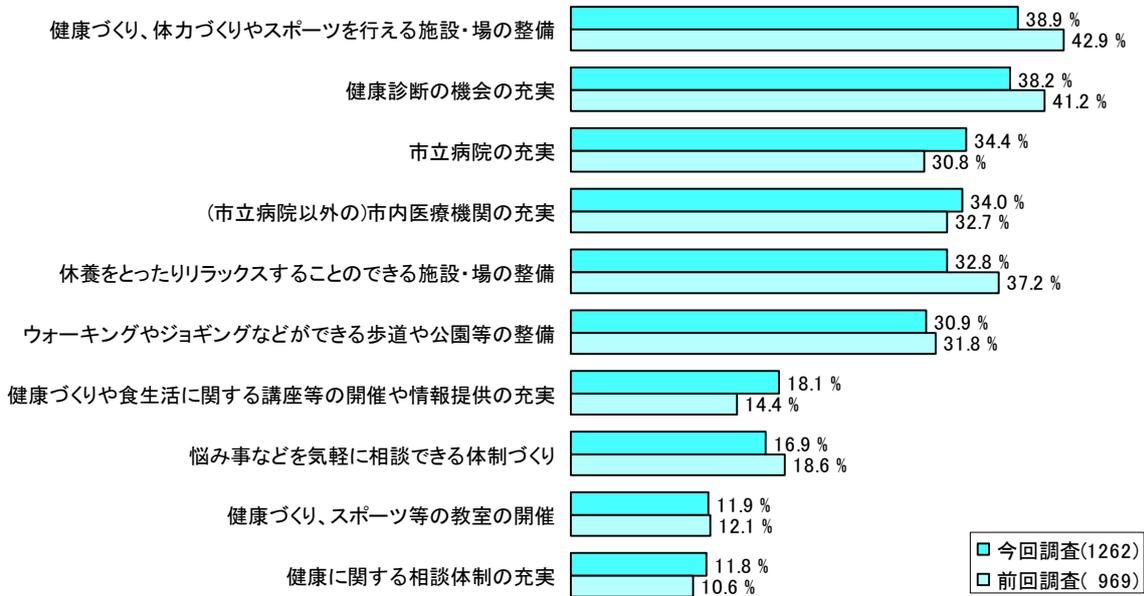
食生活を健全で豊かなものにするためにしていきたいこと



(11) 健康な生活を送るうえで充実が望まれること

「健康づくり、体力づくりやスポーツを行える施設・場の整備」「健康診断の機会の充実」「市立病院の充実」「(市立病院以外の)市の医療機関の充実」などとなっています。前回調査と比べ、医療については順位をあげています。

健康な生活を送るうえで充実が望まれること（上位10位）



注：複数回答

(12) 市内の医療体制

市内の医療体制について「満足している」「まあ満足している」を合わせた『満足』は48.5%、2人に1人が『満足』としています。前回調査との比較では『満足』は10ポイント以上も上回っています。

市内の医療体制について

(回答者数)	『満足』					『不満』					『満足』	『不満』
	満足している	まあ満足している	あまり満足していない	満足していない	どちらともいえない	無回答	満足している	まあ満足している	あまり満足していない	満足していない		
今回調査(1262)	7.1	41.4	17.8	8.3	21.6	3.8	48.5	26.1				
前回調査(969)	6.0	31.4	26.1	10.4	20.9	5.2	37.4	36.5				

4 今後の課題

保健医療をめぐる制度改革、本市の疾病構造、市民の保健医療に対する意識・行動等からの今後の課題は、次のように整理できます。



制度改革等

- ・「東京都健康推進プラン21後期5か年戦略」の推進（再掲）

疾病構造

- ・30歳代の主要死因のトップは自殺

市民の意識・行動

- ・この1か月にイライラやストレスを感じた人は若い世代を中心に前回調査を上回る
- ・イライラやストレスを解消できていない人の4人に1人は相談する人やところがわからない

課題5
こころの健康づくり

制度改革等

- ・「食育基本法」や「がん対策基本法」の制定（再掲）

市民の意識・行動

- ・食生活に関して栄養や安全な食べ物等への知識に関するニーズは高い

課題6
食に関する正しい情報の提供

市民の意識・行動

- ・要望は健康づくりやスポーツを行う施設・場の整備、健診機会の充実、市立病院の充実、医療機関の充実

課題7
健康増進のための環境整備

市民の意識・行動

- ・要望は健康づくりやスポーツを行う施設・場の整備、健診機会の充実、市立病院の充実、医療機関の充実（再掲）
- ・医療体制の満足度については前回調査を大きく上回る

課題8
安心して生活できる地域医療

課題1 受診機会の向上

アンケート調査では最近1年間に健康診査や人間ドックを「受けた」人は約7割ですが、前回調査と比べやや少なくなっています。「受けた」人は、性別では男性が女性をやや上回り、年齢では40歳代から70歳代は同程度ですが、20歳代と30歳代はやや少なくなっています。また、職業別で見ると常用勤務者とそれ以外では受診に大きな差があります。これは、これまで市が実施してきた基本健康診査を各医療保険者が行うようになったことにより、家族が身近な地域で受診できる機会がなくなったことなどが、こうした受診率の低下につながっていると考えられ、健診に対する事業者の理解が求められます。

また、健康な生活を送るうえで充実が望まれることとして最も多い「健康づくり、体力づくりやスポーツを行える施設・場の整備」に次いで、「健康診断の機会の充実」についてもほとんど差がなくあげられており、受診機会の向上が課題となっています。

課題2 歯や口腔の健康へのさらなる普及・啓発

歯や口の中のことで悩みの最も多いのが、男女、年代にかかわらず「歯の間にもものがはさまる」となっています。これに対応するように歯や歯ぐきの健康のために注意していることで最も多い回答は、「歯間部清掃用具を使う」となっています。「歯間部清掃用具を使う」をはじめ「時間をかけて歯を磨く」「定期的に歯科健診を受ける」「定期的に歯石除去や歯面清掃をしてもらう」など多くの回答が前回調査を上回り、歯や口腔への健康についての意識は高まっており、普及・啓発の一定成果と考えられます。

課題3 健康づくり事業の周知と健康づくり活動の支援

アンケート調査では、本市が実施している健康づくり等に関する健康相談や健康教育、健康な食事づくり推進員による活動について「知っている」は3～5割、「利用している」は、いずれも1割以下となっています。

こうした事業について、市民にわかりやすいものとして提供する必要があるとともに最小の経費で最大の効果が得られるよう事業の再編、見直しなどの必要があります。

また、市民の健康づくりを推進するため、各ライフステージに沿った施策・事業の展開を進めるとともに、地域で活動する各種団体や関係機関と連携した取り組みを行うことも効果的であり、健康づくりに関心が持てる機会を広げ、予防を重視した市民の健康づくり活動に広がることを目指す必要があります。

課題4 がん予防のための受診率向上と生活習慣の改善

がんは市民の主要死因の第1位であり、全死因の約3割を占めています。なかでも女性の子宮がん、胃がんによる死亡率が東京都に比べ高く、予防に力を入れていく必要があります。

がんの発症には、喫煙、食生活や運動など、生活習慣とも関係しています。アンケート調査では健康のために気をつけていることとして「食事の量や内容」「睡眠時間」「定期的な健康診断」が上位にあげられています。こうした健康づくりへの支援に努めていく必要があります。市で実施している各種がん検診の受診率は、いずれも数パーセントから1割台にとどまっており、受診率の向上による早期発見が課題となっています。

課題5 こころの健康づくり

こころの健康について、アンケート調査ではこの1か月にイライラやストレスを「感じた」人は7割を超え、前回調査を上回ります。なかでも20歳代および30歳代では8割を上回ります。しかし一方で、そうしたイライラやストレスを解消「できている」人も前回調査を上回ります。また、解消「できていない」人の4人に1人は「相談する人がいない」「どこに相談したらよいかわからない」としています。

自殺死亡者の多くは男性であり、本市では30歳代の死因で最も多くなっています。

こころの健康には、個人の資質のほか、身体状況、経済状況、家庭状況などさまざまな要因が影響しますが、関係機関の連携により、こころの健康づくりをなお一層推進していく必要があります。

課題6 食に関する正しい情報の提供

健康で生活していくためには食生活が重要となります。アンケート調査では、自分の健康に気をつけていることとして、性別あるいは20歳代および80歳以上を除いた年代のいずれも「食事の量や内容に気をつけて食べている」を最も多くあげています。

食生活の乱れや肥満の増加など、食を取り巻くさまざまな問題が生じていることを背景に、国においては平成17年6月に「食育基本法^{*}」を制定し、平成18年3月には「食育基本計画」を策定しています。本市では、こうした動きを受けて平成21年3月に「稲城市食育推進計画」を策定しています。

アンケート調査では、食生活を健全で豊かなものにするために必要なこととして「栄養に関する知識を増やす」「安全な食べ物に関する知識を増やす」「食品の表示をよく確認して購入する」が多くあげられ、市民が食に関する知識を身につけていくことのできる取り組みが求められています。

課題7 健康増進のための環境整備

本市の特徴は、多摩丘陵と多摩川の豊かな自然環境に囲まれていることです。アンケート調査では健康な生活を送るうえで充実すべきこととして、「健康づくり、体力づくりやスポーツを行える施設・場の整備」が最も多くあげられています。

豊かな自然環境をいかし、自然遊歩道や散策コース、ロードバイクなどアウトドアスポーツ環境の整備を進め、地域の自然環境や地域資源を利用しやすいものに整備していくことにより、健康づくりの条件づくりを行っていく必要があります。

稲城市健康プラザについては、年齢や体力、健康状態に応じた運動プログラムの提供や健康情報の提供、健康相談など健康づくりの動機づけを行える拠点施設としていく必要があります。

課題8 安心して生活できる地域医療

アンケート調査では、本市の医療体制として「市立病院がある」ことが大きな安心につながっていることがわかります。また、かかりつけ医を「決めている」とした人は、前回調査よりもやや増えています。

地域の限られた医療資源を効果的に活用する観点から、かかりつけ医の定着、診療所と病院の連携、医療機関の機能分担などを推進し、アンケート調査においてニーズの高い「休日・夜間の医療体制」など安心して生活できる地域医療体制の整備を図る必要があります。

第2章 今後の取り組みの方向

1 基本方針

市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につける努力をするなかで、家庭や地域の仲間、各種団体による支援により一人ひとりの健康づくりを取り組みやすくする一方、行政においてはこうした取り組みの後押しをする環境や仕組みづくりを担いながら、いきいきとした暮らしを続けることができるまちを目指します。

健康でいきいきと暮らし続けるまちづくり

2 テーマ

テーマ

1

健康的な生活習慣づくり

生涯を通じて健康でいきいきと暮らしていくためには、若い頃から、生活習慣を考えた健康づくり、疾病予防が重要です。

そのため、バランスの取れた食生活、運動の習慣化、こころの健康づくり、飲酒、喫煙に対する正しい知識の普及など、市民一人ひとりが生活習慣の大切さを自覚し、健康的な生活習慣づくりに取り組むことができるよう支援します。

施策

- (1) 意識啓発と健康づくり活動の推進
- (2) 食育の推進
- (3) 運動・身体活動の推進
- (4) こころの健康づくり
- (5) 飲酒、喫煙に対する正しい知識の普及

生涯を通じた疾病予防の推進

安心して子どもを生み、育てることができ、一人ひとりが病気について正しい理解をし、定期的に健康診断を受けるなど、子どもから高齢者までの総合的な健康づくりを支援していくことが重要です。

そのため、妊娠・出産期の女性や新生児等の育児の支援、母子保健事業や健康づくり事業、医療保険者による特定健診・特定保健指導の確実な実施と内容の充実、その他検診や結核、感染症の予防への取り組み、死因で最も多いがんの予防、生涯を通じた口腔の健康など疾病予防に取り組むとともに、寝たきりや認知症にならない高齢者の健康づくりや介護予防に努めます。

施策

- (1) 母子保健事業の推進
- (2) 特定健診・特定保健指導の充実
- (3) 感染症等の予防の推進
- (4) がん予防の充実
- (5) 歯の健康の推進
- (6) 高齢者の健康づくりの推進

地域医療と健康づくりを支える環境の整備

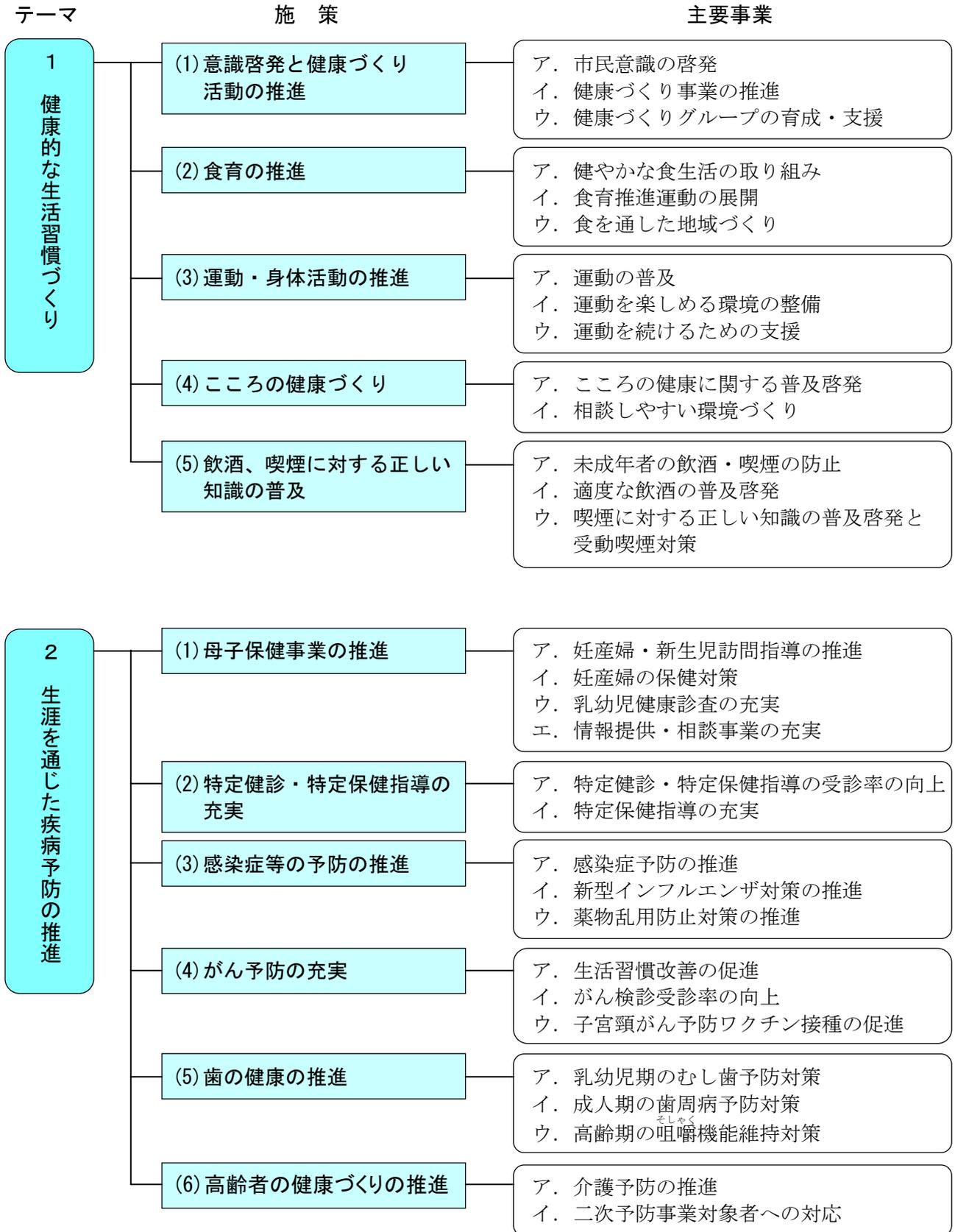
地域の医療機関はさまざまですが、それぞれの特長をいかした役割分担をして、一人ひとりの患者にふさわしい医療を行う一方、市民一人ひとりが健康づくりへの取り組みを継続していけるよう、まちぐるみで支援していくことが重要です。

そのため、地域医療および地域の健康づくりの基点となっている、かかりつけ医の普及をさらに進めるとともに、地域の医療資源の活用が円滑にできるよう地域医療のネットワーク化を推進します。また、健康づくり環境の整備、新たな健康づくりの拠点となる稲城市健康プラザの開設、市全体で健康づくりに取り組む仕組みづくりなど、健康づくりを支える環境整備を図ります。

施策

- (1) 地域医療の充実
- (2) 市立病院と救急医療体制の充実
- (3) 健康づくり環境の整備
- (4) 保健医療・福祉の連携
- (5) 人とペット（動物）が共生できる社会の推進

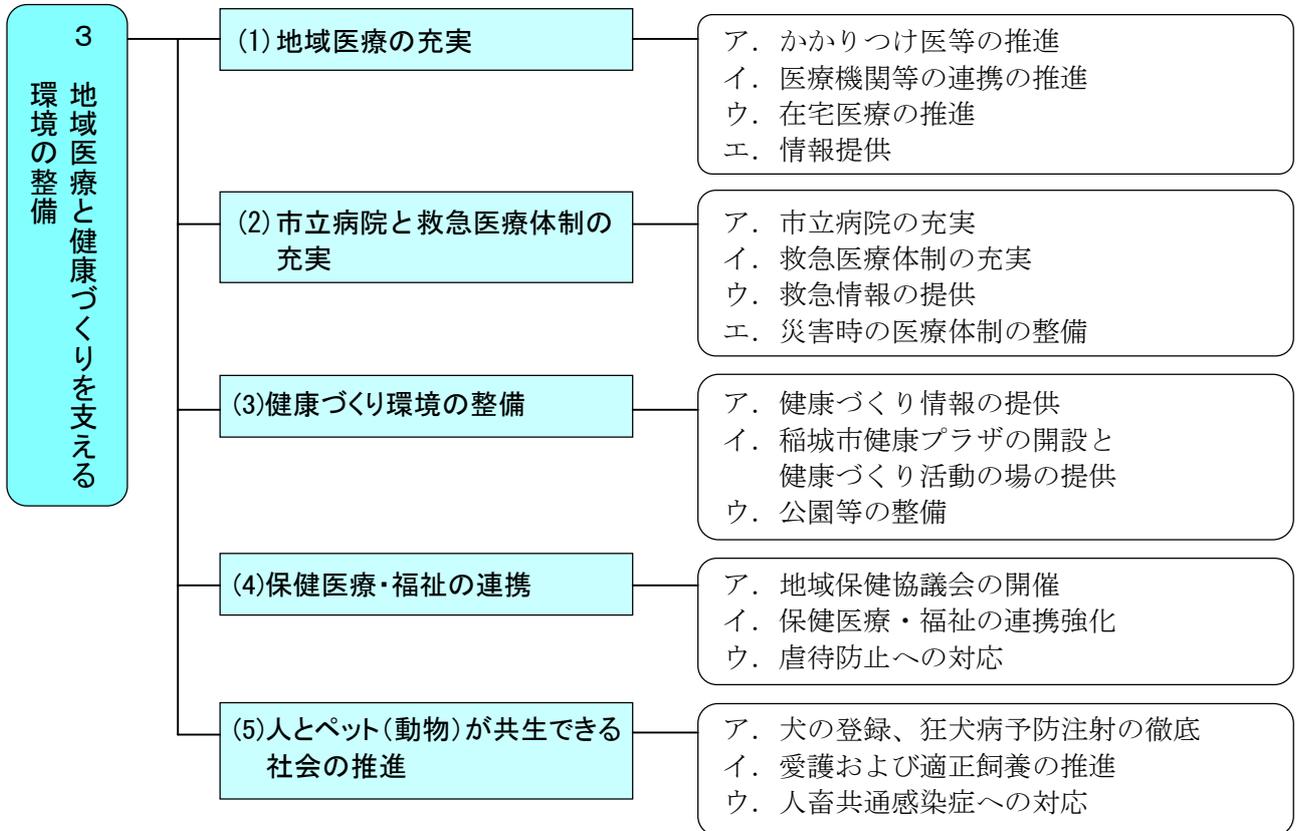
3 体系図



テーマ

施策

主要事業



第3章 施策の内容

テーマ

1

健康的な生活習慣づくり

施策1 意識啓発と健康づくり活動の推進

市民の生活習慣に関する意識啓発を行うとともに、身近な地域で気軽に取り組むことのできる健康づくり事業を推進します。健康づくりは個人の取り組みだけでは限界があるため、健康づくりを手軽に楽しく実践できる仲間づくりが必要です。

今後は、健康づくりの仲間やグループが増え、活動が活発化するよう支援します。

主要事業	事業内容
ア. 市民意識の啓発	<p>市民への生活習慣に関する意識啓発や生活習慣病に関する情報提供など、市民意識の啓発を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○健康手帳の交付 ○健康教育</p>
イ. 健康づくり事業の推進	<p>自らの健康への関心を高め、主体的な健康づくり活動の支援を図ることのできる健康づくり事業を推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○健康まつり ○健康教育</p>
ウ. 健康づくりグループの育成・支援	<p>健康的な生活習慣を維持、継続していく健康づくりのための仲間づくりや自主グループを育成、支援します。</p> <p>〔関連事業〕 ○健康な食事づくり推進員</p>

施策2 食育の推進

すべての健康の基礎に食があります。本市では、「稲城市食育推進計画」を策定し、広く市民が家庭、学校、幼稚園、保育所、地域、その他のさまざまな分野の機会と場所を利用して、食に関するさまざまな体験活動を行い、理解を深めることのできる環境づくりに取り組んでいます。

稲城市が目指す食育「バランスのとれた食事をおいしく・楽しく・感謝の気持ちで～食卓に笑顔があふれるまち・いなぎ～」の実現に向け、「稲城市食育推進計画」を推進します。

主要事業	事業内容
ア. 健やかな食生活の取り組み	家庭は食育を一番身近に実践する場であり、家庭の食育機能をさまざまな側面から支援します。また、学校、幼稚園、保育所等における食育の推進、地域における食生活の改善に取り組みます。
	〔関連事業〕 ○保育所 ○けんこうたより 食とけんこう ○学校給食の紹介 ○料理教室 ○健康な食事づくり推進員 ○稲城市栄養連絡会 ○食事バランスガイドの普及
イ. 食育推進運動の展開	食育に関する事業を市民に周知し、市民、地域団体等のさまざまな団体の参加と協力のもと食育推進運動を展開します。
	〔関連事業〕 ○食育週間・食育の日の周知 ○広報、ホームページへの掲載
ウ. 食を通じた地域づくり	食を通じた生産者と消費者との交流による農業の活性化、伝統ある食文化の継承など食を通じた地域づくりを推進します。
	〔関連事業〕 ○健康な食事づくり推進員 ○消費者講座 ○芋掘り等農業体験 ○料理教室

施策3 運動・身体活動の推進

アンケート調査では、日頃、意識的に身体を動かすようにしている人は約8割ですが、30歳代および40歳代でやや少なくなっています。

生涯を通じてスポーツ・身体活動を行うことは、ストレス発散や生活習慣病の原因となる肥満の予防となるだけでなく、健康で活力あるライフスタイルにつながります。その効果について正しく理解し、日常生活において運動・身体活動の定着が図れるよう支援します。

主要事業	事業内容
ア. 運動の普及	市民が生涯を通じて健康を維持し、増進を図るために年齢・体力・ライフスタイルに応じ、楽しみながらできる運動の普及に努めます。
	〔関連事業〕 ○各種スポーツ教室 ○スポーツイベント
イ. 運動を楽しめる環境の整備	市民が気軽に運動を楽しむことができるよう、豊かな水と緑を活用して体力づくりのための環境整備を図ります。
	〔関連事業〕 ○散策路の整備 ○サイクリングロードの整備
ウ. 運動を続けるための支援	スポーツ・レクリエーション活動を継続することができるよう仲間づくりやスポーツプログラムの充実を図ります。
	〔関連事業〕 ○スポーツプログラム

施策4 こころの健康づくり

社会環境が大きく変化するなかで、ストレスを感じることなく毎日を過ごすことは難しく、アンケート調査では、この1か月にイライラやストレスを感じた人は7～8割に達します。

ストレスから身を守り、こころの健康を保つには、仕事と家庭のバランス、適度な運動、バランスのとれた食生活、十分な休養という健康的な生活習慣が大切です。いきいきと自分らしく生きることができるよう、こころの健康づくりに向け、意識の向上と知識の普及、相談しやすい環境づくりを進めます。

主要事業	事業内容
ア. こころの健康に関する普及啓発	こころの健康について正しく理解できるよう、市民意識の向上と知識普及を図ります。
	〔関連事業〕 ○うつ病等予防講演会
イ. 相談しやすい環境づくり	職場や地域において気軽に相談や情報提供が受けられる環境づくりに努めます。
	〔関連事業〕 ○健康相談

施策5 飲酒、喫煙に対する正しい知識の普及

アンケート調査では、飲酒、喫煙いずれも減っています。

飲酒については、リラックスしたりコミュニケーションを円滑にするなどの効果もありますが、過度の飲酒は肝機能障害やアルコール依存症などを発症させることがあります。未成年者の飲酒防止と、成人については適度な飲酒の普及啓発を図ります。

喫煙は、がん、心臓疾患、脳血管疾患、呼吸器疾患などの発症要因となります。健康増進法での受動喫煙の防止規定やたばこ枠組み条約の批准など、たばこは健康に害があるという認識のもと、たばこ対策を推進します。

主要事業	事業内容
ア. 未成年者の飲酒・喫煙の防止	未成年者の飲酒・喫煙防止の徹底を図ります。各種キャンペーン等を通じて未成年者の喫煙、飲酒防止について関係機関と連携した啓発活動に努めます。
	〔関連事業〕 ○各種キャンペーン
イ. 適度な飲酒の普及啓発	適度な飲酒量や休肝日の必要性などについて、知識の普及啓発を図ります。
	〔関連事業〕 ○健康教育
ウ. 喫煙に対する正しい知識の普及啓発と受動喫煙対策	妊産婦への喫煙防止指導を図ります。また、喫煙による健康への影響について知識の普及啓発を図るとともに、公共の場での受動喫煙防止対策を推進します。
	〔関連事業〕 ○母子保健 ○健康教育

施策 1 母子保健事業の推進

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等の問題に対応していく必要があります。

地域の中で安心して妊娠・出産に臨むことができ、赤ちゃんを健やかに育てていくことができるよう、訪問指導や母子健康手帳の交付、健康診査等を推進します。

主要事業	事業内容
ア. 妊産婦・新生児訪問指導の推進	育児不安の軽減や虐待予防に重点をおいて妊産婦、新生児のいる家庭への訪問指導を推進します。
	〔関連事業〕 ○訪問指導
イ. 妊産婦の保健対策	妊婦が健康で安心して出産ができるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、保健指導等を推進します。
	〔関連事業〕 ○母子健康手帳 ○健康診査 ○母親学級・両親学級 ○保健指導
ウ. 乳幼児健康診査の充実	乳幼児の年齢に応じて健康診査を実施し、疾病や障害を早期に発見するとともに、未受診者の状況把握、フォローを推進します。
	〔関連事業〕 ○健康診査 ○精密健康診査 ○保健指導
エ. 情報提供・相談事業の充実	妊娠、出産、子育てに関する情報提供と離乳食情報や育児相談等さまざまな育児に関わる相談に応じます。
	〔関連事業〕 ○母子健康教育 ○母子健康相談 ○母子保健バッグ ○健康カレンダー

施策2 特定健診・特定保健指導の充実

平成20年度から各医療保険者により生活習慣病の発症とかかわりの深いメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診と特定保健指導が行われています。この健診によって生活習慣病の有病者や予備軍を把握し、一人ひとりの健康状態や生活改善の必要度に応じた健康指導等を行うことによって、生活習慣病の発症や重症化の予防に努めています。

本市では国民健康保険の医療保険者として、健診や保健指導の必要性について普及啓発に努め、受診率の向上を図るとともに、特定保健指導については病気になる前に生活改善ができるよう保健指導の充実を図ります。

主要事業	事業内容
ア. 特定健診・特定保健指導の受診率の向上	国民健康保険の医療保険者として受診の必要性についての普及啓発に努めるとともに、受診しやすい環境づくりに努めます。 〔関連事業〕○特定健診・特定保健指導
イ. 特定保健指導の充実	特定保健指導については、病気になる前に生活改善ができるような情報提供や保健指導の充実を図ります。 〔関連事業〕○特定保健指導

施策3 感染症等の予防の推進

新型インフルエンザなど新たな感染症が出現しており、健康被害の未然防止や感染症の拡大防止に向けた迅速な初期対応の必要がある一方で、すでに克服したと考えられていた結核などの感染症への対応が必要となっています。

感染症の正しい知識を持ち、適切な予防行動が取れるよう普及啓発を行います。また、感染症を予防するうえで予防接種は重要であることから、今後も安全な予防接種体制の整備を図ります。

薬物乱用防止については、東京都および南多摩保健所と連携した取り組みを行っています。

主要事業	事業内容
ア. 感染症予防の推進	<p>感染症予防のための知識の普及や情報提供を行う一方、感染症発生時には南多摩保健所等と連携し、患者や接触者への適切な保健相談などの対応により感染拡大を防止します。</p> <p>〔関連事業〕 ○感染症対策</p>
イ. 新型インフルエンザ対策の推進	<p>新型インフルエンザに対する正しい知識と感染予防策についての普及啓発を図り、発生時に医師会等と協力し、医療体制確保に努めます。</p> <p>〔関連事業〕 ○新型インフルエンザ対策</p>
ウ. 薬物乱用防止対策の推進	<p>薬物に対する市民の意識を高め、薬物を使用することのないよう、東京都薬物乱用防止推進稲城市協議会等と連携し、薬物乱用防止活動を推進します。</p> <p>南多摩保健所の学年別薬物乱用防止教育プログラム等を活用した、小・中学校における薬物乱用防止教育を支援します。</p> <p>〔関連事業〕 ○薬物乱用防止ポスター・標語募集 ○健康まつり ○市民まつり ○薬物乱用防止教育 ○広報、ホームページへの掲載</p>

施策4 がん予防の充実

「がん対策基本法」の施行により、予防をより一層重視した取り組みが求められています。

がんは市民の主要死因の1位であり、全死因の約3割を占めています。がんの発症には運動や食生活、喫煙などの生活習慣が大きく関係しており、その改善によりがんの罹患を減少させることが期待できます。また、がんによる死亡者を減らすためには、がん検診を定期的に受診することが大切であり、特に東京都と比べてがん死亡率の高い子宮がんの受診に重点をおいた普及啓発に努めます。

なお、子宮頸がん予防ワクチンについては、公費助成を行っています。

主要事業	事業内容
ア. 生活習慣改善の促進	<p>がんの予防には、運動や食生活、喫煙など日頃の生活習慣が重要であることから、健康的な生活習慣に関する普及啓発と、生活習慣改善のための支援を図ります。</p> <p>〔関連事業〕 ○健康教育</p>
イ. がん検診受診率の向上	<p>がん検診受診についての普及啓発に努めるとともに、より多くの市民が受診できるよう受診しやすい体制づくりを推進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○がん検診</p>
ウ. 子宮頸がん予防ワクチン接種の促進	<p>子宮頸がん予防ワクチンについて周知を図り、接種の促進に努めます。</p> <p>〔関連事業〕 ○子宮頸がん予防ワクチン接種費用の一部助成</p>

施策5 歯の健康の推進

むし歯や歯周疾患の発症を予防するには、子どものころから歯の健康に対する意識を高めるとともに、定期的に健診を受けるなど歯の健康管理をしていくことが重要です。

乳幼児のむし歯予防対策、成人期の歯周病予防対策、高齢期の咀嚼機能維持対策などライフステージに応じた歯科保健対策を充実するとともに、誰もが身近な地域で適切な医療が受けられるかかりつけ歯科医をもつことを推進します。

主要事業	事業内容
ア. 乳幼児期のむし歯予防対策	むし歯予防のために正しい知識の普及に努めるとともに、むし歯予防対策として歯科健診、保健指導、予防処置（フッ素塗布等の情報提供）を推進します。
	〔関連事業〕 ○歯科健康診査 ○歯科健康教育
イ. 成人期の歯周病予防対策	歯科の二大疾患であるう蝕と歯周病は生活習慣と密接に関連していることから、生活習慣の改善に結びつくよう歯周疾患検診などを推進します。
	〔関連事業〕 ○歯周疾患検診 ○保健指導
ウ. 高齢期の咀嚼機能維持対策	高齢期における歯の喪失や咀嚼機能低下を予防します。
	〔関連事業〕 ○口腔機能向上プログラム

施策6 高齢者の健康づくりの推進

高齢期は、身体機能が徐々に低下し、生活習慣病の増加も懸念されることから日常生活の機能を維持する健康づくりや介護予防が必要となります。

高齢者の健康特性に留意した健康づくりと介護予防の取り組みが一貫性をもって行われるよう、健康増進事業と介護保険制度で位置づけられている地域支援事業の一体的な推進に取り組みます。

主要事業	事業内容
ア. 介護予防の推進	<p>介護予防のための生活機能評価を実施するとともに、介護予防の取り組みが必要とされた人の介護予防事業への参加を促進します。</p> <p>〔関連事業〕 ○二次予防事業対象者把握事業</p>
イ. 二次予防事業対象者への対応	<p>高齢者の虚弱状態の軽減や悪化の防止を図るため、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防などに努めます。</p> <p>〔関連事業〕 ○筋力アップトレーニング ○転倒骨折予防教室 ○プール運動プログラム ○口もと歯つらつ教室 ○もの忘れを予防するための教室 ○運動器の機能向上を目的としたプログラム ○食生活改善教室 ○閉じこもり予防 ○通所型介護予防事業</p>

施策 1 地域医療の充実

市民が、生涯を通じ健康的な生活を送るためには、乳幼児から高齢者まで誰もが安心して質の高い医療サービスを受けられるよう、地域医療の充実が必要です。

市内には平成 22 年 3 月現在、医科 40、歯科 33、病院 3（うち市立病院 1）の医療機関が整備されています。身近な医療機関としてのかかりつけ医を基礎に、症状に応じてより高度な医療を円滑に提供するため、病院と診療所の病診連携など地域の医療機関の相互の協力体制を推進します。

主要事業	事業内容
ア. かかりつけ医等の推進	市民が身近な地域で何でも相談できるかかりつけ医、口腔機能を維持するために歯科定期健康診査等を行うかかりつけ歯科医、医薬品の適正な使用について相談できるかかりつけ薬局をもつことを推進します。
	〔関連事業〕 ○かかりつけ医等推進事業
イ. 医療機関等の連携の推進	医師会、歯科医会、薬剤師会との連携のもと、医療機関等との連携体制を推進します。
	〔関連事業〕 ○休日急病診療事業 ○歯科医療連携推進事業
ウ. 在宅医療の推進	在宅での医療を望む患者やその家族が、より安心な医療サービスを受受できる診療所と病院が連携して医療を提供できる体制を推進します。
	〔関連事業〕 ○病診連携
エ. 情報提供	市民へ医療機関に関する情報の提供を推進します。
	〔関連事業〕 ○広報、ホームページへの掲載 ○救急テレホンサービス（稲城市消防署） ○ひまわり（東京都保健医療情報センター） ○稲城市医療機関等一覧表

施策2 市立病院と救急医療体制の充実

稲城市立病院では、病院と診療所、病院と病院との連携に取り組むことにより、地域診療情報を共有し、包括的な医療体制の確立に取り組んでいます。アンケート調査では、市内の医療体制の満足な点として「市立病院がある」ことをあげる人が最も多く、市立病院としての役割を果たすことが期待されています。

救急医療については、稲城市立病院が第二次救急医療機関として地域の要請に対応していますが、救急搬送患者は増加する一方であり、地域の救急医療機関が相互に協力・連携して円滑な受け入れができるよう、体制を整備します。また、災害発生時の医療救護体制を整備します。

主要事業	事業内容
ア. 市立病院の充実	市立病院と診療所との間で進められているオンラインシステムをさらに充実し、高度医療機器の共同利用等、地域の中核病院としての機能充実を図ります。
	〔関連事業〕 ○医療連携
イ. 救急医療体制の充実	地域の救急医療機関が相互に協力・連携して救急患者を受け入れる体制を整備します。また、緊急性の認められない傷病者に対し、本人の同意を得たうえで自己受診を促す救急搬送トリアージ*を実施します。 東京都で行われている脳卒中を発症した患者を速やかに急性期医療機関に救急搬送できる仕組みや産科と新生児医療の体制が整っている母体救急搬送システムを的確に推進します。
	〔関連事業〕 ○救急医療機関の連携 ○救急搬送トリアージ ○母体救急搬送システム
ウ. 救急情報の提供	救急テレホンサービスを充実・強化して、市民自身が傷病程度に関わる緊急性の判断を行う際に、緊急受診の可否や応急手当などのアドバイスを行い、診療可能な医療機関情報などの提供を行います。
	〔関連事業〕 ○救急相談センター（東京消防庁）
エ. 災害時の医療体制の整備	災害発生時のより実効性の高い医療救護体制を目指し、地域防災計画の見直しに際して、災害時医療体制の整備充実を図ります。
	〔関連事業〕 ○災害時医療救護体制の整備充実

施策3 健康づくり環境の整備

健康づくりをより充実させるためには、地域を取り巻く社会環境の整備が重要です。正しい健康情報の提供や、保健センターを中心とした健康学習の場や機会の確保をはじめ、身近な地域で運動やスポーツをする場の確保を推進します。また、現在、整備を進めつつある稲城市健康プラザは、市民一人ひとりの健康づくりへの取り組みを支える拠点としての役割が期待されます。

主要事業	事業内容
ア. 健康づくり情報の提供	市民一人ひとりが自分に合った健康づくりを選んで実行できるよう、正確な情報の提供や学習の場の確保を図ります。
	〔関連事業〕 ○保健センター ○生涯学習
イ. 稲城市健康プラザの開設と健康づくり活動の場の提供	稲城市健康プラザを開設し、運動メニューの提供など、楽しく継続的に健康づくりに取り組むことができるよう活動の場の提供を図ります。
	〔関連事業〕 ○稲城市健康プラザ
ウ. 公園等の整備	身近な場所で気軽に健康づくりに取り組むことができるよう健康づくり公園、緑の中や水辺を歩ける環境づくりなど、身体活動のための場を整備します。
	〔関連事業〕 ○公園 ○遊歩道

施策4 保健医療・福祉の連携

高齢者や障害者が住み慣れた地域において、できるだけ健康で自立した生活ができるよう、地域のさまざまな機関が連携を図り、それぞれの役割分担のもと連携した取り組みを行います。

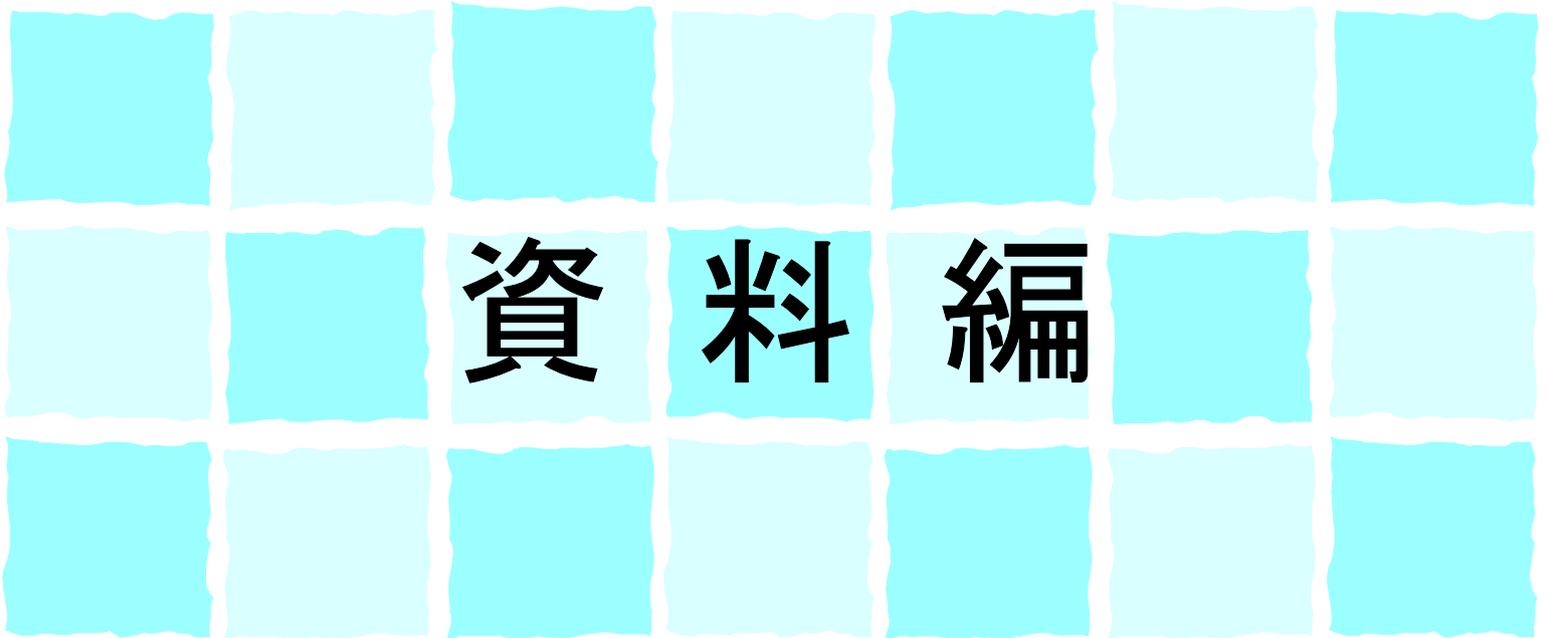
主要事業	事業内容
ア. 地域保健協議会の開催	<p>市民の保健医療のため、保健医療に関する事項を稲城市地域保健協議会で協議します。</p> <p>〔関連事業〕 ○稲城市地域保健協議会</p>
イ. 保健医療・福祉の連携強化	<p>健康増進のための正しい知識の普及や疾病予防といった保健サービス、安心して受診できる医療サービス、地域で安心して暮らせる福祉サービスの連携が、さらに効果的に進められるよう努めます。</p>
ウ. 虐待防止への対応	<p>かかりつけ医が子ども、高齢者、障害者の虐待を発見した際に関係機関と連携した取り組みに努めます。</p> <p>〔関連事業〕 ○虐待防止対策</p>

施策5 人とペット（動物）が共生できる社会の推進

近年、市民の動物飼養への志向の高まりとともに、ペットは単なる愛玩の対象から「家族の一員」「人生のパートナー」として、飼い主との深い関わりを持つようになってきました。その反面、動物飼養に対する理解不足から遺棄や虐待、マナー欠如による近隣への迷惑行為なども増えています。

本市では、動物愛護および適正飼養の推進とともに、犬の予防接種の推進を図るなど安全確保を徹底し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

主要事業	事業内容
ア. 犬の登録、狂犬病予防注射の徹底	犬の登録や狂犬病予防注射の接種の徹底を推進します。
	〔関連事業〕 ○犬の登録事業 ○狂犬病予防注射事業
イ. 愛護および適正飼養の推進	犬の飼い方講習会等を通じて、愛護および適正飼養を推進します。
	〔関連事業〕 ○犬の飼い方講習会 ○看板設置 ○広報、ホームページへの掲載
ウ. 人畜共通感染症への対応	ペットを媒介とした感染症に関する正しい情報提供を図ります。
	〔関連事業〕 ○広報、ホームページへの掲載



資料編

目次

1	用語解説	243
2	検討経過	250
3	策定委員会設置要綱	254
4	策定委員会委員名簿	256
5	保健福祉マップ	257

1 用語解説

※ 障害福祉関係の用語解説については、P248 以降にまとめて掲載しています。

■ あ

稲城エデュケーションプログラム（P174）

3つの核である「基礎・基本の徹底」「本物との出会い」「連携」を通じた教育活動を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力、判断力、表現力の育成、豊かな心の育成と体力の向上に力を入れ、子どもたちの生き抜く力の育成を図る。

■ か

介護支援ボランティア制度（P59）

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、これに対して交付金を交付する制度。（活動実績に応じて、実質的に介護保険料の負担を軽減するもの。）

救急搬送トリアージ（P237）

平常時において、救急隊が出動先で救急搬送を希望している患者の緊急度や重症度を評価し、緊急性が低いと判断した場合は、自身での医療機関受診を勧める制度。

権利擁護事業（P94）

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行うもの。

合計特殊出生率（P8）

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

高次脳機能障害（P128）

脳卒中（くも膜下出血・脳内出血等）・感染症などの病気や交通事故・転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障害。

高齢者自立支援ネットワーク（P42）

地域の高齢者の見守り体制づくり。

■ さ

災害時要援護者市民相互支援ネットワーク（災害時要援護者登録）（P100）

災害時に自力で避難することが難しい高齢の方や障害のある方などの所在やその他の状況を行政機関や自治会、自主防災組織、民生・児童委員などが日頃から把握し、災害時にいち早く安否確認ができ、迅速な初期支援活動につなげるための市民相互支援ネットワーク。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（P171）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいう。

シックハウス対策（P175）

建築材料・内装材等から発散する化学物質による室内空気汚染などに起因する健康への影響（いわゆるシックハウス症候群）を防止するための、厚生労働省・文部科学省の基準に基づく対策。

市民活動ポイント制度（P59）

市民活動（社会貢献活動）参加者へのポイント配布を通して、市民の活動への参加意欲を促し、地域の活性化を図るための制度で、平成23年度より試行を実施している。

障害者自立支援法（P128）

障害種別ごとに縦割りにされていた障害者福祉制度を全面的に見直し、自立支援の観点から一元的なサービス提供システムを規定した法律。平成18年4月から一部施行、同年10月から全面施行されたが、平成25年8月までに廃止、障害者総合福祉法（仮称）施行を予定している。

食育基本法（P219）

食育とは、生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むことができるよう、心身の健康の基本となる食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食育基本法は、食育を総合的かつ計画的に推進することを目的に平成17年に施行された。

シルバー人材センター（P105）

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき区市町村ごとに設置されている公益法人で、定年退職者などの高齢者に、臨時的・短期的またはその他の軽易な就業を提供する。

成年後見制度（P94）

認知症や知的障害、精神障害など判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ任意後見がある。

ソーシャルインクルージョン（P46）

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

た

第二次救急医療機関（P189）

第二次救急医療機関とは、入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療機関で、病院群輪番制病院が行う。

地域ケア会議（P42）

地域包括支援センターの主催で市、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、みどりクラブ等の情報交換や個別の見守り支援を行っている。

地域包括ケア（P42）

住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。

地域密着型サービス（P107）

認知症高齢者や独居高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内で提供されるサービスであり、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスなどのサービスがある。

特定健診・特定保健指導（P203）

特定健康診査は、40歳以上75歳未満の方に対するメタボリックシンドロームに着目した健診で、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すために行われるサポートを特定保健指導という。

■ な

二次予防事業（P102）

65歳以上の高齢者で、要支援又は要介護状態になるおそれがあるとされた方を対象に、要介護・要支援状態となることを予防するために行う事業

認証保育所（P170）

東京都独自の制度で、現在の認可保育所だけでは応えきれていない大都市のニーズに対応しようとする試み。0歳児保育や13時間の開所など、大都市の特性に着目した都独自の基準（認証基準）を設定し、企業の経営感覚の発揮により、多様化する保育ニーズに応えることのできる新しいスタイルの保育所を設けるもの。

認定こども園（P170）

幼稚園、保育所等のうち、保護者の就労の有無に関わらず就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、子育て相談や集いの場の提供など地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が認定こども園として認定した施設をいう。

ノーマライゼーション（P51）

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

■ は

はつらつワーク稲城（P105）

稲城市社会福祉協議会が国の許可と東京都および稲城市の支援を受けて運営する高年齢者（概ね55歳以上の方）のための就業支援センター（無料職業紹介所）。

発達障害者（P128）

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。発達障害者は、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者。

ピア活動（P144）

ピアとは、仲間、当事者の意味。ピアサポートとは、自立を目指す障害者や同世代など、同じような障害・課題をもっているなど価値観を共有しやすい仲間（ピア）が自分たちの経験を通して仲間として話し合い、課題等に対する態度や行動を意思決定できるよう支える支援活動のこと。

ファミリー・サポート・センター事業（P170）

子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助を行いたい方が会員となる相互援助の仕組みをつくり、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをするための活動。

■ ま

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）（P203）

内臓脂肪型肥満に加え、高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を併発した状態をいう。

■ や

要保護児童対策地域協議会（P42）

保健・医療・教育・福祉・警察などの地域における関係機関・団体が連携し、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童などの早期発見や適切な保護・援助を図ることを目的とした会議。

■ ら

レスパイト（P137）

休息・息抜きなどの意味。レスパイトケアは、在宅ケアを担う家族などの介護者が、休養やリフレッシュできるよう、一時預かりなどの代替ケアを行うもの。

◆ 障害福祉関係サービス（P118）

共同生活援助（グループホーム）【自立支援法・自立支援給付】

地域で家庭的な雰囲気のもと障害のある人が共同生活を営み、その住宅において相談や日常生活上の援助を行うサービス。

共同生活介護（ケアホーム）【自立支援法・自立支援給付】

共同生活援助（グループホーム）の援助に加えて、入浴・排せつ・食事の介護なども行うサービス。

緊急一時保護【自立支援法・地域生活支援事業】

自宅で介護を行う人が、病気などで家庭における介護が困難となった場合、一時的に施設に入所し入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス。

施設入所支援【自立支援法・自立支援給付】

施設入所者へ日中活動ではなく生活の場として、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス。

児童発達支援【児童福祉法】

障害児に施設への通所により日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うサービス。

就労移行支援【自立支援法・自立支援給付】

一般企業で働きたい障害者に、一定期間働くためのサービス提供を行うサービス。

就労継続支援B型【自立支援法・自立支援給付】

雇用契約に基づく就労が困難な障害者に福祉的な就労の場を提供するサービス。

自立訓練（生活訓練）【自立支援法・自立支援給付】

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、期間を定めて生活能力向上のために必要な訓練などを行うサービス。

生活介護【自立支援法・自立支援給付】

常に介護が必要な人に、施設において入浴・排せつ・食事の介護や創作活動の機会の提供などを行うサービス。

相談支援【自立支援法・自立支援給付及び地域生活支援事業】

総合的相談やサービス利用援助のほか、計画的なプログラムに基づく支援を必要とする場合にサービス利用計画の作成などを行うサービス。

短期入所【自立支援法・自立支援給付】

自宅で介護を行う人が、病気などで家庭における介護が困難となった場合、一時的に施設に入所し入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス。

地域活動支援センター【自立支援法・地域生活支援事業】

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行うサービス。

日中一時支援【自立支援法・地域生活支援事業】

障害のある人などの日中活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図るサービス。

放課後等デイサービス【児童福祉法】

放課後や長期休暇中に障害児へ生活能力向上のための訓練等を継続的に行うサービス。

療育相談・療育体験

心身の成長や発達に遅れやかたよりがある子どもについての相談、早期療育を行うサービス。

2 検討経過

本計画の策定にあたっては、総合的に検討するため一般公募による市民、学識経験者、福祉関係団体の代表者、保健福祉関係機関に属する者で構成する第二次稲城市保健福祉総合計画策定委員会を設置しました。

策定委員会は、全体会と5つの専門部会に分かれ、基本計画別に検討がなされました。

また、より広範に市民からの意見を計画に反映するために、パブリックコメントを実施しています。

(1) 全体会

回	年月日	議題
第1回	平成22年 12月13日(月)	・正副委員長選出 ・第二次稲城市保健福祉総合計画の策定について
第2回	平成23年 1月31日(月)	・アンケートの内容について ・第二次計画基本理念のイメージについて
第3回	平成23年 5月26日(木)	・全体スケジュールについて ・第二次計画基本理念のイメージについて ・アンケート調査結果について
第4回	平成23年 6月30日(木)	・現行計画の主な成果について ・共通課題について ・計画のフレームについて
第5回	平成23年 10月3日(月)	・各専門部会からの報告について ・基本方針及び基本計画について ・パブリックコメントについて
第6回	平成23年 10月21日(金)	・基本理念及び基本計画について ・第二次稲城市保健福祉総合計画【概要版】について ・共通課題について ・パブリックコメントについて
第7回	平成24年 1月16日(月)	・パブリックコメントの報告について ・報告書最終案について

(2) 地域福祉部会

回	年月日	議題
第1回	平成22年 12月13日(月)	・地域福祉部会座長選出 ・アンケート調査の項目検討
第2回	平成23年 1月31日(月)	・アンケート調査の項目検討
第3回	平成23年 5月26日(木)	・アンケート調査結果について
第4回	平成23年 6月30日(木)	・現行計画の主な成果について
第5回	平成23年 8月11日(木)	・第二次稲城市保健福祉総合計画(案)について ・地域福祉分野のイメージについて
第6回	平成23年 9月14日(水)	・地域福祉分野について ・基本理念について

(3) 高齢者部会

回	年月日	議題
第1回	平成22年 12月13日(月)	・高齢者部会座長選出 ・アンケート調査の項目検討
第2回	平成23年 1月31日(月)	・アンケート調査の項目検討
第3回	平成23年 5月26日(木)	・アンケート調査結果について
第4回	平成23年 6月30日(木)	・現行計画の主な成果について
第5回	平成23年 7月22日(金)	(介護保険運営協議会との合同開催) ・高齢者の現状と課題について
第6回	平成23年 9月5日(月)	・第二次稲城市保健福祉総合計画(案)について ・高齢者保健福祉分野について

(4) 障害者部会

回	年月日	議題
第1回	平成22年 12月13日(月)	・障害者部会座長選出 ・アンケート調査の項目検討
第2回	平成23年 1月31日(月)	・アンケート調査の項目検討
第3回	平成23年 5月26日(木)	・アンケート調査結果について
第4回	平成23年 6月30日(木)	・現行計画の主な成果について
第5回	平成23年 8月2日(火)	・障害者福祉分野について
第6回	平成23年 9月2日(金)	・第二次稲城市保健福祉総合計画(案)について ・障害者福祉分野について

(5) 子育て支援部会

回	年月日	議題
第1回	平成22年 12月13日(月)	・子育て支援部会座長選出 ・アンケート調査の項目検討
第2回	平成23年 1月31日(月)	・アンケート調査の項目検討
第3回	平成23年 5月26日(木)	・アンケート調査結果について ・現行計画の主な成果について
第4回	平成23年 6月30日(木)	・現行計画の主な成果について ・計画書について ・共通課題に対応した各分野の事業について
第5回	平成23年 7月27日(水)	・現行計画の主な成果修正版について
第6回	平成23年 9月15日(木)	・第二次稲城市保健福祉総合計画(案)について ・子育て支援分野について

(6) 保健医療部会

回	年月日	議題
第1回	平成22年 12月13日(月)	・保健医療部会座長選出 ・アンケート調査の項目検討
第2回	平成23年 1月31日(月)	・アンケート調査の項目検討
第3回	平成23年 5月26日(木)	・アンケート調査結果について ・今後の課題について
第4回	平成23年 6月30日(木)	・現行計画の主な成果について ・共通課題に対応した各分野の事業について ・アンケート自由回答について
第5回	平成23年 8月2日(火)	・保健医療分野について ・数値目標について
第6回	平成23年 9月9日(金)	・第二次稲城市保健福祉総合計画(案)について ・保健医療分野について

(7) パブリックコメント

項目	内容
対象	市内在住・在勤・在学の方
意見募集の期間	平成23年11月15日(火)から平成23年11月28日(月)まで
意見の提出	なし
周知方法	広報いなぎ11月15日号、市ホームページ
閲覧場所	市ホームページ、市役所(行政情報コーナー・生活福祉課)、平尾・若葉台出張所、福祉センター、文化センター、総合体育館、中央図書館、地域振興プラザ

3 策定委員会設置要綱

第二次稲城市保健福祉総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第二次稲城市保健福祉総合計画（以下「総合計画」という。）を総合的に検討し計画策定するため、第二次稲城市保健福祉総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。ただし、策定委員会が必要と認めたときは次の各号を変更し、又は追加し、若しくは削除することができる。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事。
- (2) 高齢者福祉計画の策定に関する事。
- (3) 障害者福祉計画の策定に関する事。
- (4) 子育て支援計画の策定に関する事。
- (5) 保健医療計画の策定に関する事。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉に関する関係団体の代表者
- (3) 保健福祉関係機関に属する者
- (4) 一般公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、就任の日から平成24年3月31日とし、補欠委員の期間は、前任者残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出するものとする。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 策定委員会は、下部組織として専門部会を置く。

- 2 専門部会は、第2条各号に掲げる所掌事項について、課題と解決方策を明確にし、総合計画の作成を行い、策定委員会に報告するものとする。
- 3 専門部会は、第3条に掲げる委員及び関係職員をもって構成する。
- 4 専門部会に座長を置く。
- 5 座長は、専門部会に属する委員の互選により選出するものとする。
- 6 専門部会は、必要に応じて委員等以外の者に出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

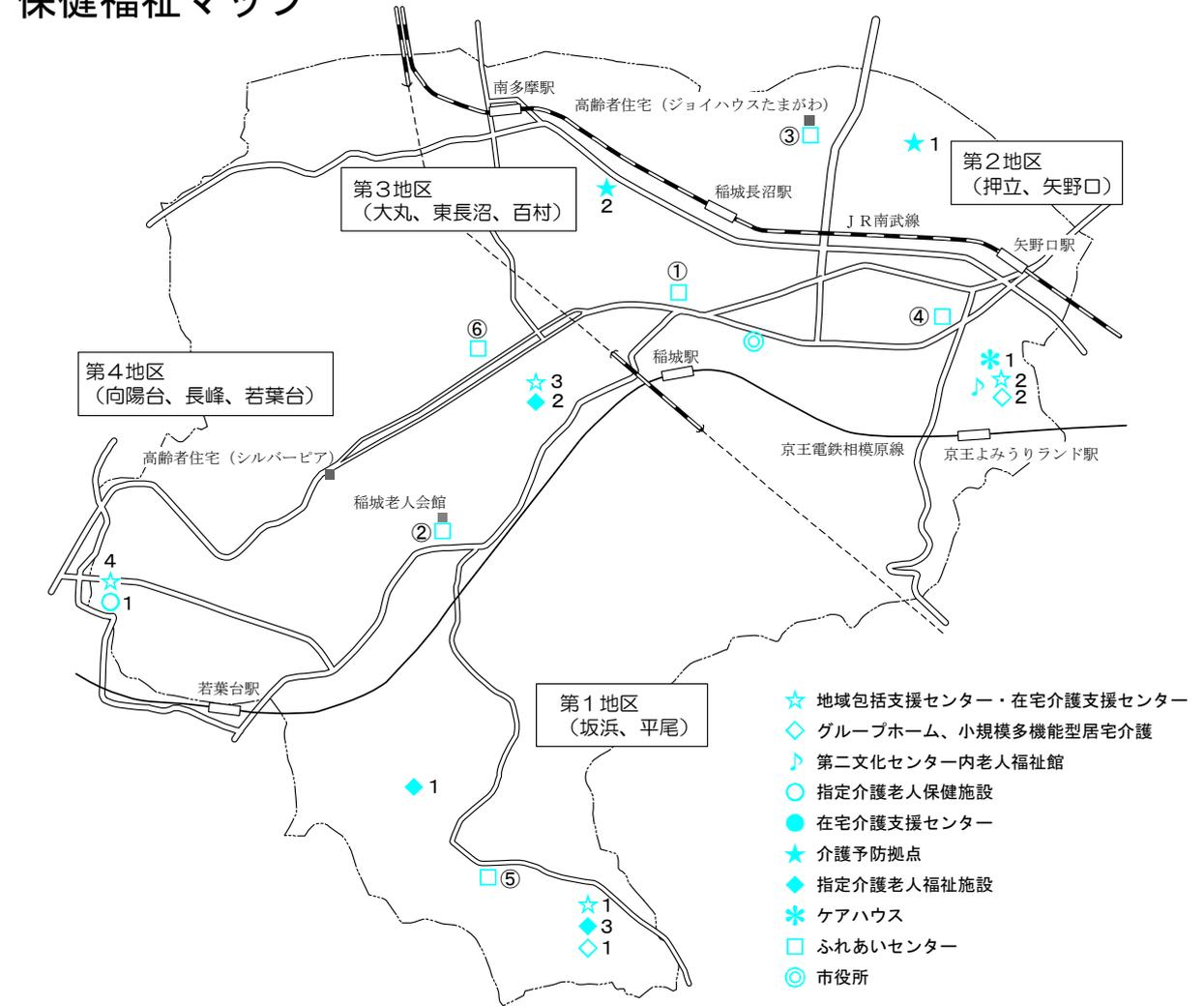
この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

4 策定委員会委員名簿

	選出区分	組織・職名	役職	氏名
地域福祉部会	学識経験者	日本社会事業大学 前学長	委員長	大橋 謙 策
	保健福祉 関係機関	稲城市社会福祉協議会 会長	副委員長兼 部会座長	石井 律 夫
	保健福祉 関係機関	稲城市民生委員協議会第一地区 副会長	委員	城所 恵 子
	その他	稲城市自治会連合会 前会長	委員	松原 輝 進
高齢者部会	学識経験者	日本大学 教授	部会座長	内藤 佳津雄
	福祉関係団体	稲城市みどりクラブ連合会 前会長	委員	井上 澄 男
	保健福祉 関係機関	介護老人福祉施設いなぎ正吉苑 副施設長	委員	小手川 美 香
	一般公募		委員	齋藤 隆 夫
障害者部会	学識経験者	東洋英和女学院大学 教授	部会座長	石渡 和 実
	福祉関係団体	社会福祉法人正夢の会 総合施設長	委員	山本 あおひ
	保健福祉 関係機関	稲城市身体障害者福祉協会 会長	会長	渡瀬 勝
	一般公募			川本 安岐夫
子育て支援部会	学識経験者	駒澤女子短期大学 教授	部会座長	高玉 和 子
	福祉関係団体	若葉台バオバブ保育園 園長	委員	和田 秀 一
	保健福祉 関係機関	稲城市民生児童委員協議会 主任児童委員	委員	狩野 和 枝
	一般公募			松本 幸 子
保健医療部会	福祉関係団体	稲城市医師会 会長	部会座長	木村 栄 成
	福祉関係団体	稲城市歯科医会 会長	委員	藤本 卓
	保健福祉 関係機関	東京都南多摩保健所 所長	委員	赤穂 保
	その他	健康な食事づくり推進委員 代表	委員	楨 ハル子

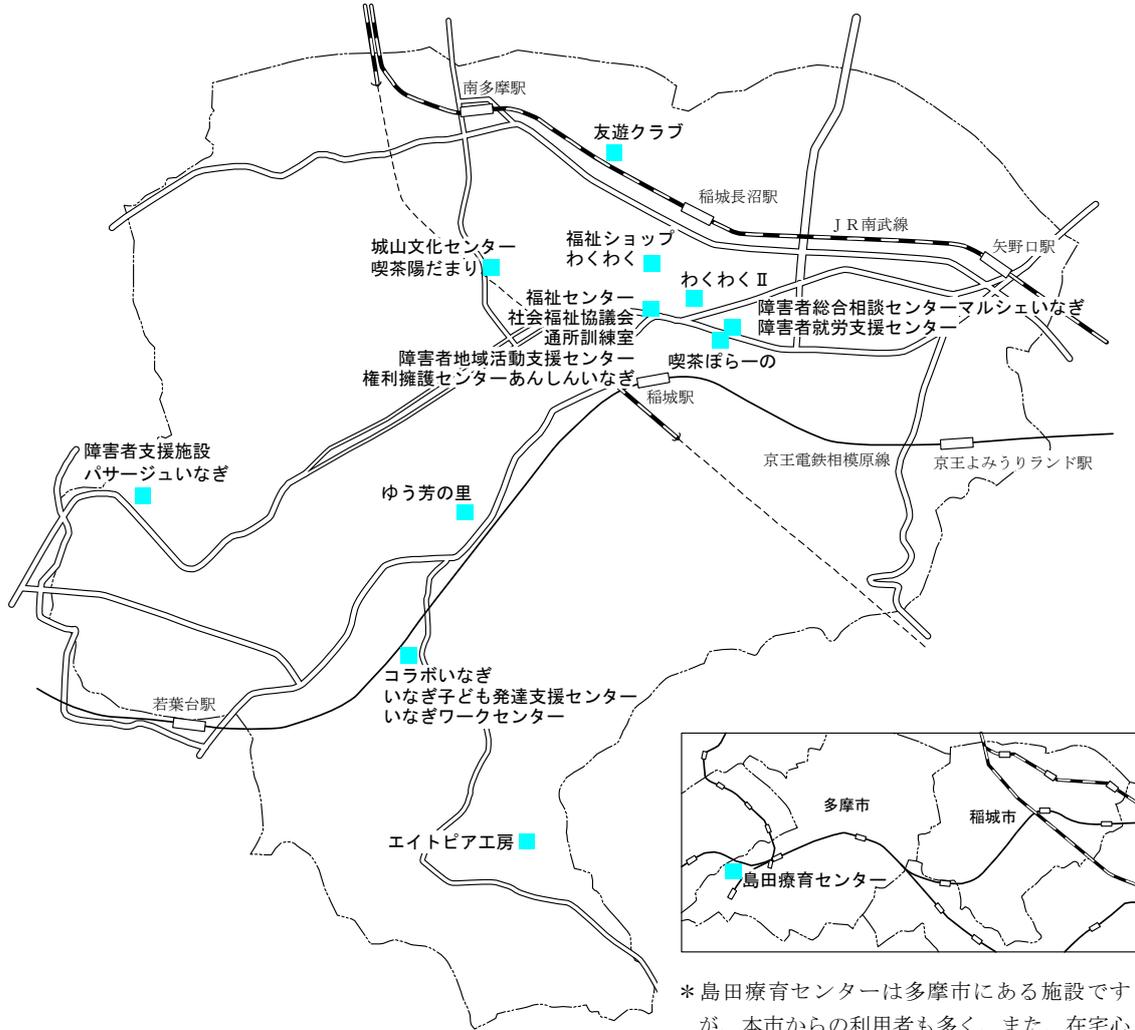
5 保健福祉マップ

高齢者関連施設分布図



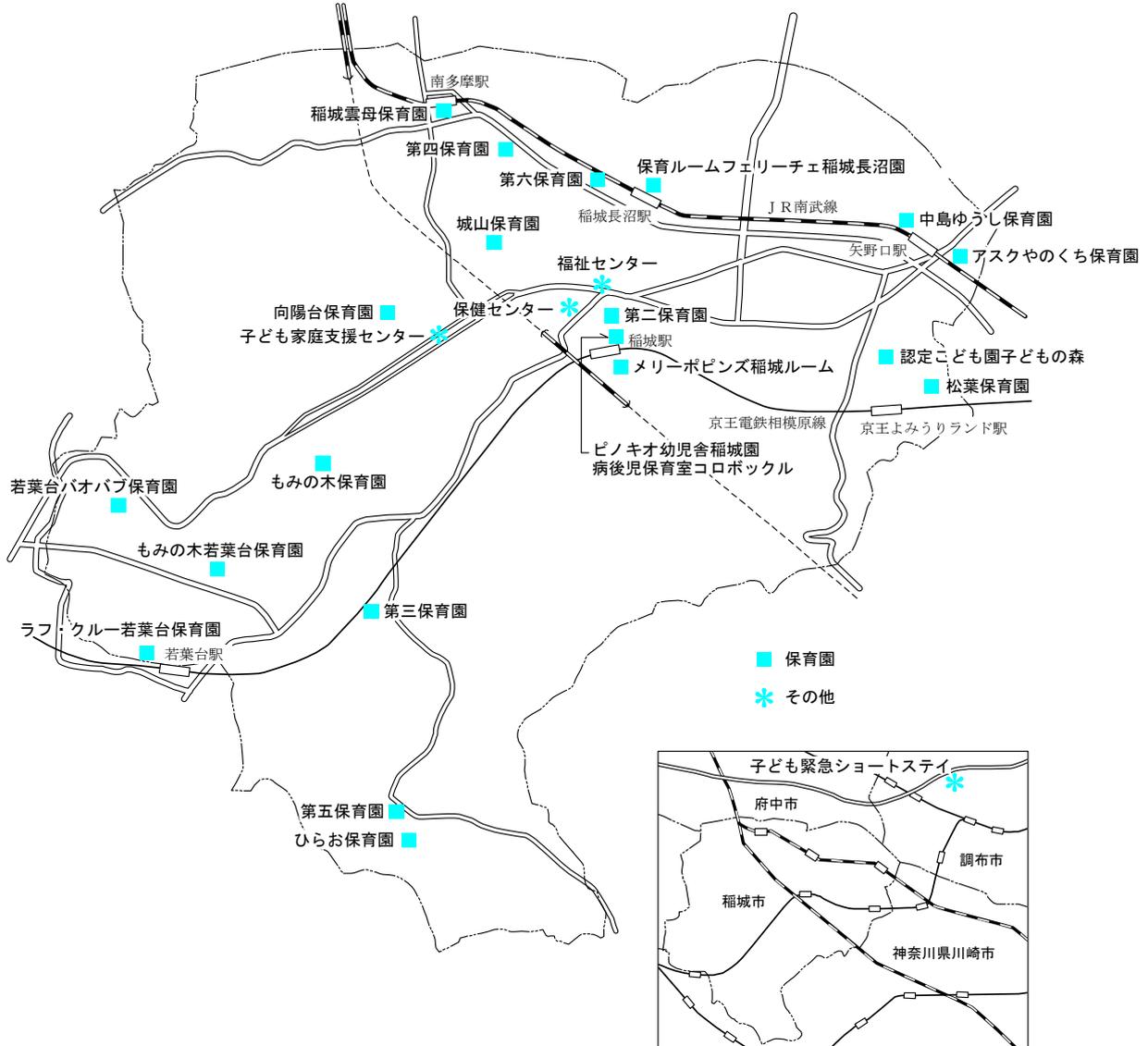
日常生活圏域（地名）	福祉施設
第1地区 （坂浜、平尾）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターひらお苑(★1) ・グループホームやまもも、高齢者生活支援ハウスどんぐり(◇1) ・ふれあいセンター坂浜(□②) ・ふれあいセンター平尾(□⑤) ・特別養護老人ホームいなぎ正吉苑(◆1) ・特別養護老人ホームひらお苑(◆3)
第2地区 （押立、矢野口）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターいなぎ正吉苑(★2) ・グループホームやのくち正吉苑(◇2) ・小規模多機能型居宅介護やのくち正吉苑(◇2) ・押立の家(介護予防拠点)(★1) ・ふれあいセンター押立(□③) ・ふれあいセンター矢野口(□④) ・ケアハウスハーモニー松葉(*1)
第3地区 （大丸、東長沼、百村）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターいなぎ苑(★3) ・大丸憩いの家(介護予防拠点)(★2) ・福祉センター(ふれあいセンター)(□①) ・特別養護老人ホームいなぎ苑(◆2)
第4地区 （向陽台、長峰、若葉台）	<ul style="list-style-type: none"> ・稲城在宅介護支援センター(☆4) ・ふれあいセンター向陽台(□⑥) ・老人保健施設ヒルトプロマン(○1)

障害者関連施設分布図



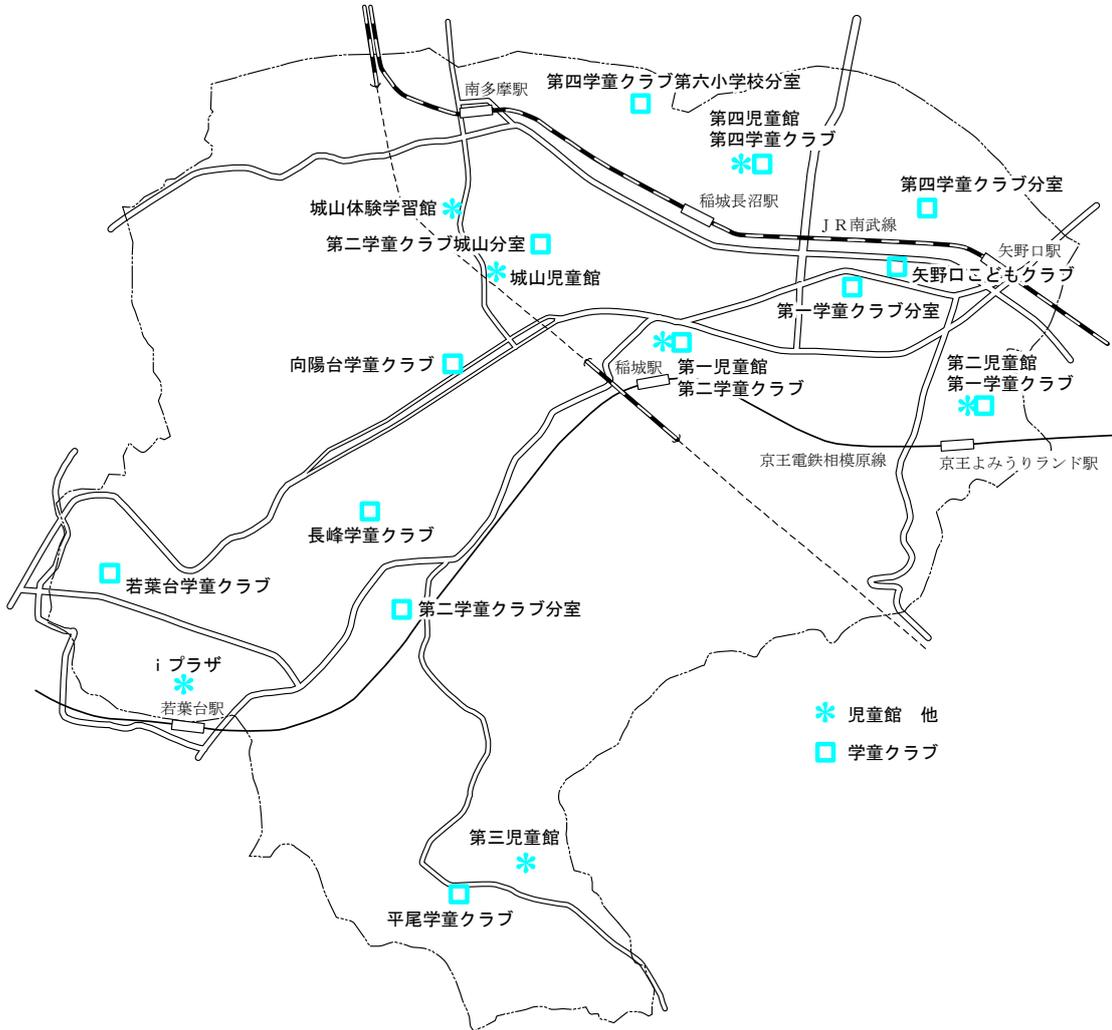
*島田療育センターは多摩市にある施設ですが、本市からの利用も多く、また、在宅心身障害者（児）緊急一時保護の委託先でもあり、重度心身障害者等のバックアップ施設として本市の障害福祉施策を考えていくうえで非常に重要な施設となっています。

児童関連施設分布図（I）



*子ども緊急ショートステイは調布市にある児童養護施設調布学園ですが、保護者の方が一時的に育児困難になった時に、宿泊を伴いながら短期間お子さんをお預かりする施設として市が委託する施設です。

児童関連施設分布図（Ⅱ）



第二次稲城市保健福祉総合計画

発行日 平成24年3月

編集・発行 稲城市福祉部

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電話 042-378-2111 (代表)

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>



稲 城 市

編集・発行 稲城市福祉部

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地 TEL 042-378-2111 (代表)